

平成30年第4回志布志市議会定例会会議録
目 次

| 第1号（12月3日） | 頁 |
|----------------------------------------------------------------|----|
| 1. 議事日程 | 15 |
| 2. 出席議員氏名 | 17 |
| 3. 欠席議員氏名 | 17 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 17 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 17 |
| 6. 開 会・開 議 | 18 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 18 |
| 8. 日程第2 会期の決定 | 18 |
| 9. 日程第3 報告 | 18 |
| 10. 日程第4 認定第1号 平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について | 18 |
| 11. 日程第5 認定第2号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について | 32 |
| 12. 日程第6 認定第3号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について | 32 |
| 13. 日程第7 認定第4号 平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて | 32 |
| 14. 日程第8 認定第5号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて | 32 |
| 15. 日程第9 認定第6号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について | 32 |
| 16. 日程第10 認定第7号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて | 32 |
| 17. 日程第11 認定第8号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算 認定について | 32 |
| 18. 日程第12 認定第9号 平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について | 32 |
| 19. 日程第13 議案第63号 平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について | 42 |
| 20. 日程第14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度志布志市一般会計補正予算（第5号）) | 43 |
| 21. 日程第15 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度志布志市一般会計補正予算（第6号）) | 47 |
| 22. 日程第16 議案第64号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 | |

| | | | |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------|----|
| | | 理に関する条例の制定について …………… | 48 |
| 23. | 日程第17 | 議案第65号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について…… | 49 |
| 24. | 日程第18 | 議案第66号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について…… | 51 |
| 25. | 日程第19 | 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条 例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制 定について …………… | 52 |
| 26. | 日程第20 | 議案第68号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について…… | 53 |
| 27. | 日程第21 | 議案第69号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について …… | 53 |
| 28. | 日程第22 | 議案第70号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について …………… | 57 |
| 29. | 日程第23 | 議案第71号 通山青少年館の指定管理者の指定について …………… | 57 |
| 30. | 日程第24 | 議案第72号 原田青少年館の指定管理者の指定について …………… | 57 |
| 31. | 日程第25 | 議案第73号 山重青少年館の指定管理者の指定について …………… | 57 |
| 32. | 日程第26 | 議案第74号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について …………… | 57 |
| 33. | 日程第27 | 議案第75号 有明青少年館の指定管理者の指定について …………… | 57 |
| 34. | 日程第28 | 議案第76号 野神青少年館の指定管理者の指定について …………… | 57 |
| 35. | 日程第29 | 議案第77号 財産の取得について …………… | 58 |
| 36. | 日程第30 | 議案第78号 財産の処分について …………… | 59 |
| 37. | 日程第31 | 議案第79号 字の区域変更について …………… | 60 |
| 38. | 日程第32 | 議案第80号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号） …………… | 61 |
| 39. | 日程第33 | 議案第81号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 65 |
| 40. | 日程第34 | 議案第82号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号） …… | 66 |
| 41. | 日程第35 | 議案第83号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号） … | 67 |
| 42. | 日程第36 | 同意第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて …… | 68 |
| 43. | 散 会 | …………… | 68 |

第2号（12月5日）

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| 1. | 議事日程 …………… | 69 |
| 2. | 出席議員氏名 …………… | 70 |
| 3. | 欠席議員氏名 …………… | 70 |
| 4. | 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 …………… | 70 |
| 5. | 議会事務局職員出席者 …………… | 70 |
| 6. | 開 議 …………… | 71 |
| 7. | 日程第1 会議録署名議員の指名 …………… | 71 |
| 8. | 日程第2 報告 …………… | 71 |

| | | |
|---------|-------|-----|
| 9. 日程第3 | 一般質問 | 71 |
| | 野村 広志 | 71 |
| | 小野 広嗣 | 90 |
| | 尖 信一 | 110 |
| | 青山 浩二 | 132 |
| 10. | 散 会 | 151 |

第3号（12月6日）

| | | |
|----|----------------------------|-----|
| 1. | 議事日程 | 152 |
| 2. | 出席議員氏名 | 153 |
| 3. | 欠席議員氏名 | 153 |
| 4. | 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 153 |
| 5. | 議会事務局職員出席者 | 153 |
| 6. | 開 議 | 154 |
| 7. | 日程第1 会議録署名議員の指名 | 154 |
| 8. | 日程第2 一般質問 | 154 |
| | 八代 誠 | 154 |
| | 南 利尋 | 168 |
| | 市ヶ谷 孝 | 185 |
| | 鶴迫 京子 | 201 |
| 9. | 散 会 | 220 |

第4号（12月7日）

| | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. | 議事日程 | 221 |
| 2. | 出席議員氏名 | 222 |
| 3. | 欠席議員氏名 | 222 |
| 4. | 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 222 |
| 5. | 議会事務局職員出席者 | 222 |
| 6. | 開 議 | 223 |
| 7. | 日程第1 会議録署名議員の指名 | 223 |
| 8. | 追加日程第1 久井仁貴君の議員辞職の件 | 223 |
| 9. | 日程第2 一般質問 | 224 |
| | 小園 義行 | 224 |
| 10. | 日程第3 議案第84号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す | |

| | | | |
|----------|--------|------------------------------------------|-----|
| | | る条例の制定について | 242 |
| 11. 日程第4 | 議案第85号 | 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について | 243 |
| 12. 日程第5 | 議案第86号 | 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号） | 245 |
| 13. 日程第6 | 議案第87号 | 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号） | 246 |
| 14. 散会 | | | 247 |

第5号（12月19日）

| | | | |
|-------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | | | 248 |
| 2. 出席議員氏名 | | | 250 |
| 3. 欠席議員氏名 | | | 250 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | | | 250 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | | | 250 |
| 6. 開議 | | | 251 |
| 7. 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | | 251 |
| 8. 日程第2 | 報告 | | 251 |
| 9. 日程第3 | 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙 | | 251 |
| 10. 日程第4 | 議案第64号 | 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 252 |
| 11. 日程第5 | 議案第65号 | 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 253 |
| 12. 日程第6 | 議案第66号 | 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 254 |
| 13. 日程第7 | 議案第67号 | 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について | 255 |
| 14. 日程第8 | 議案第68号 | 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について | 257 |
| 15. 日程第9 | 議案第69号 | 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について | 257 |
| 16. 日程第10 | 議案第70号 | 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について | 258 |
| 17. 日程第11 | 議案第71号 | 通山青少年館の指定管理者の指定について | 259 |
| 18. 日程第12 | 議案第72号 | 原田青少年館の指定管理者の指定について | 259 |
| 19. 日程第13 | 議案第73号 | 山重青少年館の指定管理者の指定について | 259 |
| 20. 日程第14 | 議案第74号 | 蓬原青少年館の指定管理者の指定について | 259 |
| 21. 日程第15 | 議案第75号 | 有明青少年館の指定管理者の指定について | 259 |
| 22. 日程第16 | 議案第76号 | 野神青少年館の指定管理者の指定について | 259 |
| 23. 日程第17 | 議案第77号 | 財産の取得について | 262 |

| | | | | |
|-----|-------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----|
| 24. | 日程第18 | 議案第78号 | 財産の処分について | 263 |
| 25. | 日程第19 | 議案第79号 | 字の区域変更について | 264 |
| 26. | 日程第20 | 議案第80号 | 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号） | 265 |
| 27. | 日程第21 | 議案第81号 | 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 272 |
| 28. | 日程第22 | 議案第82号 | 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 273 |
| 29. | 日程第23 | 議案第83号 | 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号） | 274 |
| 30. | 日程第24 | 陳情第3号 | 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書 | 275 |
| 31. | 日程第25 | 議案第84号 | 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 277 |
| 32. | 日程第26 | 議案第85号 | 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 278 |
| 33. | 日程第27 | 議案第86号 | 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号） | 279 |
| 34. | 日程第28 | 議案第87号 | 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号） | 282 |
| 35. | 日程第29 | 議員派遣の決定 | | 283 |
| 36. | 日程第30 | 閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長） | | 283 |
| 37. | 閉会 | | | 284 |

平成30年第4回志布志市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜日 | 種 別 | 内 容 |
|--------|----|-----|---------------------------------------|
| 12月 3日 | 月 | 本会議 | 開会 会期の決定 平成29年度決算委員長報告・質疑・討論・採決 議案 |
| 4日 | 火 | 休 会 | |
| 5日 | 水 | 本会議 | 一般質問 |
| 6日 | 木 | 本会議 | 一般質問 |
| 7日 | 金 | 本会議 | 一般質問 |
| 8日 | 土 | 休 会 | |
| 9日 | 日 | 休 会 | |
| 10日 | 月 | 委員会 | 常任委員会 |
| 11日 | 火 | 休 会 | |
| 12日 | 水 | 休 会 | |
| 13日 | 木 | 休 会 | |
| 14日 | 金 | 休 会 | |
| 15日 | 土 | 休 会 | |
| 16日 | 日 | 休 会 | |
| 17日 | 月 | 休 会 | |
| 18日 | 火 | 休 会 | |
| 19日 | 水 | 本会議 | 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会 |

2. 付議事件

| 番号 | 事 件 名 |
|--------|-------------------------------------------------------------|
| 認定第1号 | 平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第2号 | 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第3号 | 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第4号 | 平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第5号 | 平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第6号 | 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第7号 | 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第8号 | 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第9号 | 平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 承認第7号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度志布志市一般会計補正予算(第5号)) |
| 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて (平成30年度志布志市一般会計補正予算(第6号)) |
| 議案第63号 | 平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について |
| 議案第64号 | 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第65号 | 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第66号 | 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第67号 | 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第68号 | 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について |
| 議案第69号 | 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について |
| 議案第70号 | 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について |
| 議案第71号 | 通山青少年館の指定管理者の指定について |
| 議案第72号 | 原田青少年館の指定管理者の指定について |
| 議案第73号 | 山重青少年館の指定管理者の指定について |
| 議案第74号 | 蓬原青少年館の指定管理者の指定について |
| 議案第75号 | 有明青少年館の指定管理者の指定について |
| 議案第76号 | 野神青少年館の指定管理者の指定について |
| 議案第77号 | 財産の取得について |
| 議案第78号 | 財産の処分について |
| 議案第79号 | 字の区域変更について |

議案第80号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
議案第81号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第82号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第83号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第86号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
議案第87号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
同意第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
陳情第3号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
議員派遣の決定
閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）
久井仁貴君の議員辞職の件

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 2 小野 広嗣 | 1 市民と行政の協働によるまちづくりの推進について | (2) 総務常任委員会の所管事務調査で訪れた岩手県一関市では、地域づくりの在り方について「行政主導型」から地域と行政が連携して進める「地域協働型」への転換を図るため、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした各種制度の構築から実施に至るまでの基本的な事項を定めた「一関市地域協働推進計画」を定めていた。地域協働体が地域で議論し、地域全体の将来像を描きながら、地域の特性を生かした事業や、地域の課題解決につながる事業を進めており、参考になった。本市においても、市民と行政との「協働推進計画」を策定すべきではないか。 | 市長 |
| | 2 市民サービスの向上について | (1) 市役所は、志布志市における最大のサービス業であり、市民はお客である。いかに市民のために働き、喜んでもらえるかが重要である。接遇研修等も行われているが、職員の市民への対応について、市長は就任以降、どのように認識し、評価しているのか。 | 市長 |
| | 3 公用車へのドライブレコーダーの設置と無事故対策について | (1) 公用車へのドライブレコーダーの設置は、公用車を運転する職員の安全運転の意識を向上させるとともに、事故が発生した際、責任の明確化と処理の迅速化を図るという効果もあり、既に多くの自治体で導入されている。本市も公用車の購入の際には、ドライブレコーダーを設置しているが、ドライブレコーダーは移動可能な防犯カメラとしても非常に有効であり、事故防止と犯罪防止のためにも、前倒しして設置台数を増やすべきではないか。 | 市長 |
| | 4 幼児教育の無償化について | (1) 国は幼児教育の無償化について、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施を目指している。実施までの期間が短く、新たな財政負担も必要になるなど課題も多いと思うが、どのように認識し、対応しようとしているのか。 | 市長 教育長 |
| 3 尖 信一 | 1 教育行政について | (1) 本年度の本市の全国学力・学習状況調査の結果について、どのように捉えているか問う。また、その結果に対する具体的な対策について問う。 | 市長 教育長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 3 尖 信一 | 1 教育行政について | (2) 本市の小・中学校に在籍する教職員の勤務実態は、現在国が進めている働き方改革の主旨に沿っているか。また、教職員が効率的に校務を行えるような対策をとっているか問う。 | 市 長 教育長 |
| | 2 防災対策について | (1) 11月に実施した防災訓練における問題点の把握と、その改善点について問う。 (2) 本市の消防団員の、防災に対する日々の活動及び研修会等への参加状況について問う。 | 市 長 市 長 |
| | 3 個人情報保護法の運用について | (1) 昨年の個人情報保護法の改正後に、様々な補助団体の地域活動に支障を来たしている。この改正を受け、どのように団体の活動を支援しているか問う。 | 市 長 教育長 |
| | 4 中心市街地の活性化について | (1) 中心市街地の空洞化に対し、どのようなまちの将来像を描いているのか、今後のまちづくりについて問う。 | 市 長 |
| 4 青山浩二 | 1 税外収入について | (1) 市の財源確保のため、公共施設の命名権売却（ネーミングライツ）を導入する考えはないか問う。 | 市 長 教育長 |
| | 2 体育施設の整備について | (1) 有明野球場周辺に屋内練習場を整備する考えはないか問う。 (2) 有明野球場のスコアボードを電光掲示板にする考えはないか問う。 (3) 有明野球場の内外野を囲むコンクリートフェンスを、選手の事故や負傷を防ぐ観点から、ラバーフェンスに改良する考えはないか問う。 | 市 長 教育長 市 長 教育長 市 長 教育長 |
| | 3 伊崎田地区定住促進住宅用地について | (1) 本年6月に分譲を開始し、7区画が全て売却された伊崎田地区定住促進住宅用地のうち、2区画が建築前の地質調査において、軟らかい層の不均一な分布により、建築物の安全性が確保できないとの判断がされている。分譲地購入者は地盤改良工事に係る費用負担を余儀なくされることになる。購入者の負担軽減をはじめ、分譲地の安全確保について、市としてどのように関わっていくのか問う。 | 市 長 |
| 5 八代 誠 | 1 有害鳥獣被害対策について | (1) ここ数年における本市の有害鳥獣被害への対応策と実績について問う。 | 市 長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 5 八代 誠 | 1 有害鳥獣被害対策について | (2) 有害鳥獣被害対策については様々な課題があることを踏まえ、今後どのように対応していく考えか問う。 | 市長 |
| 6 南 利尋 | 1 福祉行政について | (1) 福祉タクシーなど、福祉サービス利用者から接遇に対する意見や要望を聞く。どのように改善していく考えか問う。 | 市長 |
| | 2 公共施設の活用について | (1) 利用手続きを簡素化するなど、既存の公共施設を活用し、健康増進や交流を図る考えはないか問う。 | 市長 |
| | 3 農畜産業の振興について | (1) 志布志市産の農畜産物の販路確保の在り方について問う。 | 市長 |
| | 4 観光振興について | (1) 近隣自治体では、観光振興計画が着実に進められているように見受けられる。本市の現状について問う。 | 市長 |
| | | (2) 旧志布志町で取得した夏井、陣岳地区の市有地の利活用について問う。 | 市長 |
| | 5 中心市街地の活性化について | (1) 中心市街地には、多くの空き店舗が見受けられる。行政としても空き店舗解消に向け様々な情報発信をしていくべきではないか。 | 市長 |
| 6 公用車の広告について | (1) 公用車を市内企業の広告（ラッピング）に利用すれば、志布志市のアピールとともに、安全に心掛けた運転等コンプライアンスにもつながると考えるが、取り組む考えはないか問う。 | 市長 | |
| 7 市ヶ谷 孝 | 1 防災行政について | (1) 本市では、毎年11月1日に地震・津波防災訓練を実施しているが、市長としてはじめて臨んだ今年度の防災訓練をどのように捉え、分析されたのか問う。 | 市長 |
| | | (2) 想定外の規模の災害が多発する近年、本市における被災時の状況想定も思考を止めることなく、常に考え改善していかなければならない。「備えていたことしか役には立たなかった。備えていただけでは十分ではなかった」という言葉を耳にするが、緊急時に市民の生命を守るためには、平時の準備が大切である。そこで下記の項目について市長の考えを問う。 | 市長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7市ヶ谷 孝 | 1 防災行政について | ① 避難タワーの設置箇所を含めた避難場所の在り方について ② 非常食の備蓄状況について ③ 異なる住環境にある各家庭の避難経路の確保につながる周知の在り方について | 市 長 |
| 8鶴迫京子 | 1 子育て支援について | (1) 産前産後ママサポート事業について 文教厚生常任委員会の所管事務調査で訪れた長崎県島原市では、出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し子育て家庭を支援するため、出産前2か月から子どもが1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う「産前産後ママサポーター」を派遣する事業を実施している。本市においても先進事例に倣い、事業を導入する考えはないか。 (2) すこやか赤ちゃん支援事業について 少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減し安心して子どもを産み育てることのできる環境を目指し、紙おむつや粉ミルク等赤ちゃんの育児用品購入費用の一部を助成する事業も実施している。本市においても導入する考えはないか。 | 市 長 市 長 |
| | 2 学校給食費の無償化について | (1) 同じく佐賀県みやき町では、学校給食費の無償化について調査した。市長の公約で学校給食費の無償化を明言されているが、現在の進捗状況と今後の取り組みについて問う。 | 市 長 教育長 |
| | 3 高齢者福祉について | (1) 有明会場で開催した議会主催の「市民と語る会」において、ひとり金婚式の在り方について、意見・要望があった。このことについて市長の考えを問う。 | 市 長 |
| | 4 交通行政について | (1) 本市の福祉タクシーや通学バスなども含めた総合公共交通システムの構築に向けた取り組みの進捗状況と今後の方向性を問う。 | 市 長 教育長 |
| 9小園義行 | 1 嘱託職員等の働き方について | (1) 会計年度任用職員制度に向けての対応について問う。 | 市 長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|---------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 9 小園 義行 | 1 嘱託職員等の働き方について | (2) 新制度下での嘱託職員等の働き方はどのように変わるのか問う。 (3) 新制度で自治体の役割はどうなるのか問う。 (4) 障がい者雇用についてどのように考えているのか問う。 | 市 長 市 長 市 長 |
| | 2 正規職員の働き方について | (1) 正規職員の病休等での欠員に対する対応は、現状を把握したうえで早急に十分な対応が必要と考えるが、どのように対応されているのか問う。 (2) 現在、本市の障がい者雇用については身体障がい者が主となっているが、知的障がい者や精神障がい者の雇用について、どのように考えているのか問う。 | 市 長 市 長 |
| | 3 福祉行政について | (1) 国において保育所保育指針が改定され4月から施行された。10項目からなる「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が新設された。このことをどのように受けとめているか。また、それぞれの法人への対応について問う。 | 市 長 教育長 |
| | 4 水道事業について | (1) 国会において水道事業の民営化が議論されている。この法案に対する管理者の考えを問う。 (2) 修繕等に対応できる有資格者を市職員として採用し、安定的に運営できる体制を確保する考えはないか問う。 | 市 長 市 長 |
| | 5 漁業振興について | (1) 漁業法改定案が国会で審議されている。どのように受けとめているか問う。 | 市 長 |
| | 6 農林業振興について | (1) 有害鳥獣被害の状況と今後の対応策をどのように考えているか問う。 | 市 長 |
| | 7 教育振興について | (1) 学校へのエアコン設置に向けての今後の取り組みを問う。 | 市 長 教育長 |

平成30年第4回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成30年12月3日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 認定第1号 平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第63号 平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度志布志市一般会計補正予算（第5号）)
- 日程第15 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度志布志市一般会計補正予算（第6号）)
- 日程第16 議案第64号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第65号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第66号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第68号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第69号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第70号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第71号 通山青少年館の指定管理者の指定について

- 日程第24 議案第72号 原田青少年館の指定管理者の指定について
日程第25 議案第73号 山重青少年館の指定管理者の指定について
日程第26 議案第74号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
日程第27 議案第75号 有明青少年館の指定管理者の指定について
日程第28 議案第76号 野神青少年館の指定管理者の指定について
日程第29 議案第77号 財産の取得について
日程第30 議案第78号 財産の処分について
日程第31 議案第79号 字の区域変更について
日程第32 議案第80号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
日程第33 議案第81号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第34 議案第82号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第35 議案第83号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
日程第36 同意第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員氏名 (20名)

| | |
|----------------|--------------|
| 1 番 久 井 仁 貴 | 2 番 南 利 尋 |
| 3 番 尖 信 一 | 4 番 市ヶ谷 孝 |
| 5 番 青 山 浩 二 | 6 番 野 村 広 志 |
| 7 番 八 代 誠 | 8 番 小 辻 一 海 |
| 9 番 持 留 忠 義 | 10 番 平 野 栄 作 |
| 11 番 西江園 明 | 12 番 丸 山 一 |
| 13 番 玉 垣 大 二 郎 | 14 番 鶴 迫 京 子 |
| 15 番 小 野 広 嗣 | 16 番 長 岡 耕 二 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 福 重 彰 史 |

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 山 田 勝 大 |
| 財 務 課 長 仮 重 良 一 | 企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭 |
| 情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜 | 港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市 民 環 境 課 長 西 川 順 一 |
| 福 祉 課 長 折 田 孝 幸 | 保 健 課 長 西 山 裕 行 |
| 農 政 畜 産 課 長 重 山 浩 | 耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 假 屋 眞 治 | 松 山 支 所 長 今 井 善 文 |
| 志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志 | 水 道 課 長 補 佐 下 村 良 輝 |
| 会 計 管 理 者 立 木 清 美 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人 |
| 教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広 | 危 機 管 理 監 河 野 穂 積 |

議会議務局職員出席者

| | |
|-------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍 |
| 調 査 管 理 係 長 毛 野 仁 | 議 事 係 溝 口 茂 樹 |

午前10時00分 開会 開議

○議長（西江園 明君） ただいまから、平成30年第4回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と平野栄作君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（西江園 明君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月19日までの17日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（西江園 明君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。
陳情第3号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。
参考にしていただきたいと思います。

○
日程第4 認定第1号 平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、認定第1号、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は、平成29年度志布志市一般会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成29年度志布志市一般会計決算審査特別委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました認定第1号、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、10月2日から5日までの4日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、主な質疑と答弁について御報告いたします。

はじめに、情報管理課分について報告いたします。

情報管理課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、電算システム管理整備事業について、システム更新時における住民票等のコンビニ交付サービス開始について、現在の進捗状況はどのようになっているかとただしたところ、当初、基幹システムは平成31年1月に更新を予定していたが、元号改正等により2年間延長し、平成33年1月の更新に向け準備を進めている。コンビニ交付サービスについても、分科会等で協議・検討しているとの答弁でありました。

コンビニ交付サービスについて、コンビニが無い地域でも郵便局はある。他自治体では郵便局での交付サービスも行っている。本市は郵便局での交付サービスをどの程度検討されているのかとただしたところ、郵便局において、交付サービスを実施している自治体は、全国でも数箇所見られる。それぞれ交付サービス方法が異なるため、本市における最適な方法について検討しているところであるとの答弁でありました。

第3次情報化計画の推進について、タブレット端末の導入等、うたわれている。計画の実行へ向け、遅滞なく進めて欲しいとただしたところ、第3次情報化計画を今年3月策定し、今後5年間の情報化の展望に向けての協議を進めている。タブレット端末やW i - F i、コンビニ交付等については、部会を設置し協議している。タブレット端末については今回、試験的に導入し、近いうちに窓口への設置を計画しているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用済み紙おむつの再資源化について、本格稼働の時期はいつか。また、本格稼働に係る予算、設置場所についてただしたところ、平成32年度の本格稼働を公表している。予算については、建物、機械を含め2億3,000万円程度を見込んでおり、清掃センター内への設置を考えているとの答弁でありました。

使用済み紙おむつの再資源化の広域化についても検討されたが、まとまらなかった経緯がある。広域化に向けた協議等は今後も継続されるのかとただしたところ、広域化については、スケールメリットを生かす観点から29年度において関係市町と協議、検討したが、賛同を得られなかった。使用済み紙おむつの再資源化については、志布志市、大崎町を中心に考えていくが、処理量には若干の余裕はあるため、地元の理解を得ながら、志布志市、大崎町以外の紙おむつ処理についても必要に応じ検討できればと考えているとの答弁でありました。

地球温暖化対策実施計画を策定しているが、各課で取り組める削減方法の計画を立て、進行管理を市民環境課が集約して全体の進行管理が見えるようにしていく必要があるのではないかとただしたところ、現計画においては、目標値は全体で定めており課ごとには定めていないが、課ごとの目標値設定により実効性も高まると思われるため、内部で検討していきたいとの答弁でありました。

環境保全促進事業補助金については、問題点の記載がないが、環境学習会開催に係る補助金支

給や加入率が68%にとどまっている衛生自治会の組織の在り方、機能そのものを見直す必要があるのではないかとただしたところ、確実なごみ出しの推進を目的に始まったのが衛生自治会である。合併して10年以上が経過し、少しずつそういうひずみが出てきていることは感じている。加入率向上等含め、衛生自治会の理事会で十分検討してより良い方向に持っていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税メディアミックス業務委託及びふるさと納税PR広告業務について、ふるさと納税のPR等については、単年度で終わっているのか。また、東京の浜松町駅への看板設置等宣伝をしないと寄附額が上がらないのかとただしたところ、現在、ふるさと納税の寄附額については、昨年比88%であるが、寄附額を増やすためには、PR等が非常に大事だと考えている。そのため、今年度も継続して、広告等専門家に事業を委託している。業者とは効果的なPR方法について、連携を図っている。その中で、今年度は浜松町におけるPR看板の設置については、行っていないとの答弁でありました。

グルメ普及推進事業について、本年1月にグランプリを獲得した全国ご当地どんぶり選手権へ、来年1月も参加し、2年連続のグランプリ獲得による殿堂入りを目指しているが、どんぶり選手権2連覇へ向けて、どのような取り組みをしているのかとただしたところ、どんぶり選手権でのグランプリ獲得は、広く全国に志布志市をPRできるものである。現在、グランプリ獲得へ向け、PR散らしを作成しており、ふるさと納税寄附者やポートセミナー等、あらゆる機会・場所で配布していく。

また、職員や市民の方々にも紹介者カードにより、関東地区の知人・友人を紹介していただき案内するなど、どんぶり選手権会場へお越しいただく取り組みを行っているとの答弁でありました。

さんふらわあ志布志航路利用促進事業について、さんふらわあが新船2隻を就航させたことで、市内での買物客や志布志駅バスターミナルの利用者増加による経済効果について、市は把握しているのかとただしたところ、現時点での経済効果については把握できていない。さんふらわあの就航で、入込客は増加したが、滞在型観光には結び付いていないのが現状である。今後、体験型のツアーを開発し、経済効果のある観光客誘致に取り組みたいとの答弁でありました。

さんふらわあのテレビCMは、どこが予算を出しているのか。また、さんふらわあが志布志市から出港していることについて認知度が低いのではないかとただしたところ、テレビCMの予算については、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会、鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会、フェリーさんふらわあとで支出している。また、市は県の協議会に対し、700万円程度の負担金を支出している。効果的な情報発信の在り方については、関係機関と連携しPRしていくとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

農政畜産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業次世代人材投資事業（経営開始型）について、成果に「畑かんセンターや指導農業士、JA等によるサポートチーム活動を行う」とあるが、具体的にはどのような活動になるのかとただしたところ、畑かんセンターの指導員、指導農業士、JA職員、市役所担当職員で「サポートチーム」を編成し、平成29年度に新規認定された方に対し、年2回程度、現地に出向き、話を聞いたりアドバイスを行うものであるとの答弁でありました。

農業公社研修ハウス整備事業について、2年間でハウスを整備したが、事業費の総額は幾らか。また、従来の研修ハウスでも引き続き受け入れは可能なのか、現在の受け入れ状況はどうかとただしたところ、事業費の総額は2億8,746万900円である。従来の志布志農場には10棟のハウスがあり、10名の受け入れが可能である。今回新たに12棟整備したので、更に12名の受け入れが可能となった。1年生、2年生合わせて最大22名の受け入れが可能である。募集のため、東京・関西の就農フェアに参加しているが、先ほどの農業次世代人材投資事業などは全国どこの市町村でも交付金を受けられ、また、近郊農業がはやり、Iターンの応募は減りつつあり、現在は、合計で4組7名、7棟のハウスが利用されているとの答弁でありました。

茶品評会出品支援事業について、問題点に「平成31年度に市内で県茶業振興大会、平成32年度に県内で全国お茶まつりが開かれ、それに向けた意識啓発が必要である」と記載されているが、本市では何か意識啓発のための取り組みを予定しているのかとただしたところ、生産者の取り組みが大切であるが、月1回程度「銘茶研究会」を開き、打ち合わせや研修を行っている。県茶業振興大会に向けては、さんふらわあ内で何かイベントができないかなど、現在検討中であるとの答弁でありました。

第12回全国和牛能力共進会出品事業について、平成34年に鹿児島県で全国共進会が開かれるが、問題点に「事業継続の必要性がある」と記載されている。全国和牛能力共進会に向けて今後も5万円の補助を続けていくのか。また、市単独でこのような事業を展開する考えはないかとただしたところ、この事業は県単独事業であり、2か年継続している。全国和牛能力共進会までは継続して実施されるものとする。市では、高品質生産対策事業により、肉用牛の子牛展示品評会で市内の最優秀牛を購入された場合に10万円の支援を行っており、この事業と組み合わせて進めていきたいとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

議会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、BTVケーブルテレビと契約をし、議会議中継や再放送など映像配信を行っているが、これまでトラブルが散見される。確実な放映の確保について申し入れ等すべきではないかとただしたところ、トラブル発生時には報告書等の提出を求め、再発防止をお願いしているが、今後においても情報管理課と連携しながら、確実な放送業務の遂行について、申し入れをしていきたいとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

監査委員事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会事務局長が監査委員事務局長を兼務するという在り方は、違法ではないが無理があると考えている。このことについて、どのように考えるかとただしたところ、合併時、旧志布志町と旧松山町は総務課長が、旧有明町は、議会事務局長が監査委員事務局長を兼務していた。市になる際、旧有明町方式を採ったものとする。県内の状況を見ると、総務課長が兼務しているのが垂水市、議会事務局長が兼務しているのが、日置市と志布志市である。予算の面等考えた際、監査される立場の議会事務局長と監査する立場の監査委員事務局長が同一ということには疑義を感じることもから、執行機関からの独立性を高めるため、兼務ではない方が望ましいと考えるとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

農業委員会事務局長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地移動適正化あっせん事業について、申し出を受けてあっせんが成立する割合はどの程度か。また、耕作者の高齢化に伴い、農地の出し手は多いと聞くが、不成立となった場合は、引き続きあっせんを模索するのか、それとも個人契約として探していただくことになるのかとただしたところ、平成29年度はあっせん成立が42件、不成立が11件あった。不成立の理由は「価格が合わない」「土地の条件が悪い」などである。不成立の場合は、農業委員会に利用権設定をして耕作してもらうように指導している。価格を下げても売りたいというようなケースは、引き続きあっせんしていくことも可能であるとの答弁でありました。

あっせんや賃借の情報が、農家に正確に伝わっていないことでの不成立もあるのではないかと。情報が農家に正確に伝われば、不成立の件数も減ると思う。賃借物件を求めている方、規模拡大を目指されている方に対し、的確な情報発信に努めるべきではないかとただしたところ、あっせんについては農業委員に対し成立事案の売買価格の情報も伝えながら仲介してもらっている。賃借の情報は農業委員会だよりも掲載しているが、更に周知の方法や情報発信の在り方を工夫していくとの答弁でありました。

毎年、農地利用状況調査をしているが、平成28年度から見た耕作放棄地の推移はどうかとただしたところ、農地利用状況調査については、全筆調査をする中で、年々精度が上がってきている。国は遊休農地を1%以下にするよう指導しているが、そのために守るべき農地を明確にするという方針で、農地利用状況調査により遊休農地の正確な面積の把握に努めている。遊休農地は少しずつではあるが減ってきているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

生涯学習課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、校区公民館連絡協議会支援事業については、「地域における組織構成の見直しや補助金の在り方を調査・研究する必要がある」ことを問題点と認識されているが、公民館運営については、高齢化等による担い手不足で、厳しい状況になっており、ふるさとづくり

委員会についても同じ状況ではないかと思われる。それぞれの運営については、それぞれ補助金が交付されているが、問題点で指摘されているとおり整理する時期に来ていると思う。10年、20年先の地域活動を維持するための組織や補助金の在り方についてどのような検討がされているのかとただしたところ、現状において、将来を見据えた公民館等の組織の在り方については不透明であるが、現在それぞれの校区公民館の収入の状況や収入に占める補助金の割合、支出に占める経常経費、実施事業等を精査し、支援の必要性や適正な支援の在り方について、財務課を含め協議しているところであるとの答弁でありました。

指定管理施設である城山総合公園キュービクル動力トランス取り替え修繕については、耐用年数を大幅に超えた時期での修繕であるが、他の指定管理施設においても同様の事案が散見されており、市と指定管理者間での情報共有がされていないことが原因ではないかと感じる。施設によっては、市民生活への影響も想定されるため、指定管理者との十分な情報共有に努めるべきではないか。また、指定管理施設の老朽化が進む中で、指定管理料、維持費等を考慮すると、今後の施設の在り方について統廃合を含め、早急に検討すべきではないかとただしたところ、指定管理施設については、指定管理者において各種設備等の点検業務を外部委託されているため、点検に係る報告書での指摘事項等については、指定管理者との情報の共有化に努めている。また、指定管理者の要望等については、予算編成前に指定管理者を集め、緊急性があり利用者への影響が想定される修繕等が必要な事案については聞き取り調査を行い、予算に反映させている。今後の施設の在り方については、所管する施設のほとんどが老朽化し、雨漏り等への対応等が発生している状況であるため、施設の整備計画を立て、長寿命化、統廃合の方向性の検討が必要であると認識している。平成30年度において方向性を見出せるよう検討しているとの答弁でありました。

長い間、市の行事等にも協力いただいている地域女性連絡協議会に対し、約101万円の運営費補助金が支出されているが、構成メンバーの人数はどれぐらいか。また、校区ごとに状況は異なると思うが、世代交代による若いリーダーの育成は進んでいるのかとただしたところ、地域ごとの人数となるが、松山地域約50人、有明地域約60人、志布志地域約700人の合計810人で把握している。世代交代については、校区単位でばらつきがあるが、若い方の参画も増えており、将来的にはリーダーになっていただけるように、活動を支援していきたいとの答弁でありました。

国指定名勝志布志麓庭園の保存・活用を図る福山氏庭園の整備が実施され、本格的な保存修理に着手されているが、天水氏庭園について、市が購入するという話があったが、その後の進捗についてただしたところ、天水氏庭園については、公有化に向け国へ申請中であり、平成31年度には、公有化される見込みであるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

教育総務課長、学校教育課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高等学校支援事業については、志布志高校の一学年4クラス維持を主たる目的に始まった事業であると認識しているが、市内高等学校の均衡を図るために尚志館高校も対象としている。大隅半島地域の人口減少等を踏まえると、志布志高校の生徒確保の状況に

よっては、将来、廃校になる恐れを危惧する。島根県海士町では、島外からの生徒を獲得するため教員資格保有者や英語力の優れた人を集め、無料の塾を開設している。そのような発想での議論はしていないかとただしたところ、高等学校支援事業については、志布志高校からの要望等も踏まえて平成28年度から取り組んでおり、平成31年度の志布志高校市外生徒への通学補助に係る債務負担行為についても議決いただいたところである。その審議の中でも高校支援の視点に立つのか地域振興の視点に立つのかを含めた議論も必要ではないかとの意見もいただいたため、教育委員会だけではなく市長部局を含めた政策調整会議を開催したところである。先日、志布志高校は平成31年度3クラスでの定員募集が発表された。一学年4クラスを維持することができなかったことを踏まえ、今後、効果的な支援の在り方について、引き続き検討していかなければならないと考えているとの答弁でありました。

志布志中学校の通学バス支援については、国の補助も平成30年度で終了するが、乗車する生徒も減少していく。今後どのように対応するのかとただしたところ、通学バスについては、現在4コースで運行しているが、国の補助は統合後5年目を迎える平成30年度で終了する見込みである。企画政策課で地域公共交通網の形成計画を本年度策定予定であるが、計画の中でどのように位置付けられるのか、また、計画が即実行できるかどうか不明であるため、国の補助終了後も、当面は一般財源で対応していかなければならないと考えている。ただ、利用する生徒数が減ってきているため、コースの見直し等効率的な運行ができないか今後検討したいとの答弁でありました。

平成29年度の不登校児童生徒数についてただしたところ、不登校児童生徒数は、小学校4名、中学校18名の合計22名となっている。30人から40人程度で推移していた平成28年度までと比較すると、平成29年度は減少しているとの答弁でありました。

平成28年度からモデル的にタブレット端末を導入し、本年度で完結するが、この2年間の活用状況はどうかとただしたところ、平成28年度からモデル校を中心に三つのパターンで導入してきた。全児童分導入した学校では、遠隔授業を行うなど積極的な取り組みが見られた。1学級分導入した学校では、活用に差が見られたため、指導しながら活用を図った。教師用として2～3台導入した学校では、台数が少ないため、使いたいときに使えないということが判明した。平成30年8月に教師全員分と最大学級の人数分のタブレットをパソコン室に導入し、どの授業でも使える環境が整ったところであるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市の税徴収率向上については、頑張っており取り組んでいると思う。県内市町村における税徴収率速報値はどのようになっているかとただしたところ、県内43市町村のうち本市は7位であり、昨年8位よりも1つ順位を上げている。市レベルでの順位は霧島市に次ぐ2位で、同じく昨年よりも1つ順位は上がっているとの答弁でありました。

税徴収率の向上には、税務課職員をはじめ、徴収嘱託職員、滞納整理官等の連携の下、非常に頑張っておられる。税務課の取り組みを全庁で共有するためにも、課長補佐級以上の協力をもら

っての個別徴収等行い、実態について共通認識を持つ考えはないかとただしたところ、以前、管理職による個別徴収を行った。管理職の認識が高まり、税の徴収ができた部分もあったものの、普段、徴収に訪問する徴収嘱託職員が築いてきた信頼関係にも配慮し、現在、その取り組みについては休止している状態である。全庁職員に徴収の困難さ、大変さを理解していただくため、今後、市の債権対策委員会等において協議・検討していきたいとの答弁でありました。

雑種地（宅地比準）評価業務委託について、今回、市内雑種地の評価見直しを行い、現地確認をした2,530筆のうち、2,202筆が見直しの対象となっている。決算額598万8,600円の委託料により、どの程度、税額が上がったのかとただしたところ、今回見直しを行った雑種地については、使用形状や現況に応じ、評価を変更したものである。税額については、平成28年度と平成29年度を比較し、500万円程度上昇しているとの答弁でありました。

再生可能エネルギー施設について、現地確認及び新規評価を行っているが、再生可能エネルギー施設である太陽光発電施設は宅地としての取り扱いとなるのかとただしたところ、基本的には宅地に比準する雑種地として課税するケースが多いが、個々の現況に応じて課税することとなるとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

会計課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、銀行、農協、コンビニ等へ市が支払う振替手数料について、それぞれ幾らかとただしたところ、口座振替手数料については、全ての金融機関一律10円である。窓口の支払手数料としてJAそお鹿児島、JAあおぞらについては1件10円。その他の金融機関は30円である。コンビニ収納手数料は、平成26年運用開始から年々伸びており、1件につき手数料57円である。行政の負担がその分年々増えているという現状であるとの答弁でありました。

納付書払いの人について、年度途中での口座振替扱いはできないのかとただしたところ、6月に志布志市と金融機関10行で合同会議を行った。その中で市としては口座振替を全面的に推進したいと要望した。そのことを受け、先日税務課を中心に全金融機関の窓口で、訪れた市民の方に口座振替をお願いする旨の文書を配布した。利便性からいくと時間にとらわれず納税等できるため、できれば口座振替を利用していただきたい。コンビニ収納に切り替えた方も再度、口座振替に変えていただきたいということも含め、いつでも対応できると考えているとの答弁でありました。

会計課において一括購入しているコピー用紙の増減について、どのような推移となっているのかとただしたところ、平成29年度実績で、本庁、2支所合わせ、約610万枚使われている。平成28年度が約670万枚であったので、経費節減等呼び掛けた結果が出たと思われる。今後、ペーパーレス化の事業取り組みとあわせて、コピー用紙の状況がどうなるか、会議等に加わりながら検討を進めていきたいとの答弁でありました。

ペーパーレス化については基本的には財務課か総務課が中心に協議を進めるべきと考える。ペーパーレス化を進めるのであれば、デジタルデータ化しているのだから、微減を目指すのではな

く、大幅な減額を目指すことが大事である。一方、コピー機本体にしてもリース機種やカラー印刷機も入れている。こういうコピー機自体も高額になるのではないかとただしたところ、コピー機についても、会計課所管分だけで平成29年度実績で630万円の利用料を支払っているが、ペーパーレス化することで、コピー用紙の使用量減となるとともに、コピー機自体の使用の減にもつながる。総体的な減につながるものと考えている。平成29年度に導入した公共料金の口座振替一括システムにより、年間5,000件近く、伝票処理が減った。これにより、最低1万枚のコピー用紙の減にもつながっている。このように、全庁的に経費削減に向けた統一した意識を持って取り組むことが大事だと考えるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

福祉課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志中学校の通学バスや特認校の通学バス運行、福祉タクシーの運行も含め、それぞれの課で市民の移動手段確保のための施策が展開されているが、それらを全体的に整理しながら公共交通施策に反映させる必要がある。福祉タクシーについても、公共交通施策の中で検討するとしているが、高齢者の利便性を高め、交通手段を確保するという目的は維持されるのかとただしたところ、福祉課としても、充実できればと考えている。高齢者に係る施策としてだけでなく、他の分野も含めた公共交通施策を展開するとなれば、莫大な財源が必要となるため、全庁的な財源調整に努めながら、実施していければと考えているとの答弁でありました。

生活保護扶助費給付事業の葬祭扶助費の実績額が104万円となっているが、その内容についてただしたところ、対象は5件であった。葬祭扶助費については、1件当たり18万300円の限度額が設定されており、対象となる経費は、病院からの移送費、24時間安置のための保管料、火葬費である。お坊さんによる読経はなく、火葬後は市営墓地の無縁墓に収骨されるとの答弁でありました。

葬祭扶助費の対象者は、家族がいる受給者も同じ扱いか。また、受給者においても高齢化が進み、自宅で亡くなることも危惧されるため、関係者との連携による見守り活動が重要になるのではないかとただしたところ、原則として、家族、親戚のいる受給者は葬祭扶助費の対象とはならず、身寄りのない受給者が対象となる。見守り活動については、生活保護受給者の年齢、入院や施設入所の状況等により、訪問回数が設定されており、その中で健康状態は確認している。協定を結んでいる郵便局やコープ等の協力のほか、民生委員の見守り活動と連携しながらやっていきたいとの答弁でありました。

生活保護扶助費給付事業に関し、後発医薬品ジェネリックの使用率が80%を超えているが、近年の推移はどうなっているか。また、医療扶助費の増加を問題点と認識しているが、ジェネリックの使用による医療費抑制の効果をどのように捉えているのかとただしたところ、ジェネリックの使用率については、平成27年度72.1%、平成28年度81.5%、平成29年度82.5%となっている。保険適用の新薬や手術により医療扶助が上がる傾向が28年度に見られたが、病気になる原因を無くしていくことが医療費抑制につながると思われる。受給者に限らず、インフルエンザ等の流行

によっても医療費は上がるため、抑制効果は不明であるが、ジェネリック使用をお願いしながら、医療費の抑制に努めていくとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

企画政策課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域おこし協力隊事業について、当初の目的と本市の受け入れ方について、どのような効果が得られているのか。また、今後の進め方として、どのような募集方法や配置を考えているのかとただしたところ、それぞれの専門性や得意分野を生かし、地域の活性化や情報発信等を業務とし、各課に配置しており、本市に定住をしていただくことを最終目標としている。1期生3人については定住していただいております、成果が上がっている。本市の受け入れ人数は、県内でも多い方だが、事業を精査し、専門性を大事にしながら、自由な活動もできるよう支援していく考えである。募集については、各課からの要望を精査し、現在の5人前後の隊員体制でとを考えているとの答弁でありました。

目的を持って志布志市へ来られた協力隊が、本来の隊員としての活動ができずに途中で帰ってしまうケースも過去見受けられた。当初の目的での活動ができるよう支援し、定住に結び付けて欲しい。隊員が活動する地域からの意見等は聞いていないのかとただしたところ、地域からは、より積極的に地域行事などに参加して欲しいとの声があり、郷土芸能や祭り等地域活動に参加している隊員もいる。市のイベントにも協力隊全員で参加しているとの答弁でありました。

本市に応募してきた隊員の目的は、どのような希望・活動を求め、来ているのかとただしたところ、農業に興味があるとのことで、シキミ・サカキの分野での活動や、商店街を活性化させるため、商店街プランナーとしても活動していただいているとの答弁でありました。

自治会運営助成事業について、384自治会への助成を行っているが、今後の地域コミュニティの在り方については、早急な結論が必要である。今後、自治会への助成の在り方、支援方法等、具体的な提案等あるのかとただしたところ、自治会の維持・活動が困難な状況になりつつあることは、最大の課題であり、積極的な取り組みが必要であると考えている。現在、通山校区をモデル地区として、地域支援員とともに自治会長にヒアリングを実施し、地域の課題整理を行っている。10月中に、モデル地区内の未加入者を含めた市民の方々にアンケートを実施する予定である。今後は、松山地域や志布志地域にも地域支援員を配置し、地域を支援・応援できる体制づくりを図っていきたいとの答弁でありました。

定住促進住宅用地整備事業について、伊崎田地区に定住促進住宅用地7区画を約7,000万円で整備しているが、1区画の坪数と売却時の坪単価は幾らなのかとただしたところ、1区画は130坪から139坪であり、坪単価1万8,000円で分譲したところ、既に、7区画全てが完売となったところであるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

保健課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予防接種健康被害給付事業について、予防接種による新たな健康被

害を出さないよう細心の注意を払い実施しているとあるが、健康被害につながるような事案は発生していないのかとただしたところ、健康被害につながるような事案は発生していないが、1日に2回接種した事案が合併前にあった。合併後においては、医療機関での確認不足により同じ予防接種を2回受けた事案や接種量の錯誤による事案が発生した。一定期間の健康観察を実施し、異常の有無を確認したが、健康被害には至っていない。現在、予防接種が個別接種になっているため、接種に際しては保護者、医療機関による確実な確認の徹底をお願いしている。市としては、医療機関から提供される接種情報に基づき、2回目接種の問診票発行時において、注意喚起しているとの答弁でありました。

人間ドック助成による受診実績と市民の人間ドック助成事業に対する認知度についてただしたところ、平成25年度125人、平成26年度123人、平成27年度124人、平成28年度153人、平成29年度137人の受診実績となっている。広報等で事業の周知に努めているが、興味のある人しか見ていないのが現状だと思う。JAの保険加入者については、JAが申請手続きの書類等を準備してくれるため、ほぼ申請につながっている。それ以外の国保加入者の受診につながるよう機会あるごとに広報に努めるとともに、効果的な周知方法を検討していきたいとの答弁でありました。

インフルエンザ対策事業の成果において、ワクチン供給量の制限により18歳以下、65歳以上、共に接種者数が減少したとあるが、り患者数は増加したのかとただしたところ、そのことで国、県から医療費が高くなったという報告は受けていないとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

耕地林務水産課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、イワガキ等養殖ブランド化事業について、事業展開により採算が取れるところまで来ているのかとただしたところ、この事業は3年目を迎え、出荷ができる体制が整いつつある。出荷個数が多くなく、採算が取れるところまでは来ていないが、本年度はふるさと納税の返礼品として出荷している。現在は養殖技術の向上に向けた研修等に取り組んでいる。平成31年度は6次産業化を目指し、漁協による「カキ小屋」の運営について準備を進めているとの答弁でありました。

イワガキ等養殖ブランド化事業は、一般市民にあまり周知されていないのではないか。地元での消費についての展望はどうか。また、6次産業化の事業主体はどこかとただしたところ、現在は出荷個数が少ないが、平成31年度からは「カキ小屋」で地域でも食べられる機会を設ける。また、地元居酒屋等で使っていただくことも考えている。6次産業化の事業主体は、漁業組合であるとの答弁でありました。

森林病虫害等防除事業については、平成28年度から予算が増額されているが、どのエリアでどの程度防除したのかとただしたところ、平成29年度は新若浜地区の裏の松林が大規模な被害に遭い、伐倒駆除を行った。約500㎡、本数にして約1,000本であったとの答弁でありました。

森林病虫害については、現在も、しおかぜ公園付近に被害が見られる。公園の西側に有機栽培でハーブを植えている団体がいるが、影響は出ないかとただしたところ、しおかぜ公園の裏も本

年度だいぶ枯れている。県と現場調査を済ませており、今後予算をお願いしていく。ハーブ園は県の管理場所であり、確認したが、防除区域には入っていない。周辺はヘリによる散布を予定しており、県とも協議しながら具体的な実施方法を詰めていくとの答弁でありました。

有害鳥獣捕獲事業について、5万円の鳥獣被害対策実践事業補助金が支出されているが、その内容はこういったものかとただしたところ、狩猟免許取得時の講習会の経費1万円の半額5,000円を補助したものである。平成29年度は10人が講習を受けられているとの答弁でありました。

阿久根市のジビエの取り組みについて、施設に研修に行かれたようだが、その後の議論はどうだったかとただしたところ、清潔な施設で、一定の量が処理されていた。ジビエに取り組む場合には、捕獲量の問題があり、本市では11月1日から3月15日の狩猟期にイノシシが約100頭しか捕れていない。市内では埋設が9割で残り1割が食用であるが、処理技術も含め、先進事例を調査していきたい。1つの市で阿久根市のような施設を持つのには無理があり、大隅半島で広域的に取り組むと可能性はあると考えるとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

財務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ここ数年、縮減予算という形で補助金の1割カットでの予算計上など、財政規模は縮小されている。今後の財政状況の見通しをどのように考えるかとただしたところ、中期財政計画についても見直しを行ったが、普通交付税については平成28年度から5か年にわたり、段階的縮減期間に入っており、平成33年度には一本算定となることで、交付税は減少する。ふるさと納税については、今後、国の動向により変動し得るものであると考え。補助金などの見直しを行ったが、総体で考えると、今後の財政状況は非常に厳しいものとなると予測する。全庁的にそれぞれの事業等について、見直し等検討を加えていく必要があると考えているとの答弁でありました。

歳入、歳出に関する基本的な考え方については理解するが、実施する施策についての精査はどのような形で行うのかとただしたところ、補助金に関しては、行革本部会議において指針を示すこととなっており、平成31年度予算を作成した後に、各補助金のヒアリングを実施することとなっている。施策については、今後、企画政策課等と協議をして、取り組んでいくことになるとの答弁でありました。

車両更新事業公用車更新事業について、CO₂排出削減による環境負荷の軽減を図る観点から、本市として、公用車の車両更新の在り方をどのように考えるかとただしたところ、本市では、環境負荷軽減のためCO₂排出削減に取り組んでいることもあり、全てとはいかないまでも、極力環境負荷の少ない低公害車への置き換えを考えている。更新スピードのアップは財政的にも難しいが、計画的に更新していく予定であるとの答弁でありました。

公用車のドライブレコーダーに関しては、新車への設置はあるが、防犯等の観点からも、既存車両への設置も必要ではないか。設置することにより、警察との連携など、市民の財産を守るという考え方も必要ではないかとただしたところ、現在、ドライブレコーダーの搭載は6月現在で

23台であり、全体の約20%程度となっている。全車両に搭載した際の金額については、1台あたり4～5万円、百数十台に導入することになるので、おおむね500万円から600万円程度と試算している。伊佐市では全車両に導入しており、職員の安全運転に対する意識啓発のためにも、今後、できるだけ早く全車両に設置できるよう、平成31年度予算から計上していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業について、空家等対策協議会も立ち上がっている。しかし、簡単に解決する問題でもないと思うが、現状はどうかとただしたところ、平成29年度に空家等対策協議会の立ち上げと、空家等対策計画を策定した。協議会も1回開催し、委員に対し趣旨説明を行った。昨年度はシルバー人材センターで空家調査も実施しているが、その中から建築士が4件程度ピックアップして採点し、庁内会議にかけたところである。それを基に、10月23日に開催予定の空家等対策協議会では、特定空家としての認定を行っていただく。最近、尾野見地区で実際に倒壊した廃屋もあったため、実例を紹介しながら開催していきたいとの答弁でありました。

危険廃屋の所有者や親族に手紙を出しても反応が無い場合が多い。どこかで結論を出さないといけない場面が来る。協議会の中ではどのように結論を出していくのかとただしたところ、昨年協議会が立ち上がったが、それまでも相談は来ており、担当課等で対応してきている。最近も志布志支所付近の廃屋を、この事業で対応した。今後は協議会で情報を共有しながら進めていく。鹿屋市では行政代執行も行っているが、今後はそのようなケースも出てくると思うとの答弁でありました。

公営住宅解体整備事業について、平成29年度はみどり団地と松波住宅の解体整地を実施しているが、今後の予定はあるのかとただしたところ、昨年度策定した長寿命化計画の中で、解体する住宅を選定している。平成30年度は若浜住宅7棟13戸、平成31年度は志布志地区で3棟12戸、有明地区で肆部合住宅1棟3戸、第1押切住宅1棟6戸、第2押切住宅1棟2戸、野神診療所隣住宅1棟2戸、山下住宅2棟4戸の解体を計画しているとの答弁でありました。

市道維持補修事業・集落道整備事業について、道路伐採は業者が実施すると、自治会で実施する時よりもきれいである。新たな伐採機械もあるようだが、市としてどこまでの伐採をするのか基準を持っているのかとただしたところ、集落伐採については、自治会長宛に「愛護清掃伐採実施要領」を送付しており、その中で、高さは約1.5m位まで刈ってくださいなどと設定している。実施後の報告が上がってきたときに担当者が現地を確認し、委託料を支出しているとの答弁でありました。

集落伐採では、伐採後の草木等の片付けが難しい。新しい良い機械を持っている個人や団体にお願いしていくのも一つの手段ではないかとただしたところ、その新しい機械については実際に企業から借りて使用してみた。とても効率が良いと感じた。今後、備品計画等で対応していきたい

いとの答弁でありました。

最後に、総務課、選挙管理委員会分について報告いたします。

総務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消防団については定年制度があるが、団員確保は依然として困難な状況で、団員数は減りつつある。災害発生時の人手不足等が懸念されることから、定年制度の見直しや団員確保へ向けた啓発等行うべきではないかとただしたところ、全国的にも消防団員の数は減少傾向にある。入団を促しやすい地方公務員や郵便局員への勧誘を推進するよう、消防庁の通達もある。しかし、市役所職員は、大規模災害時には自治体全体への対応を迫られ、消防団活動は困難な状況になることから、現在、市内企業等への勧誘も検討している。望ましい形としては、地元で働き、地元に住んでいる方であり、その方々を勧誘できないか検討中であるとの答弁でありました。

消防団においても、年1回程度の団員勧誘活動や普及啓発活動を行い、団員確保に努めるべきではないかとただしたところ、消防団には機能別消防団制度もある。市の消防幹部会の中でも協議しながら、消防団員の確保に努めていきたいとの答弁でありました。

行政経営推進支援業務について、業務量調査を実施・検証したことにより、どのような問題・課題が出てきたのかとただしたところ、1年間の調査データを集計し、検証した結果、課によって時期により業務量に差が生じていることが判明した。現在、集中している業務は何か、また、別の時期にずらすことはできないかなど、検討を行っている。当然、時期に関係なく、1年を通じた業務量の多い・少ないにより、人的配置を検討しているところであるとの答弁でありました。

全庁的に、また、課内における業務量の平準化を図るためにも、しっかりと検証していき、検証結果を基に、嘱託・臨時職員の配置も行うべきではないかとただしたところ、業務量調査では、現在、係単位の事務レベルまで検証できたところである。まずは課内において、業務量の分散ができないか検討していただいております。その後、各課のヒアリングを行い、業務量の平準化へ向け進めていくとの答弁でありました。

市長が目指している、グループ化へ向けての取り組みは進んでいるのかとただしたところ、本年4月から、これまで、担当業務に主・副を定めていたものを無くし、係内で業務連携が図れる体制をとっている。市長が目指すグループ化については、組織の在り方についての検討や例規の整備等も必要となってくることから、市長を含め、十分協議・検討を重ねながら進めていきたいとの答弁でありました。

以上で総務課・選挙管理委員会分を終了し、全ての課・局の質疑を終結し、討論・採決に入りました。

討論を行いました。討論は無く、採決の結果、認定第1号、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

採決は、起立によって行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数です。したがって、認定第1号については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） ここで暫時休憩いたします。

11時20分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時08分 休憩

午前11時16分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第5 認定第2号 平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第3号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第4号 平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第5号 平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第6号 平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第7号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第8号 平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第9号 平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、認定第2号から日程第12、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

いずれも平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会

における審査の経過と結果について、一括して報告を求めます。

○平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（鶴迫京子君） ただいま一括議題となりました、認定第2号から認定第9号まで、平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

本委員会は、10月15日、16日の2日間にわたり、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

はじめに、認定第2号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、各種事業に係る国庫負担金が減少している主な要因についてただしたところ、調剤費については若干伸びているが、入院及び入院外の医療費が減少した。国保税の総額として、3.2%の増額を見込んでいたが、被保険者数が458人減少したことも、医療費が見込みより少なくなった要因と考えているとの答弁でありました。

3.2%の伸びを想定された平成29年度の国保税算定に対し、医療給付費、高額医療費が下がったことで、国の負担金も減額となっている一方、国保税については、平成28年度に比較し、1世帯当たり8,158円増額の14万7,933円、1人当たり6,338円増額の8万9,829円となり、税金だけが上がる結果となっている。国保運営の主体が県へ移行した後も、最終的な税率の決定権は市にあるため、現状を踏まえた国保運営協議会での議論をお願いしたい。単年度収支では、7年ぶりの黒字となった一方で、収入未済額は2億円以上となった決算をどのように捉えているのかとただしたところ、平成28年度までは右肩上がりで医療費が伸び、国民健康保険特別会計の収支は毎年赤字となり、基金も1,000円未満の状態が続いていた。平成29年度については、税収が上がり、これまで右肩上がりであった医療費が減少に転じたため、黒字決算となった。国保の運営主体が県へ移行した中で、税収の在り方については、基金を造成した上で考えていくべきものではないかと考える。単年度での黒字決算を理由とした被保険者への還元については、制度維持への影響等が想定されるため、今後慎重に検討していきたいとの答弁でありました。

現年課税の滞納状況について、150万円未満の所得層が7割以上を占め、そのうち、所得なしが約3割を占めている現状をどのように捉えているのかとただしたところ、7割を占めている150万円未満の所得層の対象者については、軽減措置もあるが、それでも厳しい状況にあると認識している。また、150万円未満の所得層で、制度上の保障を受けられない境界層の方々についても、非常に厳しい状況にあると思われる。滞納者に対しては、嘱託徴収員や職員が訪問し、生活状況や身辺を調査して、制度適用の可否を確認し、執行停止などの措置を検討している。150万円未満の所得層の滞納者に対しては、密な接触に努め、一方的な徴収ではなく、総体的な視点で接していきたいと考えているとの答弁でありました。

地方税法第15条の7第5項、滞納処分執行停止に係る即時消滅に基づく30件の不納欠損処理については、滞納者が死亡し、相続人がいないケース等が想定されるため、把握しやすいと思う

が、地方税法第18条第1項及び第15条の7第4項に基づく66件の不納欠損処理については、具体的な調査等に基づいた処理となっているのかとただしたところ、不納欠損処理に際しては、法に準じた督促状発送のほか、催告書を発送するなど、手順を踏んだ手続きとなっている。催告書発送後においても納付が無い場合については、嘱託徴収員による電話催告や戸別訪問を実施し、本人との面談につなげている。面談では、納付計画や分納誓約をお願いし、確認できた生活状況等により、執行停止などの手続きをとることとしている。執行停止による不納欠損処理の法的根拠となる地方税法第18条第1項及び第15条の7第4項の適用については、執行停止の時期により決定している。滞納処分の執行停止が3年継続する前に消滅時効である5年が到来する場合については、地方税法第18条第1項、時効消滅に基づく不納欠損処理となる。一方、滞納処分の執行停止3年の継続期間が消滅時効である5年より先に到来する場合については、地方税法第15条の7第4項、執行停止3年継続に基づく不納欠損処理となる。全ての滞納者について、調査、面談を行った上での執行停止、不納欠損処理を基本としているとの答弁でありました。

法定外の繰り入れ等を含んだ中ではあるが、国民健康保険特別会計については、7年ぶりに黒字に転換している。現在、基金は底をついている状況であるが、本市の医療費総額から見た基金の必要額はどの程度が想定されるのかとただしたところ、現在の基金残高は、1,000円を割り込んでいる状況である。平成29年度については繰越金が増加しているが、今後の基金の在り方については、平成30年度の医療費の状況等を勘案しながら考えていく必要があると考えている。基金条例で規定する保険給付費3か月分程度の9億円までは可能と思われるが、現時点でそこまでの余剰金はないため、今後の医療費等の伸び等を勘案しながら、年度末において検討していきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、平成29年度国民健康保険特別会計については、収入未済額が2億2,326万329円、不納欠損額639万6,487円となっている。平成29年度の保険給付費や高額療養費は前年度に比較し減額となっているにもかかわらず、1世帯、1人当たりの税額は増額となっている。更に、法に基づき実施される差し押さえについて、地域に貢献している消防団員の出勤手当までが差し押さえされている状況が本市の国民健康保険加入者の現状である。繰り返される制度改正により総医療費の45%を占めていた国の医療費に対する負担が現在では25%程度になったことが大きな原因であると認識しており、国に対し負担割合の引き上げ、復元を求めていくべきだと考える。また、運営主体が県へ移行したが、法定外繰り入れを認めるよう要請し、国保加入者の生活を守るべきであると考え。そのような立場から、制度や本来国が守るべきものが十分ではないという考えから認定にはあたらないとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第2号、平成29年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、普通徴収保険料で滞納繰越分があるが、具体的な内容についてただしたところ、滞納繰越分については、30万4,535円となっているが、平成28年度の土地売却に伴い、所得が大幅に増加した課税対象者があり、現在も納付に向けた相談に努めている。それ以外は、分納誓約により毎月支払ってもらっているとの答弁でありました。

現年課税分については、普通徴収にもかかわらず、高い徴収率となっている。担当課の徴収努力の現われだと思いが、どのように取り組んでいるのかとただしたところ、嘱託徴収員が定期的に訪問し、分納誓約を確実に履行されること、また、毎月市役所窓口で納付していただいていることが高い徴収率の要因であると考えているとの答弁でありました。

平成29年度の滞納者は32名となっているが、他の税目での滞納状況等についても個別に把握しているのかとただしたところ、32名については、他の税目についても滞納が見られるが、提出してもらっている生活状況の報告書を参考にしながら分納を案内し、収納に結び付けるよう努めているとの答弁でありました。

長寿健診は、J A厚生連と曾於医師会にお願いして行っているが、受診者数966人は、その合計の人数かとただしたところ、J A厚生連と曾於医師会、合計の人数であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論も無く、採決の結果、認定第3号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号、平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

保健課長、税務課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険料の滞納については、平成29年度だけで609万円となり、年々増加しているが、どのように分析しているかとただしたところ、滞納者に対しては、督促状や催告書の送付、訪問徴収、電話催告等に努めているが、滞納額、滞納者数、共に増加傾向にあり、全ての対象者に対し、資力調査を踏まえた納税相談を行い、分納誓約による納付をお願いしている。介護保険制度利用者の資力低下により保険料を納めることが困難になっている傾向があると認識しているが、詳細な分析はできていない。引き続き、資力調査の検証や滞納者からの聞き取り等に努めながら解決策を検討していかなければならないと考えているとの答弁でありました。

介護予防サービス給付費が平成29年度は、21%、1,461万7,555円減少している。これは、要支援1、2が介護予防給付から除かれたことが要因かとただしたところ、要支援者への訪問介護サービスと通所介護サービスが、地域支援事業へ移行したため減額となったものであるとの答弁でありました。

平成29年度決算を見て、要支援者の介護予防サービスから地域支援事業への移行をどのように捉えているかとただしたところ、平成29年度については、国が定める事業費の上限の範囲内で収まった。平成30年度以降は、国が制度見直し等を行っていることもあり、年々厳しくなっていく

ものと考えているとの答弁でありました。

介護報酬の引き下げ等もあり、介護事業所の運営が立ち行かなくなることも懸念される。国の方針どおり進めることは無理があるという声を上げることも必要と思う。決算を議会に提案する前に保健課だけでなく企画政策課、財務課等を含めて議論はしなかったのかとただしたところ、生活支援コーディネーターと協議体が発足している。生活を支えるには、特に買い物や移動等の支援が課題と言われている。訪問介護では、買い物等のサービスを多くの人が利用していたので、企画政策課、市民環境課等も入って協議を重ねている。今2年目に入り、公共交通体系を構築するというので、福祉タクシー関連では福祉課とも協議を進めている。介護保険制度だけで高齢者の生活を支えるのは困難であり、市全体で情報を共有しながら役割分担していかないといけないということで、関係課を交えながら協議をしている。先日は協議の中で保健課が知らない情報を別な課が持っていたということもあったので、更に協議を深めていきたいと考えているとの答弁でありました。

介護給付費用適正化事業は、介護事業所の事例検討会とかケアプランのチェックだとか各種研修会を市が実際に行っているのか。それともどこかに委託しているのかとただしたところ、東京都に事務所が所在するメイアイヘルプユーという事業者へ委託して行っている。事業者等を第三者の立場で評価するNPO法人であり、内容に応じて、東京・京都から専門の先生に来ていただき指導助言等を受けているとの答弁でありました。

事業内容を見ると、この予算で足りているのかと思う。適正化という名称からすると介護事業所が行っている事業が不適切であるからチェックするという印象を受ける。国の指針に基づいてケアマネージャーが作成したケアプランの訪問介護の回数を抑制するようなことがあってはならないと考えるがとただしたところ、事業開始に当たっては四つの事業所から見積りを徴した。中には700～800万円するところもあったが、本市が求める実施項目全てに対応できるのは、この1者のみであった。他の事業者と比較して非常に安い価格でできるのは、指導員が専従ではなく、他の職にも従事しながら、この事業にも携わっており、本事業のみを生業にはしていないからということであった。具体的な調査内容は、サービスの多寡を確認するのではなく、真に必要なサービスが提供されているかどうかを分析することにある。また、第三者評価の立場からケアプランが利用者本人に理解されているのか、サービスの根拠が明示されているのかといったことについての指導助言を行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、平成29年度介護保険特別会計については、収入未済額が502名で1,978万6,877円となっている。更に、不納欠損額29万7,620円は3件の45期分であり、1期ごとの小額な保険料が不納欠損となっている状況が、介護保険加入者の現状である。また、国が新たに要支援1、2の対象者を保険給付対象から外し、自治体の支援事業へ移行している。このことは、介護予防サービス給付費が平成28年度に比較し1,461万7,550円減額になっていることから理解できる。今後更なる制度改正による負担の増加が求められる中、十分なサービスが受けられない、入所待機

者の相談を受けている。国がサービスの提供範囲を縮小した介護保険制度を考えている中、本市の第7期計画においては、サービスが十分に受けられない状況にもかかわらず保険料基準額が引き上げられる。現行制度の下では、介護保険加入者が安心して介護を受けられる状況にないとの立場から認定にあたらぬとのことでありました。

他に討論は無く、起立採決の結果、認定第4号、平成29年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、起立多数により、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

市民環境課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般会計からの繰入金が毎年1億7,000万円程度となっているが、将来的な繰入金の在り方について財務課とはどのような協議がされているのかとただしたところ、平成29年度においては、1億7,300万9,000円の繰り入れとなっているが、資本費平準化債元利償還金の50%と建設当時の下水道債の元利償還金の44%については、交付税措置されているため、計算上、繰入金の約54.7%にあたる9,455万6,325円が交付税措置されている。純然たる一般財源による繰入金については、残りの約45.3%にあたる7,845万2,675円となるが、財務課による予算査定時においても、大きな負担であるとの認識は共有しており、使用料徴収の効率化や適正な維持管理の在り方について要請されているところであるとの答弁でありました。

これまでの下水道への接続戸数の推移を見ても急激な増加は想定しにくい状況に加え、人口減少社会となることで使用料収入の減少が想定され、一般財源の持ち出しの増加が懸念されるが、財源確保をどのように捉えているのかとただしたところ、予算編成の際の財務課協議においても、そのような懸念に対しての検討も要請されている。使用料収入については、毎年伸びており、平成29年度においても前年度に比較し、86万円程度伸びているが、平成33年度がピークになると想定している。その時点で、施設や機器等については、整備後25年が経過するため、経営改善に向け策定した経営戦略に基づいた老朽化等への対応に努めながら、安定した経営につながる特別会計の運営に取り組んでいきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第5号、平成29年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

建設課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今後の地方債の償還については、利子を先に償還していくなどの方針が決まっているのか。同額で償還を行っていけば、利子はあと6年程度で終わるのではないかとただしたところ、政府資金と公庫資金の2か所への償還は、平成41年度まで続く。平成40年度まで徐々に元金の償還が増え、利子分の償還は徐々に減っていくとの答弁でありました。

公共下水道事業は休止中であり、再開するのは難しいと考える。市民環境課と連携を取りながら、公共下水道計画区域内の単独浄化槽を減らしていく施策をとっていくべきではないかとただしたところ、県の生活排水処理構想の見直しに当たり、平成29年度までに公共下水道についての市の方針を示さなければならず、平成29年度末に総務課、財務課、港湾商工課、各支所産業建設課と政策調整会議を開いた。その中では、平成17年3月31日で公共下水道事業の認可期限が切れており、既に計画区域内で合併浄化槽が徐々に設置されていること、志布志町志布志三丁目を中心に規模を縮小して取り組む場合でも事業費が10億円を超え市民の負担が増えてしまうこと、計画区域内では高齢化が進み空き家が増え、人口減少などから採算が取れないこと、既に合併浄化槽を設置された所は公共下水道につなぎ直さなければならないことなど、厳しい意見が多く、市長にもその結果を報告している。県にも事業の推進は難しいと伝えたが、事業をやめる場合にも事業再評価、都市施設の廃止などの正式な手続きを行わなければならない。今後も、この区域内の生活排水対策については市民環境課と連携して取り組んでいくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第6号、平成29年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成29年度、指定管理者交代に伴う年度末の営業時間縮小の影響等あり、レストラン等の利用者が昨年度を下回ったとあるが、指定管理者は変わっておらず、影響はないのではないかとただしたところ、平成29年12月に指定管理者が変わることが決定し、平成30年4月から、新たな指定管理者が運営することとなったため、その引き継ぎ業務等の関係から、年度末にかけ、営業時間を縮小しなければならなくなり、レストラン等の利用者が昨年度を下回ったとの答弁でありました。

宮交ショップアンドレストラン株式会社が指定管理者となった3年間を振り返り、当該指定管理者が出した成果をどのように捉えているかとただしたところ、当初、宮交グループの企業ということで、特産品販売部門には期待するところが大きく、実際に運営され、レストランやお土産販売については、利益に結び付いていた。しかし、宴会部門や宿泊部門等での利益が上がらず、当該指定管理者が事業計画書に提示した納付金2,000万円に加え、利益の20%を追加納付するところまでは至らなかったと捉えているとの答弁でありました。

収支状況において、人件費や光熱費の他に、管理費等として約5,000万円の支出があるが、その内訳はどのようなものかとただしたところ、宮交ショップアンドレストラン株式会社が提出した事業報告書によると、管理費等の主なものについては、営業消耗品費・販売手数料・広告宣伝費等、販売管理費が約4,200万円、修繕費が755万円であるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第7号、平成29

年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

港湾商工課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、委託料について、委託の相手方はどこか。また、委託内容はどのようなのかとただしたところ、委託料の詳細については、まず、開発行為許可申請業務として、都市計画法に基づき、臨海工業団地3工区の開発行為の許可申請を市から県知事に対し行うための業務で、株式会社ありあけ測量設計に委託している。また、登記業務として、同じく3工区内の都市下水路付け替えに伴う分筆登記業務で、鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託している。更に、測量調査業務として臨海工業団地5工区の測量を行うもので、株式会社ありあけ測量設計に委託しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第8号、平成29年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって、認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第9号、平成29年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

水道課長の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成29年度の漏水量は約78万 m^3 であるが、その主な原因は何か。また、「志布志市水道ビジョン2018」を策定しているが、その中では今後の漏水対策をどのように計画したのかとただしたところ、漏水の主な原因は、平成28年度と比較すると宅地内の管破損等の工事件数が増えている。漏水調査は職員や業者委託により行っているが、人間で言えば毛細血管の部分で漏れているので、細部まで調査すれば調査費用が増えてしまう。対策として、昨年度から給水区域をブロック分けし、ブロックごとに漏水量を測れるようにした。費用対効果を見ながら、漏水量の多いブロックを重点的に対処していく方針であるとの答弁でありました。

「営業未収金」の回収方法についてただしたところ、未収金の主なものは無断退去であり、その対策のため、近隣の市町へ1か月のうち2日、4人2班で市外徴収を行っている。市内の未収金の回収については、未収が3か月続くと訪問し、それでも納付が無い場合は4か月目に給水停止を行っている。現在は市内在住の方で長期間にわたる未納は無いところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、認定第9号、平成29年度志布志市水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上で、認定第2号から認定第9号までの報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から開始します。

○

午前11時56分 休憩

午後1時02分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから認定第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号について採決します。

採決は、起立によって行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（西江園 明君） 起立多数。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号について採決します。

認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号について採決します。

採決は、起立によって行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（西江園 明君） 起立多数です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号について採決します。

認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号について採決します。

認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号について採決します。

認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号について採決します。

認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから認定第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号について採決します。

認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

—————○—————

日程第13 議案第63号 平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（西江園 明君） 日程第13、議案第63号、平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

本案は、平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員長（鶴迫京子君） ただいま議題となりました、議案第63号、平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分について、平成29年度志布志市特別会計決算審査特別委員会における、審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、10月16日、執行部から、水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、当年度未処分利益剰余金1億41万4,468円のうち、当年度純利益9,931万4,715円を差し引いた、109万9,753円を資本金に組み入れようとするもので、その内訳は、減債積立金の取り崩しで、35万821円、及び建設改良積立金の取り崩しで、74万8,932円であるとの補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、水道事業の剰余金を資本金として組み入れた後の、各積立金の額は幾らかとただしたところ、決算書10ページ剰余金計算書の「当年度末残高」の額であり、減債積立金は1億1,585万9,676円、建設改良積立金は6億4,149万2,159円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第63号、平成29年度志布志市水道事業剰余金の処分については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第63号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第14、承認第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思いました。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度志布志市一般会計補正予算（第5号））

○議長（西江園 明君） 日程第14、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、台風24号による災害の発生に伴い、緊急に平成30年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成30年10月1日に平成30年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めます。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） それでは、承認第7号、平成30年度一般会計補正予算（第5号）について補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6,131万円を追加し、予算の総額を247億5,963万4,000円と定

めたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

まず歳入予算でございますが、予算書の5ページ、18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源として6,131万円を増額しております。

次に、歳出について主なものを説明申し上げます。

予算書は、6ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、5目、交通安全対策費は、台風24号の影響により倒れた道路反射鏡を早急に復旧する必要があるために、必要な費用150万円を増額しております。

予算書7ページ、説明資料は9ページでございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、台風24号による高尾地区流末排水維持作業に係る費用150万円を増額しております。

予算書は8ページ、説明資料は3ページでございます。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、中央分団の消防ポンプ車が台風24号の警戒活動中の水没事故で故障し、走行不能となったため、緊急修繕を行う費用437万4,000円を増額しております。

予算書9ページ、10款、教育費、5項、社会教育費、6目、文化財保護費は台風24号の影響により志布志城跡の大空堀内に発生した倒木の撤去等の費用として33万1,000円を増額しております。

予算書は10ページ、説明資料は4ページ及び5ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、台風24号の影響により被災した林道施設のうち緊急に復旧しなければ、今後の林業に支障が生じる箇所の復旧に係る経費を879万7,000円増額しております。

説明資料は6ページから7ページまでですが、台風24号により被災した農地及び農業用施設のうち緊急に復旧しなければ今後の営農に支障が生じる箇所の復旧に係る経費を2,410万6,000円増額しております。

予算書11ページ、説明資料は10ページから12ページになります。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、台風24号で発生した公共土木施設の災害復旧において、現行予算で不足が生じたため、今後発生が予想される台風及び豪雨災害対応分と合わせて2,050万円を増額しております。

なお、財源につきましては、今回全て財政調整基金繰入金を充てておりますが、必要な財源につきましては、今議会に提案してございます平成30年度志布志一般会計補正予算（第7号）に計上してございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上が、承認第7号の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

この中央分団消防ポンプ車、簡単に水没事故ということですが、もっと具体的に説明していただきたい。水没事故、このままでいうと一人で入っちゃったわけじゃないわけで、その中身とですよ、こういった場合の保険とか、そういったのは掛けてなかったのか、そこらの点について少しお願いします。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

水没事故の経緯でございますけれども、台風24号が接近をしまして、河川の増水があり、自主避難については、当然、避難準備情報を出し呼び掛けていたんですけれども、河川の状況が、その氾濫危険水位に迫るような勢いで水位が上がっていたということで、個別に中央分団の方に、近辺の方に避難の呼び掛け、それから注意をしていただくような広報活動をお願いしたところでもございました。

場所でございますと、県道日南志布志線の大性院という所でございます。ちょうど県道の南之郷志布志線の献上橋というのが上に渡っておりますけれども、その下の所で、ここは河川の増水に伴いまして、冠水する場所ではあったんですけれども、最初に広報活動をする中で、1回目は通行ができた、ただ、道路が冠水をしているという状況は確認はしていたんですけれども、その時点では通行することができたということであったようです。その後、一通り広報を終わらして、もう一度呼び掛けをしようということで、更にその場所を通った時に、冠水の状況は確認していたんですけれども、1回目通行できたということで、大丈夫であろうという判断の下にそこを通行されたということがあったんですけれども、思ったよりも水位が上がっていたということで、エンジンのエアクリナーという所から水を吸い込みまして、エンジンの中に水が入って動かなくなったというような状況でもございました。

修理につきましては、消防車を納入したメーカーに依頼をしまして、修理をしていただいたところでございまして、この432万円という予算というのは、最初、中をバラしてみないとどういう状況であるのかというのが、ちょっとつかめなかったということで、エンジンの載せ替えも含めた予算ということで、お願いをしたところではありましたが、バラした結果、中の部品の交換でありますとか、手作業による修理ということもございまして、この予算よりは、かなり安く済んだところでございます。

保険につきましては、この金額が保険の対応になるということで、財務課の管財係の方とも確認をしているというようなところでございます。

以上です。

○19番（小園義行君） 今、大性院地区ということでしたけれども、これは数年前も、あそこは冠水をして、道路、住宅等、床上浸水等々発生している。道路についても県道であります。そして、河川の管理も県がきちんとやるという所で、そういった所が、度々冠水するというものの原因ですね、分析した上で、県にもそういう対応をきちんとやってもらうということをしないと、たまたま今回は人、人身に対しての災害というのは無いからいいけれども、基本的な河川の改修の在り方だとか、寄洲、そしてあわせて道路の関係についても、どういうふうに改良を今後して

いこうという考え方なのか、そこらについてもしないと、またこういう時間当たりですごい豪雨が
あった際の対応として、市としては対応ができないじゃないですか。県の管理の道路と河川
があると、もちろん寄洲とかいうのは、地球温暖化で海水温が上がっているというのは、よく理解
していますよ。そういったものを県との協議の中で、ここについては、しっかりした対策をね、
やっぱりどういうふうに今回のこのことから引き出すのかということが大事だろうと思います。

そういった意味で、県との協議はなされての、この今回の専決の予算として出されたんですか。

○危機管理監（河野穂積君） 総務課の方で具体的に県の方との協議というのは、実際には行っ
ていないところでございます。ただ、私も以前建設課にいたということもございまして、旧町の
頃に公用車のダンプが同じ場所で冠水をして動けなくなったという状況もございました。その当
時につきましては、寄洲の状況でありますとか、そういったものについては県の方へ要望をした
上で対応もしていただいたということもございまして。

今後につきましては、もちろん建設課の方とも協議をしていかなければならないとは思ってお
りますけれども、こういった状況があるということは十分に伝えて、そういった対応策というの
を、また検討していただきたいというような要望をしていく必要はあろうかと思っております。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

○12番（丸山 一君） ただいまの件につきましては、今、同僚議員がほとんど申し上げました
のでいいんですけれども、実際、今言われたとおり、あその場合は、前にも冠水をしたことも
あるし、寄洲で確か子供が亡くなったこともありますよね。ですから、今の危機管理監の答弁で
は、まだ県とは打ち合わせはしていないということですが、あの寄洲の撤去と、もう一つ
は現地確認はしていないんですけれども、多分、川の水位が上がったことによって排水路から逆
流で入ってくると思うんですね。ですから、県道と河川水位とのバランスのことを考えて、多分、
逆流で入ってきて冠水するんであろうと思うんですね。

ですから、そういうことを含めて、ここはまた二度とあってはいけないことですが、ましては、
こんな補正を組まなくちゃいけないということでありますので、保険適用とかになって、どうい
う金額になるかは分かりませんが、水没したからといって消防分団の人も、やっぱり自分
の生命・財産を考えながら一生懸命作業をされたことの結果ですから、これはしょうがないん
ですけれども、なるべくそういうことがないように、今、同僚議員も言われたとおり、県との協議
を迅速に進められて中州の撤去がまず最初です。水位が上がらないようにしておいて、今度は排
水路との位置関係、道路との位置関係というのも僕は早急な対応を求めたいと思うんですけど。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、これは河川の水位と道路の高さが、恐らく一緒か、
もしくは排水ができないような状況になっているんじゃないかというふうに思っております。

このことを踏まえて、おっしゃるとおり県との協議を早急に進めて、安全対策とか、そういう
ものを含めて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第15、承認第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第15 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度志布志市一般会計補正予算（第6号））

○議長（西江園 明君） 日程第15、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、議長交際費の支出に伴い、緊急に平成30年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成30年11月12日に平成30年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ247億5,969万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を5万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の議会費は、交際費を5万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。



日程第16 議案第64号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第16、議案第64号、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第64号、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、引用条文が変更され、及び専門職大学の制度を創設する措置が講じられたため、関係条例の規定の整理を行うものであります。

内容につきましては、第1条の志布志市職員の自己啓発等休業に関する条例の改正規定は、学校教育法の引用条項名を改めるものであります。

第2条の志布志市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例、及び、第3条の志布志市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正規定は、学校教育法における大学制度に専門職大学の制度が設けられたことに伴い、これらの条例に規定するそれぞれの資格要件を国の基準と同様に改正するものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成31年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第64号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第65号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第65号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、更なる市民サービスの向上を図るため地籍に関する図面等の交付手数料の金額を見直すものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） それでは、議案第65号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例について、補足して説明を申し上げます。

志布志市は、平成21年4月より地籍管理システムを導入いたしまして、地籍図及び土地情報をこのシステムにより管理運営してまいりました。以降、土地の異動に関する最新情報はシステムデータを更新し、対応をまいりました。

導入当時、手数料を決定するにあたりシステムの維持管理費を踏まえた設定としまして、以降一度も変更は行われず現在に至っております。そのような中、AI技術の進歩により、システムの管理運営費は縮減され、同様の自治体と手数料を比較した場合、本市は割高な状況になってまいりました。

今回の改正案でございますが、手数料について周辺自治体との均衡を図り、市民サービスを向上させるため、手数料条例に所要の改正をお願いするものであります。

詳細について、新旧対照表で説明をまいりますので、付議案件説明資料の4ページをお開きください。

別表第1、右側になりますが、旧表の1行目、地籍図の写し又は小字別修正図並びに下から2行目にございます図根点網図につきましては、新表左側の一番下、その他地籍成果品となりまして、それぞれを200円に統一しております。

地籍図についてでございますが、現行でA3までの規格を1枚200円、A2以上の大きな規格を1枚1,000円としておりました。今回A3までは今までどおり200円と据え置きまして、A2以上の大きな規格を1枚1,000円から500円へ減額をします。また、今まで一定の縮尺でしか交付していなかった物を申請者の希望する任意の縮尺でお出しできるように改善をしております。

旧表の下から8行目、磁気ディスクをもって調整された土地台帳に記録されている事項を記載した書面についてでございますが、土地台帳に記載された情報については、今まではシステム様式で1枚につき1筆の記載となっており、これを200円で発行しておりました。これですと他の自

治体と比較しまして割高でありましたので、従来の様式は残しつつ、新たに地籍属性表として1枚に10筆分を記載可能な様式としまして、1枚200円で設定をして交付する予定としております。

旧表の下から5行目、一筆図は1筆1,000円を500円に、その下、筆界点座標値は、1筆500円から200円に、1番下の図根点座標値は、1点200円と、図根点1点ごとの設定となっておりますが、1枚200円としまして、1枚に記載可能な図根点は全て200円で対応できるよう、それぞれ改めております。

以上が今回の改正案であります。

なお、本条例の施行日は、平成31年4月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（丸山 一君） 今の説明によりますと、例えば、僕らもいろんな人からいろんな要望がありまして、ここの道路を良くして欲しいとか、農道をきれいにしてくれとか、いろいろ要望があるから、僕らは今までは税務課で地籍図を取っていたわけですね。そしたら、あれはA3で1枚200円だったですよ。関連するときには、2枚、3枚、へたすれば4枚いるときもあつたりするわけですよ。それを今度の改正では、これはもう合算で200円でいいという意味なんですかね。

○税務課長（吉田秀浩君） 今までの交付ですと1,000分の1という縮尺が変えられなかったものですから、そのように何枚にもわたる場合がございました。しかしながら、今回縮尺を任意で変えられるということがございますので、倍率をそれなりに大きくしていただければ、1枚に入るようになるかと思っておりますので、その場合、縮尺の対応によって1枚で対応できるものであるということがございます。

以上です。

○12番（丸山 一君） 今の説明によりますと、縮尺を変えることによって、今まで4枚だったものが1枚になると、それは理解できました。すごく有り難く利便性が上がるなと思っておりますけれども、9年ぐらい前からこういう話が出ているということであれば、もうちょっと早く対応できなかったか、なぜ今なのかなという思いがあるんですけれども、課長、どうぞ。

○税務課長（吉田秀浩君） おっしゃるように、市民の方からの要望も多少はあったところがございます。私、4月から赴任いたしまして、市長も代わられまして、新たに手数料等については、根本的な見直しを行うようにというような指示もございまして、今回このような経緯になったところでございます。

以上です。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、安くなるということで、とても住民からとつたらいいです。決算で、これが条例改正することによって、どれぐらい住民にサービスが行き届くのかというのは、100万円かかったのが50万円ですよ、収入としてって、そういうものがあると思うんですけれども、そこはちゃんと試算というか、あるんですか。

○**税務課長（吉田秀浩君）** それにつきましては、導入しました当初としまして、システムの導入料が年間50万円程度ということで、4万円ほど安くなっております。しかしながら、現状の手数料が志布志市においては、他の自治体と比較しまして多少割高であるということでございますので、今回引き下げをするものでございますが、平成29年度決算で交付額が4,044件、88万800円となっております。地籍属性表の発行等に替えることで、件数が3分の1程度になると仮定されておまして、年間で50万円程度の減収となるような見込みでございます。

以上でございます。

○**議長（西江園 明君）** ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（西江園 明君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第18 議案第66号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○**議長（西江園 明君）** 日程第18、議案第66号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（下平晴行君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第66号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲に生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関する事務を加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものであります。

内容につきましては、別表第1の7の項、並びに別表第2の1の項及び7の項中、就労自立給付金の次に、若しくは進学準備給付金を加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（西江園 明君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

○**19番（小園義行君）** この特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、これはマイナンバーのことですかね、ですよね。これを今回はわざわざ進学準備給付金という、ここが新たに追加ですよということですけども、これ今までは、それは無かったわけですね。

○**福祉課長（折田孝幸君）** 進学準備給付金の関係につきましては、生活保護の関係、いわゆる生活保護法の範囲の中では、今年の6月8日から施行されまして、今年の大学等への入学者から貸与をしております。

今回お願いしているのは、外国人の方、生活保護に準じた取り扱いが可能な方が、そういっ

た制度が出てきたときには、生活保護法ではカバーできませんので、独自の条例の中で、そういったマイナンバーに基づく様々な個人情報等を職権等で見るができますよということを定めるために今回お願いしているところです。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設並びに志布志市有明体育施設に係る照明施設の使用料の平準化を図るため、城山総合公園陸上競技場、市民グラウンド及び有明農村運動場の使用料の算定区分及び金額を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○生涯学習課長（若松利広君） 議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、城山総合公園陸上競技場、有明体育施設の市民グラウンド及び有明農村運動場に係る照明施設の使用料と、他の運動施設に係る照明施設の使用料の平準化を図るため、これらの施設の使用料の算定区分及び金額を改めるものでございます。

付議案件説明資料9ページの新旧対照表をお開きください。

まず第1条の志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例の一部改正につきましては、別表の2、城山総合公園陸上競技場使用料を改めるものでございます。

内容につきましては、これまで照明施設の点灯基数ごとにそれぞれ定めていた使用料を半面につき1時間1,000円、1時間を超える30分ごとに500円とするものでございます。

次に、第2条の志布志市有明体育施設条例の一部改正につきましては、第1条と同様に市民グラウンド使用料及び有明農村運動場使用料を改めるものでございます。

内容につきましては、第11条第1項の改正規定は、平成26年に教育委員会所管の施設使用料の平準化を行い、別表に有明弓道場使用料を定めたところでございますが、それ以前の規定が残されたままになっていたことから、今回この括弧書きを削るものでございます。

別表の1の表、市民グラウンド使用料の改正規定につきましては、これまでソフトボール1面につき、1時間1,800円、1時間を超える30分ごとに900円と定めていた使用料を、半面につき、1時間1,000円、1時間を超える30分ごとに500円とするものでございます。

別表4の表、有明農村運動場使用料の改正規定につきましては、これまで1時間1,200円、1時間を超える30分ごとに600円と定めていた使用料を、1時間1,000円、1時間を超える30分ごとに500円とするものでございます。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございますが、第2条の志布志市有明体育施設条例第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

今回の改正により、市内の運動施設及び体育施設に係る照明施設の使用料の平準化が図られることから、今後も引き続き利用者の利便性の向上に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第67号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第68号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

日程第21 議案第69号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第68号、及び日程第21、議案第69号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第68号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、志布志シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

次に、議案第69号有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、有明シルバーワークプラザの管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明シルバーワークプラザの指定管理者となる団体を公益社団法人志布志市シルバー人材センターとし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、平野栄作君から発言通告が提出されておりますので、まず平野栄作君の質疑を許可します。

○10番（平野栄作君） 3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、志布志のシルバーワークプラザなんですが、現在社会福祉協議会の生活自立支援センターの事務局が置かれておりますが、シルバー人材センターの職員は常駐はしていないのが現状であります。

そこで、今回指定管理者の指定ということになりますけれども、現状の管理の在り方、これが問題はないのかというのがまず1点目。

そして、2点目といたしましては、志布志につきましては、平成29年度の利用実績が月平均に直しますと、23.4人、平成28年度が25.1人、平成27年度が15.8人と非常に少ない状況にあります。これは有明と比べると格段に差がある数値となっており、シルバー人材センター職員の不在によって支障を来しているのではないのかなと思っているんですが、その点をお聞かせいただきたい。

それと、3点目といたしまして、高齢者の労働環境につきましては、非常に変革をしまいであります。

特にシルバー人材センターは、定年後の生きがい対策事業という形で、定年した後、社会から引き籠もるのではなくて、社会との接点を労働を通じてやっていこうという趣旨の下に設置をされている団体でございます。しかし近年、定年年齢が引き上げられました。そういう状況等を加味しますと、シルバー人材センターが発足した当初の定年後の受け皿対策という観点から申しますと、重点的な項目が薄れてきているのではないのかなと個人的には考えているところです。

また、一方におきましては、少子化、高齢化が進展している中で、高齢者の方々のニーズというものは、また加速度的に増えていっている状況があるのではないのかなと思っているところです。

そういう中で、高齢者の生きがい対策の一環として、あらゆる情報網の一元化を狙うという新しい視点も入れた業務体系の構築も必要になると考えております。そうしたものに対応できる施設の在り方、そういうものも視野に入れることが今後必要になってくるのではないかと考えております。

そこで、シルバーワークプラザを高齢者等の総合的拠点施設、情報発信の拠点、あらゆるものの情報を提供できる施設、そういうものとして活用をしていくべきではないかと考えますが、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） まず、指定管理施設として現状の管理の在り方に問題はないかという点

について、お答えをいたします。

志布志シルバーワークプラザにつきましては、職員が常駐しておりませんでしたので、平成29年10月から毎週月曜日と金曜日の午前10時から午後3時まで職員が常駐する体制をとり、その改善に取り組んでいただいたところでございます。

また、その日の作業工程の打ち合わせや、その作業の報告会議を行うため、ほぼ毎日朝夕職員が出向いているところでございます。平成20年1月から業務の効率化や職員の削減を目的に、有明シルバーワークプラザに職員を集中させた関係もあり、現状の職員体制の中で利用者に不便をかけないよう取り組んでいただいているところでございますので、現状の施設の管理の在り方については、問題はないと認識しているところでございます。なお、志布志シルバーワークプラザ内にあるしぶし生活自立支援センターにつきましては、平成20年5月に財務省が示した補助対象財産の運用等の弾力化により可能であると判断し、シルバーワークプラザの設置目的の一つである高齢者の就業の促進の達成のため、生活困窮者自立支援事業の中の就労支援事業と連携を図ることが、行政財産の有効活用であると考え、事業導入の初年度の平成27年度から志布志シルバーワークプラザ内にしぶし生活自立センターを設置しているところでございます。

次に、シルバー人材センター職員の不在が会員の志布志シルバーワークプラザの利用に支障を来していないのかという点についてお答えいたします。

志布志シルバーワークプラザの職員の常駐体制につきましては、先ほど答弁したとおり、毎週月曜日と金曜日の午前10時から午後3時までであり、また、ほぼ毎日朝夕職員が出向いている状況でございますが、そのような状態が会員の方々の利用に支障を来しているとの報告や意見は受けていないところでございます。また、会員の方々が利用されている場合で、事前にそのことが分かれば対応は可能であると考えますし、もし緊急的に利用したいということであれば、職員が常駐しておりますしぶし生活自立センターとの連携を図ることも可能でありますので、現在のところ会員の方々の利用には支障を来していないと認識しているところでございます。

最後に、高齢者等の総合拠点施設としての活用方法も検討すべきではないかという点についてお答えいたします。

シルバーワークプラザにつきましては、志布志シルバーワークプラザ条例第1条に規定しているとおり、高齢者の就業を促進し、高齢者の能力を生かした活力地域づくりに寄与するために設置しているものでございます。

そのようなことから市内にある二つのワークプラザを最大限に有効利用すべきであると考えているところでございます。

志布志シルバーワークプラザにつきましては、生活困窮者自立支援事業を志布志市社会福祉協議会に委託しているところですが、そのメニューの中で就労支援事業を行っていますことから、高齢者を含めた生活困窮者の自立支援の相談の場として、平成27年度から有効活用しているところでございます。

また、有明シルバーワークプラザにおきましては、刃物研ぎ研修や機械取り扱い講習会、せん

定講習会、交通安全講習会等を実施し、その有効活用を図っているところでございます。

二つのワークプラザにつきましては、施設全体の面積や会議室の数、周辺環境など様々な違いはありますが、設置目的に即した施設の有効活用が図られるよう、今後更に指定管理者や関係機関・団体と協議・検討を重ねていきたいと考えております。

○10番（平野栄作君） 分かりました。

シルバー人材センターができた当初は、補助金適正化法とかいう関連から、なかなか外部の団体がそこに入るというのはどうなのかというようなことを言われておりましたが、今、市長の説明で大分認識を新たにしたところです。

それと、この指定管理というのは、その建物をずっと1から10までを見ていかないといけない、健全な状態で活用して有効的な施設であるようにしていく、そういう役目がある中で、他の団体が常駐している。そういう中で本当、会員さん方が志布志については、うまく活用ができていのかというのを本当に危惧しておりましたが、今の説明で週2回はセンターの職員も配置されているということで、大分安心はいたしました。

それと3番目の項目なんですけれども、シルバー人材センターは、当初につきましては、60歳定年制を見越した形での就労対策のバックアップ施設というような意味合いでできてきた経緯がありますけれども、その後、社会情勢が大きく変動してきておまして、高齢者も多くなってきている。そしてまた、先ほども言いましたが定年制が引き上げられてきている。そうした中で高齢者としてはいろんな意味で高齢化してきた時の情報、そういうものが市役所に行けば福祉・保健、いろいろな窓口がありますけれども、高齢者という捉え方で行った時に、シルバー人材センターという枠、窓口があって、そこに行くとはほとんどの情報というものが網羅できているよというような施設に今後は考えていかないと、今後のシルバー人材センターの事業の在り方、そういうことを見たときに、国庫補助もどうなっていくのかな、そして今の現状を見たときにシルバー人材センターの果たす役割というのが、どんどん小さくなってきているような状況ですので、そこあたりはやはり社会福祉協議会、そういう所と連動させながら高齢者福祉の一翼を担うような施設、そういうものに活用していってもらえれば、まだ今のシルバーワークプラザというのは使い勝手が良くなっていくんじゃないかなと思っております。

それともう1点が、社協につきましても、有明の今ある市民センターでは、非常にどうなのかなということで、前から議論になっておりますが、そういう受け皿としても、やはりああいう所を活用しながら、そしてまた、社協として持っている情報をシルバー人材センターと共有して、そこで新たな就労の体系づくり、それから就労の技術の習得、そういうものを新たに開拓していく。そういう施設としても非常に便利な施設だと思っております。ですから、そういう意味合いの中で、今後指定管理の在り方、特にシルバーワークプラザの場合は、独特の活用法が生まれてくるんじゃないかと思っておりますので、次期指定管理者については、そこあたりも十分、市当局また社会福祉協議会、そういう所と連携を図りながら、どういう形でこの施設をうまく運営していくのか、それを指定管理者であるシルバー人材センターが先頭になって築いていっていただきたい

と思っておりますので、質問させていただきました。

その点について、最後に市長の見解をお聞かせください。

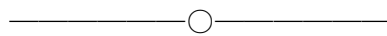
○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、相談窓口というのが、行政だけじゃなくて、そういう社会福祉協議会を含めて相談した場合に、いろんなことで対応ができる、そういう、おっしゃるような対応の仕方をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号及び議案第69号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第22 議案第70号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について

日程第23 議案第71号 通山青少年館の指定管理者の指定について

日程第24 議案第72号 原田青少年館の指定管理者の指定について

日程第25 議案第73号 山重青少年館の指定管理者の指定について

日程第26 議案第74号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について

日程第27 議案第75号 有明青少年館の指定管理者の指定について

日程第28 議案第76号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第70号から日程第28、議案第76号まで、以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第70号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、伊崎田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、伊崎田青少年館の指定管理者となる団体を伊崎田校区公民館とし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

次に、議案第71号、通山青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、通山青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、通山青少年館の指定管理者となる団体を通山校区公民館とし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

次に、議案第72号、原田青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、原田青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、原田青少年館の指定管理者となる団体を原田校区公民館とし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

次に、議案第73号、山重青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、山重青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、山重青少年館の指定管理者となる団体を山重校区公民館とし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

次に、議案第74号、蓬原青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、蓬原青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、蓬原青少年館の指定管理者となる団体を蓬原校区公民館とし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

次に、議案第75号、有明青少年館の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、有明青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、有明青少年館の指定管理者となる団体を有明校区公民館とし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

次に、議案第76号、野神青少年館の指定管理者の指定について説明を申し上げます。

本案は、野神青少年館の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、野神青少年館の指定管理者となる団体を野神校区公民館とし、指定の期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

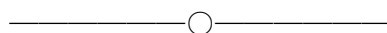
○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号から議案第76号までの7件については、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第29 議案第77号 財産の取得について

○議長（西江園 明君） 日程第29、議案第77号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地開発事業用地を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字樋口3447番1ほか27筆、計19,245㎡を臨海工業団地開発事業用地として、随意契約により、5148万375円で志布志市土地開発公社から買収するものであります。

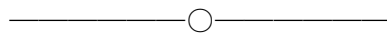
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第77号については、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第30 議案第78号 財産の処分について

○議長（西江園 明君） 日程第30、議案第78号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、財産の処分について説明申し上げます。

本案は、安楽大迫工業団地分譲地を売却するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字迫田4619番3外3筆、計19,740㎡を安楽大迫工業団地分譲地として随意契約により3,677万円で鹿児島堀口製茶有限会社及びダンフーズ株式会社に売却するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回、地元の法人と県外の法人ですね、こういう形になり、当局の努力だと思うんですけど、どういう形でここまでこぎ付けたのか。

そして、ここの地区について、ダンフーズという、この会社がどういった会社なのか、中身について少しお知らせをいただきたいというのと。

水については、上水を使うのか、それとも地下水をポンプアップするのか、そういったものについては、後々変なことにならないようなものになっているのかという、その3点だけお願いをします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 大迫工業団地につきましては、合併前に旧志布志町が造成いたしましたして、合併してから企業誘致活動に取り組んでまいったところでした。

しかしながら、合併してからも問い合わせはあったものの、なかなか譲渡までは届かなかった

というような現状でございました。

そういった状況の中で、港湾商工課といたしましては、毎年大阪、東京等に企業誘致活動、企業訪問等を行っております。そういった中で、今回は大阪事務所等を通じまして、今回のダンフーズとの契約に至ったというところでもございます。

このダンフーズという会社につきましては、安全な原料を使用いたしました野菜の素材、例えばカット野菜、すりおろし、ジュース、エキス、そういったものを製造いたしまして、食品加工メーカーに納入している事業所でもございます。

この事業主につきましては、本社は愛知県名古屋市からの企業進出となるところでございますが、野菜加工工場の設置であるということで、特に大隅半島から野菜を調達いたしまして、市場に出回らない規格外品も活用する計画となっているところでございます。

また、製品は全国に配送しますが、志布志港から国内定期船の活用を予定しておるところでもございます。現時点での雇用者数は30人を予定しているところでもございます。

それと水の利用につきましては、地下水を井戸を掘りまして、水質検査をしておりますので、その水質検査のデータをお示しいたしまして、この水質で使用できるものについては、使用していただくと、それと使用できないものについては、上水等で対応するというふうに伺っているところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 当局の並々ならぬ努力で、こういう結果になったということは、本当に評価に値するというふうに思います。ぜひ、ここの土地については旧志布志町時代からの、先ほど課長がありましたとおりですけれども、水の問題で少し前に進まなかった経緯等があつてこういうことです。それについては、今あつた答弁で理解をしたところです。

あと、この2社について、新規雇用を含めて、それぐらいの雇用が発生をするというふうに当局としては予想されているのか、お尋ねをしたいと思います。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ダンフーズにつきましては、新規雇用者数を30名予定しております。

それと、鹿児島堀口製茶につきましては、新規雇用者数が13名で計画が上がってきているところでございます。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号につきましては、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第31 議案第79号 字の区域変更について

○議長（西江園 明君） 日程第31、議案第79号、字の区域変更についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号、字の区域変更について説明を申し上げます。

本案は、県営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。内容につきましては、大字志布志町帖和田の土地の一部を字堂ノ下に、字堂ノ下の土地の一部を字和田に包括するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第70号については、産業建設常任委員会へ付託いたします。ここで暫時休憩いたします。

14時35分まで休憩します。

○

午後 2 時24分 休憩

午後 2 時35分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○

日程第32 議案第80号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（西江園 明君） 日程第32、議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税推進事業、災害復旧事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） それでは、議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に15億5,847万7,000円を追加し、予算の総額を263億1,816万8,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございしますが、野井倉下段地区の農道整備等を行う農地耕作条件改善事

業等の実施に伴う合併特例債を1,410万円増額。台風24号により、被災した林道、農地及び農業用施設並びに公共土木施設の復旧に伴い、災害復旧事業債を補助事業で2,100万円、単独事業で2,070万円増額し、あわせて地方債の総額を5,580万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず歳入予算の主なものを御説明いたします。9ページをお開きください。

12款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、農林水産業費分担金は、台風24号により被災した農地及び農業用施設の復旧に係る受益者分担金150万円、県費単独補助治山事業に係る分担金80万円、合わせて230万円を増額しております。

10ページを御覧ください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、台風24号で被災した市道赤池線及び後谷線並びに普通河川山角川の災害復旧工事に伴い、2,401万2,000円計上しております

13ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、野井倉下段地区の農道整備等を行う農地耕作条件改善事業を1,100万円増額、台風24号の被害により、再造林の事業量が減少したことに伴う森林環境保全直接支援事業を878万8,000円減額するなど、合わせて734万7,000円を増額。8目、災害復旧費県補助金は、台風24号により被災した林道1件、農地7件及び農業用施設6件を、補助災害復旧事業で復旧する農業用施設災害復旧事業の実施に伴い850万9,000円を増額、合わせて1,585万6,000円を計上しております。

14ページをお開きください。

3項、県委託金、3目、農林水産業費県委託金は、志布志地区若浜周辺保安林松林から有明地区通山押切地区保安林松林までの松くい虫防除事業の増加に伴う費用988万1,000円を増額しております。

15ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売却収入、1目、不動産売却収入は、大迫工業団地の売却に伴う収入を3,677万円増額、志布志町帖潤ヶ野地区の市有地458㎡の売却に伴う収入を124万8,000円増額。台風24号の被害により再造林の事業量が減少したことに伴う、立木売却収入を690万円減額するなど、合わせて3,111万8,000円を増額しております。

16ページを御覧ください。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、ふるさと納税の増加により、ふるさと志基金寄附金を7億4,000万円増額しております。

17ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、寄附金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出の調整により3,286万8,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、ふるさと納税の寄附額増加に伴う事業実施等に伴う財源として、7億349万8,000円を増額しております。

19ページをお開きください。

21款、市債は、5,580万円を増額し、総額で22億4,072万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

歳出の款及び項の全般にわたってでございますが、平成30年10月1日の最低賃金法の改正等に合わせ、本市の嘱託職員、臨時職員等に係る報酬、賃金等の額について見直しを実施いたしましたので、これに伴う補正予算を計上しております。

また、職員の定期人事異動等による款項目間の調整を行うことによる給料、職員手当等の補正予算を計上しているところでございます。

それでは、各款、項ごとに説明をいたします。

予算書の20ページを御覧ください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、ふるさと納税の増加に伴う郵便物の増加申し込み等により、通信運搬費を444万円増額しております。

予算説明書は、2ページでございます。

4目、企画費は、ふるさと納税によりいただいた寄附を基金会計に積み立てるため、積立金を7億4,000万円増額しております。

予算書の23ページをお開きください。説明資料につきましては、3ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計につき、財政安定化支援事業分の繰出金の額が減となったことに伴い、繰出金を233万3,000円減額しております。

予算書の27ページから28ページにかけて、説明資料は、4ページを御覧ください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、農地整備費は、農道整備実施により、維持管理を含めた労力、経費の削減や大型機械の導入促進を図り、事業実施区域において、農地中間管理機構による担い手への農地集積を向上させる農地耕作条件改善事業の実施に伴う費用2,000万円を計上しております。

予算書は29ページ、説明資料は5ページをお開きください。

2項、林業費、2目、林業振興費は、志布志地区若浜周辺保安林松林から有明地区通山押切地区保安林松林までのマツノザイ線虫被害の松が、予定した数量より増大したために駆除に係る費用を988万1,000円増額し、台風24号の被害により、再造林の事業量が減少したことに伴い、1,546万8,000円を減額するなど、合わせて556万6,000円を減額しております。

予算書の30ページ、説明資料は1ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、商工業資金利子補給金交付事業について、当初の予定を上回ったため、それに必要な費用200万円を増額しております。

3目、観光費は、観光施設の修繕につき、不足が生じる見込みであるため、100万円を増額、説明資料は2ページでございますが、ふるさと納税が2億4,000万円増額の27億4,000万円を見込むことから、必要となる経費6億9,900万2,000円を増額しております。4目、港湾振興費は、コン

テナ貨物取扱量の増加に伴う助成金の増加を見込み、775万円を増額しております。

予算書の38ページ、説明資料は、9ページをお開きください。

10款、教育費、3項、中学校費、2目、教育振興費は、へき地児童生徒援助費等補助事業につき、平成27年度及び平成28年度補助金について、補助対象外経費が含まれていたことが判明したため、その返還に必要な経費を106万7,000円計上しております。

予算書の41ページ、説明資料は6ページから7ページまでになります。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、台風24号により被災した農地及び農業用施設並びに林道の復旧に係る費用として市単独分と補助分を合わせて3,121万4,000円を計上しております。

予算書の42ページ、説明資料は8ページをお開きください。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、台風24号で被災した公共土木施設の復旧のため、3,600万円を計上しております。

以上が補正予算第7号の主な内容でございます。

詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 説明資料でいうと5ページですけど、耕地林務水産課の市有林管理事業ということで、この字面をこのまま読むと、台風24号の被害があつて、何か造林をしようと思ったけど、それができなかったという、単純に言うとなんかそういうことですね、そういう理解でいいんですかというのが一つでございます。

そして、予算書の18ページですけど、農業次世代人材投資資金で経営開始型、返還金が生じていますね。この中身を経過とともに教えてください。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 市有林管理事業について、お答えいたします。

当初、志布志町帖南ヶ迫の市有林を売却予定でしたけど、その市有林が台風24号により一部土砂崩れ、そして、搬出路としておりました林道が通行不能となったために売り払いを延期ということで、その後に造林をする予定だった部分ができなくなったということで、今回補正ということをお願いしているところでございます。

○農政畜産課長（重山 浩君） 農業次世代人材投資事業の返還金の件ですが、平成29年度に国の方から支援ということで年間150万円の支援を受けておりますが、2名の方がそれぞれ家庭の事情がありまして、市外へ出られて、一時農業をストップされたということで、150万円を月割りにしまして、国へお返しするというところでございます。

○19番（小園義行君） この市有林のここは、本来だと歳入が入ってくる予定だったものが、台風の被害によって全然入ってこないよということになったわけですね、恐らくそういうことですよ。その歳入には、マイナスも含めて出てくるんですよ。実際、倒木になっておればですよ、大変申し訳ないんだけど、材料としては、商品としてはどうなんだろうという心配もちょっとし

たりするんですけど、そこは一切なくて、歳入で予定していたものが入ってきませんよと、そういうことですね。新年度になるか分からんけれども、その時にそういう形で、今回この補助事業等々を導入してやるということは、後もってそのことが大丈夫ですよという担保ができていますかというのを一つお願いします。

それと、この次世代型のここについては、いわゆる、私は、こういう形で返還が始まるというのは、もうちょっと先というふうに思っていたもんですから、これは別に、当人たちの希望でこういうことになっていると、当局がABCのランク付けをしますね、それでこういうふうになっているということではないという理解でいいんですね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この造林事業につきましては、来年度以降また県の方に申請して実施可能としております。

○農政畜産課長（重山 浩君） それぞれ御事情があらわれて転出されまして、また農業の方は始めてらっしゃいます。その間、若干農業をしなかった時期があったもんですから、その分を支給停止というか、返還ということでございますので、御本人たちの意思で転出をされたということで認識をしております。

○議長（西江園 明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第33 議案第81号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第33、議案第81号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第81号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、一般被保険者高額療養費、賦課徴収費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,653万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億270万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を4,887万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、財政安定化支援事業繰入金を233万3,000円減額するものがあります。

8ページをお開きください。

歳出の総務費の徴税費は、賦課徴収費を4万1,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の保険給付費の高額療養費は、一般被保険者高額療養費を4,887万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第81号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第34 議案第82号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第34、議案第82号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第82号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、特定入所者介護予防サービス費、総合相談事業費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。

歳出の保険給付費の特定入所者介護予防サービス等費は、特定入所者介護予防サービス費を20万円増額するものであります。

5ページをお開きください。

歳出の地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は、総合相談事業費を9万1,000円増額するものであります。

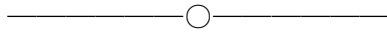
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第82号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第35 議案第83号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第35、議案第83号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,423万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料の使用料は、下水道使用料を現年度分19万1,000円、過年度分30万1,000円、それぞれ増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を49万2,000円増額するものであります。

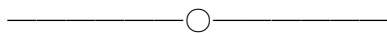
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第83号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



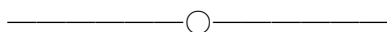
○議長（西江園 明君） お諮りします。

日程第36、同意第26号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第26号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第36 同意第26号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（西江園 明君） 日程第36、同意第26号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第26号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成31年3月1日をもって任期が満了する飯野直子氏の後任として、益田裕子氏を教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

益田裕子氏の略歴については、説明資料の69ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。

同意第26号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第26号は、同意することに決定しました。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、会計実地検査のため休会とします。

5日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後3時03分 散会

平成30年第4回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成30年12月5日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 一般質問

野 村 広 志

小 野 広 嗣

尖 信 一

青 山 浩 二

出席議員氏名（20名）

| | |
|----------------|--------------|
| 1 番 久 井 仁 貴 | 2 番 南 利 尋 |
| 3 番 尖 信 一 | 4 番 市ヶ谷 孝 |
| 5 番 青 山 浩 二 | 6 番 野 村 広 志 |
| 7 番 八 代 誠 | 8 番 小 辻 一 海 |
| 9 番 持 留 忠 義 | 10 番 平 野 栄 作 |
| 11 番 西江園 明 | 12 番 丸 山 一 |
| 13 番 玉 垣 大 二 郎 | 14 番 鶴 迫 京 子 |
| 15 番 小 野 広 嗣 | 16 番 長 岡 耕 二 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 福 重 彰 史 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 山 田 勝 大 |
| 財 務 課 長 仮 重 良 一 | 企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭 |
| 情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜 | 港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市 民 環 境 課 長 西 川 順 一 |
| 福 祉 課 長 折 田 孝 幸 | 保 健 課 長 西 山 裕 行 |
| 農 政 畜 産 課 長 重 山 浩 | 耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 假 屋 眞 治 | 松 山 支 所 長 今 井 善 文 |
| 志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志 | 水 道 課 長 補 佐 下 村 良 輝 |
| 会 計 管 理 者 立 木 清 美 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人 |
| 教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広 | 危 機 管 理 監 河 野 穂 積 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍 |
| 調 査 管 理 係 長 毛 野 仁 | 議 事 係 溝 口 茂 樹 |

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と平野栄作君を指名いたします。

○
日程第2 報告

○議長（西江園 明君） 日程第2、報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社志布志まちづくり公社から第27期事業報告書及び決算報告書、第28期事業計画書及び収支予算書が提出されましたので配布いたしました。

参考にしていただきたいと思います。

○
日程第3 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、おはようございます。真政志の会の野村でございます。

大変暖かい日が、ここ数日続いておりまして、12月ということ何か忘れてしまいそうな、季節を忘れてしまいそうな、疑いたくもなりますけれども、師も走る12月と、走り回るほど忙しいということで、師走ということでございます。慌ただしさに振り回されないように、しっかりと市民の声を届けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、今回農業の施策について。

1点目、発効が決定をいたしましたTPP問題について。

2点目に改正法案をめぐり議論が続く外国人技能実習生の問題について。

3点目が、農業用廃プラスチック類の処理の問題について、大きくこの3点について質問させていただきます。

では、早速ですけれども、TPPの問題についてお聞きをしていまいます。

近年世界中で、貿易関連における様々な協定が各国の思わくや戦略の中で、次々と交渉のテーブルが持たれていることは、最近報道でもよく耳にいたしているところでございます。

特に、我が国においてはTPP（環太平洋経済連携協定）について様々な議論がなされた経緯は、皆様も御存じのとおりであるかと思ひますが、そのような中で、世界中が驚がくした第45代アメリカ合衆国大統領にトランプ氏が就任をし、昨年1月20日の就任式で、まずもって「アメリカファースト」と声高らかに宣言をし、特に選挙戦の戦略の中で掲げていたTPPについて、「参

加せず」と表明していたとおりに、大統領就任直後に離脱のサインを断行いたしました。

このようにアメリカの状況が極めて不透明である中において、安倍内閣はTPPの承認案と関連法案を可決成立をさせ、国内の批准を整え、日本の農業を過去最大の市場開放が襲う、アメリカを除く11カ国による環太平洋経済連携協定（TPP11）が、いよいよ本年12月30日に発効することが正式に決定をいたしました。

参加10か国近くの国内手続きが全て終われば、世界全体のGDP13%を占めると言われ、市場規模では、人口5億人の自由貿易圏が動き出すこととなります。

日本政府は、このTPPの効果によりGDPが約7兆8,000億円押し上げられると見込んでいるようでございますが、しかし、それらの影響として農産物の売上高は約900億円から1,500億円程度減ると試算をしております。

TPP11では、農林水産物や工業品の輸出入に係る関税を引き下げ、ビジネスルールを統一することを目的としておりますが、農林水産物で82%もの関税が撤廃されることは、本市の農業にとっても大きな影響が予測されることではないでしょうか。

また、来年2月1日に発効が見込まれておりますヨーロッパ連合（EU）との経済連携協定（EPA）においては、多国間貿易の枠組みの拡大も進めており、TPP11と同様に約82%もの関税が撤廃される見通しとなっております。

加えて、先日合意をいたしました日米二国間による全ての物品を対象とした日米物品貿易協定（TAG）の関税交渉においても、報道等によるとTPPやEPA以上にアメリカは関税撤廃の譲歩を迫ってくるものではないかと心配されており、予断を許さない状況にあります。

先にも述べましたとおり、特に本市の基幹産業である農業分野においては、関税撤廃による影響が懸念されるところでありますが、では、まず市当局が分析をされておりますこのTPP11の最新の情報についてお聞かせをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の質問にお答えいたします。

アメリカを除く環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP11については、10月31日、発効に必要な6か国の国内手続きが終了し、12月30日に発効されることが確定しており、締約国においては、来年1月上旬にTPP委員会を日本で開催することとしております。

また、残る5か国であるベトナム、ペルー、チリ、ブルネイ、マレーシアについては、現在、国内手続きを進めているという認識をしているところでございます。このTPPによって輸入農林水産品の82%の関税が撤廃され、重要品目も関税削減や輸入枠が設定されることになっております。

○6番（野村広志君） 今、市長から答弁がありました重要品目における関税の削減であるとか、輸入枠の設定といった、これは交渉段階における一定の対策については見られるわけですが、では、本市の農業において、どの程度、このTPPによる影響があるのかということについて、少し数値をもって示していただけませんか。

○市長（下平晴行君） この協定によって本市に係る基幹産業であります畜産において、主に影

響があると考えております。

国では、肉牛が約200億円から約399億円、豚肉が約124億円から約248億円、牛乳・乳製品が約199億円から約314億円の生産減少額として試算されております。

国の影響額を参考にして、本市は肉用牛で2.4から4.7%、豚肉で2から4%、乳製品で7.5%から11.9%程度、生産額が減少すると思われま。

肉牛においては、関税の削減期間を確保し、セーフカードを措置しており、和牛・交雑種牛肉は品質、価格面で輸入肉と差別化されていることから、当分の間は影響は少ないと考えております。

○6番（野村広志君） 国がいろいろ試算をしております。この数字をつかむことは、なかなか難しいのかなと感じているわけですが、この数値だけが、あまり先走りをして、いたずらに不安をあおるようなことになってはならないかと思っておりますけれども、国が出した指標、試算の結果の中で、このようなことを国は言っておられました。「関税の削減等の影響で、価格の低下による生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減、品質の向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農業所得が確保され、国内生産が維持されるものと見込む」と位置付けて報告をしております。これらについては、国の見解であるのかなと思っておりますが、どこまで地方の実態を反映したものかなということ、少し疑問に感じているところがございますけれども、では今、セーフティーガードであるとか、いろいろ答弁がありましたけれども、国においては、具体的にどのような対策をとろうとしているのか、現段階で分かっていることがあれば教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 国においては、総合的なT P P等関連政策大綱に基づき事業の展開がなされます。

まず、担い手への農地集積のための農地中間管理事業、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するための強い農業・担い手づくり総合支援交付金、高性能な機械・施設の導入を支援する産地パワーアップ事業、畜産の生産拡大、高付加価値化を支援する畜産クラスター事業があります。

また、肥育牛や養豚においては、T P P発効に伴い、肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金（マルキン事業）の9割補填が法制化されることとなっており、作物では収入保険制度も開始される運びとなりました。

○6番（野村広志君） 今、もろもろの国の対応策については理解をいたしました。では施政方針の中で、「本市の農業環境においては、生産者の高齢化による農家戸数が急激に減少しており、耕作放棄地の増加や集落機能の維持が困難になるなど、農業の担い手育成は喫緊の課題である」と市長の見解を述べられておられます。このような課題も山積する中において、グローバル経済において様々な関税協定が発効される中で、これからの農業者が夢を持って、安心して従事できるような産業構造に農業が成り得るのか、なかなか不安でならないところでもあります。

そこで、市長も捉えておられました農業の新しい担い手、若者を育成していくための手立てと

して、本市として、どのような支援策を取るつもりでいるのか、そのあたりについてお話しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本市としましては、国や県の支援を最大限に活用しながら、農家のコスト低減や収益の増加に努めていきたいと考えており、機械導入や施設整備への支援や経営安定につながる支援を行ってまいります。

また、国や県の支援が無い部分については、市単独での事業により支援を行っております。

市の事業としては、例えば、担い手には新規就農支援事業、畑地かんがい担い手路地野菜拡大事業、農業生産対策事業、畜産では導入資金や補助事業の創設により、増額や優良種畜の確保に努めてまいります。

○6番（野村広志君） 国と同様、市の方でも様々な支援策や施策を持っているようでございます。こういったものが効果的に強い農業の基盤の醸成につながっていくのかは、この事業の導入に対する情報であるとか運用の手法について、農業者へどのような形でアドバイスをしていくのかとか、レクチャーしていくのかということが不可欠ではなかろうかなと思っております。そういった意味でも、市の担当所管課においては、一生懸命仕事をなさっていらっしゃるかと思いますが、今後、更に生産者に寄り添った支援というか、相談に乗ったりとか、そういったものを心掛けていただければなど、お願いをしておきたいなと思っております。

では、関税の段階的撤廃の対応として、今、支援策は国と市等々、お聞きしてまいりましたけれども、農業生産者自身についてでございますけれども、今後農業者の方々、こういった関税の撤廃等々を受けながら、どのような備えをしていかなければならないのか、市として、どう捉えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 国としては、生産者の体質強化に向け、例えば、収入保険制度の導入、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し、戦略的輸出体制の整備など様々な制度の見直しを行っております。

また、各種補助事業についても、計画的な制度設計が求められますので、生産コストの低減や品質向上に向けた対策について適時適切に実施できるように計画性を持った備えが必要であると考えております。

○6番（野村広志君） 確かに、あらゆるものにおいて、この計画性ということについては、しっかりプランを立てながら進めていかなければならないかと思えます。生産や経営に当たる必要性があるのかなと思っております。では、その対応策として、様々な事業があつて、その事業を計画性を持って進めていかなければならないわけですがけれども、そういった情報については、当局の方から研修であるとか、勉強会等々を通してながら情報として、しっかりこのことが生産者の方々に伝わっているのかどうかということを感じているわけですがけれども、十分に情報として伝わっておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 事業の活用については、例年あるものについては、事前に要望を取って

事業募集があった際にお伝えをしております。

また、新規や臨時に出される支援対策については、説明会を実施し、事業内容を伝達しております。

今回、創設されました収入保険制度につきましても、認定事業者の皆さんに散らしを配布し、説明会、相談会も実施しております。

また、人・農地プランと連動する事業等については、毎年認定農業者の総会の際に紹介をさせていただいております。

○6番（野村広志君） こういった様々な制度であるとか、非常に多くございます。また、複雑なものや、分かりづらいもの等も含んでいるかと思えます。今後とも更に丁寧な対応というか、説明をしていただきたいなと思っております。

では、もう一つ、やはり夢を持って農業に従事できるようにするには、もうかる農業の仕組みづくりが必要だなと感じております。国も農業の成長産業化をもくろんでおりますが、本市の農業生産者にとって、もうかる農業の仕組みづくりについて、実際に農業者自身が今、必要なこととは何か、どういったことを考えながら計画性を持って進めていけばいいのか、そういったことについて、市の方としては、どういった見解をお持ちか、お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今後、国際化が進む中で、もうかる農業の仕組みづくりについては、まずは持続可能な農業を確立するために、足腰の強い競争力のある農業生産基盤を整える必要があると思えます。例えば、畜産部門においては、肉用肥育素牛導入に対しては、肥育経営支援対策事業、規模拡大や防疫対策については、畜産施設整備支援事業、優良な繁殖素畜導入に対しては、高品質生産対策事業というように、様々な事業の組み合わせで輸入牛肉との差別化を図っていく対策を取る必要があると考えております。

野菜においては、高品質で安心・安全な作物が生産できるような環境づくりと低コスト化に向けた支援が必要であると考えております。

また、販路開拓など輸出の取り組みについても、もうかる農業の一つの手段ではないかと考えております。

○6番（野村広志君） これからの目指すべき方向性でもあるのかなと感じたわけですが、では、そういった様々な考え方、事業等々を進めていく方向性について、本市の農業者の方々をどのように導いていこうとお考えなのか。まさに、そこがポイントなのかなと思っております。いかにすばらしい事業があったとしても、そういった方向に実際に農業者の方々が進んでいかなければ、このことは進んでいかないわけですので、その辺についての考えを少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 国は「高品質な国産の農林水産物の一層の輸出拡大のため、輸出阻害要因の解消、輸出条件の改善、国内の環境整備を行う」と政策大綱でうたっております。協定する国の間で関税障壁が取り除かれることは輸出のチャンスとも捉えております。

お茶の分野では、輸出に対応できる有機栽培に取り組み、年々増加傾向にあります。また、畜

産物でもナンチク、サンキョーミートが全国に先駆け、積極的に輸出を展開、拡大しつつあります。生産者の所得向上につながるものと考えており、継続して連携を図っていきたいと思います。

他の作物においては、今のところ国内消費が主ですが、販路の開拓に向けた支援を行いながら販売先の拡大への支援を行っていきたいと考えております。

○6番（野村広志君） 心配されております、このTPP11の対応策でありますけれども、少しずつ先が見えてきつつあるのかなというような気が、今しているところでございます。

市長が申された足腰の強い競争力のある農業生産の基盤づくりが、本市の農業にとって今後とも更に求められていることは十分に理解ができたところでございます。

しかし、であるからこそ、先ほども触れました大事なことは情報ではないでしょうか。有益な情報を求めている人に、この情報をマッチングしていくということ、このことがやっぱり重要なことではないでしょうか。情報を得た者だけが優遇をされ、上手に活用できない方々との格差を生むような制度になってはならないのかなと思っております。農業者の方々も当然、様々な方がいらっしゃいます。規模の大小もあろうかと思っております。そういったところにおいて、役割としては、やはり行政であるとか団体である農協であるとか、そういった関係団体の方々の御努力といったものが、大きく関係してくるのではないかなと思っております。こういった格差を生まないような制度にしていくということについて、市長はどのようにお考えでしょうか。本市の農業者を守っていくと、これからの農業者を守っていくという考え方に立って、市長の考えをお聞かせいただければなと思っております。

○市長（下平晴行君） これは議員おっしゃるように、やはり農業者が生活するためには、やはりそれなりの収入がないといけないわけでありますので、そのためには行政が支援できる体制がどこまでできるのか、そこら辺も含めて内部で十分検討して、過去のことがどうであったのか、これからTPPも含めて、どの方向性になるのかということも含めて、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 検討をしていくということでございますが、申しました情報ということをしつかりと活用しながら、農業者に不利益ならないような形で進めていただければなと思っております。

あと少し予算についてお聞きしてまいりますが、本年度、このTPPの対応を含めながら、予算措置として、どの程度対応されたのか予算についてのところをお聞きします。

○市長（下平晴行君） TPPの関連予算としては、産地パワーアップ事業の園芸部門で、たまねぎの産地育成のための掘り取り機械等の購入費に約780万円。同じく茶業部門で海外輸出の抹茶原料である、てん茶生産用の被覆資材導入に約5,100万円、畜産クラスター事業で豚の増頭に伴う豚舎改修及び新規就農者の牛舎整備等に約9,250万円、機構集積協力金事業で農地集積に伴う協力金に約2,500万円を計上しております。

○6番（野村広志君） 本年度の予算については理解しました。

では、次年度平成31年度の当初予算、今、編成が進んでいるかと思っておりますけれども、何らかの

対応策を盛り込む考えがあるのか、そこについてもお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成31年度の当初予算については、現段階での状況であります。産地パワーアップ事業の園芸部門で生産拡大のための堆肥舎及び予冷库の整備に約3,700万円、同じく茶業部門で輸出用の茶生産用の被覆資材購入に約430万円を計上する予定でございます。

今後、国の補正予算等が措置された場合には、速やかに対応していきたいと考えております。

○6番（野村広志君） 今、市長からありました本年度の予算措置と、平成31年度における予算措置等々のお話があったところでしたけれども、前段にお話をしました格差ではございませんけれども、農業者の方々は大小様々いらっしゃいます。そういった方々に格差を生まないように、しっかりと制度の活用ができるようなアドバイスを行政の方でもしっかりといただければなと思っております。

もう1点、この予算についての考え方でございますけれども、やはり今回TPPによる関税の撤廃における影響等が心配されますが、この影響に対応するための予算の措置と攻めの農業、先ほど、もうかる農業にすればどうなのかということの話をしましたけれども、攻めの農業、成長戦略における予算の措置という形での、この二本立てで、やはり考えていかなければならないのかなと思っております。

国の補正予算等々の関係もあるということでございますが、今後とも十分な、こういった後ろ盾をしていただきたいものだなと思っております。最後に市長、このところについていかがですか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、収入保険制度等がありますので、これは収入減少分の9割を上限として補填していくということでございますので、そういうことを含めて、それなりの対応をしてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、次に移ります。

外国人技能実習生の問題について質問をしてみたいです。国会において出入国法改正法案をめぐり新たな在留資格を増設する議論が活発に行われておりますが、厚生労働省の統計によると、農業分野で働く外国人は2万7,139名、これは昨年度でございますけれども、ここ5年間で1.7倍に増えており、そのうち89%が1993年に制度化された外国人技能実習生であるようです。この外国人技能実習生であります。日本の技術や知識を習得して、母国に帰ってから役立ててもらうことを趣旨とした制度であると理解をしておりますが、また手引書には「技能実習生が労働力の需要の調達的手段として行われてはならない」と明記がなされております。しかしながら、現実的には、どうでしょうか。農業に欠かせない労働力として本市においても、その実態があるのではないのでしょうか。実際のところの実態とそぐわない制度自体の課題がどうこうということについては、ここで議論をするところではございませんが、実際に本市においても、多くの外国人技能実習生を受け入れている現状もございまして、まずは、この状況についてお伺いをいたします。

現在、本市において何名ほどの外国人技能実習生の受け入れをしているのか、お聞かせいただ

きたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市が把握している数字を申し上げますと、法人が65人、個人農家が30人の合計95人の外国人が農業研修生として雇用されているようでございます。

○6番（野村広志君） 法人が65人、個人が30人という報告でございましたけれども、何か思ったよりも少ないなど少し感じがしたところでしたけれども、これは農業分野に限定するというところでございましたので、この程度の人数なのかなと思うわけですが、では、受け入れには監理団体が技能実習生と農業者の方々を取り次ぎというか、やっているのかと思いますけれども、本市の農業分野における受け入れ監理団体についてはどうなっておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 農業を対象としている監理団体は、全国で981団体であります。

技能実習を行う農家や農業法人は、いずれかの監理団体に加入し受け入れを行っております。

本市でも東京など県外の監理団体を利用している農家や法人もあるところでございます。

○6番（野村広志君） なるほど分かりましたけれども、許認可を得た監理団体であれば全国どこからでも地方にも派遣ができるという理解でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○6番（野村広志君） では、この監理団体の役割と申しますか、責任について少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たしています。具体的には、農家や農業法人などの実施者が作成する技能実習計画の作成指導、日本語や日本での生活全般に関する知識等を教える入国前後の講習の実施、出入国または労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対処方法等の情報提供などを行うこととされております。

また、技能実習計画に従った適切な実習の実施、技能実習法、出入国及び難民認定法のほか、労働関係法令の違反の有無等について監査を行うこととされております。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、この技能実習生についてですけれども、男女割合と平均的な年齢等について把握されていることを教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 法人のみを対象とした調査の結果でございますが、84.3%が女性となっております。年齢は29歳以下が80.4%、30歳から39歳が13.7%、40歳から44歳が5.9%となっております。

○6番（野村広志君） 比較的若い女性の方が多いということで認識したわけですが、では出身国については、これは多い順に2、3教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） ベトナムが69人、72.6%。フィリピンが12人、12.6%。中国7人、7.4%。カンボジア7人、7.4%となっております。

○6番（野村広志君） 若い女性の方々が遠い国からこうやって本市の中で就農していただいているということは、非常に有り難いことかなという気も少ししているわけですが、では、

この方々を受け入れをしております農業事業者については、市内にどれぐらいあるのか把握されておりますか。

○市長（下平晴行君） 本市が把握している数字を申し上げますと、外国人技能実習生を受け入れている農業法人は16法人、個人農家では12戸が受け入れております。

○6番（野村広志君） では、この法人・個人間いませんけれども、こういった職種と申しますか、作物ですかね、業態ですかね、こういった所に就農されていらっしゃるというか、研修されていらっしゃるのかお分かりでしょうか。

○市長（下平晴行君） 主に野菜、白菜、きゃべつ、大根、さつまいもなどの露地野菜で多く研修をされているようでございます。

○6番（野村広志君） 露地野菜等が主に多いということですか、なるほど分かりました。大体この実習生の実態については、今、市内でこういった方々が、どの程度どういう仕事に従事されているのかということの現状の把握はできたところですよ。

では、住環境について少し伺いますけれども、こういった住居等々にお住まいなのか、その現状について把握されておりますか。

○市長（下平晴行君） 空き家を活用したり、それから研修生用に寮を建設している場合もあるようでございます。

○6番（野村広志君） はい分かりました。

これは報道等でも大きく取り上げております。また、本市の中でも以前から少し問題等に、課題になっておりました実習生の失踪問題でございませんけれども、本市の中での実態について報告がございませんか、把握がございませんか。

○市長（下平晴行君） これは聞き取り調査によるものでございませんが、今年二つの事業者、去年以前にも九つの事業所で失踪があったようでございません。

○6番（野村広志君） これは事業者ということですか、何人とかいう数字は把握はされていませんか。

○市長（下平晴行君） 人数については、ちょっと把握しておりません。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、失踪した場合ですけれども、何らかの対応をしなければならないわけですが、追跡の調査であるとか、警察に届けるであるとか、そういった対応については、どのような手立てになっておりますか。

○市長（下平晴行君） これは受け入れている法人や農家が警察に届け出をしているということでございます。

○6番（野村広志君） これは農家の方々が、受け入れた農家の方自身が、その対応に当たるといふことによろしいわけですか。

このところで、行政としては何らかの手助けというか、アドバイス、助言みたいなものは、行政としては何も今、現状としては行っていないということでの理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 現在のところ市に対して外国人技能実習生の失踪に関する相談等は無いところでございます。

原則として受け入れている法人や監理団体において対応するという事になっているようでございます。

○6番（野村広志君） この外国人技能実習生、市内に約100人弱ぐらいの方が居住していらっしゃるわけですので、そういったことを考えながら、行政としてなかなか情報としてつかみづらい、状況に今あるのかなと、すごく感じているところですけども、相談も無いということでございますが、仮に相談があった場合、今後また相談がある場合は対応する準備はございますか。

○市長（下平晴行君） 相談があった場合には、どういう形でそうなったのか、その内容によっていろいろ違うんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の確認を監理団体等々も含めて調査をしてまいりたいというふうに思います。

○6番（野村広志君） 内容等は多々あるかと思いますが、行政がどういった窓口で、そういったことを対応していくのかということについては、しっかりと実際に市内の中で研修生として居住されているという実績はあるわけですので、そういったことに対応するだけの準備はしておいただければなと思っております。

では、仮に失踪してしまった場合、その後、農業事業者の方々には外国人技能実習生の受け入れができるわけですか、1回失踪とか、そういうことがあった場合でもですね、そこら辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 過去に失踪があった農業者においても、その後、新たに外国人技能実習生の受け入れを行っているようであります。

○6番（野村広志君） この外国人技能実習生の受け入れについて、サイクルと申しますか周期みたいなもので、4月から就農するとか研修するとか、9月にするとか、そういったサイクルみたいなものが何か決まっているのかどうか、そこはお分かりでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのサイクルについては、ちょっと把握しておりません。

○6番（野村広志君） そのサイクル、なぜこの話をするかということ、来日して研修がすぐ始まりますけれども、研修が始まって、すぐ失踪したというのを相談を1回受けたことがございました。そういった場合、農繁期に合わせて農家の方々は、もちろん農業の生産計画を立てながら農業の技能実習生の受け入れ等も年次的に計画を立てていらっしゃるかと思いますが、生産計画に大きく影響を及ぼしたということでの相談があったところでした。そういった場合でも、代替と申しますか、補充するような形で研修生の受け入れが可能なのか、1期というのがどこからどこまでなのか、期内で失踪があっても、すぐにでも、またそういったものができるのかどうかということをお聞きしたかったところですが、どうでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 研修生の補充につきましては、やはり一定の要件の中で面談等を雇用主というか、研修先とされておりますので、すぐすぐまた補充ということは、なかなか難

しいのかなと認識をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 今、課長答弁があったとおり、おそらく期限内で農繁期に入っていようがどうしようが失踪した場合においては、すぐには対応はできないということが今の現状のようでございます。

そういったことを含めながら、やはり当然失踪するには様々な理由があつての失踪になろうかと思ひますし、また国の方でも、そういった議論が今、盛んにされているようでございますので、その経緯は見守りたいと思っておりますけれども、やはり研修生として、志布志市に来て研修していただいている方々も安心して、ここで生活をしながら研修に臨めるというような環境づくりについても、それなりの行政としての責任も出てくるのかなと、あるのかなということも少し感じているところでございます。

では、次にまいりますけれども、労使間のトラブルについてでございますが、このことについての相談や苦情などの訴えについては、行政の方には届いておりませんか。

○市長（下平晴行君） 現在、外国人技能実習生に関する労使間のトラブルについては、苦情は無いというところでございます。

○6番（野村広志君） これは技能実習生からの苦情というか相談と、農業者、雇い主側の方からの苦情相談と両方あるかと思ひますので、今は、そういったものが届いてないということでございます。先ほどもお話ししましたように、そういった窓口等をしっかりと準備していただければ、また、先ほどの失踪うんぬんにつながる前に事前に、こういったことも防止できるのかなという思いもありますので、またそこら辺についても協議をしていただければなと思っております。

どうしても聞いておりますと、外国人技能実習生についての関わりについては、行政の関わりが皆無に等しいのかなと、現在のところでは、少し感じているところでございます。大まかな部分においては、外国人技能実習生の受け入れの状況については大分理解はしてきたわけですが、様々なことを加味しながら行政として、この制度の課題みたいなものというのが、やはり相当浮き彫りになっているのかなと思ひますけれども、どのように感じていらっしゃるのか、そこについて見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） この外国人技能実習制度は、出身国において習得が困難な技能等の習得、熟達を図ることが目的となっておりますが、本市の農業分野では、労働力不足が常態化しており、言葉の問題でコミュニケーションをとりづらい状況もありますが、労働力として外国人技能実習生に頼らざるを得ないところもある状況でございます。そういうことも含めて課題と、そういうことが課題であるようでございます。

○6番（野村広志君） 今、市長の見解のとおり、本市の農業分野においては、労働力として不可欠であるということについては御理解のとおり、見解のとおりだと、私も思っております。そういった状況の中において、様々なリスクを同時に抱えながら、外国人技能実習生の受け入れをしている農業経営体の方々は、実習生が地域の中で円滑に暮らしていけるように、日常生活に

細かく配慮をされ御苦労されていらっしゃると思います。

そこで、行政としても外国人技能実習生を多文化共生としての位置付けで受け入れる体制づくりの支援に取り組むべきではないかなと考えております。この多文化共生への取り組みについてでございますけれども、このことに取り組むことによって、技能実習生の仕事や生活が守られ、市が関与することにより、技能実習生の受け入れが、この志布志地域は公的な性格を持つことになると思います。

また、実習生側にとっても受け入れている農業経営体の方々にとっても、このことについてはメリットになるのではないかなと感じておりますが、どうですか市長、そういう考えを持つことはございませんか。

○市長（下平晴行君） 志布志市における多文化共生の取り組みとして都城広域定住自立圏構想の中で多文化共生研修を行っております。職員を対象とした研修では、地域で暮らす外国人に配慮した行政サービスの在り方等を研修しております。

また、志布志地区公民館では、ボランティアによる日本語教室が開催されており、その講師の方々にスキルアップのための講習に参加していただき、外国人技能実習生の日本語能力の向上が図られているところでございます。

○6番（野村広志君） 本市でも多文化共生については、少し動きがあるようでございますけれども、先進事例も幾つかあるようでございますので、参考にさせていただければなと思っております。

具体的に、この多文化共生の施策への提案を少しさせていただきますが、志布志市内の農業者等を支える外国人技能実習生の支援として、主に受け入れの際の居住環境に対する支援の中で、先ほども少しございましたとおり、空き家にお住まいになっていらっしゃる方もいらっしゃるということでございましたが、この空き家等のあっせんや紹介などが考えられるのではないかなと思っております。

また、居住地域で自治会の活動へ参加を促すことなども、また市民との交流会の開催の企画なども行政として促すことができるのかなと感じております。

この外国人技能実習生が安心して豊かに暮らしていけるような支援やアドバイスを市当局としても積極的に行うべきではないのかなと感じております。

また、市政の情報等についても提供するために技能実習生にメールアドレス等の登録をしてもらい、生活に必要な情報の提供を行うことなども必要ではないのかなと思っております。

あと先程来お話をしています、受け入れの相談をはじめとする居住環境や労使間のトラブル等の相談の窓口を設け、今後、新しい制度が確立されてくれば更に拡充されてくるであろう、この外国人技能実習生の受け皿づくりについて、いち早く取り組んでいただきたいものだと思っております。

どうですか市長、これは大きな予算は、あまりかからないでできるのかなと思っております。サポートする手立てはたくさんあると思いますので、どうか取り組みを進めていただきたいなと

と思いますが、どのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 住居環境の支援としては、市は、空き家バンクに取り組んでおり、登録のある空き家物件の紹介を行っているところでございます。

また、市民との交流として、実際に自治会の花見や地域のイベント等に外国人技能実習生と一緒に参加している受け入れ農家もあるようでございます。自治会や地域等においては、外国人技能実習生の参加を呼び掛けていただければ、自治会や地域の活性化にもつながるものと考えております。

○6番（野村広志君） 今の市長の答弁ですが、現在まで住宅の提供、紹介であったりとかいうことの情報を出しているということでございますけれども、なかなか行政としての関わりを持っていないというように聞き取れているところです。

本市の農業には欠かせない存在であるという認識については、これまでもお話しをしたとおりでございます。これから出入国管理法の改正により新たな取り組みが開始されれば、更に外国人の研修生は、就農者になろうかと思っておりますけれども、今後ますます増えてくるのではないかなと感じております。

外国人技能実習生を民間の方々や自治会の方々、市民の力で活性化につなげて欲しいということになるのでしょうか、確かに市長がよく言われます「民間にできることは民間に」という考え方には、私も理解を示すところでございますが、しかし、ベースになるところは、やはり行政がしっかりとした旗振り役を果たすことが大事なんではないでしょうか。何でも主体的に市民や民間主導でということには、私はならないのかなと感じております。無駄を省き効率性と合理化だけを突き進めることが決して市民にとり有益ではないのかなと感じております。ほんの少しだけでも、手を差し伸べるような、支えていくという感覚を行政の方にも持っていただきたいなど、今回このことについては感じたところでございます。

何度も申し上げますように、本市の農業にとって重要な労働力として、この制度の活用を更に再確認する時は、すぐにまた来るかと思っております。この制度の先取りをしろということではございませんけれども、多くの先進事例等もございますので、この志布志市で先駆的な取り組みをぜひ早めに取り組んでいただければと思っておりますが、市長どうですかお考え、もう一度お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、国会で出入国管理及び難民認定法の改正案が審議をされております。課題、問題もあるようですので、適正に対処してまいりたいと考えております。改正案が成立しましたら、配偶者や子の帯同や事実上の永住も認められますので、労働力としてはもちろんですが、コミュニティの一員として地域に共生して欲しいと考えております。そのためにも外国人技能実習生にとって住みやすい、安心して暮らせるまちづくりを、これからも推進をしていまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、こういったことを含めながら取り組みを検討していくという理解でよろしいですか。

では、次に移ります。

農業用廃プラスチックの処理に関することでの質問をいたします。

この問題は、今まで中国がリサイクル資源として海外のプラスチックごみを利用していただけていますが、環境汚染等の懸念から昨年末に輸入禁止に転換したことに端を発していることは御存じのとおりだと思います。

中国へは、年間百数十万トンの廃プラスチックを輸出しており、また中国の代替輸出先となっておりましたタイやベトナムなど、他の東南アジア諸国も同様の輸入禁止への動きが高まったことが背景にあるようです。

本市において、この農業用廃プラスチック類の処理費用については、ポリマルチ等や塩化ビニールにおいて大幅に負担増になっているようでございます。このことは、我々のところにも多く相談が届いていることとございますし、先般行われました認定農業者と議会との「市民と語る会」の中でも、いくつかの会場で質問をいただいたところでございました。行政の方にも農業者の方から様々な声が届いているかと思いますが、まさに農業者の悲痛の声なのかなと、叫びなのかなと思っております。

そこでお聞きいたしますが、農業用廃プラスチックの処理に係る現状についてまずはお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 農業用廃プラスチックは、回収後、国内で破砕やプレスされ、加工原料として輸出されていましたが、中国が環境規制の見直しを理由に廃プラスチックの輸入を停止したため、日用品などに再生されていますが、製品化までのコストがかかることから処理費が高騰している状況でございます。

本市におきましても、平成29年度までの処理費は税込みで、ポリマルチが1kg5.4円、塩化ビニールが1kg0円でしたが、平成30年度よりポリマルチ、塩化ビニールとも、税込みで1kg30円となっております。ポリマルチで約6倍、塩化ビニールにおきまして、0円から1kg30円になりましたので、農家にとってもかなりの負担が増えているという状況でございます。

○6番（野村広志君） 状況についてお聞きしましたが、では農業者の声といったものは、どういったものが届いておりますか。

○市長（下平晴行君） 事前に使送便、行政告知放送等で周知徹底を図ってきましたが、実際回収日には「処理料金が高すぎる」、「補助はないのですか」との意見があったようでございます。

○6番（野村広志君） 農業者の声は様々あるかと思いますが、これは回収日ですけれども、現金のみでの対応ということでありましたけれども、何かそういった支払いのトラブルというのはなかったでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 現在、現金での処理料金の支払いをお願いしているところですが、多い方になりますと数万円という方もいらっしゃいますので、ちょっと現金ではという方も確かにいらっしゃいました。そのことにつきましては、次年度以降、引き落としとか振込とか、そういうことを今、対応を準備をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 対応を考えるとということですので、そこはお願いしておきたいと思いません。

では、1回当たり回収は何kgほど持ち込まれるか数字がお分かりですか。

○市長（下平晴行君） 今年度の実績としまして1回目の回収が89 t、2回目の回収が125 tであります。年間約400 tを予定しているということでございます。

○6番（野村広志君） 1回目、2回目の実績、これは昨年度並みでしょうか。こういった事情等があつて減少しているということはございませんか。

○市長（下平晴行君） 前年度と同時期の2回分合計391 tに比べますと約半分、1回目、2回目、合計214 tの処理量となっているようでございます。

○6番（野村広志君） 合計で1回目、2回目、合計でもう一度、何 tですか。

○市長（下平晴行君） 214 tでございます。

○6番（野村広志君） ということは、昨年度とあまり変わっていないということですかね。今年度が89 tと125 t持ち込まれているということですので、そこでよろしいですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 3回目の回収をまた12月に予定をしておりますが、今のところ若干去年よりは少なめかと思いますが、例年の大体400 t前後で回収がなされるのかなと思つたところでございます。

○6番（野村広志君） 分かりました。

このことは、また後で少し触れますけれども、年に3回の回収日が設けられておりますけれども、これ3回で満足いく対応になっているのかどうか、そこら辺についてどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまでのところ回収の回数が少ないという意見は寄せられていませんが、状況に応じて廃プラ協議会で検討し、回収時期や回数を検討したいと思っております。

○6番（野村広志君） この回収についての散らしがここにあります。廃プラスチック処理の料金の目安とし、軽トラック1台、300kg積載した場合で9,600円になり、2 tトラック1台、2,000 kg積載した場合で6万4,000円になるようでございます。そういった目安の例が書いてございますけれども、かなりの負担感があるのかなと思っております。

では、本年度、農業生産対策事業の中の処理費の一部を補助する、この廃プラの処理費を一部補助するというので、当初予算でも盛り込まれましたし、6月の補正でも1,182万5,000円の予算の計上があったところですが、この事業費の内訳について少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 農業生産対策事業の予算は、当初予算が700万円、6月補正で1,182万5,000円の合計1,882万5,000円で、そのうち400万円が処理費の助成でございます。

○6番（野村広志君） 処理費は400万円の予算を組んでいるということで、この処理費の助成について3分の1以内、おおよそkg当たり約10円ぐらいの補助になるのかなということでしたが、これは処理量が、先ほどのお話では、まだ昨年並みにはなっていないということですが、最終的に処理量が増えた場合等々については、更に補正等で考えていくのか、その辺についての考えを少しお示しください。

○農政畜産課長（重山 浩君） 前年の処理量の3分の1程度を予算化しているところですが、現在の処理量でいけば、ほぼほぼ3分の1程度で収まると思います。それを超えた場合につきましては、市長、財政部局と協議をしながら検討をしてみたいと考えております。

○6番（野村広志君） では、もう1点、農業法人であるとか、大規模農業者についてでございますけれども、この方々は直接業者と個別に契約をなさっている方が多いと聞いておりますけれども、こういった方々は当然回収場所へ持って来なかったということもあろうかと思いますが、補助の対象にはなっていないという理解でよろしいですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 大規模法人等の処理の仕方につきましては、御自分で持ち込まれたり等々ございます。我々が把握する廃プラスチック協議会を通じての処理に関して支援をしていくということで周知をしているところがございます。

○6番（野村広志君） この廃プラスチック協議会というのがあるかと思えます。そこで決定をするということで、これは負担金等々は処理をされる方々から頂いて、この協議会を運営されているという理解でよろしいでしょうか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 廃プラスチック協議会の役割としましては、廃プラスチックの適正な処理についての普及啓発を図るということをまず目的にしております。構成員につきましては行政、JA、それから園芸部門の代表者の方、畜産部門の代表者の方、茶業部門の代表者の方々と協議をしながらやっておりますので、運営費につきましては、JA、行政から若干いただいておりますが、特に生産者の方から御負担をいただいているようなことはございません。

○6番（野村広志君） 分かりました。実際に生産者の方々が協議会の運営費を負担されているようであれば、大規模農業者、ましてや法人の方々もそれについて享受することも当然なのかなと思って質問したところでございました。

では次に、もう1点お聞きいたします。

全国的な報道等の中でも出ております廃プラスチック類の不法投棄を懸念する声がございますけれども、先ほど持ち込まれている処理量が昨年を下回っていると、若干ではありますけれども、下回っているということがございました。当然、不法投棄には直接つながってはいないかと思えますけれども、自宅の農園とか畑だったりとか、そういった所に仮置きをしているというような現状等も見受けられるのかなということも懸念される場所です。その辺についての捉え方はどうなのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市民環境課に確認したところ、特に廃プラスチック類の不法投棄や野焼きは無いということでございます。

○6番（野村広志君） 不法投棄は無いということでございましたので、そこについては安心しているところですが、実際に農家さんが持ち込みをしていないというような現状があるということも、この持込量から見ると推測される場所ですので、そういったことについての調査等も所管課の方では、ちょっと気を配っていただければなと感じているところがございます。これについては、お願いをしておきたいなと思っております。

では、もう1点、回収したものでございますけれども、処理業者に引き渡すということになるかと思いますが、これは処理業者は県内の業者になりますか。

○市長（下平晴行君） これは宮崎県の業者になっております。

○6番（野村広志君） この業者でございますけれども、市との契約によって選定されている業者という理解でよろしいですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 宮崎県の業者でございますが、県内にも業者が数社ございますが、まず価格的な見積りを取りまして、そこに決定しているところでございます。

また、回収場所への搬入につきましても、分類の仕方が非常に農家さんが持ち込みやすいような形態で持ち込めるということで、この業者との契約になりますが、契約自体は志布志市廃プラスチック協議会との契約になります。

○6番（野村広志君） これは、恐らくですけれども、宮崎県は県外産業廃棄物の県内の搬入処理に関する指導要綱ということにより、県外からの産業廃棄物の搬入は原則禁止をされているということでお聞きをしております。これは、やむを得ず搬入しようとする場合においては、事前協議を義務付け、知事が認めたときに限り搬入を承認しているとされております。この業者さんについては、当然協議会が契約主ということでございますけれども、事前協議等が県と行われまして、承認の続きがちゃんと完了しているという理解でよろしいですか。

○農政畜産課長（重山 浩君） 県を越えての処理につきまして、廃プラ協議会と宮崎県知事の方で協議を行いまして、許可を得て処分をしております。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、もう1回お聞きいたします。この農業用廃プラスチック問題において、生分解性マルチについてであります。土の中の微生物によって、水と炭酸ガスに分解をするマルチということで、使用後のマルチの除去が必要ないことから、破棄に係る労力や経費の削減に有効な資材として注目されているようでございます。一般のポリマルチと比較して割高ではありますけれども、使用した農家の多くから省力化等のメリットが認められ、少しずつ需要が増えてきているようでございます。

今朝の新聞でありましたけれども、奄美版のマルチの手応えということで、農業新聞に載っておりました。御覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、ここでも導入試験が行われてまして有効であると、本格導入を決めていくというような形で新聞の記事が大きく載っていたところでございます。少しずつメリットが認められてきているようでございますので、実際に本市の中でも農業者の方々に、この散らしの中で御案内はされているようでございますけれども、普及については、どの程度進んでいるのかお示しをいただけますか。

○市長（下平晴行君） 土中の微生物によって水と炭酸ガスに分解する生分解性マルチについては、通常のマルチに比べ2倍から3倍のコストがかかっているようであります。

また、近隣のほ場、茶や飼料への飛散による異物混入のおそれがあるため、現在は普及していないというようなことでございます。

○6番（野村広志君） まだ検証の段階に至っていないのかなという気がしますが、環境への配慮ということと、大幅な省力化が図られるということで期待されるのではないかなと思うんですけども、単価だけを見ると、やはり2倍から3倍程度割高になるようでございますが、剥ぎ取りの作業や破棄処理費などの経費を差し引くと、約1.2倍程度で済むようでございます。

また、これは多くの自治体が、この生分解性マルチの普及を図ることを目的として、環境保全に関する事業として補助金が設けられているようでございます。先ほども少し触れましたが、農業生産対策事業の中でも、こういった環境にやさしい取り組みとして同時に進めていただきたいものだなと思いますけれども、その辺については、どのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 来年、生分解性マルチの実証を予定しております。ポリマルチとの比較検証、資材費、剥ぎ取り作業費、廃棄物処理料等ではありますが、こういうことを行い、生分解性マルチの飛散問題、処理に対する補助から環境にやさしい取り組みへの補助も含めて検討したいと思っております。

これは先ほど議員がおっしゃるように、環境にすごく私は影響があるんじゃないかなということ等を含めて、逆に先ほど言いましたように、剥ぎ取り作業費等の負担のコストが大分少なくなるというようなことから十分な検討をしていきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 来年の早々に検証・検討をしていくということでございますので、早期に結論を見出していただきまして、実用化に向けた動きが加速していきますことをお願いしておきたいと思っております。

では次に、この問題も国において頭を悩ます問題なんだろうが、農業用廃プラスチック類の処理について、昨年11月でございますが、国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の緊急支援としてのプレス発表が行われました。この事業の取り組みは、既に省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業として動き出しており、受け皿となる公益財団法人廃棄物・3R研究財団において公募が行われました。既に採択された事業者や自治体は、プラスチックリサイクル高度化設備のプラントの新設計画を進めております。

この事業は、当該施設の導入費用について2分の1を上限に補助する事業で、本市としても、特に近年盛んに言われるようになっております、この二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進できる事業ではないかなと考えております。

事業自体は、国の方でも引き続き継続的に行われているようでございます。来年度の予算の概算要求においても、本年度の3倍にあたる45億円が盛り込まれているようでございます。こういった情報も市当局は、しっかりと押さえていらっしゃるかと思いますが、こういった事業等も自前で処理をするということ等も検討して取り組みを進めるべきではないかと考えておりますけれども、その辺についての見解は市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、中国が廃プラスチックの輸入を禁止したことで、日本国内に行き場を無くした廃プラが滞留する事態が起きているという状況でございます。そのため、国内リサイクル体制を整える必要が不可欠となっております。リサイクルするために

必要な高度な選別機や洗浄設備、他の製品に加工する設備導入費用について、2分の1を上限に補助する事業があります。

本市におきましては、志布志市廃プラスチック適正処理推進協議会で回収した物を県外の業者が処理している状況でございます。

また、法人、大規模農家においては、市外の産廃業者に委託して回収処理していると聞いております。今後は、市内において処理ができる業者等があるか、また国の事業を活用できるか等も含めて十分な検討をしていきたいと思っております。

○6番（野村広志君） 市長から十分に検討してみるということでありましたので、そう理解しておきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

この二酸化炭素の排出抑制及び資源循環については、我々も今後しっかりと取り組みをしていかなければならないのかなと感じております。

本市は、市民と一丸となったごみの分別の取り組み、リサイクル意識の向上が図られており、こういった環境問題については、特に力を入れた志布志市の看板的な施策ではなかろうかと思っております。

ホームページの環境政策の中でも、「ものを大切に ひとを大切に 私たちの行動の基準は「環境にやさしいか」と表記がなされております。改めて納得もし、考えさせられもいたしました。この環境については、我々も様々な角度や観点から、これからの志布志市の施策を語っていく上で避けては通れない非常に重要なポイントになるのかなと思っております。

先ほどの生分解性マルチの推進等にしてもしかりでございますし、市のあらゆる方策の実現にしてもしかりでございます。この「環境にやさしいか」というキーワードをどのように捉え、受け止めていくのか、今後ともしっかりと考えてまいりたいと思っております。

会派等々でも勉強会を通して調査を進めてまいりたいと考えております。また時期を見て、この環境については、新たな提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

今回、農業施策について様々お聞きをしましてまいりました。本市における基幹産業として、農業施策の重要性は語るまでもないと思っております。

今後とも本市の農業者が安心して、安定的に農業に従事できるよう、あらゆる方策について知恵を出し合っただけならばなとお願ひをして、私の一般質問を終了したいと思います。

○議長（西江園 明君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時30分まで休憩いたします。

○

午前11時21分 休憩

午前11時29分 再開

○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。公明志民クラブの小野でございます。

かなり気候の温暖差が激しいということで、天気予報等でも気を付けるように述べておりましたけれども、お互い年度末に向けて風邪などをひかないようにしていきたいものだと思っております。

それでは、早速質問通告に従い順次質問してまいります。

はじめに、市民と行政の協働によるまちづくりの推進について質問をいたします。

現在、少子高齢化や価値観の多様化等による社会環境の変化により、地域の課題が増加し、市民ニーズも多様化、複雑化してきており、画一的な行政サービスから市民のニーズにあった課題解決の方法が強く求められておりますけれども、拡大する公共サービスの全てを行政が解決することは困難な状況になってきているのではないかと感じております。

しかし、一方では地域が抱える課題を意欲的に解決していこうとする市民や地域団体、ボランティア団体などもありまして、協働で積極的に地域や社会課題に関わり、公共をみんなで支えていこうとする市民活動も本市においても少しずつではございますが、高まりつつあるようでございます。

そこで、今後は市民と行政の協働によるまちづくりを推進する新しい仕組みづくりを構築する必要があるのではないかとと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、総務委員会の所管事務調査で訪れた岩手県一関市では、地域づくりの進め方を「行政主導型」から地域と行政が連携して進める「地域協働型」に転換を図るため、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした各種制度の構築から実施までに至る基本的な事項を定めた「一関市地域協働推進計画」を定めておりました。地域協働体が地域で議論をし、地域全体の将来像を描きながら、地域の特性を生かした事業や地域の課題解決に役立つ事業を進めており、大変参考になりました。

本市においても、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図るためにも、このような地域協働推進計画を策定するべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、市民サービスの向上について質問をいたします。

市長は、施政方針におかれまして「職員が率先して市民の皆様へ挨拶や声掛けを行い、市民の皆様が気軽に相談できるような窓口対応に努めるなど、行政は最大のサービス業であることを常に意識し、積極的に実践しながら市民ニーズを把握し、志布志市全体の発展へとつながるよう職員の意識向上に取り組む」と述べられております。まさしく市役所は、志布志市における最大のサービス業であり、市民はお客様であると思っております。いかに市民のために働き、喜んでいただくかが重要であります。接遇研修等も行われてはおりますが、職員の市民への対応について、市長は就任以降どのように認識をし、評価されているのか伺いたいと思います。

次に、公用車へのドライブレコーダーの設置と無事故対策について質問をいたします。

公用車へのドライブレコーダーの設置は、公用車を運転する職員の安全運転の意識を向上させ

るとともに事故が発生した際、責任の明確化と処理の迅速化という効果もあり、既に多くの自治体で導入をされております。

本市におきましても、公用車を新規に購入する際には、ドライブレコーダーを設置しておりますが、ドライブレコーダーは移動可能な防犯カメラとしても非常に有効であり、事故防止と犯罪防止のためにも設置台数のスピード化を図るべきではないかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、幼児教育の無償化について質問をいたします。国は子育て世帯を応援し、社会保障を全世帯型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化について、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、消費税率引き上げ時の2019年10月1日からの実施を目指しております。

しかし、実施までの期間が短く、新たな財政負担も必要になるなど課題も多いかと思いますが、このことについて市ではどのように認識し対応されようとしているのか伺います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まず市民と行政の協働によるまちづくりの推進につきましては、本市におきましても地域活動に対する担い手の減少や高齢者一人暮らし世帯の増加など、地域によって様々な課題が生じております。

全国的にも2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、社会保障費の増大が予想されており、また一方では、少子化の影響により15歳から64歳までの生産年齢人口も減少することから、税収も減少することが予想され、これまで実施していた行政サービスの維持が難しくなる状況でございます。

このような状況の中で、鹿児島県では共生・協働の地域社会づくりに向け、地域の多様な主体が連携・協力して必要なサービスを提供するための地域コミュニティの再編などの取り組みを促進しております。

そして県内でも、この地域コミュニティの再編に着手し、地域課題の解決に向け、自主的に取り組む組織が構築されつつあります。

本市におきましても、現在、新たな地域コミュニティの形成促進のために通山地区においてコミュニティモデル推進委員会を設置し、アンケート調査、ヒアリング調査、ワークショップを実践しながら新たな共生・協働・自立による新しいまちづくりの仕組みづくりを研究しております。最終的には自分たち地域の課題をそれぞれの地域で整理し、その解決方法について、行政と地域が役割分担しながら、まちづくりを推進していく方法を目指していきたいと考えております。

また、本市におきましては、第2次総合振興計画の基本目標6に「人と地域が輝く共生・協働・自立のまち」を掲げ、本年度から本格的に、その実現に向け、「地域コミュニティ形成促進モデル事業」として取り組んでおります。このモデル事業を通して地域の実態を把握し、新たなコミュニティ組織の構築を進めていきたいと考えております。

目指す姿としましては、地域の様々な団体の代表者や地域住民が集まり、自分たちの地域の課

題について話し合い、そして活性化計画を立てていくというものでございます。市民と行政との協働推進計画の策定についての提案につきましては、名称は違いますが、現在「共生・協働・自立のまちづくり」の指針となる新たな志布志市まちづくり基本方針を策定中でありますので、しっかりと位置付けていきたいと考えております。

議員質問の中にありました岩手県一関市の地域協働推進計画につきましては、現在、本市が検討している方向と考え方は同一のものでありますので大いに参考にさせていただきたいと思いません。

次に、市民サービスの向上につきましては、市長就任後、市民から「職員の対応が良くなってきた」というお褒めの言葉をいただくこともあり、職員の接遇は良くなってきていると感じております。また、職員であった頃には気付きませんでしたでしたが、市長に就任して改めて職員の能力の高さに驚いております。その能力をどう引っ張り出すかが私の役割だと思っております。ただ、その一方で、「職員は上から目線で自分たちがしてあげている」という意識を持って仕事をしている職員もいると言われております。そのため、1人の職員の対応が志布志市の対応と思われることや、市民の皆様がいてこそその市役所であり、その市役所で市民の皆様の役に立つために働かせていただいていることを常に意識しながら、よく市民の話を聞き、相手の気持ちに寄り添い、丁寧な対応をするよう課長会等で、これまで何度も指導してきております。

今後につきましても、接遇研修等も実施しながら、職員には市民目線での対応や、市民の皆様があつてこそその市役所職員であることを意識するよう指導してまいります。

次に、公用車へのドライブレコーダーの設置と無事故対策につきまして、本市で所有している公用車、消防用自動車及びマイクロバスは166台ありますが、平成30年11月時点でのドライブレコーダーの設置車は33台で、設置率は19.88%となっております。ドライブレコーダーの設置については、安全運転意識の向上や事故発生時の状況確認等の効果を十分に認識しているところでございます。

なお、志布志警察署と事件、事故等に関わるドライブレコーダーの映像提供に関する協定を締結し、防犯カメラとしての役割を担っております。

以上のことから、安全・安心なまちづくりのため、子供から高齢者まで全ての市民の見守り役として、また職員の安全運転意識の向上のため、来年度に全ての公用車、消防用自動車、マイクロバスへドライブレコーダーを設置したいと考えております。

次に、幼児教育の無償化につきましては、国は2019年10月に消費税を増税し、その税収増加分を財源とし、幼児教育の無償化を目指し、その制度設計を行っております。現在、報道等で発表されている幼児教育無償化の概要といたしましては、3歳から5歳児については、世帯の所得に関係なく一律保育料を無償とし、0歳から2歳児については、住民税非課税世帯に限り保育料を無償とするものでございます。

また、保育料無償化に伴う財源負担につきましては、まだ不透明であり、現時点では2019年10月から2020年3月までの半年間については全額国費で賄う方針で固めたとの情報がありますが、

2020年4月以降については、地方にも負担を求めている状況でございます。

しかしながら、幼児教育、保育の無償化については国が提唱した施策であること等々、これまでの経緯を踏まえ、必要な財源については、地方消費税の増税分を充てることなく、国の責任において全額国費で確保すること等について、全国市長会が国等に対し要請活動等を行っているところでございます。そのようなことから幼児教育無償化については、今後も国の制度設計について注視をしていく必要があると認識をしております。

○教育長（和田幸一郎君） 幼児教育の無償化についてお答えいたします。

子育てと仕事の両立や子育てや教育に係る費用の負担が重いことが子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因とも言われております。

また、幼児期は能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心を育てるために極めて大切な時期であり、幼児教育・保育は知識だけではなく、根気強さ、注意深さ、意欲などの育成においても重要な役割を果たしております。

以上のことから、安心して子育てができる環境と保育の受け皿の整備、幼児教育・保育の質の向上が大切なことであると認識しておりますので、幼児教育の無償化について、今後、国の動向を十分注視していきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 時間が中途半端になりそうですけれども、少しだけやり取りをさせていただきたいというふうに思います。

まず、協働のまちづくりということで、市長に冒頭答弁をいただきました。まさしく市長が述べられたように、超少子高齢社会にあって様々な課題が山積をしてくている。そういった中で、地域のコミュニティをやっぱり維持していくためには、その担い手が必要であるというふうに思うわけですね。その担い手不足をどう解消するのかという知恵をお互いに出していかなければ、新しいまちづくりを形成することはできないなというふうに思うわけです。そういった中で、先ほど市長の方から通山地区のモデル事業、これは存じ上げておりますけれども、お話がありました。そして、そういったモデル事業を通して地域の実態を把握して、次なる手を打っていくんだということであろうと思います。一関市の例を出して当局に質問を問い、当局の側も一関市の資料を手元に置きながら市長ともヒアリングをなさったんだろうというふうに思います。そういった意味では、「考える方向は一緒だ」と、市長も述べられたとおりでであろうと思います。そこで少し施政方針に触れる形で、市長、答弁を求めておきたいというふうに思います。

市長は施政方針の中で、こう言われていますね、「市民ニーズの把握をしっかりと行い、そして市民が市政に参加しやすい土壌をつくるのが何よりも必要だと考えている」ということを言われています。今、言われた市民ニーズの把握を行う、そして、その上で「どうすれば市民が市政に参加しやすい土壌をつくるのかということを考えていきます」というふうに言われているんですね。その市民ニーズをはかる上で通山地区でモデル事業をスタートさせ、そこから状況を把握するというところでありますけれども、私は、それはそれとして必要ではありますけれども、市全体として様々な課題を抱えていく中で、地域によって、そのニーズが違うわけです。

ね。そのことをやっぱりとらまえていかないと、後で述べる計画等も作成するというのは難しいと思うんですが、現在のところ先ほど述べていただいた手法以外に、市民ニーズをしっかりと捉えていく方法ということをどう議論されているのか伺いたと思います。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、地域地域の特性があります。私は、松山町、有明町、志布志町というんじゃなくて、松山地域、有明地域、志布志地域と、その地域の特性を生かして、まちづくりを進めていかなければいけないというふうに申し上げております。それは、それぞれの地域の課題を十分行政が把握をして、そして、その中で、この地域についてはどう取り組みをしていけばいいのか、やはり、これを十分に協議していかなきゃいけないということも内部でも話をして協議をしているところがございます。そういう点からすると、志布志地域の特性、松山地域の特性、そして有明地域の特性、この前やっちくまつりもございましたが、あそこは松山地域では、本当に地域の皆さんが「自分たちのまちをどげんかせんないかん」ということで自分たちで企画し、自分たちで制作し、自分たちで実現をしているという取り組みをされておられます。そういう中で行政として、その取り組みをどう支援していけばいいのか、支援と同時に、一緒になって膝を交えて何を求めているらっしゃるのか、そこまで入り込んだ取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 今、市長が述べられたお考えは施政方針、所信表明でも述べられておりますので、よく理解をするところでありますけれども、具体的に通山地域のそういったモデル事業で、その判断をもって全体像を捉えることはできないんですよ、あくまでもね。これは、この事業として画期的な在り方だと思いますよ。だけれども、例えば、松山地域だとか志布志地域、有明地域というふうに言われますけれども、これはこれで大事。そして今、ふるさとづくり委員会をやっている、小学校区単位ぐらいの考え方でいくと、21地域あるわけですね。こういったレベルでの声をしっかりと捉えていくニーズ調査といいますかね、そういったこともやっていかないと、市全体のまちづくりに向けては難しいのかなというふうに思います。そのことに関しては、後でもう少し詳しく、ちょっと提案もしたいもんですから述べさせていただきたいと思います。

考え方として市長は、こう言われているんですね。そういった市民が市政に参加しやすい方向性を模索していくと。そして、その上で市民の皆様と行政情報を共有して、まちづくりをやっていくんだというふうに言われますね。それで結局、そうすると、行政が持っている情報というものをしっかりと市民の皆様にご正確にお伝えしていく手法というのが必要になる。そして、それを受けた市民というのは、いろんな意見をまた行政に返していくこととなりますけれども、この返す方法も、より市民が返しやすい手法というのを考えなきゃいけないと思うんですね。そういったことをしっかりと企画政策課を中心に、いろいろ議論されるんですけど、その辺はどう考えていらっしゃるんですかね。

○市長（下平晴行君） これは、やはり情報収集、地域の情報をどう行政が得るかということでは、今おっしゃったように大変大事なことであって、また、情報を収集しないと、その地域の課題等も分からないわけでありまして、それは、おっしゃるとおり、十分その地域の情報という

か、そういう地域との連携をしっかりと取って対応していきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひそういう方向で進めていって欲しいんですが、結局、市民と協働のまちづくりを目指していく上で大事だというのは、いろいろあるんでしょうけど、行政側からすると、人材が減っていく、担い手が減っていく、少子高齢化の影響を様々に受けて、その荒波を乗り越えなければいけない。どう地域に力を付けていただくかということが大事ということになりますね。その意識は、市長がおっしゃったように皆さんお持ちだと思えますよ、こういう時代状況ですからね。だけれども、日常の業務があるがゆえに、市長も忙しい、職員の皆様も大変忙しい状況の中に、そういったことを得てして、自分の意識の底にはあるでしょうけれども、外してしまっていると。だから、やはり市民と協働する意識というものが職員の皆様の中に毎日なければ僕はならないと思っているんです。だから先進地を見ていくと、各課に必ず市民協働のための担当職員というのを置いている自治体があるんですよ。そういった意識を持ちながら、その担当職員は自分たちの課で市民と協働できるものは何か事業としてないのかなと、その課に応じたプランというものを模索しながら市長に提案をしていくという市民協働の考え方を貫いているところもあります。これはすごく大事なことかなと、意識付けとしてもね、市長どうですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私はあらゆることに全課で取り組もうという話をしております。

これは、職員一人ひとりが、そういう考え方を自分のこととして、職員も帰れば一地域住民で市民であるわけでありますので、そこは十分、今おっしゃったようなことを含めて、職員の意識改革も含めて自分たちの立ち位置はどうなのかということを含めて十分理解するような取り組みもしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長は、本当そういう思いで所信でも述べられていますし、こういったことというのは、市長の施策の1丁目1番地であるなというふうに思うんです。市長が所信でも施政でも、そのことを強く述べられておりますので、そこにはすごく期待をするところでありまして、まだこれからの動向というか、動きを見極めなきゃいけないかなというふうにも思っているんですけれども、そういった中で市民と協働ということ、どう市民の皆さんに情報をたくさん提供してPRをしていくのか。市は、こういう考えなんですということですよ。そういったものが少し弱いのかなという気がします。うちは様々な媒体を使って市民に情報をお伝えするチャンスに恵まれている素晴らしい自治体ですので、どういうふうにお伝えすればいいのかというのを、もう少し担当課も含めて市民協働へのPR、これを考えて欲しいと思うんですがどうですか。

○市長（下平晴行君） これはやはり行政の役割、地域の役割がどうなのか、ここはやはりお互いに行政がまず分かっていく。そして、地域の皆さん方にも、そのことを伝えていくと、そういう役割、それぞれの役割が大事じゃないかなというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） そういった役割をお互いが共有し、また認識し合いながら、どう進めていけばいいのかと、そして知恵を絞って、ちょっとPRが足りないなど、市民協働に対するね、

そういう意識付けもすごく大事ですので、前向きにPR活動も行っていただきたいなと思います。

あと合併して13年になろうとしているわけですよ、もう終了しようとしている。だから、これからのまちづくりというのは、冒頭市長が言われたように本当に担い手をつくっていかなきゃいけない、少子高齢化の波に押されない体制をつくっていかなきゃいけない、こういった状況の中で通山でもモデル事業があるんですが、PRをあくまでもした上でですよ、PRをいろんな形でした上で、うちも認知症カフェであるとか、そういった取り組みも少しずつまち中で起こっておりますけれども、あるいは、こういった形の延長線上に協働カフェみたいなものを用意して、地域ごとで、その地域の課題、今までのふるさとづくり委員会の発想とは違いますよ、全然角度を変えて、そういった取り組みが、あちこちで一斉にはできなくても広がっていけばいいなと思うわけですね。ちょっと防犯が心配な所では、そこの認知症カフェで防犯対策に対して考えると。その地域は防犯のことについては、すごく詳しいよと、そういったことだっただけでまちづくりの力になるわけじゃないですか。そういったことも検討していただきたいなと思いますがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） その取り組みが、すぐできるかということ、ちょっと今すぐに答えられるということじゃないですけども、ただ基本的な考え方としては、そういう地域のことをその地域の中で話し合いができる、話ができる。今この地域では、こんなことが課題だよという中で、そしたら、どう行政と連携を取ってできるのか、これは大事なことでありますので、そのカフェができるかできないかは別として、それは大事なことだというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） まさしく市長が言われたとおり、きちんとした組織の中で意見を言うことも大事、だけれども、そういった所では言えない小さな声とかいっぱいあるわけですよ。そういう表舞台では、あまりしゃべりたくないという人もいるわけで、そういったものが、そういった小さな単位のカフェがあつて、そこで地域住民の気やすい会話、声がまとまっていって、そこに市職員、あるいは我々議員でも時々顔を出してお話を聞くことによって、まとまっていくものというのがあると思いますので、そういったことは前向きに、今すぐできるできないは別にして、認知症カフェ等も進めてありますので、そことそのままリンクするわけではないかもしれませんが、こういった協働カフェみたいな考え方も検討に値すると思いますので、前向きに検討をいただければというふうに思います。

○議長（西江園 明君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。

—————○—————

午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開

—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○15番（小野広嗣君） それでは、午前中に引き続きまして、協働の観点から質問をさせていただきます。

途中で少し切れたので気分が少し変わっていますので、どこから始めようかと悩んでいるんですが、冒頭、市長、市民ニーズの把握をしっかりしていかなきゃいけないという観点でも質問したわけですが、この一関市は、協働について、地域課題を解決するため、特色として継続してずっと話し合っていくことが大事なんだと述べているんですね。うちもそうですけれども、合併によって、例えば松山地域だとか有明地域だとか志布志地域、そういった地域の声が通りにくくなったと、この一関市がですよ。そういうこともあって、こういう市民との協働のまちづくりというものに、どこよりも力を入れていこうというふうになったわけですね。

そういった中で、先ほど市民ニーズの把握ということであれば、いろいろ市長も述べていただきましたけれども、少し提案をしたいんですね。それは例えばですよ、21地域のふるさとづくり委員会がありまして、そこでサポート職員を配置はしていただいていますね。でも、このふるさとづくり委員会もスタートして以降、旧志布志町時代からですから、長い年月を経て成熟していったものもあれば、形骸化していったもの、あるいは本年は1地域は、もうできないという状況で予算付けさえできない状況、これは担い手不足ですね。こういったことが起こっている中で、少しこれまでの協働の在り方を見直していかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

先ほども、通山地区でのモデル事業というお話もありましたけれども、地域性があるって、全地域において、そういったことをやっぱりとらまえてやっていかなきゃいけないなというふうに思うんですね。そういうことを考えたときに、本市も本田市政の時に当初から職員の皆さんをその地域に全て貼り付けるんだという担当制みたいなのをやりましたね。これ一、二回そのことによって地域に職員の皆さんが入って、あるいは保健師の皆さんが入って、いろんな説明会をしていただくみたいなことも過去に行われておりますけれども、それ以降こういったシステムというのは、あまり動いていない、形骸化しているなというふうに思うんですけれども、そこは市長、どう捉えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、いわゆる再任用職員の配置等を考えております。おっしゃるとおり自治会担当職員、それから、ふるさとづくりサポート職員というのを配置しておりましたが、これは一本化していこうという考え方でございます。そうすることによって、今おっしゃった地域地域の実態がより鮮明に、そして対応も良くなるんじゃないかというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 当然市長も、いわゆる自治会ごとに配置をされておりましたね。こういった配置がそこに1名、その地域の職員、あるいはそうでなくて、またいでという方もいらっしゃいましたけれども、これ名前だけで全然その後機能していないわけですよ。であれば、今、市長が言われたように一本化をしていくという、これは当然大事でありますけれども、それが再雇用の方々を中心として進めていくだけでいいのかという問題をすごく考えてまして、ここにです

ね、市長、「地域担当職員制度導入で新たな地域づくり」ということで大学教授の論文と、そして3自治体の地域担当職員制度を導入している首長の市長たちのレポートがあります。全部読んでいただければと思うんですが、やっぱりそれを見ていくと、そういう自治会ごとではなくて、小さい自治会もありますのでね、せめて小学校単位、うちではふるさとづくり委員会単位ぐらい、21校区ですかね。ここに、いわゆる課長級、あるいは補佐級、係長級、そして主査と、そして職員、そして必ず女性職員を入れるとか、あるいは、できれば保健師、福祉士を入れると、そうすることによって、その地域の声をまんべんなく拾っていく、そして各課に戻ってくると、課ごととはまた違うわけですよ、縦割りじゃなくて横割りも入ってくるという制度ですね。これ市全部の職員が、そういったことまで関わっていくべきじゃないのかと、もうそういう時代じゃないのかと、人手が足りないわけですから。そういうことをぜひ今回の協働の中で考えていただければなど。一番言いたいことは、このことなんですね。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるように、その地域の実態を把握しまして、その地域の課題を解決するためには、やはりそういうもろもろの関係する担当者、これは本当に必要じゃないかなというふうに思います。まして志布志市は情報基盤が整備されておりますので、この情報基盤をより活用していくことによって、地域に対しても、行政サービスができるのではないかとというふうには考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひですね、今ちょっと提案として述べましたけれども、参考にさせていただきながら、また資料はお渡ししますので、これをやっていらっしゃる首長さんたちから見ると、すばらしい評価が出ています。

先ほど申しましたけれども、市民協働に対する職員の意識というものを考えたときに、こういった現場に入っていかなければいけない、どういう声が上がっているかといったら、職員の現場というのは、本庁とか支所とかで仕事をしていることが現場だと思っていた考え方が、がらっと変わったというんですね。我々の仕事の現場というのは、その地域なんだというふうになったと。そして、その地域から、また本来の職務に戻ってくるわけですけども、どういう仕事を持って戻ってくるかというのが職員の能力に関わってくるんです。持ってきた仕事を、その課でどういうふうに吟味するかということによって、その課も成長するという、本当にすばらしいことだなというふうに思いました。自治体によっては500人、600人単位でやっている。習志野市なんかは、そういう取り組みをしておりますけれども、協働意識を芽生えさせるためには、先ほど申し上げましたように、こういった捉え方と、できればせめて各課、本庁も支所も市民協働担当職員みたいなものを置いて、そして、自分たちの担当の課の中で市民と一緒にやれる事業は何かないのかということを生懸命模索すると、このことが本来、次にも申し上げますけれども、住民サービスにもつながっていくんだらうなというふうに思っておりますので、これは検討を加えていただければというふうに思っております。

あと1点、一関市は、こういう市民協働をやろうとしたときに、公民館事業がありますね、そして、うちでも公民館事業があるんですけども、ふるさとづくり委員会もいろいろやっている

という状況の中で、やっぱり一本化しなきゃいけないんじゃないかということがあって、いわゆる公民館事業を市長部局、公民館を市民センターというような位置付けにして、そこを協働の場、語らいの場にするんだと、いろんな事業をする場にするんだということで、所管をいわゆる公民館関係の事業等も含めて教育委員会所管から市長部局への所管替えをしているんですね。そういう捉え方をして一体的にやろうと、バラバラにやるのではなくて一体的にやろうと。先ほど市長が言われたとおり、ふるさとづくり委員会のサポート職員であるとか、現場に下りている自治会ごとの職員だとか、そういったものを一本化しなきゃいけないと言われたとおりで、こういった市民協働のまちづくりをするときには、市長部局で、そういった市民協働まちづくり課みたいなものを置いて一本化していく。各課にまたがっているのを集約すれば、別段人を増やさなきゃいけないわけじゃないじゃないですか。そういう展望も持って欲しいなと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは従来のやり方では、やはり教育委員会が公民館の総体を担っているという状況であります。これはおっしゃるとおり、共生・協働となりますと、もちろん行政も教育委員会との連携をしっかりと取っていくという面では、市長部局がやる役割、教育委員会ができる役割、しっかりと地域のために、どちらがどう対応したらいいのか、そこら辺も含めて今後十分内部で協議をして取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 下平市長を中心に機構改革、様々庁舎移転とか今後出てくるわけですので、そういった今、申し上げたことも含めて検討を加えていって、より良いまちづくりを進めていただければなと思うんですが、少し角度を変えて、視野を広げるといいますかね、市民との協働と言ったときには、企業だったりNPO法人だったり様々ありますね。これまでも市長の方にも申し上げましたけれども、いわゆる各種企業との取り組みということでいえば、行政が大きな仕事、様々な事業を展開する上でリスクをからう場合があると。そういった時のいわゆるセーフティネットとして、様々な事業に取り組んでいる企業、団体、そういったところと地域包括協定みたいなものを組んで、そこをクリアしていくというようなお話もさせていただきました。そういった観点から見たら、各種企業との協働ということも、広く言えば考えられるのかと思いますが、ちょっと考えを述べていただければと思います。

○市長（下平晴行君） 企業と行政そして地域、これはまさに連携をしていかなきゃいけない。そして、特に企業の場合は外から都会からの企業等々も含めて情報はいっぱい持っているわけがありますので、そこら辺をうまく活用しながら取り組みをしていくということは大変大事なことじゃないかというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） まさしく今、市長が言われたように企業においては、会社のリスク、あるいは地方自治体のリスク、そういったものを解消するために一緒になってやっていこうという提案をされている団体もあるわけですね、企業団体も。それは市長にもお届けし、企画政策課にもお届けしておりますので、そこは今、精査をいただいている最中でありまして、今、市長のおっしゃられたような考え方の下に進めていただければなというふうに思っ

おります。

あと1点、計画書の件ですね。

市長の方からも先ほど述べていただきました。共生・協働の観点から、まちづくりの基本方針というものを今、進めていっていると、名称等はそれぞれ違いますけれども、まちづくりの活性化計画をしっかりと進めていかなきゃいけないという観点で述べられました。やっぱり、これ本当に先進地を見ますとですね、市長。名称はそれぞれですよ、市民協働推進計画というお堅い名前にしているところがあれば、よくよく調べてみますと、キラリと輝く協働推進とか様々いっぱいあります。ずらっと羅列していますけれども、それは述べませんけれども、うちとしては、そういった協働推進の在り方というものをしっかり体系立てて進めていく時にきているのかなと思います。

自治体によっては、協働のためのガイドブックであるとか、あるいは協働のためのリーフレットを作ったりすると、そして、協働の体系が整ってきたら、年に1回、協働のため大賞、いわゆるコンテストがあって、協働大賞というのを発表したりして、まちにその結果を戻しているという。そして、こんなに元気なまちになっていますというのをPRすると。そういった取り組みもしていますので、ぜひ、この協働のためのガイドブックみたいな推進計画ですけども、もうちょっと市民になじみやすい名称で取り組んでいただければと思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは行政、いわゆる公の領域と市民の領域があるわけでありまして、今、共生・協働という、その領域を基本に、どういう形で取り組みをしていくかということは今、作成中でございますので、そのような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 企画政策課長の方から今、そういう話が市長にいったみたいでしたけれども、だから名称等も含めてですよ、協働推進計画とか、つついお堅い名称を考えてしまいますので、そういう検討中であれば、今、申し上げましたような協働推進のためのガイドブックみたいな形にしてもいいし、リーフレットを作って、市民にはそれを配布してPR活動をしていただくとか、そういうこともあわせて進めていただきたいというふうに、これは要請をしておきたいと思います。

それでは、市民サービスの向上についてお話をさせていただきます。

冒頭市長は最近になってお褒めくださる声も出始めたよ、そういう声もよく聞くと。しかし、一方で上から目線、してあげているんだという、そういった1人が出ると、市の対応全体として思われるよ。ですから、あくまでも相手に寄り添って、丁寧に接するよということに課長会等でも申し上げているよということでしたね。

この市民サービスの向上については、これまで何回となく旧町時代から申し上げてきました。最近このことは述べていなかったんですが、久しぶりに取り上げる質問なんですけれども、実は市長とは逆に、最近市民の方から市役所職員の対応について少しお叱りを受けております。そういった観点から久しぶりに取り上げないといけないのかなと思ったところなんです。

今回は、具体的に言えば、電話での対応が悪かったんですよ。しかし、これまでの私が、それ

それにいろんなお叱りを受けて質問をしてきた経緯を見ると、当然、電話だけではなくて、窓口の対応であったり、こちらから訪問した時の態度であったり、僕は今までの中で一番ひどいなと思っているのは、こちらから訪問して行って市民の皆さんとお話をするときに、両手をポケットに突っ込んで、そして上からにらみつけるようにして話した職員が過去にもいましたよ。それが僕が今までの中で一番ひどかったかな、態度としてはなと思っていますけれども、今、市長が言われたように、ほとんどの職員の方は頑張っているらしいです。マナーも良くなっているなというふうに思います。しかし、やっぱり市長が言われたように、1人、2人の方々が、そういった対応になると市全体の雰囲気全部そういう雰囲気なんだろうなというふうに誤解もされますね。私たちは、こういう役所に来ることは慣れていきますよ。ここにいらっしゃる職員の皆様、管理職の皆様も、そういう立場で仕事をされるし、そして日常的に市職員と接していらっしゃるから、あまりそういうことは実感として感じないかもしれないけれども、やはり役所に見える人というのは、頻繁に見える人は別にして、年に1回か2回しか来られないんですよ。何か用事があって来られる、あるいは電話をされる。その電話だってすごく勇気を出して、敷居が高いから電話をするにしても構えて相談をされる。そういった人が市役所職員の対応によって嫌な思いをすると、もう二度と行きたくない、でも行きたくなくても行かなきゃいけないというのが役所なんです。そういったことをやっぱりしっかり職員は自覚していただきながら取り組んでいかなければいけない問題だなというふうに思うんです。

市長は、本当によく言われているなと思うんですけど、施政方針を読みましたらね、「職員が率先して市民の皆様へ挨拶や声掛けを行い、市民の皆様が気軽に相談できるような窓口対応に努めるよう職員の意識向上に取り組んでまいります」と言われています。そのとおりだと思います。何度もこの場でも言いました「市役所」というのは読んで字のごとく、「市民に役に立つ所」ですよ。振り返って、市長が言われていますよ、「職員は率先して市民の皆様へ挨拶や声掛けを行い」と言っています。ところが、職員の方で市民が直接例えば伺って、「すみません」と言いますよね、職員の方に。声を掛けられる前に「何か御用ですか」と声を掛けるのが、ある意味では当たり前じゃないですか。市長は、そのこと言われているんですよ。そのことがきちりできているかということ、僕はできていないと思っています。そういう現場を再三見ているので、そういう細かいことが、まだできていないということをぜひ当局は知っていただきながら対応していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、市役所は市民の皆さんがいらっしゃるから市役所があるんだと、だったらしっかりと市民の皆さんへの対応をしていくべきだということをおっしゃいます。おっしゃるように、確かに課長会等でも「自分が、その立場に立った物事の考え方を持って対応して欲しい」ということを再三言っているわけではありますが、やはりそういうことが伝わっていない部分もあるんじゃないかなというふうには思っております。

そういうきめ細かな市民に対する対応の仕方をどうやったら課長会等だけで終わらせるんじゃないかと、もうちょっと文字等で具体的に示して対応していけばいいのかなというふうにも考えて

いるところですよ。

○15番（小野広嗣君）　そういう市長の答弁ですから、ぜひどういう形で理解をしていただくのかということをお少し吟味して欲しいんですよ。

市民が持って来られる御相談の中でも解決できないような、答えを職員の皆さんが返せないようなこともたまにはあるでしょう、電話の問い合わせにおいてもね。でも、しっかり最後までお話を聞いてあげると、忙しくてもね。そういうことがやっぱり大事なんじゃないかなというふうに思うんですよ。今回の電話の対応も、そこに関連することでした。翻って言えば我々は普通に仕事を、議会も職員の皆さんも時には専門用語を使ったり、略語を使ったり、いろいろしますね。これが市民にとっては普通ではないんですよ、そういった感覚もやっぱり身に付けていかなきゃいけない。それはやっぱり、先ほど言いました1の項で言った「現場に職員が出向いていく」という、市長が当初から述べられている、そのことが徹底されなければいけない。そういった意味でも、先ほど、いわゆる地域の職員の担当制とかいうのが大事になってくるんですよ。

そういったことからいけば、また今回の件で僕は原点に戻らなきゃいけないなと思ったのは、旧町時代に電話を受けても所属も名前も言わないという方がいて、そういう人たちがほとんどだと、責任の所在が明らかではないじゃないかということで申し上げて、時の慶田町長が、「そのことは今日からすぐ徹底させます」ということで、もう翌日からそれが徹底されて、気持ちがいいぐらい役所に電話をすると、皆さんが所属と名前を言うというふうになりました。市民からも喜ばれました。そして、そのことは引き継がれていい方向へきているんですが、やはり中には所属も名前も言わない職員が、いまだにいらっしゃいますよ。僕らが電話をしても、そういう人がたまにいますからね。だから推して知るべしなんですよ。お褒めの言葉を僕らが聞く場合もありますよ、市長が言われたように、「最近、市役所は対応が良くなったね」と。でも、一方で直ってないものは直ってないんですよ。だから、そこをしっかりと直すにはどうすればいいのかなということがあります。

そういった中で、市長、今回御相談を受けた中で僕もいろいろと調べたんですよ。他の自治体はどういう取り組みをしているのかなと。そうすると、やはりうちでもそうですけれども、接遇研修をやったり、課長会等でもいろいろとおっしゃられるわけですが、それがなかなか身に付かない、接遇マニュアル的なものもあるわけですが、やっぱり先進自治体はどうするかというと、これはマニュアルがあって、そのマニュアルを見て、うちの接遇マニュアルを作るとかいうことではなくて、自前のマニュアルをたたき台から作っていくわけですよ。

そして、例えば、総務課とか窓口部門とか、そういう所が、そういうレベルで作っていくんじゃなくて職員が各課みんな、それも課長職とかじゃないです、現場をよく走るような職員の方々が短期間のプロジェクトチームみたいなのを作って、現場でうまくいったこと、悪くなったこと、怒られたこと、そういった様々な事例に即して、それを積み上げていってマニュアルを作っているんですよ。

だから、自前のマニュアルをしっかりと作っていかなければ変わらないなと、おもてなしサービ

スですよ、おもてなしガイドブックでもいいじゃないですか、さっき言った「キラリと輝く」接客サービスみたいなね、いろんな名称があると思いますよ、そういったものが本市に無いのが少し残念かなと思っているんですが、そこはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように、職員自らが、まずは考えて取り組みをするということは本当に大変それに合っているんじゃないかなというふうに思っております。そこも含めて、職員の意識改革にもなるんじゃないかというふうに思います。自らが、やはりそういう立場に立った時どうなのかと、先ほども言いましたように、相手の立場になるということが基本的にできていないというふうに思っていますので、自らがそういうマニュアルをまず作っていくということからしていけば、大分変わるんじゃないかというふうには思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長もそういうことではございますので、何とか意識改革をするためには、職員自らが寄りあって、そして、こんなケースがあった、あんなケースもあったと、やっぱりちょっと現場は違うよねというところから、そういった現場の実態に即したマニュアルをぜひ庁内を挙げて少し時間がかかってもいいですからつくり上げて、また我々に知らしめていただければと、お知らせをしていただければというふうに思っております。

あと小さなことばかり言うようではありますが、意識改革にとっては大事なことなものですから言わせていただきますけれども、例えば、ここ今、名札を全部ほとんど確認をしましたけれども、付けていらっしやらない方は、さすがにいらっしやらないと思いますね。大丈夫だと思うんですよ。でも、付けていらっしやらない方が職員の中ではいますね。今日も何人が僕見かけていますけれども、それをしっかり付けなきゃいけないというのは当然ですよ。どこの所属で誰なのかというのが分からないと、市民は困るわけですよ。誰と話をしているのかということも分からないわけですから、もっと言えば、今も冬場に入ってもぶら下げている人もいますけれども、夏場は特にぶら下げていますよね。あれ表裏がありますけれども、表がひっくり変わったりすると、会話中全然分からない。「名前が見えませんよ」と市民はなかなか言えないんですよ。それがこっちに来るんですね。だから細かいようではあるけれども、あれも気を付けないと、しゃがみ込んで対応すると、ぶら下がりが見えなくて、目の高さで全然見えないんですよ、誰か分からずに話をする。だから、高さはこの方がいいのかとか、表と裏も同じ名称ですれば、ひっくり返っても大丈夫なわけですから、そういった細かいことですが、責任の所在、あるいは安心して誰と話ができているということが大事。

そして、できれば前は写真が貼っていたのに何で今は写真が無いのかなとも僕は思うんですけども、そこらはどうだったのか、そこも含めてお知らせください。

○市長（下平晴行君） これは今の名前の問題については、やはり明確に分かるということでは、職員の責任、こういうのもしっかりありますので、あと写真については、ちょっと説明をさせます。

○総務課長（山田勝大君） 名札の写真につきましては、職員証として写真を貼り付けて、それをネーム代わりにしていたわけですが、文字が小さくて見えにくいということで、今のぶ

ら下げ式の大きなタイプにしているところです。

ただ、ひっくり返ると、さすがにおっしゃるとおり見えないので、そこについては両面付けるように今後対応していきたいというふうに考えます。

○15番（小野広嗣君） 写真をぜひ付けなさいということではないんですが、写真を付けて所属と名前があって、志布志市の章もありますよね。そういったものがはっきりした方が、本来職員の意識としては責任感が僕は生まれると思いますよ。そこは少し、市長ちょっと考えて欲しいと思いますね。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、職員が責任をしっかりと持つためにも必要だというふうに思いますので、取り組んでまいります。

○15番（小野広嗣君） あと、本来は、この質問をするつもりはなかったんですけども、昨日たまたま調べていたら、国の方で地方行政サービス改革の取組状況というのを自治体ごとに直近で調べているデータが上がってきていまして、それを見てみたら、民間委託を志布志市では、どんなふうに行っているのかと。あるいは指定管理者制度の導入は、いわゆる施設がありますね、どこまで導入をしているのかとかあるんですよ。ここは、細々となるから、もういいんですけども、パーセンテージも出ています。

問題なのは、結局、市民サービスで一番大事なのが窓口、いわゆる総合窓口のワンストップ、これが全然上がってきていないんですよ、このデータに。そして、もう一つが自治体情報のシステムのクラウド化、この件が志布志市が上がってきていなくて、ちょっと遅れている状況ですね。ここに対しては、市長の音頭で早急に取り組んでいただきたいと。これまで何回も質問しているんですよ、この場で。下平市長になって始めてですので、ぜひこの2点も含めて市民サービスの向上に向けたポイントでもあると思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） しっかりと取り組んでまいります。

○15番（小野広嗣君） あとドライブレコーダーの関係ですが、市長の方から先ほど答弁いただきましたので、これまで33台、19.88%ということで、しかし、「来年度は予算付けをして全車に対応するという方向でいきます」というふうに言っていたので、有り難い話だなと思うんですが。すごく不思議だったのは、今までの常任委員会でも申し上げてきていますね、決算委員会で述べていただいた議員もいらっしゃいます。そういった中で、緊急車両である消防車とかは付けておりますという話だったんですけど、43台中8台しかまだ付いていなかったんですね。緊急性のあるものからということもあるし、「新車を購入したときから付けます」という言い方を当局はするんですけども、そういう観点から見たら消防自動車への設置が18%というのは、あまりにもこれまで低くて、これは緊急車両ですから、ある意味では規制速度を超過して走らなきゃいけないこともある車両ですよ、そういった車両に取り付けがなかったということは、安全意識に対して当局が弱かったなというふうに思われてしょうがないですね。そこらの分析は、市長というよりは担当課でもいいですし、答弁ができればお願いしたいと思います。

○総務課長（山田勝大君） 御指摘のとおりでございまして、43台中8台ということでございま

す。

計画としましては、消防車の更新時に装着すること。それから、年次的に現在のところ年次3台ずつ本年度も導入予定で、次年度以降も3台ずつ導入予定ということで計画をしておるところでございます。

当然、早期に全部に装着できればよかったんでしょうけれども、そこまで我々としても意識が及ばなかったのかなというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 細部にわたっては、市長は全体的に捉えて御報告をいただきましたけれども、マイクロバスが3台あって、公用車はあれですよ、一般的な乗用車が一番高く25%ぐらいまできているわけですが、マイクロバスが3台あって、一番多くの人たちを乗せて走る、このマイクロバスに一つも付いていない、ゼロというのは、あまりにも意識が欠けているなというふうに思うんですね。

そういう反省も含めて、なんというのかな、意識を変えていただきたいということで、今回こういう質問通告もさせていただきました。市長の方からは前向きな答弁をいただきましたので理解をするところであります。

ただ今後ですよ、今度はこのドライブレコーダーも常時録画タイプ、1週間ぐらいずっと24時間態勢で録画できるタイプと衝撃時に録画するタイプとあるんですね。今後の設置は、どういう区分けで付けていこうとされているのか、そこをお示してください。

○市長（下平晴行君） これは事故の内容から見ますと、全体から後ろから前から横からという部類の機器の設置が望ましいのではないかなというふうには思っております。

○15番（小野広嗣君） 今、市販のドライブレコーダーは性能が上がってきていますね。鮮明な画像で捉えられるようにもなりましたね。

そして、種類も安全運転のためにギアを入れたとか、左にカーブを切ったとか、そういったことまで、安全運転をしていたのかということまではっきり分かるドライブレコーダーもありますからね。次年度へ向けて、こういった取り組みを展開されるのであれば、そういったことも含めて、長い目で見ていかなきゃいけませんので、経費をガンガンかけろということではなくてね、やはり先ほど警察との連携という話もされましたので、精度の高い物を入れていって欲しいなというふうに思います。

そうしていくと、今度は逆に映像とか音声等が残りますね。そして、警察への提供ということも提携をしていくということで、市長が先ほど答弁をされたとおりであります。そうすると、個人情報という問題が出てくるわけで、そうすると、このドライブレコーダーの活用というものをどうしていくのかと、本市ではと。それをやっぱり規則であるとか要綱等でしっかり定めていかないと、大変な問題になっていくなと思いますが、そこら今、現状どのように捉えていらっしゃるんですか。

○市長（下平晴行君） そこまでは、まだ内部で協議していないところでもありますので、今後そういう先進事例等を見ながら取り組みをしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ来年度よりドライブレコーダーの導入を、老朽化していて廃車目前というものは別でしょうけれども、基本的には全車に付けていくという方向で進むわけですから、今、僕が申し上げたことは、すごく大事な点ですので、しっかりそれまでに対応方をお願いしておきたいというふうに思っております。

あと、いわゆるこれは防犯対策にもなるんだと、動く防犯カメラだというふうに言われていますね、市長もそれは十分理解をされていると思うんですね。

市内を全車付けて、ドライブレコーダー付きの公用車が走っていくと、これは欲を言えば青パトがありますね、個人で付けていらっしゃる方もいますよ。すごく青パトは助かっていますね。ああいった車も含め、企業・団体等も協力をいただきながら、公用車はもちろんですけど、ステッカーをマグネットでもいいから作って貼ると、録画中ですよという、我がまちは安心・安全なまちですよというのを作っていくということが、すごく大事で、これは僕がちょっと個人的にちょこっと作ったやつなんですよ。「ドライブレコーダー録画中」「安全・安心のまち志布志市」、そして「人と地域が輝く志布志」、こうすると、すごく市民も子供さんも安心されるじゃないですか、当然個人情報は大変にしながらですよ。このことも、まず公用車が、そういうふうに全車走って録画中というふうになると、運転している市職員の安全意識は高まるし、市民にとっての安全・安心も確保されると、両得なんですね。そういったことも含めて、ぜひこれと同じものじゃなくてもいいですよ、こういうステッカーみたいな、マグネットでパチッと簡単にはずせるようにしておけば、個人的に、公用車じゃなくて、一般の方が協力される時は、いつでもはずせるというふうになりますので、どうですか市長。

○市長（下平晴行君） 今、あおり運転等の事件等もあって問題になっているようでありますので、そういう表示をすることによって市民の皆さんが安全・安心のまちづくりをしているまちなんだという意識も持ってもらえるということでは取り組みをしていかなきゃいけないというふうに考えています。

○15番（小野広嗣君） 市長から前向きな答弁をいただきましたので、有り難いなと思いますけれども、まさしく今言われたように、あおり運転がすごくて、本当に毎日のようにテレビに出ている、高速道路で止められて、そこへダンプが当たって、今、裁判沙汰になっているのが毎日流れる。

今日は今日で福岡で10分間にわたってあおり運転を受けた学生たちの恐怖の体験が流れていましたね。そして、先だってタレントさんが、横断歩道を渡る方をはね飛ばした、そういう事件もありましたね。様々な事件が、このドライブレコーダーを通じて発覚をしているという状況の中で、たまたま今日朝のテレビで言っていましたけれども、あおり運転だけでも多分氷山の一角でしょうけれども、去年1月から10月、去年の同時期の2倍、1万873件というふうに言っていましたね。こういう状況だから本当に、このドライブレコーダーだとか、防犯意識とか、交通安全意識というのは大事ですので、前向きにお願いをしたいと思います。

あと、交通安全対策ということも言いましたので1点だけ、もう細々とは言いませんが、例え

ば、公用車の利用時に運転免許証の所持であるとか有効期間であるとか、あるいは体調確認、酒気帯び状態ではないのかとか、そういった万が一に備えて、どのような確認方法を本市では今、取っているのか、そこをお示してください。

○市長（下平晴行君） 体調管理につきましては、運行前に所属長からの承認を受ける際に所属長が行っております。

今後は、運転者の体調管理について公用車安全運転指導委員会で十分な審議をしてみたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） この質問をなぜするかといいますと、志布志市の公用車管理規則がありますね、そして公用車整備管理者規程というのもあります、全部読みました。

そして、バスの運転に関しても規程がありますね。細やかにマイクロバス管理規程等もありますよ、これを読んでいくと、全てこのことが守られて機能しているのか、どうかなと疑いたくなるようなことがあるんですね。これ市長に突然聞いても申し訳ないんですけど、本当に、これ書かれているのが全部守られている、担保されていると思われませんか。

○市長（下平晴行君） おそらく無理じゃないかなというふうには思います。

○15番（小野広嗣君） 市長答弁として、無理かなという答弁もなかなかいかなものかと思いますが、正直な市長だから、そういうふうに言われたんでしょうけれども、そうであればですよ、再度こういう規程にのっとって志布志市の交通安全というのは守られているのかということをやって欲しい。

交通安全の勉強会、研修会あると思いますけれども、職員の皆さん、臨時の方とか嘱託の方々も含めてやっていかないと、同じ市役所を背負っていただいているわけですので、そういった部分を含めて、この交通安全、安全運転の意識改革、このことについては進めていっていただきたいと思いますが、最後にもう1点確認をさせてください。

○市長（下平晴行君） 公用車を運転する臨時、嘱託を含む全ての職員を対象に、しっかりとその対応をしてみたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） それでは、幼児教育の無償化について話したいと思います。未確定要素も多少ありますけれども、だんだんだんだん見えてきましたね。そうする中で、国のこういった方針、流れが本市の事業者に正確に本市の行政の方から伝わっているのかなということを心配するものですから質問をしています。

本市の幼児教育、保育事業、そして今は認可、認可外も含めて、いわゆる事業所の中の保育施設、これも二つありますね、もう名前は挙げませんが、病院関係がありますね、一つは病院内で完結する保育業務。もう一つは、病院内の保育プラス外からも入っていいですよという保育事業、こういったものが本市であるわけですよ。そういったことを考えたときに、今回のこの国の方針がしっかり正確に今、届いているのかどうかを確認させてください。

○福祉課長（折田孝幸君） 今、議員御質問の件につきましては、最初市長が答弁しましたとおり、まだ国の制度設計、そういった保育の認定から決定、認定保育所、それから認可外保育所の

取り扱いについても、まだ方向性が確立していないということでございます。

したがって、それぞれの各保育園、認可保育園等につきましては、特段こちらから説明をする機会をまだ設けていないところでございますが、ただ国の制度設計の中でタイムスケジュールとしまして、来年初め頃、1月からそういった市民を含めた周知徹底を図るようということになっておりますので、年内に国の方向性が確立するとなれば、そういった形の中で、方向性を市としても決めまして、保育事業者、それから市民に対しても周知していく必要があるというふうに認識しております。

○15番（小野広嗣君） 今、言われたように国の方では事業者用の説明散らし3枚、そして保護者用の散らしが2枚出来上がっているんですね。こういったことも含めて、順序よく情報を市民の皆さんにお伝えしていくということが、市民の皆さんの準備にも関わってくるわけですので、これは丁寧にタイミングを見計らってやっていって欲しいというふうに思います。

それと、あと市長が保育料の4割軽減が本市では進んでいると、こう言われていますね、「保育料の軽減等も含めて総合的に検討してまいります」というふうに言われているわけですね。ここと調整を図らなければいけなくなってきたなというふうに思うんですが、庁内では、その議論はどうなっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、国の方向性がまだしっかり決まっておきませんので、その内容をしっかりと受けた時点で、内部で検討してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） それは十分分かるんですけども、例えば、0歳から2歳児というのは今回対象になってなくて、低所得世帯に対しては対象になるというような状況の中で、本市が今後考えていく、国の動向も見ながらですけども、考えていく施策としては、その対象にならない低所得世帯以外の方々、0歳から2歳の方々へのこの無料化というものも、本市として単独で僕は考えていくべきではないのかなというふうに思うんですが、市長は、そこまでは、まだ庁内で議論はされていませんか。

○市長（下平晴行君） 国の無償化が、現在の設計どおり実施されれば、3歳から5歳の全ての世帯と、0歳から2歳児の住民税非課税世帯は無償となりますので、今後、市独自で考えていくべきは0歳から2歳児の課税世帯となるわけでございます。例えば、課税世帯の中でも低所得世帯を対象とした軽減策とするのか、または課税世帯全ての世帯を対象に、現在の保護者の6割負担を例えば5割負担や4割負担にするなど、その具体的な内容については、先ほど申しましたように、更に協議・検討を進めていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 財源が伴う、そして国の方向性が少し見えない中ですので、来年の4月の当初で、いろんな子育て支援の施策を練るにしても、そこが見えないと手が打てない箇所があるなというふうに僕も理解するんですよ。

だから、全国の市長会の皆さんは、半年先に延ばしてくれという要望書を今年の7月に出されていますね。それは出されているんですけども、10月にスタートするとなると、そうも言って

いられないわけですよ。だから、早急に庁内で様々な議論をしていただきたい。

あと昨日の毎日新聞、今日の朝日新聞で出ました「幼保無償」を条例で限定案とすると。だから、これは特に認可外です。志布志市が単独で、例えばですよ、志布志市は直接当たらないと思いますけれども、これは当たるんですか、先ほど言った2保育所はどうなんですか、課長。

○福祉課長（折田孝幸君） 認可外ということであれば、当然ここに該当してくるということでございます。

○15番（小野広嗣君） 認可外であれば、市が単独で条例をつくって厳しくして無償化をしなくていいという判断が昨日、今日出たんですね、新聞発表もありましたよ。そうしたときに、結局市内の保育サービスの実態調査を行うことがすごく大事。そして、条例で子供の安全を確保できる基準を市単独で決めることも必要じゃないのかという議論まで出てきているんです。そこらが大事ななとすごく思うんですよ、どうですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 認可外保育園につきましては、設置基準を満たしていないというのが現実なのかなというのがありまして、そういったことで子供たちの安全な安心な保育、教育活動が損なわれるという懸念もございます。そういった中で、市長会の方でも、そこを不安視して様々な要望を展開しているわけですが、本日の新聞にも出ていました、その条例につきましては、内部でまだ協議もしておりません。ただ、県の動向であるとか、そういったことも関連付けていかれると思います。それから、他市に通う可能性がある子供たちの件も、我々も認識していかないといけないというふうに考えております。

したがいまして、認可外保育園の保育の基準の関係につきましては、内部でも、そういった事業所と歩調を合わせて前進していければというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 教育長の方にも幼児教育で質問通告をしました。山重幼稚園の関係で言えば、こういった幼児教育の無償化が始まった時に、どういう形で園児が入って見えるのかという問題。そして、あそこの施設の老朽化の問題。そして、こういった無償化が進んでいく流れの中で、果たして教育委員会が一つの幼稚園を今、一生懸命見ていただいているわけですが、そうすることがいいのか、あるいは市長部局の方で、しっかり手当てをする方がいいのか、そういうことが問われてくるなというふうに思うんですが、この施設の老朽化、そして今後の幼児の入園状況、そして所管の問題、ここあわせて答弁をいただければと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の幼児教育の無償化について山重幼稚園との関わりというのは非常に大きいかなというふうに思っています。

なぜ今、公立幼稚園として山重幼稚園が残っているかといいますと、他のどの幼稚園、保育園にも無い幼小連携というのが非常に行われているというのが一つの魅力なのかなと思います。それと保育料が一番安いと、そういう状況があるわけです。

そういうことで、教育振興基本計画の中では、来年度までの振興計画では、当面は山重幼稚園は現在の体制でいくというふうに明記されています。ただ、この幼児教育の無償化が出てきたときに全て無償化になるということであれば、山重幼稚園の保育料のことは、ほとんどどことも一

緒になる。園児がなかなか集まらない背景には、延長保育ができていない部分と、それから送り迎えができていないという部分で、なかなか園児確保が難しいというような、そういう状況があります。公立幼稚園の魅力と、そして今言ったような、そういう課題をどうしていくのかということについては、次の教育振興計画の中で、また市長の方とも十分語りながら検討していく必要があるのかなど、そういうふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） もう最後になりますけれども、幼児教育の無償化といっても全てが無償になるわけじゃない、福祉課長は、よく分かっていらっしゃると思いますが、そういったことも含めて保護者へしっかりとお伝えしていくことが大事だろうというふうに思います。

やはり保育の質を下げてはいけない、幼児教育を高めていかなきゃいけない。これも一つの狙いです。そういった意味からいけば、保育士とか、仕事に携わる方が不足している、ますます足らなくなることにに対してしっかり手を打っていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

最後に答弁をひとつ求めておきます。

○市長（下平晴行君） そのことについては、しっかり取り組みをしてまいりたいと思います。

それとあわせて、先ほどのドライブレコーダーの規定でございましたが、管理運用に関する要綱ができております。これは更に精査をして行ってまいりたいというふうに考えます。

[小野広嗣君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時00分 休憩
午後2時13分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） 皆さん、こんにちは。

本議場も今回、音響設備が新しくなりテレビ画面も真新しくなっています。私のはげの頭がますますすきれいに見えるんじゃないかと思って、ちょっと心配していますけれども、また反対に議員にとっては、この思い、心の中の内なる思いを真新しい画面を通して市民の皆さんにお伝えすることができるんじゃないかと、決意を新たに一般質問に移らせていただきます。

今回は、1番目に教育行政について、そして2番目に防災対策について、3番目、個人情報保護法の運用について、そして最後に4番目、中心市街地の活性化についてお尋ねしたいと思っております。

1番目、2番目は、6月それから9月に一度質問させていただいていますけれども、教育行政

については、本年度学力・学習状況調査結果が夏休み前に出ておりますので、その件とあわせて、もう一度確認をさせていただきたいと思って、この1番目に入れてあります。

本年度の本市の全国学力・学習状況調査の結果について、どのように教育長、市長、それぞれ捉えていらっしゃるか、これをまず聞きたいと思います。

また、その結果に対する今後の具体的な対策等をぜひともお聞きしたいというふうに思っております。

そして、本市の小・中学校に在籍する教職員（県費分）の勤務実態、また現在、国が進めている働き方改革等の趣旨に沿っているかどうか、ここら辺をまたお聞きしたいと思います。

そして、教職員が効率的に公務を行えるような対策があるのか、また既に実施しているのか。そこら辺もあわせて聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

本年度の全国学力・学習状況調査は国語、算数・数学、理科の3教科で実施されました。結果については、市報でお示ししましたとおり、小・中学校、共に全国平均に到達しておらず、全ての児童生徒に十分な学力が定着されていない現状にあります。

しかし、前年度と比較すると小学校ではA・B問題、共にその差を縮めており、知識を活用する力が伸びてきているとの報告を受けております。

学校教育においては、「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒の育成を図ることが大切であります。特に学力向上につきましては、学校教育だけでなく、家庭教育の充実を図ることも重要であると考えております。

教育委員会においては、学力向上に向け、これまで様々な施策を実施しておりますが、しっかりと検証を行い、今後その成果を出してもらうことを期待しているところでございます。

本年度の結果を受けた具体的な取り組みや今後の方向性については、教育長が答弁いたします。

また、教員の働き方改革については、昨年度の12月議会でも小野議員から質問があり、答弁させていただいております。それ以降、中教審の中間まとめを基に平成29年12月に文部科学省が取りまとめた「学校における働き方改革に関する緊急対策」を受けて、県教委は、平成30年3月に「学校における業務改善方針」を策定しております。

本市における教員の働き方改革につきましても、それらの方針を参考にしながら、学校における業務改善に取り組んでおります。

詳細については、教育長が答弁をいたします。

○教育長（和田幸一郎君） まず学力向上についてお答えいたします。

志布志市教育振興基本計画では、平成30年度の全国学力・学習状況調査において全国平均と同程度の目標を掲げています。先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、小・中学校、共にその目標の達成には至っておりませんが、小学校では国語、算数、共に全国平均に近づいており、課題であったB問題で国語が4ポイント、算数で3ポイント全国との差を縮めており、あと1問で全国平均に到達します。

調査結果を分析する中で、明らかとなりましたが1単位時間の学習の在り方や指導法の工夫、家庭学習の時間の確保など課題の解決に向け、管理職研修会や諸研修会等の充実を図っているところであります。

新学習指導要領では、主体的・対話的な深い学びの実現を目指し、児童生徒が自分の考えを意見交換したり議論したりすることで、新しい見方、考え方に気付くことを大切にしており、児童生徒が共に学びあい、高めあう学習を目指しています。

教育委員会といたしましては、これらのことを踏まえ、授業改善に向けた取り組みを更に充実させるとともに、学習環境の充実や家庭との連携等の視点で学力向上の取り組みを推進してまいります。

続きまして、働き方改革の御質問にお答えします。

教員の働き方改革につきましては、ただ今の市長からの答弁にもありましたとおり、文部科学省、県教委の方針を参考にしながら、本市においても重点的に取り組んでいるところです。

今年度は、教育委員会として業務の簡素化、業務の効率化、業務改善の意識化という三つの方針を掲げて、学校の業務改善に取り組んでおります。この方針の下、ICT機器の整備・活用、様々な課題に応じた適切な人的支援、全職員を対象にしたメンタルヘルスチェックの実施等を行っております。

また、今年度は教員が休暇を取得しやすいように、8月13、14、15日の3日間を学校閉庁日としました。今後も教員が適正な勤務時間において意欲と能力を最大限に発揮して、充実した教育活動が行えるよう、教育委員会としても学校の業務改善に努めてまいります。

○3番（尖 信一君） 後で、ちょっと述べようかなと思ってはいたんですけども、先に、私がどうして、これほど学力向上についてしつこく、そして、詳しく質問をするかということなんですけれども、ただ今、例えば高校生とか大学生が就職する折に、いろんな面接を受けたり調査票を出したりするんですけども、あまりにも応募者数が多くて各企業、特に大手の企業は面接しきれていないという実状があります。じゃあどうするかということになりますと、機械的にAIで履歴書を処理するんですね。そしたら、どこそこの学校を出た、どこそこの高校を出たという時点で、大体70%ぐらいはねられているのが現状であります。そういう事情がある中で、やはり市の児童生徒の学力向上は絶対条件だという思いがあるがために、このような質問を何度もさせていただいております。

そしてまた、地域の学力が低下するということは、地域全体の経済とか、もろもろを入れた分も含めて地盤沈下するというふうに私は思っています。以前お話ししたことがあったかと思いますが、ありましたかどうか、ちょっと私も記憶していませんけれども、あるベンチャー企業が工場を造りたいということでお話があったものですから、「志布志市はどうですか」ということで御提案申し上げました。大阪大学のベンチャー企業でございました。実際、志布志市を、訪問までは行っていませんけれども、いろんな市の環境、交通網とか、それからいろんなものを見ていただきました。そして最後には公立、私立の高校の進学状況も見ていただきましたが、その進学状

況を見て、最終的には、ここが最大のポイントだということで進出をやめました。そのベンチャー企業は今、四国の徳島に工場を建てております。

そういう経験があったもんですから、私の教育に対する思いは、どうしても、こういう形で特に教育長に対しては、きつい質問もあるかもしれませんが、そこら辺は御勘案していただきたいというふうに思います。

前回6月議会で教育長に質問をさせていただきましたところ、学力調査、「学テ」というふうに今後発言しますけれども、学テ結果について質問したところ、四つの原因があるのではなかろうかというふうにお答えをいただきました。

一つ目が、学校の組織体制、つまり管理職に危機感が無いのではないかというのが第1点。2番目に、教師自体の指導力、授業力が十分でないのではないかと。そして、3番目が学習環境、学習のしつけがそもそもできないのではないかと。それから、4番目、家庭・地域との連携が、まだ十分でない。この四つを挙げられました。1、2番目は、学校側の問題、3、4番目は家庭、もしくは地域の問題だと思いますけれども、これらをきちっと検証しながらやっていくことが必要なというふうに思っております。

そういう中で、今年の8月ぐらいからですかね、教育委員会の配慮をいただきまして、土曜日実施されてます志学教室も見学に行ったりさせていただいております。ただ、行きますとも参加人数が少なかったり、最初の申し込みメンバーが、例えば、文化会館の場合は2年生が全く来ていないというような状況でありました。

それぞれの御事情があるんでしょう、部活をしているとか、家庭の事情があろうかというふうに思いますけれども、志布志市の創生戦略の中にもKPI、事業の数値目標が掲げてありますけれども、平成31年度は本市の場合は「学力日本一」とうたってます。ここに向けて、今の状況で達成できるかどうか、教育長にあわせてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 先般の尖議員の質問に対して、私が四つの視点で取り組む必要があるということを今お話されました。

それぞれの学校が、ある学校は管理職の危機意識が若干弱いかなというところもあるだろうし、ある学校は授業力の向上が弱いなということで、全ての学校が四つとも悪いということではなくて、それぞれがそれぞれの学校の課題を抱えているんだと、そういうふうに思っております、各学校においては、今回の全国学力・学習状況調査の結果を受けて、自分の学校はどこが課題なのかということを見極めて、自分の学校のアクションプランというのを作ってるわけですが、それに基づいて指導をして欲しいと、そういうふうをお願いをしております。

先ほど冒頭でも述べましたけれども、平成31年度につきましては、全国平均を上回るということと到達目標としておりますが、私は「学力日本一」という言葉ではなくて、「学力向上日本一」ということで、子供たちの学力がこんなに伸びたということを示していくというスタンスで、これまでも取り組んでまいりました。

平成31年度につきましては、特に中学校がかなり厳しい状況なのかなというのは認識しており

ます。ただ目標としては、大きい目標を立てながら、これからまた地道に取り組みを進めていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思います。なかなか結果が見られないということについては、私自身も非常に反省しておりますけれども、まだ何が足りないのかということについても、また教育委員会、これは学校教育課だけじゃなくて、生涯学習課、教育総務課も併せて今、取り組みを進めていると、そういう状況でございます。

○3番（尖 信一君） この教育という問題は、確かに一朝一夕にいかないというのは、私も非常に理解するところであります。

この四つの問題、今、教育長がおっしゃったように、それぞれの学校の個別の問題だというのは、今、初めて私も理解しました。一般的な問題であろうというふうに捉えていたわけでございますけれども、その学校、先ほどおっしゃいましたように、確かに小学校では、どんどんどんどん全国レベルに近づいているような状態でございます。これは喜ばしいことだと思いますけれども、残念ながら、今おっしゃったように中学校では、各学校でかなりばらつきがあるのが現状です。

学校によっては、中学校によっては毎年少しずつ伸びている教科もあれば、大体横並び、ここ3年ぐらいはずっと一緒だということもあれば、学校によっては毎年低下していると、残念ながら低下している学校もございました。その学校は、今年はいくら資料を探しても、学テの発表が見当たらないので、なぜかなというふうに思っているところであります。それぞれ御事情があるかと思えますけれども、そういう学校によって、かなりばらつきがあるという所は、私も理解しています。そのばらつきがあるというのは、これはどうなんでしょうか、学校の、先ほど申し上げました、前回教育長が申されました教職員の危機意識、もしくは授業力に問題があるのか。それとも、まだ他に原因があるのか、そこら辺は今、何か捉えておられますか。

○教育長（和田幸一郎君） 具体的に学校名はちょっと申し上げられませんが、学校規模が大きくなると、なかなか指導体制を含めて厳しい状況があるのかなというふうに思います。

特に、私が一番中学校で課題に思っているのは、何といたっても毎時間の授業力の向上、これがなかなか改善が図れないという状況がございます。小学校の授業に行きますと、結構子供たちが主体的に動く場面というのはあるんですけども、中学校の授業を見ますと、これだけ教師が一方的にしゃべって、そして、生徒は、ただ受け身で聴くというような授業のパターンが依然として教員によってはあるということが、なかなか学力向上に結び付いていない一つの要因なのかなというふうに思います。

そういうことを受けて、授業を見たときに、この場面で、子供たちにもっと話し合わせればいいのかになとか、この場面で子供たち書かせればいいのかになとか、この場面で子供たちにグループ活動をさせればいいのかにねとか、そういう場面がすっぽり抜けてしまって、ほとんど教師が50分間しゃべりっぱなしで、子供たちは、ひたすら聴くだけという授業のパターンが、なかなか抜けきらない。そのことが、私は特に中学校の場合は多いのかなと思っておりまして、そういう状況を打破するために、指導主事も頻繁に指導案作成の段階から指導に行ったり、それから、去年か

ら鹿児島大学の先生方のお力を得ながら授業力の向上を図っているという、そういう状況でございますので、特に中学校においては、毎時間の授業をどう改善していくのかというのが、これまでもでしたけれども、これからも大きな課題なのかなと、そういうふうに認識しております。

○3番（尖 信一君） 今の教育長のお話を聞くと、本当に御苦労なさっているというのは理解できるようになりました。

ただ、やはり子供たち自身は、前回申し上げましたけれども、今、教育委員会の御配慮をいただいて、「QUBENA（キュービナ）」を4人の生徒にお渡しして実際に勉強していただいています。その中で、一番ずば抜けて進歩をしているというか、授業進度の速い子がおりまして、よく保護者の方とお話をしたら数学は学年で2位ということで、ああやっぱりちょっと違うんだなど。この前、たまたまその子にある集まりでお会いしたときは、非常に喜ばれまして、「よく理解できる」と、「ありがとうございました」と子供本人から、そういう言葉をいただきました。

前回の質問では、もう既にタブレットが入っているので、その習得に今は取り組んでいるところだというふうにおっしゃいましたので、これは、それでいいかと思えますけれども、今、教育長が申されました、「悩んでいるんだけど具体的な解決策がなかなか見つからない」という御回答をいただきました。

教育というのは、先ほども申し上げましたけれども、一朝一夕にいかないと、地道な努力が必要だということも十分理解しておりますので、できるだけ底上げができるような授業体制をとっていただいて取り組んでいただきたいと、そこら辺は、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

また、6月、9月に教育ICTソリューションというエキスポが東京、大阪で行われました。これはタブレットとか、そういうもの使った勉強以外に、例えば、学校事務、校務ですね、これらをICTを使って簡略化していこうという取り組みの展示会がありましたけれども、教育長は見に行かれましたですか。

○教育長（和田幸一郎君） 私の方は、参加はしておりません。

先ほど「QUBENA」のことを言われましたけれども、志学教室に通っている子供ですので、その「QUBENA」を使っている子供たちの感想等を講師の先生たちが聞いておりますけれども、やはり一番大事なことは、その子供が意欲を持って取り組んでるということなのかなと思えます。学習というのは、最終的に自分から学んでいく姿勢を育てることが一番大事なわけで、教師が教えることをただ学ぶということではなくて、自分からどう学ぼうとするのかということ育てているということで、その「QUBENA」に取り組んでいる子供は、自分なりに課題を見つけてやっている。そういう姿勢が育ってきているから、それがまた結果にも結び付いているのかなというふうに思います。

私自身も子供たちに対しては、やっぱり最終的に卒業してからも自分で学ぼうとする姿勢を持ち続けさせることが大事なので、そういう子供たちをどう育てていくのかというのが、非常にこれから求められることでもあるので、今回もICTタブレットの導入ということで、子供たちが自ら自分で学ぼうとする姿勢が、このことによって育っていったらいいのかなと、そうい

うふうに思っています。

先ほどの講習会は、私の方は参加しておりません。申し訳ございません。

○3番(尖 信一君) 今、教育長がおっしゃったように、意欲のある子供が、たまたま選ばれたのであろうと、選ばれたというか、「QUBENA」を希望したんだと思うんですね。残念ながら、最初行ったときに十四、五名生徒がおりまして、10名ぐらいは申し込んでくれるかなというふうに期待はしていたんですけれども、残念ながら最終的には4名だけということでした。

実質的には、8月に説明はしたんですけれども、導入やら機械の選定やら、そして、東京に行って契約とかしているうちに、実績的なスタートが10月の半ばぐらいになっておりますので、まだ1か月ちょっとというところでございます。できれば、1年生と3年生が中心でしたので、できれば1年生は2年生の分まで、来年の3月までは全部の授業ができるような形で進めていきたいというふうに思っているんですけれども、3年生は受験がありますので、もうあまり口を出さずに自主性に任せていこうというふうに思っております。

先ほどの教職員の危機意識ということでお尋ねしましたけれども、これは教師といいますか、教職員の働き方改革にも結び付くことだと思うんですが、私らが小さい頃は、中学校の先生って本当に怖くて、地域に密着した活動をしていただいて、時には過剰なこともありましたけれども、当時の先生のことを思うと、今の教職員の方は地域に密着して、ちゃんと教育活動をしていただいているのかというのが非常に危惧される場所であろうというふうに思っています。

普通であれば、教職員は地元で家族と共に移住して、そこで任期の期間は、地域の子供のために一生懸命に活動をしていただくというのが我々のイメージなんですけれども、先般の教育総務課の資料を拝見すると、何かほど遠いようなものを感じたところでもあります。資料によりますと、市に在住している県費の教職員、残念ながら39%でした。残り61%は市外から通っておられると、そのうち通勤時間が30分の方が大体15%、それから通勤時間30分から60分の方が35%でしたかね。残り10%の先生が60分かけて学校に通っておられるという実情を教えてくださいました。もし今、分かれば、この60分は、どこから通っておられるか分かりますか。

○教育長(和田幸一郎君) 60分以上かけて来る先生たちは、鹿児島市、あるいは始良市、そういう所からが多いです。

○3番(尖 信一君) その理由は、例えば、お話の中で面接とか、そういうことをなさる中で、把握はできるものなんですか。

ごめんなさい。どうして鹿児島市内、始良市内から通っているのか。本市へ居住せずに、そういう遠い所から時間をかけて通っている事情を御本人から聞くような機会はないのでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) このことについては、学校長が把握しているわけですが、一番大きな要因は共働きが増えているということで、共働きが増えているということは、すなわち、どこを拠点にして二人が勤務をするのかということになりますので、例えば鹿児島市に家を構えると鹿児島市から若干遠いけど志布志市に来る。でも、もう一人の先生は、鹿児島市から近い所に勤

務する。

そういうことで、一番大きな要因は、何と言っても共働きが非常に増えている状況があるので、ある面、本当にそういう意味では致し方ない部分があるのかなど。本来は教育は夫婦であっても一人ひとりがやっぱり責任を持ってやるということなんですけれども、世の中の情勢を見ると、共働きというのが圧倒的に増えてきている状況が、先ほど地元に住んでいない状況が増えているというのは、そういうことが背景にあるのかなというふうに思っております。

○3番(尖 信一君) やはり、そういう御事情が各教師の方にあるようですね。最初、私、ちょっとうがった見方をして、自分の恐らく各教師の方には子供さんがいらっしゃると思うんですけれども、自分の子供の教育は本市ではさせたくないのかなというような所までちょっと変にうがって考えたりもしましたけれども、よくよく考えると、子供自体の転校を伴うとか、今おっしゃったように共働きの事情があるということがやっぱりあるのは、今の教育長の答弁で再確認できました。

そういう場合、ある事例なんですけど、大阪府の能勢地区というのがあります。これは大阪でいうと、この前北部地震がありましたあの辺りなんですけど、豊中市、池田市、能勢町、それからあと2町でしたかね、あるんですけれども、そこは平成22年度から教職員をこの地域一帯で任命して、自分たちで教職員の確保を行うという取り組みをしております。平成22年からプロジェクトを立ち上げて、2年間かけて大阪府と、そのような権限移譲について検討して、最終的に文部科学省の許可もいただいて、大阪府の許可もいただいて、平成24年度から実施しているようです。今年中に一度視察に行こうと思っていたんですけれども、なかなか機会がなくて、できれば教育委員会の方で、どのような事情、その後の結果がどうであるのか、そこら辺を1回調査していただけたらいいかなというふうに思ってます。

ただ、県職員ですので費用は県から出ます。そのかわり服務監督権限も地域の教育委員会にありますけれども、学校ごとの定数決定権や学級編成の基準決定権は、やっぱり県に残ったままというのがあります。ここら辺は学校教育法の関係で、そういう事情があろうかと思えます。

そういう形で、より現場に近い教員を採用するというのが大きな目的だったというふうを書いてありました。こういうことをすることによって、より長く身近に教職員が地域に根ざしていけるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、これをやろうと思えば大変な労力があるかと思えますので、ただ地域によっては、そういう危機感を持って教育に取り組んでいるという所もあることを認識していただきたいなというふうに思っております。

それから、この学校の教職員をこういう形で自分たちの枠の中に入れていくということで、事務処理能力がかなり上がったということも聞いております。

この前、ある中学校の先生に、私もてっきり志布志市内の中学校の先生方が相当な事務量で御苦労なさっているのかなというふうな危機感を持ったものですから、面談して意見を聞かせていただきましたけれども、教えること以外の事務処理については、それほどでもないようなことをおっしゃっていましたが、学校教育としての立場としての教育長から見た各教員の事務処

理量というのは、どんなものなんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 冒頭、今、議員が教員の異動のことを言われましたけれども、そこをちょっと補足をさせてください。よろしいでしょうか。

[尖信一君「どうぞ」と呼ぶ]

鹿児島県の人事が他の県と決定的に違うのは、離島、へき地を抱えているという条件がありまして、全ての教員が離島とか、へき地の学校にも、あまねく全てきちんと対応していくという、そういうことが人事異動の基本方針としてありますので、例えば、中学校の先生は必ず離島に2回行かなきゃいけないとか、そういうことでないと、なかなか離島に行きたがらない状況もあったりするので、今、鹿児島県の人事は全県的な人事を行っているということで、先ほどの市のような形での人事というのは、かなり厳しいのかなと、そういうふうにも今、感想として持っております。地域の事情というのがあるのかなというふうに思っています。

それから、教員の忙しさといいますかね、そのことについては、例えば、小学校と中学校でもいろんな違いがございます。小学校の先生方というのは学級担任が主ですので、そうしますと毎時間の授業、それから給食指導、そして昼休みも一緒に遊ばなきゃいけない、学級事務もしなきゃいけない、そういうことでの忙しさというのがあるんだろうと思います。

中学校は教科担任制ですので、ある面時間はあるわけですが、それに加えて今度は生徒指導、あるいは進路指導、そしてなんといっても一番大きな時間を費やしているのが土日の部活動と、そういうことで、なかなか教材研究とか、そういうのに費やす時間が取れないということでの忙しさというのがあるのかなと思ってですね、小学校と中学校の忙しさの種類は若干違うのかなと思います。

一番私どもが今、中学校で課題にしているのは、前回も青山議員の方から質問がありました部活動、この部活動をどうしていくのかというのは、これは国の方も力を入れておりますので、今、教育委員会では部活については週2日は休むと、休むこともまた大事なことなんだということの徹底をしているところでございます。

確かに今、先生方の忙しさというのは、もう多分皆さん方ほとんどが、そういう思いを持っていらっしゃるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 週2回部活動を休むというのは今、実施されているようですけども、今年10月に地区の運動会がありました。子供の参加が少ないんで、いろんな保護者の方にお話を聞きましたら「部活がある」というふうに聞いたわけなんです。あれ、週に2回は部活を休むようになっているんですけども、たまたま、その日曜日に對外遠征があるとか、いろんな形で試合に出ないといけないというようなことで、参加できないんだろかなというふうに思ったんですけども、今、教育長がおっしゃったように、部活というのが非常に障害になっているのは、私も理解しているんですけども、今、部活を専門にやる、学校でいうところのスクールカウンセラーみたいな、部活専門の要員を募集したり、編入して専門にやっているような学校もあるんですけども、志布志市は、まだそういう形での体制は、まだどこもやっていないんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 中学校によっては、例えば、宇都中とか、そういう所は外部の指導者ということの協力をもらっているところがあります。

今、議員言われましたように、このことについては先生たちの負担が非常に大きいので、外部指導者を積極的に取り入れる方策というのを国の方も去年打ち出していますので、多分それに乗って県の方も部活指導の専門的な外部の指導者をこれからどんどん入れていって教職員の負担を軽減していくという、そういう施策が展開されていくのかなというふうに思っております。

本市においては、宇都中学校とか、あと何校か外部からの指導者、例えば、弓道の指導者とか、バレーの指導者とか、そういう外部の指導者をに入れて指導をもらっている状況がございます。

○3番（尖 信一君） 人手不足で、なかなか人も集まらないという中で、そういう形で部活に専念していただくような人材を集めるのは大変だと思いますけれども、ぜひそういう形で全部の中学校に進めていただけたらなというふうに思っております。

それから、事務処理の軽減の件なんですけど、中学校の場合ですけれども、各学校に1人事務職がおられて、本市では5人いらっしゃいますけれども、この事務職の横のつながりというのは何かございますか、事務的な処理上の横のつながりという意味ですね。

[何事か言う者あり]

○3番（尖 信一君） 例えば、事務処理の内容が同じであれば共有するとか。例えば、極端に言うと教職員が作る問題作成を補助するとか、そういうような横のつながり、五つの中学校の横のつながりというのは、連携というのは無いんでしょうか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 学校の事務の先生方におかれましては、各中学校区単位で共同実施の支援を、それぞれ情報交換をしたり、共同実施作業について協議をされております。

また全体でも、その業務についての情報交換とか、共同実施作業について、協議を定期的にされている状況でございます。

○3番（尖 信一君） ちょっと抽象的でよく分からないんですが、佐賀県がですね、佐賀県全体かどうか分かりませんが、佐賀県のある中学校では、事務職の相互の研修を実施してまして、それぞれの持っている知識を共有し、そこから事務方のグループ長をつくり、そして、市の管理職にも引き上げていると。事務職でありながら自信と責務を持ち、意欲を、やる気を出していると、そういう紹介がされていまして。そして、そういう姿を見て、後に続く若い人も、そういう事務職に意欲を持っているという記事がございました。

できれば、そういう先進事例を見ながら、できれば先生の問題作成も先生と話しながらか職員が作っていくと。1回作れば数年間は使用できるかと思っておりますので、例えば、五つの中学校の事務方が集まって問題点を取り上げて、教職員が一から作らないといけない問題を事務職がサポートしながら作るとか、そういう形で先生方の事務量を減らして、教える方に集中していただくというような改革はどうでしょうか。教育総務課長、頭をひねってますけど、どうでしょうか。

○教育総務課長（徳田弘美君） 先ほど説明が不足しておりました。

教科についての作業まで事務の先生方がされているかどうかは、ちょっと把握はしていないん

ですけど、事務職における共同作業については、それぞれは新しい事務の先生方が赴任された場合には、その指導等も含めて共同実施をされております。

また、定期的な市内での研修会だけではなく、管外への視察等も、その事務職員の先生方が合同で研修視察をされたりして、資質の向上にも努められているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 尖議員の方が、事務職員が、教員が担っているいろんな部分を少しでも事務職員が担うことによって、教職員の負担が軽くなるではないか、そういう趣旨で話をされているんだと思いますが、先ほど言いましたように共同実施の場合は、そこら辺の部分というのは十分まだ機能している状況じゃないところがあります。

ただ、私が非常に有り難いなと思っているのは、本市の事務職員の中では学校によっては、子供たちの放課後指導に事務職員も入って個別指導に携わってたりしている、そういう事務職員もおりまして、そういう事務職員を見てると本当にみんなで子供たちをどうにかしていかなきゃいけないな、先生たちの負担を軽くしていかなきゃいけないなという、そういう姿を見ることができて、本当に有り難く思っております。

まだ全市で、そういうことが行われている状況ではございませんが、ただ、そういう学校の事務職員もいるということは、私にとっても非常に有り難いなと思っております。

○3番（尖 信一君） 私は教師でもないし、教師の経験もございませんし、学校の教育行政については、どちらかという疎い方だと思いますけれども、実務の世界におった者からしたら、いろいろと改善の余地があるんじゃないかなという思いで、このような質問をずっとさせていただいています。ぜひとも、本市の将来ある子供たちのために、もっともっとできることは何でもやるんだという形で改革を進めていただけたらなというふうに思っております。

そのためには、私たちが微力ながら尽力させていただきたいなというふうに思って、この学力向上の件についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

次の2番目の防災対策について、質問を移らせていただきます。長いこと市長に質問をしていないので、ちょっとしびれを切らしているんじゃないかなと思いますけれども、防災体制については、前回9月に一般質問をさせていただきました。その後すぐに、本市の防災訓練がございました。

11月に実施した防災訓練における問題点の把握と、その改善点が見受けられましたら、市長からと危機管理監、それぞれ御意見をいただきたいなというふうに思います。

○市長（下平晴行君） 本年11月1日に実施しました地震・津波防災訓練では、シェイクアウト訓練、津波避難訓練、現地災害対策本部設置・運用訓練、情報伝達訓練などを実施したところでございます。このうち津波避難訓練には地域住民の方々や企業の方々、また幼稚園、学校など約1,800人の方々に参加をしていただきました。大変有り難く思っているところでございます。これに消防署、警察署、海上保安署、国土交通省、鹿児島県、消防団など、防災関係機関を加えますと、今回の訓練は約2,000名の参加となったところであります。

訓練終了後に、訓練に参加していただいた警察、消防、海上保安署など関係各機関による意見

交換を開催し、また避難場所においては訓練に参加いただいた方々へのアンケートをお願いしまして、訓練に対する御意見をいただいたところでございます。出していただいた御意見を参考にしながら、今後、訓練の充実を図ってまいりたいと考えております。

○危機管理監（河野穂積君） お答えします。

私の方からは、先ほど市長が答弁をいたしました意見交換会でございますとか、それから住民のアンケート、参加していただいた方々へのアンケートで出されました反省点、意見について述べさせていただきます。

まず、関係各機関、これは消防、警察、海上保安署、国土交通省、県、消防団。訓練終了後に意見交換会を文化会館の現地災害対策本部として活用した会議室で行っております。全てを申し上げることはできませんけれども、主な意見としましては、まず「市民参加が少ないように感じた」、それから「消防団における移動系の無線通信に困難を来した」、それから「標高を示す表示板が少ないように感じた」。これらの救助活動を率先して行う防災機関ということではございますが、「まず自分自身の身を守って、それから活動に移行するということが必要である」というような意見が出されたところでございます。移動系の無線につきましては、消防団の幹部からも御意見が複数出されております。

それから、避難の訓練参加者の方々からは、まず「非常用の持ち出し用品の準備をしておかなければならない、普段から備えておかなければならない」という意見。それから、全ての避難路というわけではございませんけれども、「高齢者には少々歩きにくい段差であるとか、くぼみ等がある場所もあった」ということで、そういった所も改善をして欲しい、それから特に高齢者の方々につきましては、「坂道などでの避難について、時間がかかる」というところで、一緒に避難をされてきて、たまたま高齢者の方々と合流する場面があったようではございますけれども、「自分が歩く時間よりも2倍から3倍かかった」というような所も出されております。

それから、「場所によっては防災無線の放送が聞こえづらい」というようなことが主な意見として出されたところでございます。出された意見は、今、取りまとめをしておりますので、すぐに対応できるもの、時間を要するもの、それぞれにきちんとすみ分けをしながら今後対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（尖 信一君） 無線の不具合があったというふうな判断でよろしいでしょうか。その原因は何でしょう。

○市長（下平晴行君） これは消防車両に搭載している移動系無線を活用して、無線通信を行いましたが、機器が古く、満足に通信できるような状態ではありませんでした。現場の最前線で活動している消防団員にとって、無線はなくてはならない情報収集の機器であります。

これにつきましては、更新を検討するよう、その場で指示をしたところでございます。

○3番（尖 信一君） 第一線の消防団員の無線というのは非常に重要ですので、早々に予算付けして更新していただきたいというふうに思います。

この防災訓練に対する津波については、また後でちょっと述べますけれども、その前に9月末の台風24号がございました。あの折、大変な大雨で前川が氾濫して、先般小園議員が質問しました消防車の件もありましたけれども、私も当日11時半ぐらいですか、新道の古い壊れそうなビルの前から前川に下りる階段があるんですが、あそこに行きました所、もうあと15分であふれそうでした。事実、あそこに差し掛かっている支流というのがありまして、ヘアーサロンおのうえの下の方からずっと流れているんですけども、あそこは、もう前川の氾濫であふれて逆流して、水があそこでもあふれてました。

先ほど申しました階段を下りる所もスマホで写真も撮りましたけれども、あと15cm、20cmぐらいで氾濫しそうでした。私は、すぐ知っている市の職員に電話して、「何とかならないのか」というふうにお尋ねしましたけれども、「もうどうにもなりません」というような回答をいただきました。後から聞くと、あそこは昔から堰（せき）があって、何か板のような物があって、近くに常備してあるというふうにお聞きしたんですね、今どうなっているんだということお聞きすると、誰も分かっていない、把握していないんですね。その後、その堰止めの板とか土のうとか準備なされたんでしょうか、どうでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいまの件、高浜の部分が冠水をしたということで、この場所は、古い話になりますけれども、十五、六年ほど前に時間雨量でいきますと、30mm程度降っても冠水する場所でありました。当時、私、建設課におりましたので、いろいろと県とも協議をしながら、沢目記の方の川と西谷の方の川を分水するような工事をいたしまして、その後は、冠水というような状況が現れていなかったと認識をしております。

ただ、この前の台風は、台風の接近の時間、満潮の時間、それと雨量と、そういう状況が重なって、ああいった本当に氾濫するまでのような状況に陥っていったというふうにお聞きしております。

その堰板が議員がおっしゃる場所といたしますか、旧志布志観光ホテルの所ですか。

[尖信一君「そうですね、はい」と呼ぶ]

○危機管理監（河野穂積君） 申し訳ございません。そこに堰板があったというのは、私自身は確認をしていないところなんですけれども、堰板等を準備したと、私が記憶をしておりますのは、高浜で冠水等がいろいろとあったということで、冠水対策の事業の一環としまして、各家庭といいますか、冠水する可能性のある所のお宅に、アルミ板で作った板を、それぞれ作って差し込めるような状況に工事をして、その板の管理もお願いしますというのをしたことはございます。それが十五、六年ほどの前の話です。

実際に今おっしゃられた御指摘のあった所についての板というのは、大変申し訳ございません。私も確認をしておりますので、ただ必要に応じて土のうとかという準備も必要かと思っておりますけれども、その板等につきましても河川管理者がございまして、そこらあたりとの協議といたしますか、そういったものも含めて、今後確認をしていきたいというふうにお聞きしております。

○3番(尖 信一君) 地域の方も、「昔はあそこに堰板があった」というふうにおっしゃっていただきましたので、もうあれから2か月経っていますので、早急をお願いしたいなというふうに思います。

それから、先ほども少し申し上げましたけれども、先日、小園議員が既に消防車の損壊の件については質問をしていますので、その件は取り置いて、それに関連する消防団の件について少し御質問させていただきたいと思います。

私もよく考えたら、あの時、その消防車と、ちょうど前川を見に行った時にすれ違っております。志布志小学校の前ですれ違いました。確かに、お二人乗っておられました。その後の事故じゃないかと思えますけれども、そういう時にですよ、トップリダーとナンバー2が同じ消防車に乗って危険地帯に向かってよかったのかどうかという判断。もし別な消防団員が乗っていて、消防団員が帰りにここを渡っていいかどうかという判断をリーダーにした場合のリーダーの判断等を考えたときに、消防団員は、まず自分の身を守りつつ、市民の生命・財産を確保をしなければならないという前提があるわけですけれども、そういう場合に消防団員自身が、その現場で判断する、どのような行動をとったらいいのかという判断基準というのは無いんでしょうか。市長どうでしょうか。

○危機管理監(河野穂積君) お答えいたします。

消防団が活動をする現場というのは種々様々ありますし、火災一つにおきましても、いろいろな現場の状況というのがございます。特に、こういった形で、こういうふうにとこのようなものを作ったものはございませんが、ただ昨年の4月に消防団員の必携というのを作成をしまして、各消防団に配布をしてあります。この必携といいますのは、一般的な消防団の身分でありますとか、活動、それから訓練礼式等々を載せてあるということでございます。確かに現場での判断というのが非常に大事なことではあるかと思えますし、当然いわゆる団長、副団長、分団長といわれます幹部の方々というのは消防団員の命を預かっておられますので、その時々による適正な判断をしていただかないといけないというふうに思っております。

このことを受けてではないでしょうけれども、消防学校の教育訓練におきましても、指揮幹部科というのが二つございまして、分団長、副分団長を対象として分団指揮課程と、それから部長の階級の団員を対象とした現場指揮課程というのを設けてございます。これにつきましては、本市も消防団員を定期的に派遣をしているところでもありますけれども、そういった教育の下で、またその現場の状況に応じた適正な判断というのは、その時に危険にさらさないような形の判断を各幹部がしていただきたいというふうには考えているところでございます。

○3番(尖 信一君) その消防団の研修の件についてですが、ある方から御連絡をいただきまして、お話をお聞きしたところ、消防団も年間を通して様々な訓練や研修が予定されていますよね。その中で、「ある消防団は、ほとんど参加してこない」という御意見がありました。私も確認しようがないものですから、この場でお聞きしないといけないんですけれども、様々な研修がある中で、どれが重要で、どれが重要でないかというのは、どのような判断をすればいいか分かり

ませんけれども、各消防団の研修とか、そういうものについての出席率とか、そういうのは把握しているのでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） 消防団の訓練、教育等について若干御説明といたしますか、御紹介をしておきたいと思えますけれども、先ほど申しました消防学校に入校しての教育訓練、これは消防団員に対するものは五つほどございます。新入団員を対象とした基礎教育、それからポンプ等の機関を操作する団員を対象とした機関科。そして、班長という階級にある幹部の初級幹部科。そして、先ほど申しました指揮幹部科のうち現場指揮課程と分団指揮課程がございます。これにつきましては、毎年消防学校の方から県内各消防団に割り当てがきますので、その割り当てに応じて出席をしているところでございます。

それから、本市の訓練で身近なもので申しますと、5月に消防署におきまして新入団員を対象とした規律訓練でありますとか、そういった訓練礼式の訓練を消防署にお願いをしてやっております。これにつきましても、基本新入団員の方々を対象、それから、新任の分団長等につきましても、基本的な小隊訓練の流れを訓練するといったようなこともしてございます。

それから、これは平成27年度から開始をされているんですけれども、都城の定住自立圏構想、これは都城市、曾於市、志布志市、三股町、この3市1町で定住自立圏構想を組んでおりますけれども、その中で消防・防災に対することも取り組んでいこうということで、大規模災害の消防団員養成訓練というのもやっております。これも当然割り当てがきておりますので、その人数分派遣をしているところでございます。

その他、各方面隊におきましては、それぞれに分団ごとに独自の訓練でありますとか、また隣接する分団の訓練、今年におきましては、有明方面隊ではありますが、全分団の合同訓練というような訓練も実施をしているところであります。

参加率ということでいいますと、特に参加率を把握しているわけではございませんけれども、ほぼ消防団員としましては、参加をしているというふうに認識をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 日常の各御自分のお仕事をしながらの消防団というお仕事ですから、非常に困難な時もあるかと思えますけれども、やはり自分の生命を守りながら、市民の安全・安心を確保していくという立場であれば、ましてや市から予算化もされているわけですから、ぜひともそこら辺は、もう一度認識を改められるような指導をしていただきたいなというふうに思っています。

時間が無いので、ごめんなさい。津波にもう1回戻らせていただきます。

東北大震災から、もう7年が経っておりますけれども、各市町村がいろんな避難訓練、それから避難計画等を策定しています。ここからは、ちょっと非常に細かいことなんですけど、個別の質問をさせていただきたいなというふうに思っております。

私も先般、避難訓練に参加させていただきまして、自宅は金剛寺の近くなんですが、そこから文化会館に結構急ぎ足で行きましたけれども、ちょうど12分かかりました。そういう中で、ちょっと気付いたことがございました。想定は7mだったと思うんですが、支所の所で11mです。避

難計画の中に緊急退避先に指定されているマンションですかね、五つほどございますね。例えば、プライム30香月とか、ホテルポラリスもそうですが、サンパーム志布志とか、ヴィラ志布志とか、いろいろございますけれども、志布志支所もその一つであります。それをずっと考えながら避難していたんですけれども、7mという想定をされた場合に現実的には逃げている最中に何mの津波が来るかというのは、なかなか認識できないと思うんですけれども、その時に緊急避難先に避難する場合、どこのマンションに逃げたらいいのか、どこのフロアまで逃げたらいいのか、すぐ判断できないんじゃないかなというふうに考えたんですね。中には電柱に標高高が書いてある電柱もありますけれども、例えば、いくつかのマンションを所有者の了解を得て、3階が何mですとか、5階が何mですと、支所の3階が何mですとかいうような大きな表示を掲げたらどうでしょうかね。そしたら自分が逃げる目標値が確認できるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺は市長、どうでしょうか。

○市長(下平晴行君) 先ほどの意見交換の中でも表示が少ないというようなこともありました。今、議員がおっしゃるように、どこのビルの高さが何mぐらいあるのかということと考えますと、市民の皆さんが、例えば3m、5mと表示があれば、ここだったら逃げても大丈夫だというようなことに当然なりますので、その表示をホテル等にも作成していくべきではないかというふうに思っています。

○3番(尖 信一君) 様々な避難場所がございますけれども、高齢者を含めて要支援者にとっては、その判断が非常に難しいというふうに思いますので、そこら辺は早急に検討していただきたいなというふうに思います。

それから、高台に避難する場合に、例えば坂の途中で電柱が1本倒れただけで、もう車での避難はできませんよね。一応、基本的には徒歩となっていますけれども、おそらく最初はほとんどの方が車で避難をなされると思うんですよね。そのような場合、この前の訓練では、確認しましたけれども、訓練当日は電力会社は参加していなかったですよね。震度6とか7になると、恐らく志布志の下町の平野部の古い家は、ほとんど全壊すると思います。もちろん街の中の電柱も、かなり倒壊すると思います。そして、避難経路の坂、これの中で1本でも電柱が倒れると、もう避難はできなくなるわけですね、車での避難はできなくなりますよね。ましてや、そこに電線があつたりとかする場合、果たして一般市民がそれをまたいで避難できるのか、ちょっとそこら辺を危惧するところでもあります。撤去は誰がするのか、緊急撤去は誰ができるのかという、電線のそういう法律があれば一度確認していただいて、もしできるのであれば近くの土木建設会社と契約をして、協力関係を結んで、もしここに被害が起きた場合は至急建設土木会社が撤去するというようなことは検討できないものでしょうか。

○市長(下平晴行君) これは電気に関することでありますと、一般の人では到底取り扱えない。そうなりますと、志布志市でいいますと九電にお願いをするということになるかというふうに思います。

○3番(尖 信一君) 当然そうなるかと思えますけれども、そのところをもう1回精査して

いただいて、緊急避難時の場合は、資格を持った者がおられるような会社であれば対応ができる可能性がありますので、一応そこは精査していただいて、できるのであれば、協力体制をつくるという形に持って行っていただきたいなというふうに思います。

それから、津波が発生したことを知らない車が、志布志の平野部へ坂を下りてどんどんどん入ってくる可能性もあると私は思います。そういう場合、大阪では地震、例えば津波とかが発生した場合は、緊急車両以外は市内に一切入れないという取り決めがございます。そこら辺を考えた場合、下から避難する人は当然登っていきますけれども、津波が発生したことを知らない国道やら、いろんな所から坂を下りて来る車両が、もしあるとすれば、おそらく相当混雑すると思うんですね。そこら辺の協議を一度警察と検討していただいたらどうでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

当然交通規制というのがかかってまいりますので、今おっしゃられたように公安委員会、警察との協議は必要になってくると思います。

ただ、どういった形で緊急に止めるのか、そういったものにつきましては、今、御提案がございましたので、またこちらの方に教えていただきながら、可能であれば、そういった協議も調べていきたいと思っております。

○3番（尖 信一君） 非常に細かい質問ばかりして申し訳ないなと思っておりますけれども、恐らく現実的には、そういうことが起こり得ることは当然想定しておかないといけないと思います。

平野部には、いろんな高齢者施設がございます。四つございますかね。障がい者施設も一つありますけれども、ある介護施設の避難時のマニュアルを拝見しましたら、想定が4mでございました。その場合の避難方法は、車椅子に介護者を乗せて、そのまま2階に移動するというふうになっておりました。エレベーターで移動するのか、抱えて移動するのか、ちょっとそこは確認できなかったんですけれども、夜勤体制を聞きましたところ、5人、それに対して入所者が80人でした。36分で、この対応ができるんだらうかというふうに思いました。ここでその施設に対して、どうのこうのというあれはないので、ぜひとも市の当局もそういうことを調査して、今後どうすべきか、どう指導していったらいいのかということぜひとも検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、誰も危機感を抱いたことがないんでしょうか、本市は、志布志港から幸いなことに木材輸出で日本一ということがございますけれども、もし津波が来た場合、あの山積みされた木材は、恐らく最大の凶器になるのではないかなと、恐らく街一帯に津波と同時に流れ込んでくると思うんですね。それは去年でしたか、垂水港の台風の被害で木材が山積して、非常な被害が出たのをまだ覚えておられると思いますけれども、あの木材の保管方法が、あれで適当なのかどうか、もしよろしければ御意見をいただけませんか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、国・県、私どももそのことについては、もしそういうことになった場合には、大変な被害が起きるだろうという話題にはなっております。

そのことについては、今後これから、どういう形で対策をしていくのか等々も含めて協議して

まいりたいというふうを考えております。

○3番(尖 信一君) 関係機関が多いので打ち合わせも大変かと思いますが、そこら辺も一番懸念される所じゃないかなと、せつかくいいものがあるわけですから、それが凶器になったらとんでもないことになりますので、ぜひとも早急に御検討していただきたいというふうに思います。

それからもう1点、支所に行くたびに思うんですけども、消防車が支所の1階に格納されていますよね。あの高さ、消防車の天井と2階の床、1階の天井になりますけれども、ほとんど差がないんですよ。危機管理監は、よく御存じだと思うんですけども、15cmぐらいですかね。もし、あそこ、そんなことはないと思うんですけども、建物がちょっとでも傾いたり、土地が隆起した場合、恐らくあの消防車は出れないと思います。あの消防車の保管場所も、もう一度御検討していただきたいなというふうに思います。

それから、もう1点、支所の標高は11mですけども、すぐその横に非常電源がございます。極端に言ったら何の防御策もない状態で、そのまま電盤が置いてあります。できたら、15m、20mを想定して、あの電盤は防水ができるような柵で覆われた方が、非常電源の役をなさなくなるんじゃないかなと思いますので、非常に細かいことばかり言いますけれども、ずっと見ているうちに、そういうことを思いながら今、御指摘しているところでもあります。ぜひとも予算化していただいて、キーポイントだけでも早急を実施していただきたいなというふうに思っております。

最後に、前回、津波被害、災害被害についての啓発についてお願いした点がございました。市報の2ページぐらいに毎月載せていただけるようお願いできませんかということでございましたけれども、9月の一般質問で10月は無理だろうけれども、11月ちょっと期待してましたけれども、やはり載っていなかったのかなというふうに思っております。

そこで、一つ御提案がございます。

鹿屋市は組織全体の中で防災減災について名前は違いますけれども、安全安心課というのがございます。火山灰の対応とかいうのが特別にうたってあります。

それから、鹿児島市については、局という形で危機管理局という形で組織体系ができています。本市で、市長どうでしょうか。市民に啓発をする意味も含めて、今後この総務課の中の危機管理室という形でなくて、1課として格上げして、啓発の意味も込めて、市が防災・減災について本格的に取り組んでいくんだという形を市民に見せる意味も含めて、どうでしょうか、格上げするような形はできないでしょうか。

○市長(下平晴行君) おっしゃるとおり、これは自然災害の事象だけではなく、口てい疫や新型のインフルエンザ等、それから各種感染症等とあわせて個人の情報漏えい等々、あらゆる有事に備えた危機管理というのは必要なことでありますので、そのことについては内部で十分検討して、その対応ができるような、本当に安全・安心なまちづくりをするためには、私は必要じゃないかなというふうには思っておりますので、内部で検討してまいりたいと思います。

○3番(尖 信一君) 残念ながらですね、私もこの前、防災訓練に参加して市民の意識が低い

というのを私自身も確認しました。実際、私の自治会の中でも、自分がどこに逃げたらいいのか、避難場所も把握していない方がおられました。これが本当現実だと思うんですね。そういう意味も含めて、ぜひとも市は一生懸命この防災・減災に取り組んでいるんだということを示すためにも、そこら辺を1回御検討いただけたらというふうに思っています。

次に、個人情報についてお尋ねしたいと思います。

この質問は、私も非常に辛いんですが、恐らく当局側も辛いことだと思います。私が公民館長をしている時も、この個人情報保護法の壁に何度もぶち当たりました。その度に歯がゆい思いをしてまいりましたが、この前ある会合で公民館長さんとお会いして、やはりその問題が出ました。

「年明けの七草祝いをどうしようかと、尖さん何とかならんどかい」と言われました。もうその時は既に通告書を出していましたので、実は、こうこうでお尋ねする予定ですけども、恐らく当局も非常に悩んでおる事案だと思いますので、また一度、一般質問をしてみますという形にしました。

去年の7月でしたかね、法改正がありました。それまでは対象が5,000人以上という形になっていましたけれども、法改正の後は、全ての団体という形で網がかかりました。もうそうになると、公民館どころか自治会もその範ちゅうに入ってしまう。そのような中で、担当課はコミュニティ協議会で、何とか組織の一体感を図りたいという中もありながら、実際それを担っていかねばならない公民館、自治会、またいろんな様々な補助団体があるわけなんですけれども、なんせ動きがとれないというのが現状でございます。そういう中で、この個人情報保護法の運用について、何か市として対策、対案ございませんでしょうか。むしろ私の方がお願いしたいぐらいでございます、ぜひとも何かいいアイデアがあれば、お答えいただけたらと思います。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるとおり、平成29年度に個人情報保護法が改正されましたが、改正前は5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきておりました。

改正後は、全ての事業者に個人情報保護法が適用され、この事業者には、自治会や同窓会等の非営利組織も該当することとされたところでございます。このようなことから、自治会においても個人情報を収集する際には、利用目的を明らかにし、その利用目的の範囲内で取り扱うこととされ、また目的外利用には、原則本人の同意が必要となったところでございます。

このような状況を踏まえ、個人情報保護法の改正に伴う対応としまして、自治会で個人情報の適切な取り扱いが行われるよう、行政事務連絡員に対し、国の個人情報保護委員会が作成した会員名簿をつくる時の注意事項のパンフレットを配布し、法改正の周知を図ったところでございます。

なお、議員御指摘の様々な補助団体の地域活動に支障を来しているとのことにつきましては、法改正後の個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等がないことから、詳細を把握していないところでございますが、相談、問い合わせ等があった場合には、個人情報の適切な取り扱いが行われるように支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 当局も本当に悩ましいことだと思いますけれども、今、市長から前向きな御意見をいただきましたので、お願いに行ったら見せていただけるというふうに判断しておきます。

時間がございませんので、次に移らせていただきます。

最後の4番目になりますけれども、中心市街地の活性化について質問させていただきます。

市長が公約になさっている本庁移転、もしくは本庁機能移転で、「まちの活性化や経済効果を目指していく」というふうに公約にされております。私も先般志布志の一丁目、二丁目、三丁目をずっと徒歩で歩いて回りましたが、本当に空き家、空き地が多くて、非常に心配しております。これは、私が志布志市にちょこちょこ戻ってくる、もう六、七年前になりますかね、その頃からもう既に、そのような現象があったかと思っております。残念ながら、志布志市の都市計画マスタープラン、それから市長の施政方針の中でも、この中心市街地の活性化については、ほとんど何も述べておられないんですね。そこのところ、市長どうでしょうか。せっかく本庁機能をこちら志布志支所に移転するという公約がございますので、この中心市街地の活性化、これに併せて整合性があるような動きはとれないでしょうか、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、第2次志布志市総合振興計画におきまして、商店街の再生を課題として既存商店街の大規模小売店の立地等による空洞化の進展や、商店街の在り方について、大きな変革が求められております。

また、10年間の基本構想におきましても、中心商店街をはじめとする集客商業拠点の活性化により、にぎわいと活力があふれるまちづくりの推進と、本市の資源の活用により、市外から「行ってみたいまちづくり」の推進や「人と地域が輝く共生・協働・自立のまちづくり」など、各分野において基本目標を定めているところでございます。

更に、平成29年度から平成33年度の前期計画では、三つの重点プロジェクトのうち、みらい創造プラン、“志”応援プロジェクトにおいて、「中心市街地では魅力的なお店や働く場が増えるなど、誰もが訪れたい空間が形成されるとともに、市民が企画するイベントや地域コミュニティを重視した取り組みなどにより、そこで暮らす人や働く人、観光客など様々な人々の交流を通じたにぎわいが生まれています。」として将来像をイメージしているところであります。その実現に向けた各般の施策を展開しているところでございます。

一方、平成30年3月に策定した志布志市都市計画マスタープランでは、志布志地域のまちづくり構想として、コンパクトでにぎわいのある市街地の形成や、地域内外から市街地への訪れやすさなど、歩いて暮らせる公共交通の充実をまちづくりのテーマとしております。

今後の本庁機能の志布志支所への移転により、人の流れや都市機能の在り方も変化することが予測されますが、これらの計画を基本として政策を進めてまいります。

私は、いつも人・物・金・情報、人と人の交流があってまちの活性化が図られる、その優位点をどう生かすかということで、本庁機能を志布志支所に持ってくるという取り組みでございます。

○3番（尖 信一君） 先週日曜日に、志布志駅前「ぽっぽマルシェ」が実施されておりました。

た。観光特産品協会主催、担当課、課長もお見えになっておりましたけれども、その時に少しお話をしましたけれども、「支所からこの志布志駅まで、できたらまちの活性化を図りたいね」と「なんとかやりたいね」というお話をさせていただきました。

そこで、今、市の現状として、できたら地域を限定してお聞きしてもいいんですけども、恐らくその数字はお持ちでないと思うので、市全体の空き家の数、空き家率というのは今、把握できますか。

○市長（下平晴行君） 約2,000戸ということでございます。

○3番（尖 信一君） すみません、率は分かりますか、

○市長（下平晴行君） 率は、ちょっと分かりません。

○3番（尖 信一君） じゃあ結構です。すみません。また後で御報告いただければ結構です。

空き家、空き店舗、それから空き地、この三つの空きがあるわけなんですけれども、空き家、空き店舗、空き地等、全て非常にこの市街をむしばんでいるというのが現状でございますけれども、特に商店街、あそこら辺は店舗が毎年少しずつ閉店していっております。そのような現状の中で、マスタープランの中にも書いてございましたけれども、若い方の開業、新しいまちづくりという形で載っていましたが、今、直近の前年度の分でも結構ですし、開業率というのは今、把握できますか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように空き家対策、それから空き地対策、空き店舗対策ということで、特に店舗でございますが、これは商店街モデル地区をツルミ毛糸店から友恵寿司間として、平成29年度から創業支援事業により、創業を希望される事業者に対し、補助対象経費の5分の3以内で、100万円までの補助金があります。

この事業により、昨年度は2件の創業、こども村とキッチン太助がありました。

今年度につきましては、数件の問い合わせがあり、空き店舗の解消対策に向けての効果があるところでございます。

モデル地区以外に対しては助成できないため、今後エリアの見直しに向けた検討を行ってまいります。

その他、老朽化した店舗に対して、店舗リフォーム事業があり、昨年度は3件の申請がありました。今年度は更に多くの申し込みがあり、現在営業している店舗のリフォームを行うことで、空き店舗にならないための予防的な取り組みにもつながっておりますので、より推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 特に、所有者が分からない土地というのが、今、全国で問題になっていきます。今現状で410万ha、九州と同じぐらいの所有者が分からない土地があるということです。これが20年後には、北海道と同じぐらいの規模になるようでございます。その対策も含めて、鹿児島市でしたかね、空き家活用アドバイザーというのがございまして、例えば、司法書士、それから不動産会社、それから建築家等を踏まえて、自分の所の空き家を何とか利活用したいという場合の相談に乗れるような体制づくりをしているようでございます。

市長どうでしょうか、そのような組織体系、NPOへ助成するという形でもいいかと思えますけれども、そういう形でのそういうアドバイザーを設けるというのはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはやはり専門的な立場でのアドバイザーを設置して、その空き地も含めた空き家対策に対応するためには、必要ではないかというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 何かあれば、どうぞ。

○市長（下平晴行君） 先ほどの空き家率でございますが、18.34%ということでございます。

○3番（尖 信一君） 18.34%ということで、これがどの程度のものなのかは私も判断できませんけれども、今、国が法制化に動いていますけれども、お一人住まいの方の土地を事前に、生前のうちに市に、例えば自治体に譲渡するとか、寄附するとか、そういう形で土地の整備を進めていこうという形で、今、政府が検討しています。そういう篤志家がおれば、私が亡くなった後は、市に寄附してもいいですよというようなこともあってもいいんじゃないかなというふうに思っております。それに向けた検討も、ぜひしていただきたいなというふうに思います。

最後に、本庁機能を支所に移転するという事で、ちょうど国道220号から真っすぐ支所が見えますよね。ただ残念なことに、あの220号沿いにいまだにタイヨーの撤退後の建物が残ったままです。私も三、四年前に持ち主から依頼を受けてテナント付けをしようかなと思ったんですけども、家賃が合わずにちょっと断念しましたけれども、市長どうでしょう、土地の所有者、タイヨーを交えて市がお話をして、あの土地の取得に動くと、あの一帯を利活用すると、大きなまちづくりを担うような形に、何かチラッとわきでは聞いたんですけども、市長もその意思があるんじゃないかというふうなことを聞きましたけれども、市長どうでしょうか、最後です。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、あそこは、いわゆる買物難民と申しますか、もいらっしゃるようでございます。今、私も内々では持ち主、地主と関わっている人と、どういうことなのかということで実態は調べているところでございます。

しかし、これは若干裁判等にもなっているようでございますので、そこら辺が解決されれば、そういう活用をしていけばいいなというふうには思っております。

○3番（尖 信一君） ありがとうございます。

私もいろいろとお話をお聞きしまして、複雑な、3番まで入っていますので、抜けるには相当いろいろと関係者が多いので大変かなと思いますけれども、あそこの土地取得ができて、開発ができたなら大変すばらしいまちづくりができるんじゃないかなと思います。ぜひともそこら辺を任期中に道筋を付けて、ぜひともやっていただきたいと願って私の質問を終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

4時まで休憩いたします。



午後3時53分 休憩

午後4時00分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。会派、真政志の会、青山でございます。

3時半を過ぎたぐらいから、もう明日かなというふうに思っていましたけれども、油断していました、回ってきました。

本日4人目ということで、市長をはじめ執行部の皆さん、本当にお疲れだと思います。もうひと踏ん張り頑張っていきましょう。

また、後ろに座っておられる同僚議員の皆さんは時間ですから、そわそわしている人も多いんじゃないかなと思います。なるべくスピーディーに質問していきたいと思います。

それでは、通告書に基づき順次質問してまいります。

まず、税外収入について、本市の財源確保のために公共施設の命名権売却を導入する考えはないかということで、質問しました。いわゆるネーミングライツの導入のことでございます。

近年多くの自治体において、景気の停滞や財政難での新たな収入源の確保の取り組みが課題となっております。

収入を上げることに苦労する中で、多くの自治体で実施されているのは、自治体の広告事業であり、本市においてもホームページへのバナー広告掲載、また広報紙での広告掲載と様々な取り組みをしておりますが、なかでも私が一番注目しているのが、まだ実現していない公共施設の名称を民間企業に売却して資金を得る、民間資金活用策のネーミングライツでございます。

本県におきましても、県文化センターの命名権を芋焼酎で知られる西酒造が購入し、「宝山ホール」という名前がついたのを皮切りに、県立鴨池陸上競技場の命名権を薩摩酒造が購入し、愛称は「白波スタジアム」、また直近でいくと、県立鴨池球場は、平和リースが命名権を購入し、愛称は「平和リース球場」となっております。

市町村レベルでも日置市の伊集院ドームが「チェスト小鶴ドーム」というふうになっており、県内の自治体でも積極的にこのことに対し、取り組んでいる自治体もあるようでございます。

このネーミングライツによって、施設管理者側は施設の維持や運営をしていく費用を補う新たな財源の確保が主な狙いでございますし、命名権を購入する企業側は、施設来場者へのPR、企業商品名などの知名度アップをはじめとして、地域への貢献という企業姿勢のイメージなど、地域活性化への貢献にもつながり、双方にとってメリットがある制度だと思っております。

まず、この制度について、市長、そして教育長は、それぞれどのような考えを持っているのか見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

全国的に命名権の売却の動きが見られるところでございますが、新たな歳入として、非常に貴重で重要なものと考えております。

また、命名権を購入した企業にとっても、企業にあってもメリットがあると考えております。
県立野球場は、鹿児島県が募集している33施設のうち、3施設目であり、かごしま県民交流センターなどは、公募しても応札者がいないことなどから、命名権の売却は容易なものではなく、本市における売却の手法や金額などは十分に検討し、戦略的に行う必要があると認識をしております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

命名権の売却が見込まれる施設につきましては、県内の事例を見ますと、運動公園や文化施設など、教育委員会所管の施設が多いと考えられるところであります。

現在、それらの施設の維持管理には多額の経費が必要となっており、施設を維持運営する新たな財源として、ネーミングライツを導入し、財源を確保することも一つの有効な手段であると考えております。

ただ、所管施設がメディアに取り上げられる機会がどれくらいあるのかというのが課題になると思います。このため市長答弁にもありましたとおり、売却にあたっては売却の手法や金額など、内容を十分検討する必要があると思っております。

今後、施設ごとの個別計画の策定の際に、市長部局とも連携を図りながら内容を精査する必要があると考えております。

○5番（青山浩二君） 市長、それから教育長の見解は十分分かりました。非常に重要であるという認識が伝わりました。

そしてまた、十分検討しなければならないという認識も伝わってきました。

それでは、現在本市が行っている有料広告事業についてお伺いしたいと思います。

現在どのようなものがあり、そしてまた、それはどれぐらいの収入があるのか、昨年度実績で構いませんので、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在3種類の広告収入の実績があります。

本庁1階に設置している地図案内板の広告料16万円余り、広報紙の広告掲載料94万円、ホームページバナー広告掲載料86万円余り、合計で197万円余りでございます。

○5番（青山浩二君） 今、市長答弁にありましたそういった事業も、それはそれで非常に大事であるというふうに考えます。そのことについては、今後も継続して行って欲しいと、そういうふうに思います。

そして、この件に関しては、私3年前の平成27年12月議会でも同様の質問をしております。

その時の前市長の答弁は、「合併して10年を過ぎようとしています。そのような状況の中で、ますます市の財政状況は厳しいというふうになってきている中、ただいまお話があったように新しい財源が確保できるということになれば、そのことについては、積極的に取り組むべき内容かと思っております。今後、県内自治体や他団体の例も参考にしながら、関係各課で協議を進めてまいりたいと思っております」という答弁でございました。

そこで、お伺いをいたします。その後の関係各課での協議、または進捗状況というのは、どの

ようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市が所有する施設の命名権については、今後の公共施設の在り方と密接に関係することであり、本市にあつては、公共施設等総合管理計画を策定し、これに基づき本市が所有する公共施設、公用施設について、平成32年度末までに施設個々の管理計画を定める予定でございます。例えば、将来的に廃止となる施設の命名権売却は考えられないということもあり、本市所有施設の将来と命名権の売却は、併せて決めていかなければならないと考えているところですので、関係各課との協議は施設の将来像と併せて実施するとしていただいております。

○5番（青山浩二君） 協議はしているということでございます。募集をかけても、応募してくれる企業があるのか、不安な面もあると思いますけれども、まずはやってみないことには何も始まらないと思います。しかも、まずは募集をかけるだけですから初期投資額は、さほどかからないと思います。失敗を恐れずに、もっと積極的にどんどん協議をしていって欲しいと思いますが、これの今後の協議、続けていって欲しいと思いますけど、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 初期投資は、人件費程度の費用であると考えておりますが、実際に売却する場合、売却し契約が完了するまでを想定して実施する必要がありますので、将来的な費用の総額で考える必要あると考えております。

県においても、命名権の売却が想定どおりにいっていないことなどから、本市における売却の手法や金額などは十分に検討し、戦略的に行う必要かあると認識をしております。

○5番（青山浩二君） また、これまでの国内におけるネーミングライツの事例の多くは、大都市圏における野球場やサッカー場、そして文化施設であるようでございます。

こうしたものを地方自治体に当てはめようとしても、その広告価値であったり、費用対効果というものを考えますと、広告媒体としての魅力といったものが果たしてどうなのかなと、私も少しそういうふうに思いますけれども、しかしながら、現在、全国を調べてみると比較的小さなコミュニティ施設にも導入されているようでございます。

地方には地方に合った形に発想や考え方を変えてもいいのかなと思っております。地方の公共施設に対する命名権におきましては、単に財源確保、あるいは広告宣伝というツールとしてだけでなく、企業と自治体のパートナーシップをしっかりと構築することによって、新たなスポーツ事業、文化事業の創出でありますとか、子供たちへのスポーツ育成事業、あるいはスポーツ振興、文化振興に結び付けていくんだと、財源は、こういうことに活用して地域の活性化に結び付けていくんだということを明確にした上で呼び掛けをしていくことも大事な部分かなというふうに個人的には思っております。小さな施設への導入、企業と自治体のパートナーシップの構築、そして新たなスポーツ事業、文化事業の創出、また子供たちの育成と、あらゆる可能性を秘めていると私は思っております。このことについて、市長はどう考えているのか見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市独自の命名権に関する考え方を持つということは議員と同じ考えでございます。

本市の場合、人口規模の大きい自治体と同様の命名権の売却が可能とは考えておりません。こ

の制度を実施するのであれば、制度を設ければいいとか、安くてもいいから、とにかく売ればいいという考えではなく、市と購入者それぞれが納得し、メリットがある形で売却する必要があると考えております。そのためには売却の手法や金額などを十分に検討し、戦略的に行う必要があると認識をしております。

○5番（青山浩二君） 市長の思いは、よく理解するところでございます。

それでは、少し視点を変えて質問していきたいと思っております。

ここ近年、このネーミングライツの範囲が拡大をし、自治体が施設などを指定するのではなく、命名権を購入したい民間事業者などが、命名したい施設を提案できるという、提案募集型ネーミングライツというものが行われております。これは、通常随時受け付けを行い、民間事業者の方からネーミングを購入したい施設、名称、金額、期間などの提案を受け、自治体内での関係機関との調整、自治体と事業所による協議などを経て決定するという仕組みであるようでございます。

このように、民間ならではのアイデアを広く市民から意見を募集することも大事であるというふうに思いますが、この提案募集型ネーミングライツについて、市長は、どのような見解をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 本市の規模や施設の全体像から考えると、提案募集型を中心に売却を考えることになろうかと思っておりますので、本市にとって適した手法だと認識をしております。

民間の力を活用する意味でも、この手法を用いることは重要だと考えておりますので、最大限その力が発揮できるよう、施設の将来像ですとか、その施設の魅力ですとか、しっかりと情報を公開するなどして提案しやすい環境を整える必要があると考えております。

○5番（青山浩二君） はい、分かりました。

また、ネーミングライツにも様々な形態がありまして、施設以外にも名前を付けるネーミングライツも近年多くなっているようでございます。

市が主催する各種イベントに広告料を払い、イベント事業に冠を付ける自治体も増えてきております。

例えば、〇〇駅伝大会、〇〇マラソン大会、〇〇花火大会というふうに、この〇〇の部分には企業名、もしくは企業の商品名などが入りますが、こういった取り組みが今、全国的にも広がりつつあるようでございます。

そこで、イベント事業に冠を付ける形態のネーミングライツ、これについて市長は、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市が直接行う事業に対して、主たる名称の冠に、そういった名称を付けることについては、公共性という観点から慎重に行うべきであると考えております。

その一方で、補助事業者が実施する各種イベントについては、自主財源の確保や補助金に依存しない持続可能な組織づくりにも必要なことから、各団体において公共性に留意しながら、積極的に導入していただきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） それから、また通常のネーミングライツであるとか、先ほど申した提案

募集型ネーミングライツ、また今言った事業系のイベントに冠を付けるネーミングライツであるとか、この事業を導入することによって様々なメリットが生まれてくると考えます。導入することでの自治体へのメリット、市長は、このことについて、どうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） メリットは、施設の維持管理費用を含め、新たな財源の確保ができる、売却先の企業とともにまちづくりを実現でき、パートナーシップが芽生える、売却先が市の企業であれば産業の活性化につながり、市の活性化につながるといったことが考えられます。

その一方で、デメリットも考えられます。

道路案内板、パンフレット等、既に作成された物の作り直し、市売却先がどちらかに不祥事等のマイナス要素が発生した場合に連動したイメージダウン、売却先が見つからない場合の投資費用の未回収、売却が見つからないとして、施設そのもののイメージがダウンしてしまう可能性、名称変更によって、利用者が混乱する可能性。特に頻繁に名称が変わってしまう場合などは、その影響が大きいと考えられます。

これらのメリット・デメリットと売却金額等を照らし合わせ、総合的に判断し、実施の可否を決定することが非常に重要ではないかと考えております。

○5番（青山浩二君） 今、自治体へのメリットというものを答弁していただきました。また、デメリットというところも答弁していただきました。これについては、民間企業にとってもメリットは多数あると思います。施設来場者への告知、それからPR、企業商品の認知度向上、ブランドイメージの向上、地域住民の好感度の向上、顧客との接点の確保、スポーツや文化振興等の自治体の施策に協力しているというようなイメージの形成。

また、地域に貢献するという企業姿勢のイメージなど、民間にとってはプラスの要素が多いわけでございます。

私から見たら、何でこんなにメリットが多い施策に今まで着手していないのか不思議でなりません。関係各課との協議も含め、今一度、今回の質問を通じて広告事業の重要性を再認識していただき、スピード感を持って今後も協議を進めて欲しいと思います。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたけれども、この制度を実施するのであれば、制度を設ければいいとか、安くてもいいからとか、とにかく売ればいいという考えでなくて、市と購入者それぞれが納得し、相互にメリットが感じられる形で売却する必要があると考えております。

そのためには、売却までの過程、手法や金額などを十分に、しっかりと検討し、戦略的に行う必要があると認識をしております。

また、市の所有する施設については、施設個々の管理計画を策定する予定ですので、施設の将来像と併せて考える必要があります。

議員御指摘のとおり、新たな歳入の確保は喫緊の課題であり、減少する交付税等の一般財源に対応し、持続可能な行政運営を行っていく上で、非常に重要なことであると認識をしております。その手法の一つとして、命名権の売却についての可否を決めていきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 民間活力がスポーツ振興、文化振興に寄与し、それが、まさに協働によ

る地域の活性化にもつながっていくものと思っておりますので、ぜひこうした仕組みづくりを作っていたきたいというふうに思います。

そして、このことが本市と企業、そして利用者である市民の皆様にも御理解をいただいて、三者それぞれ有益な関係ができるのではないかとこのようにも思っておりますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

本市としても、厳しい財政状況の中で、市民サービスを低下させず公共施設を維持していくためには、新たな税外収入の確保が必要であり、公共施設のネーミングライツは、うってつけの政策であると考えております。

本市には、野球場をはじめ、陸上競技場、体育館、テニスコートなどを備えた総合運動公園、そして、文化会館をはじめとした様々な施設が多数ございます。

有明の野球場に関しては、毎年韓国の大学生が約1か月にわたりキャンプを実施しております。松山のテニスコートにしても、市外の団体の選手の利用が多い状況でございます。

そして、陸上競技場、しおかぜ公園ではサッカーフェスティバルで多数県外の高校生が毎年やってきております。更には2020年には国体も控えている状況でございます。地元企業が命名権を購入し、企業名や商品名の付いた競技場であれば、一気に企業側の知名度も上がるのではないかとこのように考えております。ぜひとも、こういった考えの下で積極的なネーミングライツの導入に向けた前向きな検討を、市長にはお願いしたいというふうに思いますけれども、最後に市長の思いをお聞かせさせていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 鹿児島県が所有する施設においても売却がスムーズにできなかったこともあり、我々が考えているほど民間企業等において、この命名権に対するメリットは感じられていないのではないかとこのように素直な感想でございます。

経営者として、広告宣伝費として考えるのか、社会貢献として考えるのかはあるにせよ、単純に買ってくださいと言っても売却できるものではないと考えております。

命名権を市が売り出す商品であると考えた場合、企業の皆様方が、ぜひ購入したいと思えるように、商品そのものの魅力を高めたり、魅力を伝える努力を行ったりするなどして、更に契約が完了するまで買って良かったという商品でなければなりません。

そのためには、売却の手法や金額などを十分に検討し、戦略的に行う必要があると認識しております。

新たな収入の掘り起こしについては、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、我々も市議会も一緒になって取り組んでいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（青山浩二君） 市長の思いというのは、分かったつもりでございます。

また、明日になりますけれども、私の後ろにも「公用車の広告について」ということで、南議員が控えております。

どの議員も様々な視点で、いかに市の収入を増やすかということを考えているわけございま

す。市の総体的な予算からすると僅かかもしれませんが、「小さなことからコツコツと」、「ちりも積もれば山となる」という言葉もあります。広告事業の取り組みによって、本市の財政状況が少しでも改善することを期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、体育施設の整備についてでございます。

現在、本市には多数の体育施設があります。その中の一つである有明野球場の整備について、今回は質問していきたいと思います。

本市は、子供から高齢者、障がい者まで一生涯にわたり、明るく心豊かな生活を送り、誰もがいつでも、どこでも気軽に、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するため、本市スポーツ振興の理念や基本方針、基本的施策及び重点施策を明らかにする志布志市スポーツ振興計画を作成しております。

旧有明町時代、多くの住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、取り組んだ結果、平成5年に立派な野球場が完成いたしております。毎年多くの市民グループや中体連、高野連、そして海外や国内の大学野球部からもキャンプ地として利用され、愛されている球場であり、大隅半島ではナンバー1の球場であったと思っております。

ここで、あえて過去形を使わせていただきましたが、実は本年8月にお隣の鹿屋市串良町にある平和公園野球場がリニューアルオープンいたしました。この平和公園野球場には、私がこれから質問をする三つの事項について、全て兼ね備えております。その結果、あまり知られてはおりませんが、高野連のお話を少ししたいと思います。これまでは大隅地区大会、大隅半島の4市5町の全ての高校が参加する大会のことでございますが、メイン球場は有明球場、サブの球場が串良の平和公園野球場と鹿屋市の中心部にある西原球場という位置付けでありました。

先ほど話したように、8月に全てを兼ね備えた平和公園野球場が完成したのをきっかけに、9月に開催された大隅地区大会は、メイン球場が平和公園野球場、サブ球場が有明球場という位置付けになり、少し寂しさを感じているところでございます。

ここで誤解をしないでいただきたいのは、私の今回の質問は、メイン球場としての位置付けを取り戻すため、またナンバー1球場でなければならぬという趣旨の下、質問をするものではございません。選手の安全面、閑散期におけるキャンプ地としての更なる誘致へのきっかけ、そして、野球人口が増え、それらを基に生涯スポーツ社会の実現を達成するために、これからの質問について整理していただきたい。これが目的でございますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

まず、そこで昨年度実績で構いませんので、野球場の利用状況、利用人数や団体数についてお伺いします。

併せて、この野球場の施設の現在の状況について率直に市長、それから、教育長はどのように思い、どのように感じているのか、まずお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 有明球場につきましては、平成5年に整備し、25年が経過するところでございます。これまで、スポーツ少年団や曾於地区の中学校、大隅地区の高等学校、社会人等、

多くの方々に利用され、また近年では、主に韓国大学生チーム、関西方面の大学生チームが合宿地として利用いただき、ここ3年で利用者数は横ばいの状況でございます。

このように幅広い方々に年間を通じて利用いただいていることについては、非常に有り難く感じているところであり、今後も競技力の向上を図る場として、また健康増進、人と人の交流の場として活用してまいりたいと考えております。

利用実績については、教育長が答弁をいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 利用実績について、お答えいたします。

まず、昨年度の有明野球場の利用実績でございますが、延べ89団体、8,426人の利用があるところです。この有明野球場につきましては、これまで幅広い多くの方々に年間を通じて利用いただいております。

近年では、スポーツ合宿の場としても活用がなされていることから、ますます利用者が増加することを期待しており、市内のスポーツ振興だけでなく、観光・経済の振興に寄与する施設と感じているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今、市長、教育長答弁にありましたように、お二人とも、この施設については、大変重要視しているというふうに感じました。

また、この質問は、私、平成28年6月議会で「屋内練習場の整備について」ということで、同様の質問をしております。

また、先ほどと一緒にすけれども、前市長の答弁をちょっと紹介します。「整備に当たりましては、多額な予算と用地が必要となることが予想されますので、先進地の事例や各種団体の御意見もお聞きしながら、十分調査・研究をしてまいりたいというふうに考えます」というような内容の答弁でございました。

そこで、この他自治体への調査・研究の結果というものをお示しいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 屋内練習場については、大隅半島では鹿屋市串良平和公園にあり、県内では鹿児島市、薩摩川内市、阿久根市、霧島市、出水市、奄美市などに整備されているようでございます。

鹿屋市串良平和公園の屋内練習場については、総事業費約3億9,800万円、面積が1,998㎡で、人工芝を敷設し、野球内野、フットサル1面、ゲートボール2面などの利用がされております。非常に利用者も多く、特に夕方以降はフットサルなど利用が多く予約がなかなか取れないといったような話も伺ったところでございます。

○5番（青山浩二君） 今、答弁にありましたように、鹿屋市におきましては、なかなか予約が取れないというふうな状況であるということでございました。

また、それほど人気があるということは、毎日のように利用されている。そして、にぎわいが増しているということであると思っております。

また、この有明野球場ですが、平成26年に球場の3塁側に試合前、そして試合中のピッチャー陣の立派な投球練習場が整備されており、有効に活用されているようでございます。このことに

つきましては、本当に有り難い限りでございます。

ただ、今、申し上げましたように、あくまでもピッチャーの投球練習用に造られており、十分なスペースがあるわけではございません。

中体連、高野連、一般社会人、そして合宿をしている大学生など、大きな大会の場合、試合前の練習場所は選手たちは隣の市民グラウンドでウォーミングアップやキャッチボール、トスバッティング等をしている状況でございます。

市民グラウンドという位置付けでありますから、一般市民の皆さんが、散歩やジョギングをされていることも多々あり、あまり好ましい状況と言えない状況であると思います。けがや事故があつてからでは遅いと思いますが、市長は、この好ましくない状況をどう感じておられますか。

○市長（下平晴行君） 野球場に隣接する市民グラウンドについては、野球やソフトボール、グラウンド・ゴルフ、ウォーキングなど、これまで多目的に利用をいただいているところでございます。

夜間においても、散歩やウォーキングをする方が安全に利用できるように1基照明を点灯しているところでございます。この市民グラウンドにおいて、複数の競技が一度に行われた場合は、確かに危険もあるところでありますが、広さも限られた施設でありますので、声を掛けながら、お互い譲りあつて利用していただきたいと考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今、市長が申されたように、そういう状況が多々見受けられるところでございます。私も、何度も見受けたところでございます。

そうしたことから、試合前の練習場所をなんとかして欲しいと、屋内練習場を整備して欲しいと、各種団体、保護者会、各チームからの強い要望も出ておりますが、こういった市民の声は市長に届いているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本野球場で合宿を行っている団体からは、そのような御要望を伺っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 要望が届いているということですので、市長も少しは気にかけていただいているのかなというふうに感じます。

また、この問題につきましては、様々な課題をクリアしていかなければならないと考えますが、例えば、用地の問題ですが、球場周辺には屋内練習場を建設できるような適当な用地はあるというふうに考えます。

または、既存の施設を屋内練習場として改修するといったような方法もあると思いますので、様々な角度から研究して欲しいというふうに思います。

そして、一番の問題は、やはり財源の問題というふうに思います。こういった屋内練習場建設に係る補助事業、こういったものは無いのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 鹿屋市申良平和公園の屋内練習場については、県の地域振興事業を活用して整備がされたようでございます。

また、採択条件もありますが、スポーツ振興くじ助成を活用して整備した事例もございます。

○5番（青山浩二君） 今、答弁にもありましたように、他の自治体も、うまくこういった補助事業を活用しているようでございます。本市も、うまく活用していけば、屋内練習場の建設も夢ではないかなというふうに思います。

現在、こういった施設がある県内の他自治体は、鹿児島市、阿久根市、薩摩川内市、日置市、奄美市、始良市、そして近い所では鹿屋市にあるところでございます。

鹿屋市の例を見ますが、落成式のときは、鹿屋市出身の、当時は阪神タイガースにいましたが、今は横浜DeNAに所属している前田大和選手も複数のプロ野球選手とともに来賓として御来場され、「仲間とここで自主トレをしたい」と、こういうふうに話したそうでございます。こういった光景を見ると、本当にうらやましいなと感じる次第でございます。当時は、地元の子供たちも多数来場され、目の前に憧れのプロ野球選手がいて、目を輝かせていたと聞ききました。本市の子供たちにも、こういった経験をさせてあげたいと、より一層強く感じるところでございます。

本市出身ではございませんが、隣の大崎町には広島カープの松山選手、西武ライオンズの榎田選手といった有名な選手も自主トレ等で利用する可能性があります。本市にも、こういった施設ができれば、子供たちにも直接有名な選手と触れ合う機会が格段に増えて、未来ある子供たちの健全育成にもつながると思っておりますが、そういった観点から、市長どのように感じますか。

○市長（下平晴行君） このような屋内練習場の整備がなされ、日本のトップクラスの選手が利用いただいた際には、その選手が直接市民と触れ合っていただく機会も考えられます。そのことが、子供たちが競技に取り組む活力となり、それが子供たちの健全育成につながり、その中から日本のトップクラスの選手が生まれる、そのような夢も持てるのではないかなというふうに思っております。

○5番（青山浩二君） また、一番のメリットは、施設を前面に押し出した合宿、キャンプの誘致につながるころだというふうに思います。

冒頭申したとおり、本市では韓国の大学生、そして国内の大学生の野球部が冬期に合宿を実施しておりますが、今度の冬も韓国の大学生が来る予定というものがありますか。

○市長（下平晴行君） 本年度も年明け1月下旬には、韓国の東国（トング）大学が有明野球場でのキャンプを計画しており、私も楽しみにしているところでございます。

○5番（青山浩二君） そのように合宿に来てくだされば、多額の経済効果も生まれてくると思います。そして、過去の新聞記事でございますが、韓国の監督さんが、こう話しておられました。

「志布志市は気候が温暖で球場も良い、室内練習場があれば、プロチームが来ても大丈夫だ」と。私は、この新聞記事を見たときに、本当にプロのチームが来てくれれば、志布志市がもっと活気あふれるまちになるんだけだなというふうに思ったところでございました。そういう気持ちから、屋内練習場の建設を絶対に実現して、必ずプロのチームのキャンプ誘致を成功させたいというような気持ちにかられました。1軍、2軍とはなかなかいかないかもしれませんが、ただ、3軍もしくは独立リーグなら施設の充実を図れば実現する可能性があると思っております。プロのチームのキャンプ誘致が成功すれば、宿泊だけでなく、それに付随する様々な、そして、ばく大な経済効果が見

込まれるわけですが、市長、この夢みたいな話でございますけれども、市長が屋内練習場建設を決断してくれれば夢ではなくなるかもしれません。夢を夢のままにしておくのか、実現するために一歩前進するための決断をするのか、市長、この今話を聞いて、どのような感想を持たれましたか。

○市長（下平晴行君） 屋内練習場の整備がなされた場合には、競技力の向上や安全なスポーツ活動、スポーツ合宿の増加による地域経済の発展等、様々な効果を生み出し、市の活性化につながる事が予想されるところでございます。そのように考えております。

○5番（青山浩二君） 本市にも尚志館高校、志布志高校といった野球部を持つ高校がございます。もちろん高校生だけではございませんが、中学生、一般社会人、韓国の大学生もそうですが、試合前の練習場の確保や、冬期での屋外競技の練習を可能にすることは選手の競技力を向上させるためにも、上位大会や全国大会を目指す各チームにとっては、非常に重要な部分であると思います。

もちろん野球だけでなく、ソフトボール、サッカー、フットサル、またはレクリエーション等でも利用できる屋内練習場が必要と考えます。

また、運動施設という概念だけでなく、災害時の避難場所としての活用をすれば、多種多様な用途を持った施設になるかと思えます。

児童生徒から高齢者まで、体力向上、健康増進に欠かせない、こういった施設をぜひ建設に向けて検討していただきたいというふうに思います。

スポーツは、人生を豊かに充実したものとし、人間の身体的、精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つでございます。人々が将来にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有しております。

市内に在住する選手や志布志市出身選手が全国的、そして国際的に活躍することは、市民に大きな自信と勇気、そして希望を与え、市民意識の高揚に結び付くことになるというふうに思います。

また、青少年が競技スポーツに取り組む過程は、現代社会において失われつつある人間関係や努力することの重要性を学ぶ絶好の機会でもあると思えます。競技スポーツにおいて、試合前の十分なウォーミングアップは、けがの防止と最高のパフォーマンスを行う上で大変重要であり、また選手の競技力向上のためには、気象条件に左右されず、冬期でも屋外競技の練習活動が可能となり、選手の計画的かつ継続的な育成強化が推進できる多目的な屋内練習場が必要だというふうに私は考えます。

そして何より、子供たちに夢を与える機会を作り、市への経済波及と知名度アップの相乗効果も狙えると考えております。

市長、最後に、このことについて市長の見解をお伺いたします。

○市長（下平晴行君） 屋内練習場は、天候に左右されることなく、年間を通じて利用できることから、競技力向上やスポーツ活動を通じた市民の健康づくりの向上につながる事が予想され

るところでございます。

また、そういった施設が災害時の避難施設としても活用できれば、更に、その施設の有効性は高まることが考えられるところでもあります。

屋内練習場の整備がなされた際に、子供たちが夢を持ち、併せてスポーツ合宿の増加による市への経済波及などの効果も考えられるところでもあります。

現在、体育館などの屋内運動施設については、施設の老朽化や競技スポーツの多様化、類似施設の解消など課題もあるところがございます。このため本市における屋内練習場の整備につきましては、市内体育館の機能の見直しの一つとして、有明体育館につきましては、屋内練習場の機能を持った運動施設として改修をしております。

○5番（青山浩二君） また、もすごく前向きな答弁、有り難く思うところがございます。

市民の声を大事にした決断というふうを受け止めたいというふうに思います。

それでは、次に同じく有明野球場のスコアボードの電光掲示板化について質問をしたいと思っております。

中体連、高野連の試合中によく見かける光景でございます。試合中は部員数が少ない中、子供たちが数名スコアボードの裏に行き、あの鉄製の大きい点数盤を付けている状況でございます。1試合交代で、子供たちがスコアボードの裏に張り付いてるわけでございますけれども、1試合大体2時間、子供たちにとっては結構きつい作業、そして危険な作業ではないかなというふうに思います。

おそらく下級生の子たちがしているとは思いますが、本当は自分も近くで試合を見たい、ボールを触りたいというふうに思っているはずだと思います。

ただ、これも野球部の練習の一環だよというふうに言われればそれまでなんですけれども、まず、このような状況を市長、教育長はどのように考えておりますか。

○市長（下平晴行君） 有明野球場のスコアボードにつきましては、平成5年の整備当初から使用されているものであり、現在では設置当時とは環境も変化し、老朽化も感じる場所でございます。

また、スコアボードの裏で得点の付け替えなど、数人を割り当てる必要があり、児童生徒が減少し、一つの学校ではチーム編成も困難になっている中、負担になっていると感じているところがございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

有明野球場につきましては、有明体育施設の一部として、スコアボードも含めまして、指定管理者に維持管理をお願いしているところでもあります。

市長の答弁にもありましたように、現在は、スコアボードの裏で得点の付け替えを行うなど、数人を割り当てる必要があるところです。

児童生徒が減少する中、一つの学校ではチーム編成も困難になるなど、負担になっていると感じているところがございます。

○5番（青山浩二君）　そこで、この球場、今、市長答弁にありましたように、平成5年に完成したわけですが、供用開始から25年経っているところでございます。このスコアボードについて、これまで補修等の工事、行った実績はありますでしょうか。

○市長（下平晴行君）　野球場整備の際に一体的に整備したものであり、平成5年の整備から25年が経過するところであります。

その間に特に大きな修繕等は行っていない状況であります。平成28年度にカウンターの表示を国際基準に合わせた、ボール、ストライク、アウトの表示に変更したところでございます。

○5番（青山浩二君）　はい、分かりました。

それでは、定期点検の実施状況、そして、耐震性の問題点というものはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君）　平成5年にスコアボードを含めた野球場の整備を行っておりますが、指定管理者により年1回年度初めに点検を実施し、必要に応じて修繕を行っている状況であります。

また、耐震性につきましては、建築基準法が改正された昭和56年以降の工作物であり、確認を行いました。特に問題はないと考えております。

○5番（青山浩二君）　はい、分かりました。

年1回の定期点検、それから、耐震性は問題ないよということでございます。

なぜ保守点検等を聞くかといいますと、このスコアボードの裏にいるのは、主に子供たちでございます。私も何回もスコアボードの裏に行ったことありますが、結構さび付いている箇所もあって老朽化が激しい所もあるところでございます。しかも、高さ3m程度の所に常時いるわけでございますけれども、何らかの原因で壊れた場合、命の危険性さえあるわけでございます。

そこで、市長にちょっとお伺いしますけれども、このスコアボードの裏に登ったことはありますでしょうか。

○市長（下平晴行君）　この御質問をいただきまして、先日スコアボードの裏に登ったところでございます。

裏手は急な斜面で結構な高さがある。また支柱やスコアボードなどがさび付いている箇所も見受けられ、子供たちにとっては、すごく高く感じるのではないかというふう感じたところでございます。

○議長（西江園 明君）　会議中ではありますが、ここでお諮りします。

本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

一般質問を続行します。

○5番（青山浩二君）　市長も登ってみて分かったと思いますけれども、結構眺めがいいかというふうに思います。しかしながら、眺めがいいということは、高い所にあるということでございます。完成してから25年、そして老朽化も激しく危険であります。

そして、何より多くの利用者から要望として、「このスコアボードを電光掲示板にして欲しい」という声があるわけですが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 近年のスコアボードは、視認性も向上し、バックネット裏での操作が可能となっていることから、児童生徒をはじめ、施設利用者の利便性の向上につながる事が予想されるところでございます。

しかしながら、鹿屋市串良平和公園野球場に整備されたシンプルなもの約5,600万円とお聞きをしております。このような整備に大きな予算が必要となりますので、十分な検討が必要ではないかと考えております。

○5番（青山浩二君） 今の答弁のとおり、財政面の関係も出てくるでしょうが、電光掲示板にすれば、いろんなメリットも多く出てくるかと思えます。

得点やチーム、選手等の表示が本部からのコンピュータ操作で一括してできるなどの利点があると思えます。

そして何より、わざわざ子供たちを危険な所へ行かせなくてもいいわけでございます。

作業の効率化、そして安心・安全な球場運営、更には、この球場で野球がしたいと思う中・高生たち、社会人や各種団体が増えていくのではないのでしょうか。そうなれば、志布志市も更にぎわいが増すと考えます。こういった様々なメリットが生まれてくると思いますが、こういった部分について、市長はどのように感じておりますか。

○市長（下平晴行君） 有明野球場につきましては、平成26年度に5人立ち屋内屋根付きブルペンや、ピッチングマシン、平成28年度にはカウントの表示を国際基準に合わせたボール、ストライク、アウトとの表示に変更したところでございます。

また、本年度におきましては、風雨により流出した土砂の補充や、内外野の段差調整、マウンドの調整、防球ネットなどの備品の整備を計画しており、徐々に利用しやすい環境が整いつつあるところでございます。

なお、現在のスコアボードにつきましては、老朽化も感じるところであります。この有明野球場につきましては、利用者から内外野の防球ネットの改修やナイター照明施設の新設など、様々な整備の要望を伺っているところであります。有明野球場に関わる整備計画を策定し、整備を進めてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長答弁にございました有明野球場の再整備計画の策定、本当に有り難い答弁だというふうに思えます。よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それでは、有明野球場について最後の質問に移ります。

内外野を囲むコンクリートフェンスを、選手の事故や負傷を防ぐ観点からラバーフェンスに改良する考えないかということで通告しておりました。

年間を通して利用率の高い野球場ですが、安全対策は不十分だというふうに考えます。だいぶ昔のことで、しかも他県でのことなんですけれども、市営の野球場を借りて練習試合を行っていた高校生が、外野手ですが、ボールを追って、外野のコンクリートフェンスに激突、頭部を強く

打って重傷を負ったというような痛ましい事故が多発しております。

そして、このような野球場のコンクリートフェンスに激突して負傷する事故は、近年の打撃力向上とともに年々更に増加傾向にあるようでございます。このようなことが起きれば、選手生命はおろか、日常生活にも影響するのではないかなというふうに考えます。

本市においても、フェンスにぶつかるという光景は、私も何回か見ております。幸い軽いけがで済んでいますが、いつ重大な事故が起こらないとも限りませんし、子供たちにおいては、その危険性も増すわけでございます。

選手が、例えば、ボールを追うときにコンクリートのフェンスに突っ込んでいく姿を想像するだけで、背筋がぞっと凍る思いでございます。これは中学野球では、ファールゾーンでよく見かけることなんですが、高校生、社会人になると、力が付いてきて、ファールゾーンプラス外野フェンスで、よく見かける光景でございます。

市民の皆さん、もちろん利用者の安心・安全を確保するために、ぜひ有明野球場にラバーフェンスの設置をお願いしたいという声が出ておりますが、市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在の有明野球場の内外野を囲むフェンスは、おっしゃるとおり、コンクリートに緑の着色を行ったものであり、近年選手の安全性確保の面から、プロ野球が行われている球場においては、内外野のフェンスにラバーが設置されているようでございます。

大隅半島内では、本年度リニューアルオープンした鹿屋市申良平和公園の野球場もラバーフェンスが設置されているなど、徐々に設置が進んでいる状況でございます。

先ほど申し上げたとおり、整備計画を策定し進めてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） また、この整備計画には、予算が掛かる事業だというふうに思います。

ただ、先程来話しているように、軽症ではありましたが、競技中にフェンスに激突してけがをしたという事例もありますので、また、人命に関わることでございまして、何かが起こってからでは遅いと思います。これは早めに整備をした方がいいと私は思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 選手生命が奪われるような事態は、現在のところ起こっていない状況ではありますが、コンクリートのフェンスがあることは、非常に危険ではないかと感じているところでございます。

しかしながら、他にも様々な御要望もいただいておりますので、進めてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） また、このラバーフェンスへの改良というものについても、何か補助事業ということはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどの屋内競技場と練習場と同様に採択要件もありますが、スポーツ振興くじ助成を活用して整備した事例もあるところでございます。

○5番（青山浩二君） ぜひですね、補助事業等をうまく活用しながら、市民が安心して利用できる球場運営をお願いしたいと思います。

ちょっと質問がズレるというふうに考えますが、このラバーフェンスに広告事業を取り入れる自治体も増えてきております。

先ほどのネーミングライツとは若干性質が異なりますが、都市部の野球場でよく見かける内外野のフェンスに企業が広告を出す、いわゆるフェンス広告のことですが、市長は、このことについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） プロ野球の球場や県立鴨池野球場など、フェンスへの広告が見受けられるところがございます。

先ほどのネーミングライツと同様に、導入に当たっては十分に検討し、戦略的に行う必要があると認識をしております。

○5番（青山浩二君） 今回、体育施設、その中でも有明野球場の再整備について質問してきました。供用開始から25年、安心・安全で子供たちから大人まで希望を与えられるような球場運営には、そろそろ大幅な改修が必要な時期にきていると考えます。

屋内練習場、電光掲示板、ラバーフェンス、そして、ネーミングライツ、それらが達成できれば新しい有明野球場として生まれ変わることができるというふうに考えます。

子供から社会人まで生涯スポーツの拠点として、これからの有明野球場に期待したいというふうに思います。

市長、教育長、最後に三つの質問を総合的に考えて、今後の有明野球場の利活用、そして在り方について、それぞれの思いを聞かせていただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 現在では、設置当時とは環境も変化し、徐々に老朽化も進んでいるところがございます。

また、利用者から様々な整備の要望も伺っております。いずれの要望についても大きな予算が必要となることから、有利な補助事業を調査しながら、併せて有明野球場に係る整備計画を策定し、整備を進めてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会といたしましても、施設を適正に維持管理し、そして、施設利用者の利便性の向上を図るところでございますが、市長から答弁がありましたとおり、他にも様々な御要望をいただいております。

スポーツ振興基本計画の中で、松山地区はテニスゾーン、そして、志布志地区はグラウンド・ゴルフとサッカーゾーン。そして、有明地区は野球ゾーンというようなことで示されておりますので、今回、この有明野球場の整備もまた市長部局と連携を図りながら、整備計画を策定していきたいと、そういうふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長と教育長お二人の答弁にありました有明野球場の再整備計画の策定、本当に楽しみにしております。

そして、今この放送を見ている多くの市民の皆さんは、とても喜んでいるんじゃないかなというふうに思います。

私も早速、多数の関係団体等に報告をしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に移ります。

最後に、伊崎田地区における定住促進住宅用地についてでございます。

この用地は、市が本年6月に分譲を開始し、7区画全てが売却されました。その7区画のうち2区間は、現在住宅を建設中でございます。

そして、別の2区画において、建築前の地質調査において、軟らかい層の不均一な分布が見られ、「予定建築物の安全性が確保できない」という調査結果が出ました。このことにより分譲地購入者は、地盤改良に係る費用負担を余儀なくされることになりました。購入者にとっては、非常に不本意な結果だというふうに思いますが、市長、このことについて、どうお思いでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回の分譲地におきましては、定住対策を基に市で分譲いたしました。建築基準法第20条に、建物が社会で供される最低限の構造性能を持つことを規定し、建物の基礎は地盤沈下に耐えられる性能を求められております。地耐力においては、計画される建築物により必要な数値が異なり、今回計画されている建物が、どのようなものであるかは、施工主、施工者の判断によるものでございます。

建設事業者や建築士等、専門の方が、その建物のプランで、この地耐力であれば補強が必要と判断したものであれば、費用負担の原因は、そのプランで判断された方のものでございます。

○5番（青山浩二君） この事案は、本当にデリケートな問題だと思います。なぜ、このような問題が発生してしまったのか。また、どうすれば問題解決ができるのか。このことを市と購入者とが問題を共有していただき、最善の解決方法を見出していければというふうに私は思っております。

では、この2軒の方、そして、まだ未施工ですが、残り3軒の方々にも同じ結果が出るかもしれません。この地盤改良に係る費用負担おおよそ70万円から100万円だそうです。購入者にとっては、当初予定していなかった出費になってきます。何も問題なく建築できる方もいれば、このように地盤が悪く、地盤改良をしなければ建築することができない方もいらっしゃると思います。私は、極めて不平等じゃないかなというふうに感じますが、この点、市長はどう感じますか。

○市長（下平晴行君） 地盤改良が必要である判断をどのようにされているか不明でございますが、一般的な木造住宅の整備を図るものであれば、サウンディング調査が行われていると想定されます。

地質形状、すなわち砂質土か粘性土かで、地盤の改良方法も異なるところであります。

費用負担根拠が現時点で不明である以上、やはり建築主がどのような築造を計画されているかにより、建設事業者が決定したことでありますので、市が意見を言える立場ではないものと考えております。

○5番（青山浩二君） 今、市長、市当局ですね、そういう意見というものは分かりました。

私は、この地盤改良に係る費用負担、これは市がすべきであるというふうに主張いたします。

確かに分譲地完成後は、現地確認をしてもらっての売却であったということではございますが、

あくまでも目視できる表面部分の確認であり、地質については見ることは不可能でございます。

やはり、見えない部分について何らかの問題が生じたら売主が負担するのが当然のような気がいたしますが、この地盤改良に係る費用負担、私は市が負担すべきだと思いますが、市長は、どう考えますか。

○市長（下平晴行君） 市としましては、宅地として適当な土地を分譲したところでございます。

どのような調査結果だったのか、詳細を把握しておりませんので、必要な部分については、個人の財産に関わるものですので、当事者との相談・対応等には努めていきたいと考えております。

○5番（青山浩二君） それでは、契約内容を少し確認したいと思います。

この分譲地について、市と購入者とで交わした契約書には、地盤改良について購入者負担でありますよという旨の記載はございますか。

○市長（下平晴行君） 契約書は、志布志市定住促進住宅用地に関する条例施行規則で定めているものであり、そこに地盤改良が購入者負担である旨の記載はございません。

○5番（青山浩二君） 契約内容というものは、非常に大事な部分であると思います。

ここに土地開発公社、市のですね、分譲する際の分譲要領がございます。これには、しっかりと書かれております。「譲渡の条件」ということで、5番目になりますが、「土地は現状のまま分譲するもので、分譲後の一切の改良工事は自己負担となります。また、建築に当たっては、地盤支持力調査を行い、基礎構造を十分検討の上施工してください」と。簡単に言うと、地盤改良工事は購入者負担ですよという意味であるというふうに思います。この一文が市の契約書には無いということでございます。契約書の不備と言われてもおかしくないと思いますが、市長は、この点についてどう思います。

○市長（下平晴行君） 契約書については、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例に基づく、定住促進住宅用地譲渡契約書の様式を使用しております。「疑義が生じた場合は、甲乙誠実に協議して定める」としております。

○5番（青山浩二君） 日本また世界は、契約社会というふうに認識しております。不動産など一生に一度の大きな買物になれば、より一層、その契約内容は大事になってくると思います。

契約書に記載していないとなると、やはり売主負担が通常のやり方だと思いますが、市長どうお考えですか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど、はじめに申し上げたとおり、それぞれの建築プランによるものと考えております。

○5番（青山浩二君） 市長の、また当局の言い分も分かりますが、それでは別の角度から、ちょっとお伺いしたいと思います。

民法には、瑕疵（かし）担保責任について条文がございます。少し読み上げていきます。売買などの有償契約において、その目的物件に一般の人では簡単に発見できないような瑕疵、瑕疵とは見えない欠陥のことでございますが、瑕疵があった場合、売主などの引き渡し義務者が買い主などの権利者に対して負わなければならない担保責任のことでございます。

また、商法でも、こういうふうにならわっております。「売買に関し、買い主は目的物を検査し、瑕疵を発見次第、売主に通知すれば売主の責任を問うことができる」としてあります。このように法律では、買い主を徹底的に保護しているところでございます。

私は、今回の地盤の支持力不足は、この瑕疵に該当すると思いますが、市長のお考えはどうでしょうか。

また、先ほども言いましたけれども、世界は契約の社会でございます。その契約書に記載が無いのであれば、この観点からも法律に準じて、やはり市が負担すべきものと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは支持力不足ということでございますが、詳細について把握しておりません。

基本的には、費用負担の原因は、建築プランによるものと考えております。

○5番（青山浩二君） なかなかですね、堂々巡りで解決の糸口が見えてこないというのが実感であるところでございます。

ただ、今回の事案については、やはり契約書に少しばかり不備があったのかなというふうに思われても仕方がないというふうに思います。認めるべきところは真摯に受け止めて、今後のトラブル防止のためにも、この契約書の契約内容を今一度見直して、今後の政策に生かすのも勇気ある決断ではないでしょうか。

市長、契約内容の見直し、今後のために考えてみてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども申し上げたとおり、契約書については、志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例に基づく様式を使用しております。疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとしております。

契約書の様式の変更につきましては、必要があれば検討してまいります。

事案の内容が、こちらでは全然分からないというようなことで、これ以上の答弁はできないということでございます。

○5番（青山浩二君） そうですね、私も相談者のお話を聞いて、意を決してこの場に立っているわけでございます。

何とか購入者の方々が当初考えもしなかった余計な出費を70万円から100万円ということですが、しなくてもいい方法はないのかなと。そして、最終的には購入者の方々が納得いく解決方法を見出すことが大事かなというふうに思います。

現在建築中の方々、また今後施工を予定している方々、今回の事案以外にも様々な相談があるかもしれません。そのような場合、親切丁寧に市民の側に立った対応をすることが大事であると思います。

今も担当課の皆さん、本当に親切な対応をしてくださっているのは十分分かってはいるつもりでございます。今後は更に、それ以上に親切丁寧な説明であったり、対応が必要になってきます。なぜかという、それほど購入者にとって不動産の購入というものは、そこに定住を決心し、夢

と希望と勇気を持った一生に一度の購入であるというのは、皆さんにもぜひ分かっていただきたいと、そう思っております。

今後、市が予定している分譲地での今回のようなトラブル防止のためにも、契約書の内容の再検討も含め、今後も購入者や相談者への親切な対応をお願いしたいと思いますが、最後に市長、一言お願いできますか。

○市長（下平晴行君） これは、瑕疵担保のことも出ましたが、建築法第20条で先ほど説明しました。こういう土地、全く瑕疵担保の関わらない土地の中で、こういうことがあるということは考えられません。そのために建築基準法第20条が設定されたわけであります。

そこも含めて、今回の分譲地を購入された方は、本市に移住・定住していただく方でありますので、大変有り難く感じているところでございます。今後につきましては、購入者から相談がありましたら、丁寧な説明を行い対応していきたいと考えております。

[青山浩二君「終わります」と呼ぶ]

○議長（西江園 明君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後5時23分 散会

平成30年第4回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成30年12月6日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

南 利 尋

市ヶ谷 孝

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（20名）

| | |
|----------------|--------------|
| 1 番 久 井 仁 貴 | 2 番 南 利 尋 |
| 3 番 尖 信 一 | 4 番 市ヶ谷 孝 |
| 5 番 青 山 浩 二 | 6 番 野 村 広 志 |
| 7 番 八 代 誠 | 8 番 小 辻 一 海 |
| 9 番 持 留 忠 義 | 10 番 平 野 栄 作 |
| 11 番 西江園 明 | 12 番 丸 山 一 |
| 13 番 玉 垣 大 二 郎 | 14 番 鶴 迫 京 子 |
| 15 番 小 野 広 嗣 | 16 番 長 岡 耕 二 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 福 重 彰 史 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|---------------------|---------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 山 田 勝 大 |
| 財 務 課 長 仮 重 良 一 | 企 画 政 策 課 長 樺 山 弘 昭 |
| 情 報 管 理 課 長 小 野 幸 喜 | 港 湾 商 工 課 長 柴 昭 一 郎 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市 民 環 境 課 長 西 川 順 一 |
| 福 祉 課 長 折 田 孝 幸 | 保 健 課 長 西 山 裕 行 |
| 農 政 畜 産 課 長 重 山 浩 | 耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 假 屋 眞 治 | 松 山 支 所 長 今 井 善 文 |
| 志 布 志 支 所 長 竹 田 孝 志 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 立 木 清 美 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 岡 雅 人 |
| 教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広 | 危 機 管 理 監 河 野 穂 積 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 兼 議 事 係 長 中 水 忍 |
| 調 査 管 理 係 長 毛 野 仁 | 議 事 係 溝 口 茂 樹 |

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と平野栄作君を指名いたします。



○議長（西江園 明君） ここで昨日の尖議員の一般質問に対する答弁について、市長から発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（下平晴行君） 昨日の尖議員の個人情報保護法の運用についての一般質問におきまして、「補助団体等から相談、問い合わせ等があった場合には、個人情報の適切な取り扱いが行われるよう支援してまいります」と答弁を申し上げ、尖議員から、「補助団体等から相談があった場合には個人情報を閲覧できると理解しました」とする旨の発言があったところでございます。

個人情報保護法の運用に、そごのないように答弁内容の説明をさせていただきます。

答弁の趣旨は、補助団体等から相談があった場合には、個人情報を閲覧できるとの趣旨ではなく、法に基づいた個人情報の適切な取り扱いができるよう支援を行っていくという趣旨でございますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。



日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 改めまして、皆さんおはようございます。会派、真政志の会、八代誠でございます。

さて、11月下旬あたりは、本当に冬らしくなったなと感じておりました。ただ、ここ二、三日、昼間は20℃を超える、昨日も今日も、この議場は空調が効いているということで、空調といっても冷房です。12月に冷房をかけて会議を行う。自分も初めての体験になっているところです。

そういった中で、私自身は秋の気配というものを本当に感じられなくなったなというふうに思っております。夏という季節からいきなり冬に移行していくのかな、また、二、三日経てば真冬並みの寒さに戻っていくというようなことです。

この1年、本当に大雨あるいは台風、そして地震、私たちが、この瞬間瞬間生きているということで表現すればいいのか、ちょっと分かりませんが、少し自分の中では、その試練というものは、重いなというふうに感じた1年でありました。

それでは、通告書に基づき、一問一答により質問してまいります。

今回は、有害鳥獣被害対策の1点のみについて質問いたします。

まずはじめに、ここ数年における有害鳥獣とされる鳥獣の捕獲頭数の推移と、捕獲報奨金の推移についてお示しください。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

ここ3年間の市内の鳥獣対策の実績でございますが、鳥獣捕獲頭数の推移は、平成26年度はイノシシ380頭、カラス732羽、タヌキ229頭、アナグマ218頭など、1,624頭羽。

平成27年度は、イノシシ167頭、カラス320羽、タヌキ238頭、アナグマ331頭など、1,073頭羽。

平成28年度は、イノシシ201頭、カラス280羽、タヌキ228頭、アナグマ205頭など、915頭羽。

平成29年度は、イノシシ114頭、カラス336羽、タヌキ195頭、アナグマ225頭など、875頭羽でございます。

捕獲報償金の推移につきましては、平成26年度はイノシシ326万円、カラス51万2,400円、タヌキ77万8,600円、アナグマ74万1,200円など、530万9,900円。

平成27年度はイノシシ162万7,000円、カラス22万4,000円、タヌキ80万9,200円、アナグマ112万5,400円など379万4,100円。

平成28年度はイノシシ205万3,000円、カラス19万6,000円、タヌキ79万8,000円、アナグマ71万8,000円など、376万6,500円。

平成29年度はイノシシ125万円、カラス23万5,200円、タヌキ68万2,500円、アナグマ78万7,500円など、295万8,100円でございます。

○7番（八代 誠君） 今、平成26年から平成29年度の実績を報告していただいたわけなんですけど、これは年度によってかなりばらつきがあるように思います。例えば、平成26年、捕獲鳥獣別に見ても、合計についても、平成26年はかなり多いなど。反して平成29年度については、平成26年度実績に比べると、イノシシの捕獲頭数では約3分の1程度、合計でも約半数になっているわけなんですけど、この平成26年度の捕獲については、何か特別な理由、根拠があるんですかね。

それと、平成26年と平成29年は今、比較しましたが、平成27年、平成28年それぞればらつきがあるんですけど、ここら辺のばらつきというのは、当局はどんな判断をされているのか、平成26年度が目立って捕獲数が多い、これについては何か特別な理由、根拠があるんですかというのが1点。

それから、各年度のばらつきですよね、当局はどんな判断をされてるのか、その2点について、お示しください。

○市長（下平晴行君） 基金から交付金に捕獲報奨金制度が改正されることになったために、平成26年度については、狩猟期にも報償金を出していたため実績が上がっていたということでございます。

ばらつきでございますが、被害対策等による減少と、ほとんどの有害鳥獣類につきましては、多産系動物であり、一度の出産で複数頭を出産するということ、農産物残さ等の高栄養物を食していること等で生存率が上昇するなどの影響で、年度によるばらつきがあると考えられます。

○7番（八代 誠君） ということは、平成26年度は、基金を利用して狩猟期の頭数も含まれて

いるんですよということでも理解するわけなんです、それでは、先ほど示していただきました平成26年度も若干あるのかもしれませんが。平成26年、27年、28年、29年、これは有害捕獲数、つまり狩猟のできる期間の数字は含まれてない、平成26年は若干というか、この数字なのかもしれませんが、その猟期を含めたときには、どんな数字になるのか、捕獲された鳥獣の捕獲の種類の違いですよ、例えば、銃器によるものなのか、わなによるものなのか、そこら辺は区別がされているのかなと。

繰り返します。1点目に先ほど示された捕獲数というのは、狩猟期間の捕獲頭数は含まれていないのかなというふうに考えるんですが、その数字も含めた形で当局は把握されているのか。

それから、捕獲頭数には銃器によるもの、わなによるものの区別はされているのか、その2点について整理して説明をお願いします。

○市長（下平晴行君） これは反映されておられません。狩猟期における捕獲数につきましては、県の平成29年度の数値になりますが、イノシシ155頭、カラス14羽、タヌキ2頭、アナグマ4頭、合計176頭羽でございます。

それから、捕獲頭数の区別であります、平成29年度は銃器によるものが、イノシシ6頭、カラス289羽、タヌキ9頭、アナグマ19頭など、328頭羽でございます。

わなによるものが、イノシシ108頭、カラス47羽、タヌキ186羽、アナグマ206頭など、547頭羽でございます。

○7番（八代 誠君） それでは、この捕獲頭数のことなんですが、ちょっと細かい質問になりますが、松山、志布志、有明の地域別には管理されておられませんかね。

○市長（下平晴行君） 捕獲頭数の地区別でございますが、平成29年度、松山地区でイノシシ27頭、カラス21羽、タヌキ67頭、アナグマ57頭など、173頭羽。志布志地区でございますが、イノシシ61頭、カラス304羽、タヌキ117頭、アナグマ145頭など、629頭羽でございます。有明地区ですが、イノシシ26頭、カラス11羽、タヌキ11頭、アナグマ23頭など、73頭羽でございます。

捕獲数全体でいいますと、志布志地区が72%と最も多いようでございます。

○7番（八代 誠君） 志布志地区が多いということで、ちょっとびっくりしたところでした。松山、有明が群を抜いて多いのかなというふうに思っていたんですが、志布志地区の田之浦、潤ヶ野辺りなのかなというふう感じたところなんですが、72%が志布志地区ということでありました。

それでは、有害鳥獣捕獲事業のうち、イノシシ捕獲報奨金には特別に国庫補助があったというふうに記憶しているんですが、それぞれの鳥獣に対する捕獲報奨金の単価はどうなっているのか。これは平成29年度の実績で教えていただきたいと思えます。捕獲した鳥獣に対する報償金の単価ですね。お願いします。

○市長（下平晴行君） 平成29年度の報奨金の単価ですが、国庫補助はイノシシのみでございますが1万3,000円、あとは単独分でございます。イノシシ5,000円、カラス700円、タヌキ3,500円、アナグマ3,500円、ウサギ500円、サル1万5,000円、シカ5,000円でございます。

○7番（八代 誠君） 今、示された単価についてなんですが、市単分、国庫補助分、それぞれの補助額を教えてくださいなんですが、今年度については、この単価について変更はございませんか。

○市長（下平晴行君） 変更の国庫補助は、イノシシ分が1,000円減額の1万2,000円でございます。

単分の変更はございません。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

今年度から国庫補助の分が、イノシシ1頭につき8,000円であった、平成29年度実績で、今年度から7,000円、1,000円減額されたということであります。

それでは、本市における有害鳥獣捕獲に至るまでの流れについて、少し教えていただきたいと思います。

例えば、ある市民の方が農作物への被害を受けた場合、こういった場合、電話が多いと思うんですが、被害に遭われた方からの電話連絡後の流れについて示していただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 有害鳥獣捕獲依頼は、電話での受け付けではなくて、必ず定められた様式による申請書を提出していただくことになっております。

本市の有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱に定められた手続き方法で、他の市町村でも同様の取り扱いが多いようでございます。支所から本所への関係書類の送付は、祭日、休日の前日の場合は使送便ではなくファックス等を利用し、処理に遅れが生じないように努めております。

その後、職員が被害の現地調査を行い、結果を基に調査票及び猟友会に依頼するための地図を作製します。

次に、本庁から地区猟友会長に依頼書及び地図を郵送し、猟友会長は、捕獲に当たる猟友会員を選任し、捕獲指示をします。指示を受けた猟友会員は、現場を確認し、わなか銃器かの捕獲方法を決定して捕獲を実施するという流れでございます。

○7番（八代 誠君） 私もちよっと調べてみたんですが、今、市長が言われたように連絡後の流れについては、そういうことだというふうに理解しております。

ただ、今、市長の答弁の中にもありましたように市当局から猟友会の方に依頼をするんだということだったわけなんですが、実際その様式、私も見たことはないんですが、依頼をするそういう文書が指示書というような言葉が使われております。

私は、長年土木関連の仕事に従事してきました。仕事を請け負うと、詳細なことで変更が必ずといっていいほど生じるわけです。設計の変更時には、必ず金額も変更になりますので、発注者から変更指示書というものをまずいただきます。ところが、契約書上は甲乙対等だというふうに書いてはあるんですが、私の意識、今も多分そういった請負会社というところは、発注者は顧客だというふうに思っております。お客さんなんですね。ところが、この市役所の担当課が猟友会へ依頼するわけですから、せめてここを捕獲依頼書とかいう言葉であれば分かるんですが、指示書なんですよ、指示書。依頼するのに指示書、それってちょっとどうなのかなというふうに感

じているところです。適切な用語だと思われているのかどうか、そこをちょっと市長にお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 確かに、捕獲を依頼するのに「指示」という用語はいかかなものかと思いますが、捕獲は鹿児島県が基準を示しております有害鳥獣捕獲の事務取扱要領で法人が捕獲許可を受けて、捕獲従事者に捕獲を指示し、有害鳥獣を捕獲することとされていることから、このような指示という文言を使用しているというところでございます。

○7番（八代 誠君） 鹿児島県が、そういう要領で示しているからということでは理解するんですが、この様式というのは、まず志布志市独自のものではないんですかね。県統一あるいは全国統一であれば仕方ないと思うんですけども、せめて先ほどお話ししましたよ、市の独自の様式であれば、これまでずっと指示書ということできているの分かるんですけども、捕獲依頼書ぐいらいに、もし市独自の様式であれば検討されてもいいのかなというふうに私は考えるんですが、どうですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この指示書につきましては、今、市長が申したとおり県の事務要領で決めてありますので、それに則した形で県下統一、同様に使用しているところでございます。

○7番（八代 誠君） 県下統一の様式であるということであれば仕方ないんですが、何かちょっと私はしっくりこない。もし何か検討できるようなことがあれば、やっぱり依頼するのに指示書、何か上から目線やらせんけというふうに自分は思います。いつも市長は「市民目線で」と言われるので、この指示書というのは、本当いただけないよなというふうに私は考えていたところでは。

ここで、もっと素朴な質問になります。

有害鳥獣被害という用語についてなんです、言葉の定義として、市長はどんなふうに認識されているのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 自然に存在する鳥獣類が全て有害鳥獣になるわけではないと認識はしております。

しかし、農作物の被害等が発生して初めて有害鳥獣被害として定義されるものと認識をしております。これは例えば、虫でいいますと益虫とか害虫、これも私は同じことじゃないのかなと思います。同じ虫でも一方の作物については益虫、一方では被害をもたらすと害虫と、そういうことと同じ文言の使い方ということで理解しているところでございます。

○7番（八代 誠君） 私も今回この質問をするということで調べてみたんですが、ちょっと先入観が、ちょっと自分の認識がなかったかなというふうに思っていたところでした。

調べてみると、「有害鳥獣とは、人畜や農作物に被害を与える鳥獣」、「有害鳥獣被害とは、クマ、シカ、イノシシ、カラスなどが市街地や農地に入り込み、何らかの被害を及ぼした場合にいう」というふうにありました。イノシシやアナグマ、そういった鳥獣の存在そのものが有害ではなくて、発生した被害の原因が鳥獣であったと特定した場合に有害鳥獣被害というんだなということ

を、自分も車とか散歩の途中でイノシシ、アナグマを見ると、有害鳥獣のイノシシがおる、有害鳥獣のアナグマがおったね、電線にカラスがいっぱいとまわっていると、有害鳥獣のカラスがいるなという、存在そのものが有害ではない、害を及ぼしたときに有害鳥獣と言うんだなと。

ただ、しかし被害を及ぼしたイノシシ、アナグマ、そういった鳥獣は、僕がやりましたよ、私がやりましたよというコードというか、ネームとか付けるわけではないので、そういった意味では本当に捉え方というのが難しいんだなというふうに考えたところでした。

今のことを前提といたしまして、平成28年7月の地元の新聞に、鹿児島県特定鳥獣保護管理検討委員会での報告として、シカとイノシシの推定個体数が掲載されておりました。志布志市においては、イノシシの推定個体数が3,827頭で鹿児島県で1位ということで、その時には9月議会で3人ほど同僚議員が、この鳥獣被害のことで一般質問をされておりました。

1回掲載されて、そういう推計個体数、発表されたんですが、なぜかその後については、鹿児島県は推計をした数字というのは公表しておりません。削除されておりました。

そこで、志布志市独自にイノシシ、あるいはアナグマとか、そういった鳥獣に対する推計個体数というものの調査というのとはされておりますか。

○市長（下平晴行君） イノシシ等の個体数については、推計調査はしていないところでございます。

○7番（八代 誠君） そういった鳥獣の推計個体数については、調査はされていない。

それでは、生態系に影響を及ぼす、及ぼさない、鳥獣保護の観点から考えた場合の本市における、こういった鳥獣の適正な生息可能な個体数については、どの程度が適当であるというふうに考えられているのか。推計個体数が無い、その中で、うちは駆除のため、こっだけ獲っていかないと。残す部分の鳥獣保護から考えたときの、そういうバランスというのとはどんなふうに考えておられるのか、お示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 適正な生育可能数について、どの程度が適正かどうかの判断は大変難しいことだと考えております。生育数を適正な水準に減少させる目的で、鳥獣保護管理法を根拠とする指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を県で作成し、平成35年度までに個体数を半減させる目標を立てております。本市の平成26年度の推定個体数は、3,827頭となっておりますので、単純に計算すれば1,914頭が目標値となるようでございます。

○7番（八代 誠君） 私もちよっと調べてみたところ、そういう参考資料には、個体数や生息密度を把握する調査方法が我が国では確立していないので、推計個体数については、本当に数字を出すのが難しいんだというふうに書いてありました。

それでは、ここで本市の対応策についてお尋ねしたいと思います。

現在市として、鳥獣被害に対する予防策、被害対応策にはどんな補助制度があるのか、お示し願いたいと思います。

○農政畜産課長（重山 浩君） 予防策等ですが、農政畜産課の方で電気柵の支援を1基当たり、事業費の3分の1で、上限2万5,000円の支援をしているところでございます。

○7番（八代 誠君） 予防策もですけど、被害対応策は他にはないですかね。予防策、先ほどの有害鳥獣捕獲補助金、あと市の方にもあったと思いますが、そこについてお示してください。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 新規に免許を取る場合、講習会を受けて受験するということになっておりますので、講習会費用、これが1万円となっております。現在はその半額を補助しているところでございます。

○7番（八代 誠君） 大きな柱として、三つほどあるんだなというふうに考えています。先ほど農政畜産課長からお示しのあった電気柵設置補助、それから、さっきお尋ねしました有害鳥獣の捕獲に対する補助金と猟銃免許講習会の助成金、講習会は1万円だけれども、半分の5,000円を補助しているということでありました。

その中の予防対策の補助制度として、ここにパンフレットをいただいているんですが、農業生産対策事業の一つに電気柵設置補助というものがあって、1基当たり補助が3分の1で、限度額が2万5,000円であるということでしたが、これを読んでいくと、まず1番に対象となる方、いろんな事業があるんですが、まず一番目に市内に住所を有し、かつ居住していること。私、当てはまります。2番目に認定農業者、または認定新規就農者であること。私の場合これは入りません。3番目、市税等に対応が無いこと。私は滞納していないので、これは対象になると。4番目にエコファーマーまたは環境保全型農業、直接支払い交付金の対象者であること。ただ、この下に2番目と4番目は要件を除きますよ、電気柵の場合はですね。市内に住居を有し、かつ居住していること。市税等が滞納が無いこと。この要件を満たせば、私は12aほどの水田を持っています。昨年までは見られませんでしたけど、周りの田んぼが3件ほどですかね、今年、この電気柵を設置されました。

そこで、この電気柵補助金、私でも申請すれば補助対象になるのかが1点です。

この電気柵、例えば、田んぼと畑も持っている。私一人で複数の電気柵を設置する場合には対象になるのか。そういう複数設置されている例があれば示していただきたいと思います。

3点目に、2万5,000円になった補助金額の根拠は何なのかということ。

4点目になりますが、3年ほど前に川遊びをしていた家族連れが亡くなった事故が、この電気柵に触れて、特別な使い方をされていたみたいなんですけど、毎年、電気柵は設置が増えていると思います。そういった場合の安全対策周知というものは、どんな状況なのか。

以上4点についてお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 1点目でございますが、これは農業生産対策事業のうち、電気柵については、認定農業者でなければならないとの条件はありません。御自身で1反2畝、12aの水田を作付けされていれば対象となります。

2点目でございますが、1件で複数台設置ができます。ほ場の面積が大きくて1台では足りない場合や、ほ場が複数あって離れている場合でも補助金の申請は可能でございます。

ちなみに、平成30年11月末現在、32件で50台の申請がありますが、うち11件が複数台設置しております。1件当たりになりますと、平均1.6台設置ということでございます。

3点目の根拠でございます。過去に申請された電気柵の総事業費を台数で割った実績に基づいて補助上限を1台当たり2万5,000円としたところでございます。

4点目でございます。平成27年7月に電気柵付近で7人が感電し、そのうち2人が死亡した事故が発生しております。この電気柵は近くにある農機具小屋の家庭用コンセントから電源を引いていたために、100ボルトの電流がかかってしまっていたと、電気柵はアジサイの花壇をシカから守るために設置されたものであったようでございます。

安全対策の周知については、補助金を申請される方については、注意をしていただくようお願いをしております。また、市民の方には庁舎内にポスターを掲示し、注意を促しております。

○7番（八代 誠君） 今のこの電気柵設置補助なんですけど、これは十分に市民の方々にまだ浸透していないのかなというふうに私は考えます。先ほどお話をしました。12aほどの水田を持っている私でも、補助対象になる。更には複数の電気柵を設置できる。これ1回申請したら終わりなのかなというふうに皆さん勘違いしておられる市民の方々も多いですので、この電気柵補助については、また要綱は変わっていくかもしれませんよ。だけれども、平成30年度については、こういった形で示されているわけですから、本当に農作物の被害で困っておられる市民の方々、たくさんおられますので、もう少しこの周知徹底をお願いしたいなというふうに思っています。

今、自分は田んぼを作っているというふうな表現をしましたが、稲作、つまり水稲については農業共済制度により、ある一定の割合が被害に遭うと補償の制度があるようです。畑作については、そういう制度が無かったんですが、農産品の品目を問わず、収入全体を対象とした国の新しい保険制度がスタートします。

昨日も野村議員の質問の中にもありましたが、この収入保険ですね。この新しい農産物収入保険制度、農業共済組合が窓口になっていますが、保険の内容、あるいは本市の農業経営者、個人、法人、加入率について把握されておりますかね。

○市長（下平晴行君） この収入保険制度は、農産物等（マルキン制度等の対象品目は除外）の品目を問わず、農業経営者の収入全体を対象とした保険制度でございます。農家さんが、台風災害や病気等で収入が減少した際に基準収入の最大で90%分まで補填する仕組みとなっております。

保険料は、保険方式の場合、最大補償限度額が80%で基準収入が1,000万円の場合は、7万2,000円となります。積立方式の場合は、最大補償限度額が90%になり、保険料は22万5,000円を上積みとなりますが、補填金が支払わなければ翌年に持ち越すことになっております。

加入については、本市内で現在のところ10名の方が申請をされているようでございます。

○7番（八代 誠君） そういう意味では、本当に加入率が極めて低いなというふうに考えています。

昨日はT P P発効に対する影響抑制支援策として、かなり有効だというふうに市長は答弁されましたが、本市では、まだこの収入保険加入が10件だということなんですけど、これ加入に対しての啓発、もう少し周知徹底しないといけないのかなと。ちなみに自然災害のことも言われましたが、鳥獣被害で収量が下がったというものも対象になっていきます。ただ保険額がかなり大きいので

かなというふうには思うんですが、昨日もありましたように価格変動に対しても、かなり有効ではないかというふうに言われた保険制度であります。国も本当に力を入れたはずなのに志布志市で10件と、これも申し込みというか、来年の4月1日からスタートする場合には、11月30日までが申込期限ですよ、若干延長になったという話は聞いているんですが、多分これ以上増えないだろうなというふうに考えております。加入率が低い、このことについて、市長どうですかね、どんなふうに思われますか。

○市長（下平晴行君） これは、恐らく被害が無かった場合のことを考えて、先ほどおっしゃったように、掛け金が高いと、恐らくそういう点で掛けられないんじゃないかなというふうに認識をしているところでございますが、しかし、やはりもし災害になった場合、あるいは何らかの形で収入減になった場合には、そういう補填があるわけでございますので、このことを十分に認識してもらおうような広報活動、やはりそういう市としての中身についての情報提供をしてみたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 取り扱っているのが農業共済組合ということで、市の窓口ではないんですが、やはり自分を守るという意味ではいい制度だと思いますので、もう少し共同で周知活動に力を入れていただきたいなというふうに思います。

それでは、ここでちょっと細かい質問になるんですが、国は昨年4月になったと思うんですが、農作物に害を及ぼす小さな動物、小動物、本市ではタヌキとかアナグマなどが対象になると思います。狩猟免許が無くても、わなを仕掛けることができる。そんなふうになったわけなんです、この制度について、その内容と本市の対応についてはどうなっていますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、議員言われるのは、一般捕獲という捕獲方法でございます。免許を持っていなくても被害があれば、その被害届と捕獲申請をしていただければ許可を出して捕獲ができるという制度であります。

捕獲するには、箱わなを使用した形での捕獲となります。その箱わなについては、3辺の合計が2m以下ということになっておりますので、小型のタヌキ、アナグマ等の捕獲になっているようでございます。

以上です。

○7番（八代 誠君） 届け出があって、申請をすれば、小型箱わなについては、仕掛けることができます。では、この小型箱わな、確かうちの志布志市も幾つか準備してあったと思うんですが、その箱わなについて、その数字と、狩猟免許を有していない農家さんに、その小型箱わな、もちろん自前で買っておられる、あるいは市から貸し出しました。結果として、小型箱わなに獲物がかかった場合、捕獲された動物、その処分というのはどんなふうになっているんですかね。小型箱わな、確か本庁、各支所、幾つかあったと思うんですが、その小型箱わなの数と、小型箱わなに捕獲された動物、その後の処分の仕方というのはどういうふうになっているのか、流れについてお示しく下さい。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在市で保持している小型箱わな5基を使用しているところ

ろでございます。

あと処分の方法ですが、処分につきましては、許可申請の中で埋設という条件で許可を出しておりますので、基本的には埋設していただくことになります。

○7番(八代 誠君) これはなかなか捕獲も難しいかと思いますが、自分の持っている田んぼ、畑に農家さんが、わなを仕掛けて捕獲した。その処分を自分で埋設って、ちょっときついのかなというふうに思うんですが、埋設しか方法はないんですかね。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) 基本的には、埋設でお願いしているところですが、どうしても埋設について厳しいようであれば、先日、市民環境課ともちょっと打ち合わせたところでございますが、それについては、野神の一般廃棄物最終処分場がありますが、そっちの方で処分していただけるということで協議はしております。

○7番(八代 誠君) 本当に、今この小型箱わなで捕獲できたタヌキ、アナグマ、小動物ではあるんですが、自分で捕獲した農家さんが、その命にとどめを刺して、その後、自分で穴を掘って埋めるということについては、ちょっと抵抗があるのかな。でも今、課長の方から申請が、しっかり手続きがなされれば一般廃棄物として受け入れも要請しているんだということですので、そこら辺の流れをしっかりとさせていただければなというふうに思います。

ここで、私たち11月19日から21日の3日間になりますが、有明を皮切りに松山、志布志の順番で市民と語る会を開催しました。私は有明会場の方の担当でしたが、有害鳥獣被害については深刻だと、真剣に取り組んでくださいという意見が非常に多く出されました。

ちなみに他の地区の報告書も拝見させていただきましたが、「重要案件と捉えて予算を重点的に振り分けて欲しい」というような意見も出されておりました。その意見、ちょっと紹介をしたいことが幾つかあります。これは1件目でした。

有明町山重校区内のことなんですが、市の担当を通してだと思いますが、イノシシの被害に困り果てていたと。だけれども、何日かかったのか分かりませんが、本当に小さな集落、自治会なんですが、5頭集中的に捕獲していただいて、本当に助かったと、ありがとうございますと。困っているという事例もあったんですが、集中的に駆除していただいて本当に助かりました。今はイノシシを見ることはありませんというような話がありました。

ただ、その方が「イノシシの子供は獲っちゃいけないんじゃないのけ」というようなこともありました。この件で捕獲してはならない動物、どんなものがあるのか、自分たちもそう言われて即答ができませんでした。どの種類の動物はどれを獲っちゃいけない、捕獲してはいけないということも詳細が分からなくて、即答できませんでした。そのことについて詳しくここでお示しただければと思います。

2件目です。サルが1匹捕獲ができたと、その後3匹いたんだけど、1匹捕獲したら2匹は、その後全然見かけなくなったということです。山重の方で5頭イノシシが捕れた、その事例、それからサルが捕れた事例、分かればお示ししたいと思います。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) 基本的には、農作物、生活環境に害を及ぼすものについて

は、有害鳥獣という取り扱いで捕れるんですが、許可の範囲は、市の許可で捕れるもの、あと県の許可で捕れるもの、あとは国の環境大臣の許可で捕れるもの、それぞれ分類がしてありますので、鳥獣がどれに当てはまるかによって、それぞれの許可を取るような形になっております。

サルにつきましては、今年の初め有明の伊崎田の方で1件、サルを捕獲したところでございます。この被害については、いちご農家でありまして、かねてからの報告がありまして、やっと捕れたという実績でございます。

○7番（八代 誠君） 1点目なんですが、参加した議員の中にも捕ってはいけない、捕獲してはならない種類というか名目について、狩猟免許を捕られた議員がおりまして、イタチの雌は捕っちゃいけないんじゃないかなというような発言があったと思うんですが、捕獲してはならない種類というのは分かりますかね、絶対捕獲したら駄目なんだよという、そこをちょっとお示してください。

会場では、「イノシシの子供を捕っちゃいけないんだよね」、自分もそれを聞きながら子供ってどこからどこまでが子供なのかなというふうに考えたりもしたんですが、何か種類、そういった捕獲してはならないもの、即答できなかったのも、そのことについてお願いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） ここで即答で、鳥類はこれこれ、獣類はこれこれと、ちょっと今は言えないところですが、中には国指定の保護されている鳥獣がありますので、それについては基本的には捕ってはいけない種類なのかなと考えています。

○7番（八代 誠君） また後もって、その種類については、資料をいただければというふうに思います。

確認なんですが、イノシシの子供は捕獲しても大丈夫ですかね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 子供についても捕獲可能となっております。

○7番（八代 誠君） 問い合わせというか、会場の中では「イノシシの子供は捕っちゃいけないでしょ」と言われて即答はできませんでしたので、イノシシについては、子供まで捕獲しても構わないということで大丈夫ですよ。

はい、分かりました。

ここまでが1項目目になるんですが、2項目に、ここからやっと思って入っていきたいと思います。

本市が抱える有害鳥獣被害対策には、多くの課題があると思いますが、今後どのように対応していくのかについて聞いていきたいと思います。

最近、特に住宅周辺でも頻繁にアナグマやイノシシを見かけるようになりました。この有明本庁から桜山の方を通過して下りていくと、右側に印刷屋さんがあるんですが、その敷地の周りにピンクのテープが張ってありました。ここもイノシシが出るのかな。ですから市役所本庁周辺にもイノシシ、左側には相当な住宅等があったりするわけなんです、個体数自体が増加傾向にあるんだなというふうに、これは間違いないなというふうに考えています。

被害対策には、うちの市もやっているんですが、未然防止の観点と捕獲駆除の観点、この2点があるのかなというふうに思います、このことは同時に進めていかなければならないというふ

うに考えています。

そこで、本市の鳥獣被害防止計画、今年度また新たに計画が作られたわけなんですけど、一つ目に、この志布志市鳥獣被害対策実施隊という言葉が出てくるんですけど、その構成と作業内容について、お示しいただきたいと思います。

二つ目に取り組み重点地域が設定されていますが、農作物の被害は市内全域であると考えます。ただ、まだ人的被害というのは自分はちょっと聞いたことは無いんですが、住宅密集地でもイノシシを、本当に見かけるようになったということ。このイノシシに限っては、特に田之浦、伊崎田が多いというふうに計画書にも示してあるんですけど、重点地域での取り組み、今年は松山になっていますが、松山は重点的にやるんだぞ、そうでない有明、志布志とどんな違いがあるのか、何を特別にやっつけようとするのか、その手法や対策について示していただきたいと思います。

三つ目に年度別の捕獲計画数は、今は年度途中なんですけど、平成29年度までの実績は先ほどお伺いしたんですけど、今年度どの程度成果が上がっているのか、残すところあと3か月ぐらいになるわけなんですけど、数字を把握していればお示し願いたいと思います。

○市長（下平晴行君） まず1点目でございます。

志布志市鳥獣被害対策実施隊につきましては、現在市役所本庁担当課職員5名、各支所担当課職員4名、及び外部職員2名の計11名で構成をしております。

被害現場の調査、確認、被害拡大防止の指導、助言、被害防止啓発等を行っております。

2点目でございますが、国有林を含む山間部が多いということで設定してありますが、特に手法や対策は講じていないところでございます。なお、過去の事例でございますが、平成28年度に松山町猟友会で、わな猟によるイノシシ捕獲を条件に国有林入林届が受理され、一斉に捕獲が実施されたところでございます。

3点目でございます。今年の捕獲実績について、イノシシは計画に対しまして、上向き傾向でございますが、数字等は出しておりません。

以上でございます。

○7番（八代 誠君） はい、分かりました。

最後の質問になっていくんですが、先進地といわれる九州の長崎、大分あたりでは、いろんな支援策というものが確立しています。

本当は、ここでいくつか紹介して、市長どうですか、こんな支援策をとったらどうですか、私もさつまいも農家さんに言われたことがあります、「自分たちは作物を守るつもりで自分たちの生活を守るつもりで狩猟免許を取ったんだ」と。電気柵、それから、わなも購入していかなければいけない、被害に遭えば作物に対する利益は減っていく、しかし防御対策もしていかなければいけない。「狩猟を目的として免許を取ったわけではない。獲物を捕獲してそれを食するために免許を取ったわけではないのに狩猟税がかかるんですよ、これって市で何とかできませんか」とかですね、そういう話を聞いたところでした。

防御していくためには、防護対策、あるいは住み分け対策、捕獲対策。防護対策では、この志

布志市では電気柵のことだと思います。ただ九州管内、会派でいろんな所に研修に行かせていただくと、大分県、熊本県あたりは侵入防止柵、多分メッシュと一般的には言われるんですが、今回、問い合わせを農政畜産課の方にしましたら、「シカの防御対策じゃないですか」と言われたんですが、「いやいやイノシシですよ」というようなお話をしたところなんです。うちは、電気柵で十分なのかというふうに考えておられるのかなというふうに思ったところなんです。先進地といわれる所はメッシュも補助対象にされていると。

それから、住み分けも有害鳥獣となる鳥獣に対して、あんたたち、ここから先は人間がいるんだよというような住み分けをするために、草刈りとか、あるいは鹿児島弁でいうヤボジラですよ、ヤボジラにならんように、ヤギを放牧したりとか、そういったものがあります。

捕獲対策としては、本当にこれは人手、それから捕獲に対する報奨金、もうちょっと上げられないですかというような、そういった話になっていくわけなんです。結局財源の確保をじゃあどうしていくかということになるわけなんです。そういったときに、私も議員になって初めて知ったんですが、鹿児島県は森林環境税というものを県民の方々に課しているんですね。この森林環境税、議長いいですかね特別に、テーマからちょっとはずれるのかもしれませんが、森林環境税、これ分かれば、ちょっとお示しをいただけませんか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この県の森林環境税につきましては、一人500円という形で課税されております。

使用方法としましては、森林の育成、あとそういった木材の利用という形で補助金として出されているようでございます。

○7番（八代 誠君） これは課長、他の県も全国全ての県が課している税ですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 国内全部の市町村ではやっていないところではありますが、その数については、ちょっと把握していないところでございます。

○7番（八代 誠君） 森林環境税、私は本市の林業振興対策協議会に小園議員と二人、市議会の方から協議会に参加しているんですが、1回だけ「この森林環境税の中から鳥獣被害に対するお金をもうちょっとどげんかならんとですか」という話をしたら、「いやいやこれは目的が違いますよ」というふうに言われたところなんです。

私、提言なんです。最初自然環境という話もしましたが、市民と語る会の中で、特に言われたのが、今回、この鳥獣被害のことでした。それと市道、農道の伐採、「6月あたりに業者さんが、きれいに払ってくれるけど、もう1か月もすれば伸び放題やらよ」と、だから年に2回、3回、複数回道路伐採はできないか。

それから、廃プラですね。そういった環境に関することが非常に多く出されました。私は、何らかの財源確保のために市単独、独自で環境税みたいなものは考えられないかというふうに思っています。市長どうですかね。

○市長（下平晴行君） 現在消費税の引き上げを目前にしている状況でございますが、志布志市独自の目的税を創設して事業のための負担を市民の方々にお願いすることの理解を得ることはな

かなか難しいのではないかというふうに考えております。

また、目的税の創設については、税制上の可否も含め全く検討をしてきておりません。現状でそのような対応を選択すること自体は困難な状況ではないかというふうに思っております。

まずは、課題を洗い出し、それらに対応し得るための組織強化を図ってまいりたいと、目指してまいりたいというふうに考えております。

そして、本事業に対する市民の要望に応えるための方策が見出せて、更なる財源が必要であると判断した場合には、充当可能な財源から対応することを検討させていただきたいと思っております。

それから、農道・市道の対応については、おっしゃるとおりでございます。これは今、建設課の方でも協議をしているわけですが、何とか道路についての管理が、1年を通してできないのかどうかということも、併せて検討しているところでございます。

○7番（八代 誠君） 私は今回鳥獣被害のことで一般質問をしているわけなんですけど、市民と語る会の中で市道・農道についても、そういうお話があったということです。

でも、この鳥獣被害、何人もの議員が一般質問をしているんですけど、なんか堂々巡りですね、一生懸命やられているんですよ、だけど飛躍的な改善というのは、なかなかないな、捕獲頭羽数を見ればすごいですよ。だけど、やはり市民と語る会の中で「本腰を入れてしっかりやってよ」というふうに言われたところでした。これ市長の決断しただと思っんですけどね。私は環境税みたいなものを市民の方々に負担していただいて、目的を持った税というのは作れませんかというお話をしましたが、仮に今それができないということであれば、ふるさと納税ですよ、志基金の中の幾分かを市長が、この鳥獣被害、あるいは道路環境に関するものとしてですよ、基金を創設されれば、私は可能なのかなというふうに考えるんですけど、それを市長がやられるかやられないかは、そこの胸三寸だというふうに思いますが、どうですか。

○市長（下平晴行君） ふるさと志基金、ふるさと納税については、これはいつまでこのことが続くかちょっと分かりませんので、この基金で対応できますとは、今のところ言えません。しかし、この解決をするために、どういう手立てをしたらいいのかは内部で十分議論して対応してまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 特別に税というか、私、環境税と言いましたけれども、本当、市長が言われたように条例を改正したり、いろんな縛りがあるかと思っております。ただ、私ちょっと調べてみたんですけど、志布志市は家庭用、事業用、ごみ袋を販売しておりますよね。これ平成28年と平成29年、ちょっと調べてみたんですけど、1年間に約141万枚販売されているんですね、141万枚ですよ。販売価格なんですけど、45ℓについては10枚200円で販売されています。20ℓについては10枚120円で販売されています。

私は伊崎田校区で公民館の役員をやっているんですけど、充て職ではないんですけど、衛生自治会の方の係もさせていただいて、確か自分の記憶では、この袋をそろそろ卸屋さんがですね、製造元といった方がいいですかね、値上げもちょっと検討させていただかないと、非常に苦しいというようなこともお聞きしました。

でも、例えばですよ、この141万枚売れているごみ袋が10枚セットで200円と120円なんですけど、5円、仮に目的をもって、こんな形で使用したいというようなことでいけば、141万枚ということは700万円ぐらいは入ってくるんですよ。5円掛ければです。でも、また袋が高くなったというようなことになるのかもしれませんが、方法は見つければいろいろあるかと思うんですよ。そこについてはどうですかね。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり中身についてはよく分かりますが、目的が違いますので、そこら辺の仕様がどうかというのは、ちょっと内部で検討させていただきたいと思えます。

○7番（八代 誠君） 本当に環境という形でひとくくりにする、すごい多種多様な課題というのが見えてくるんですが、やはり今回、市民と語る会、3会場とも認定農業者でしたので、やはり農業を専門とされている農家さんが、「鳥獣被害については、本当に真剣に取り組んでくれ」ということでありました。真剣に取り組めば取り組むほど、その財源の確保というのは私はやっぱり必要じゃないかな、ふるさと納税にしても時限的である、であれば、市民の皆さん方にそれぞれの公平な負担をしていただくというような手法を考えれば、私は納得していただく方々が多いのではないかなというふうに考えています。

そういったことで、環境税、あるいは財源の確保ということについては、今後も会派の中でも集中的に勉強して、またいずれ議論をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（西江園 明君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

答弁の追加があるそうですので、耕地林務水産課長。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほど、捕ってはいけない種類ということで、環境大臣が示しているのが、全国的にヤマドリ、キジの雌。そして、鹿児島県が捕獲禁止規制しているのがヤマシギ、キツネとなっております。

○議長（西江園 明君） ここで休憩いたします。

11時30分から再開いたします。

—————○—————
午前11時16分 休憩
午前11時30分 再開
—————○—————

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） 改めまして、こんにちは。南利尋でございます。

私事ではございますが、今年は食欲の秋を志布志産というこだわりで堪能させていただきました。

改めて志布志産物のおいしさと、数の多さに気付かされました。あまりにもおいしいものを堪能したことにより、11月19日の定期検診の時、職員の方に笑顔で「一段と成長しましたね」と言われました。私は「すみません」と一言だけ言いました。自分では生活習慣を改めたつもりでした。でも、つもりでは駄目なんです。結果にコミットするには、強い信念と覚悟が必要不可欠であると再認識しました。今まさに忘年会シーズン真っただ中であります。皆さん体調管理には十分気を付けて、気持ちよく年末年始を迎えられるように頑張りましょう。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

11月23日に志の福祉・ボランティア大会が開催されました。大会テーマが「みんなが笑がお！志あふれる 結のまち しぶし～ともにつながり支え合う 安心して生き生きと暮らせるまちづくり～」でした。これは志布志市地域福祉活動計画理念でもあります。私は、参加されていた方々の福祉の活動、ボランティア活動に対する思いに感銘を受けました。私も文教厚生常任委員として全力で取り組もうと改めて思わせられました。

そこで、福祉行政について伺います。

福祉タクシーなど、福祉サービス利用者から接遇に対する意見や要望を多く聞きます。どのように改善していく考えがあるのか、市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

福祉タクシー運行事業につきましては、原則自動車が無く、日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保し、もって高齢者等の移動の利便性の向上に寄与することを目的に、市内の3タクシー業者に委託して運行をしております。

御質問のありました、利用者からの接遇に対する意見や要望については何度か市役所にも寄せられ、改善すべき内容等については、その都度委託業者に連絡し改善に努めております。

また、改善後の状況確認も行い、市民サービスの向上に努めております。

今後も委託業者と連携を図り、市民サービスの低下を招かないようにするとともに、利用者が安心して気兼ねなく利用できるように努めてまいります。

○2番（南 利尋君） 福祉タクシーの利用者の中には、安心して利用できていない方が何人もいらっしゃるという現状を教えてくださいました。

最初、高齢者の方々は、「いろいろなことで迷惑をかけているから」とか、「お世話になっているから」と、なかなか意見・要望を聞かせていただけませんでした。「大丈夫ですよ、思っていることを何でも聞かせてください」と言いますと何人もの方から本音を聞かせていただきました。

福祉タクシーで手塚クリニックに送ってもらったら、「終わったらタイヨーまで来てください」と言われたとか、つわぶきに行ったら「終わったらタイヨーまで来てください」とか言われたことがあったそうです。足腰の悪い方には大変なことであります。ひどい事例では、「今日は1人しかいないので駄目です」と断られたこともあったそうです。そういうことがあって利用しなくなったという方もいらっしゃいました。ある方は、予定の時間に行ったら出発していた。乗ろうとしたらドアが閉まった。運転手と挨拶を交わし合えない。運転が荒くて怖かった。お世話になっ

ているからと、気持ちばかりの物をあげたりして気を遣っている方もいらっしまったそうです。

市長は、こういう福祉タクシーの現状をどう思われますか。

○市長（下平晴行君） そのようなことが事実であるとすれば、これは大変遺憾なことだというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 福祉タクシーの実施要綱に「高齢者等の移動の利便性に寄与する」とあります。「寄与」の意味を調べてみますと「役に立つことを行う、貢献」とありました。「貢献」を調べてみますと、「相手を思いやり安心感を高めること」と書いてあります。ぜひ「寄与」の意味をしっかりと実行していただくことを要請します。

他にも「申請のやり方が分からない」「大分前に申請したが、どこに連絡すればよいか分からない」「一人暮らしで車も無いけど、68歳だから」と数多くの意見を聞かせていただきました。

そこで、もう一度、申請のやり方や利用手順などを誰にでも分かりやすいような形で周知する必要があるのではないかと思います。高齢者の方でポータルサイトを利用されている方は、なかなか少ないのが現状だと思います。一人暮らしで御存じない方もいらっしまった。

市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、これは利用される側に立った対応の取り組みをしていかなければいけないというふうに思っております。

そういうことを含めて、庁内で、そういう先ほどおっしゃいました苦情等を総合的に、どういう所に問題があるのか等々を協議をして、その福祉タクシーの役割をしっかりと担っていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） これまで利用者の現状で、利用者の立場で質問してきましたが、事業者の立場で考えますと、企業としては普通タクシーがメインであるわけですから、乗務員確保ができないことも発生する可能性があると思われま。

現在、本市の福祉事業に賛同をいただいている企業に負担にならないためにも、シルバー人材センターの活用や市が福祉タクシー乗務員を募集して、福祉タクシー運行事業の在り方を検討していくべきではないかと思います。

市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 現在、志布志市の特性、地域地域公共交通の現状、問題点、志布志市が目指す将来像を踏まえ、地域公共交通の在り方を地域公共交通活性化会議で検討しているとともに、その実現に向けた施策展開の検討を行い、志布志市地域公共交通網形成計画を策定しているところでございます。

そういう中で、今おっしゃったようなことを十分検討してまいりたいと思います。

○2番（南 利尋君） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

私は、福祉事業、ボランティア活動にオール志布志市で取り組んでいかなければならないときに、一つの事例、一つの行動によって、一人の行動によって趣旨にそぐわない事例が発生したときは、本市の福祉ボランティア活動に一生懸命取り組んでくださっている方々の努力が無になる

可能性もあると思います。

市長のスピードある改善と、見直しを含めた在り方の検討を要請します。

次に、公共施設の活用について伺います。

使用されていない公共施設の利用手続きを簡素化し、地域の方々が健康増進や交流などに気軽に利用できる、ふれあい広場などに活用する考えはないか伺います。

○市長（下平晴行君） 本市における公共施設の利活用については、市公有財産等利活用基本方針に基づいて、基本的な考え方を定めております。

御質問の出水中学校跡地につきましては、学校跡地利活用に関する基本方針により、市の施設への転用または民間事業者への貸与と位置付けております。その後、地域と行政との意見交換のために設置した出水中学校跡地利活用再生委員会を開催しておりますが、具体的な整備方針は、まだ定まっていないところでございます。

その中で地域としましては、体育館や運動場については、今後も地域で活用したいとの声があったところでございます。

現在の管理状態としましては、地域や公民館での行事やイベントで利用できるよう公民館等と連携して管理している状況であります。申し込みがあれば、使用は可能ということでございます。

今後につきましては、更に出水中学校跡地利活用再生委員会を継続的に開催し、地域の要望や意見を聞きながら有効な活用策を検討してまいります。

○2番（南 利尋君） 今、市長がおっしゃったように、今回は一つの事例として、出水中学校跡地について質問させていただきます。

10月28日に地元の地域おこし団体が潤ヶ野地区、八野地区の高齢者の方に声を掛け、グラウンド・ゴルフ大会を開催しました。90名の方が参加されました。応援に来られた方も多くいらっしゃいました。両地区の方々は、ほとんどが出水中出身であります。「久々に出水中に来て同級生にも会えたり、昔にかえったような気がする」と高齢者の方々が喜んでおられました。グラウンドの芝は昔在学していた生徒で植えて管理をしていました。大会前日、主催者メンバーで校舎の周りの除草作業を行っていました。市長が言われる「自分たちの地域は自分たちで守る」という代表的な活動だと思えます。どう思われますか。

○市長（下平晴行君） これは、自治というのは、自分たちの地域は自分たちで守っていこうという基本的な考え方があるわけでありまして。そういう中で地域の人たちが、その地域にある施設を利活用していくというのは、大変また地域にとっても有り難いことであるし、また施設そのものを今おっしゃったように清掃なり、管理をしていくということが出来るわけでございますので、そういうことも含めて、しっかりと対応していけるんじゃないかなというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 今、市長が答弁していただいたように、いろいろな方々が、例えば、この前、担当課にお伺いしたところ、すごく丁寧な説明をいただきました。私が言いたいのは、出水中学校の校庭があるわけです。校庭を高齢者の方が運動をするとか、そういう交流をするために、いつでも、あそこに行けば誰がいるというような感じで使っていただきたい。担当課の方が、

いろいろ今の現状を説明して下さったときに、体育館のトイレの水道工事の検討をして下さっているということでした。

でも、体育館では1回1回開けて使わなきゃいけないという現状がありまして、そこは高齢者の方が常に体育館の鍵を開けられるかといいますと、開けることができないわけです。であれば、校舎の横のトイレを使えるような、今現在、水道の漏水が結構ありますので、そういう所を点検していただき、修繕していただいて、グラウンドがいつでも気軽に使えるような状態にしていただきたいという要望であります。

今、地元では、志布志市の中山間地区と言われます四浦、田之浦、森山、八野、潤ヶ野校区の方々は、昔から皆さん基幹産業をされていて、顔見知りで交流があります。そういう方々の交流の場になっていけばなという声が、たくさん出ております。

市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、誰でも使える施設でなくてはいけないというふうに思います。

これは、水道を止めているのは、漏水のために今止めているところでありますので、これを志布志支所長の方に、いわゆる校舎にあるトイレが使えるように水道を引っ張って、そして、校舎は遮断すればいいわけですから、あそこを開放していけばいいんじゃないかということで指示しておりますので、その辺は大丈夫だというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ぜひ、そういう形で本当に地域の方々が、なかなか中山間地域という所は、みんなが集う場所が少ないものですから、スピードある検討を、対応をよろしく願います。

次にいきます。JAそおの買い物支援事業で高齢者の方に対して、移動販売を行っていただいています。買い物をされる方々の中から、「みんなでお茶でも飲みたい」という意見が多くあり、ある方の厚意により、買い物を終わった方々がサロンという形でお茶飲みをされております。

松山地域、志布志地域で数箇所行われています。BTVでも何回も放送されています。高齢者の方々は自分で作った煮物や団子、漬物、おにぎりなどを持ち寄って楽しく笑って、お茶を飲んでおられます。私も何度もお邪魔していますが、いつも団子や煮物、漬物と元気をいただいております。

しかし、その現場が、その場所がなんと牛小屋の跡とか、廃虚になった傾いた建物の中です。行くたびに心が痛い思いをしております。

市長、JAそおと連携を図り、いろいろな協議を行い、既存の施設の利用や建物の修繕などを検討していただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、そういう施設が使えるものであれば、それはお互いに協議をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな検討をしていただくようお願いしておきます。次に、農業、畜産振興について伺います。

現在の志布志市産の農産物の販路の在り方について、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志市産農畜産物の販路拡大についてでございますが、農業の現場では生産者の高齢化により農地が集積され、経営規模が大きくなり、1戸当たりの出荷量も増えてきております。出荷先の選択は、生産者の判断によるところでございますが、大規模農家の多くは需要の多い消費地へ出荷される傾向でございます。

消費地では、志布志産として表示されているものもありますが、加工用や畜産物については、志布志市産として販売されているものは少ないと思われまます。

そのような中でも地産地消にこだわり、市内スーパー、道の駅、販売店において野菜を販売されている生産者もいらっしゃいます。

また、畜産物においては、流通形態や取り扱いに制約が多いこともあり、志布志市産の肉を市内で継続して販売されている実態は把握しておりませんが、県内の焼き肉店では鹿児島市内に2店舗、薩摩川内市に2店舗、志布志和牛として提供されているようでございます。

地産地消を基本に志布志市産の農畜産物を志布志市産として販売することは、消費者の農業への理解を深め、志布志市産のPRになると思われまますので、関係機関と連携しながら志布志市産農産物の販路の拡大を図ってまいりたいと思ひます。

○2番（南 利尋君） 今、大まかな流れを回答いただきましたが、一つの例を挙げますと、「紅はるか」という品種のさつまいもがあります。初出荷時の価格が、本市で出荷した時と、串間市の企業に出荷した場合1kg当たり30円以上の価格差があります。最後の出荷時でも1kg当たり10円以上の価格差があります。「紅さつま」という品種でも串間に行くと「宮崎紅」というブランド名で、「紅はるか」と同様の価格取引が行われているのが現状です。この現状を市長は、どう思われまますか。

○市長（下平晴行君） これは、その地域での生産量、そして、これまでのそういう販売等々が大きな影響を与えているんじゃないかというふうに思っております。そういう「紅はるか」が単価的に志布志市の方で販売するのと、他県で販売するのと差があるというのは、内容的にはどういう状況か分かりませんが、先ほど言ったような、そういう今までの実績等が勘案されるんじゃないかというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） 現実には、志布志市のおいしいさつまいもは、宮崎産として流通しているというのが現実なんです。

J Aあぞらの取り組みで、有明地域の中小規模農家の農産物を集荷し、Aコープなどで販売している事業があります。高齢者の生産者の方々は、非常に喜んでおられると聞いております。

志布志地域、松山地域では、中小規模農家と提携した事業が少ないため、近隣の企業に流通している例もあります。先日行われた市民と語る会の中で、ピーマン農家の方の意見に「生産者が出荷した時のピーマンの味と、スーパーで売っているピーマンの味は全く違う。出荷した時点の味を分かってもらいたい」とありました。出荷先の業者には、販売量を調整できる冷蔵庫があるため、見た目は全く変わらずに店頭に出せます。生産者の方は、毎日汗水流して作った物だから

新鮮な採れ立てを食べていただきたい。食感、味、香りを味わって欲しい。消味期限、消味期限とは「消（けす）」の「味（あじ）」の期限です。消味期限を笑味の期限、笑うに味で期限です。「消味期限」を「笑味期限」と書き販売できれば、もっと生産者と消費者が近くに感じ合えるのではないかとの意見もありました。

市長、本市の販路の在り方についての生産者の生の声です。どう思われますか。

○市長（下平晴行君） これは、新鮮な物が採れたてで食べられるのか、それとも時間を置いて食べているから味が劣るのか。そこら辺は生産者の方も販売者の方にも大きな影響があるというふうには思っております。

ただ、「笑味期限」こういう形になれば、生産者の方も本当に経営的に、うまくいけるという思いで、この「笑う味」というふうになっていければ、これはこれに越したことはございません。そのためには、やはり販売経路、これをどうするかということでございますので、これは行政も生産者も一体となって、何にどういう形で行政が支援すればできるのか、それとも生産者の方々は自らの努力がどうなのかということも含めて、内部で十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（西江園 明君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

○2番（南 利尋君） 昼食をはさみますと、何だか1回の議会定例会で2回一般質問をさせていただけるような気がしています。

市長の答弁で終わったのですが、ちょっと帰ってテレビを観ます。

次に、ふるさと納税の返礼品の中に、この肉の欄なんですけど、鹿児島黒牛サーロインステーキと、鹿児島県産和牛サーロインステーキとあります。市長、この違いをお分かりでしょうか。

とりあえず、私が説明させていただきます。

例えば、経済連に出荷した牛は、鹿児島黒牛というブランドになります。それ以外は鹿児島県産和牛と呼ばれます。皆さんも中にはいらっしゃると思うんですけども、消費者には別物のような捉え方をされている方が多いのが現状です。鹿児島黒牛が日本一になってから、牛肉の返礼品が増えております。ナンチクハムに委託している牛肉は、志布志市も曾於市も同じであります。曾於市にある企業なので、もちろん曾於市の牛肉の返礼品の量も増えております。ナンチクハムにも請け負える量には限界があるため、曾於市の量が増えることにより、本市の分は限られてくるわけであります。同じ返礼品が曾於市にあっても、志布志市は品切れという現状が出てくる可

能性があるわけです。同じ返礼品で、一日でも早い方は曾於市で納税するという方も出てくるのではないかと思います。

スムーズな流通を確保するためにも対策を打つべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） この返礼品の肉のことですが、これは逆にいうと志布志市の黒毛和牛が曾於市でナンチクハムで販売されるということは、曾於市でもこの和牛を使っていると。ですから、逆に向こうにだけ流れるのではなくて、志布志市の和牛も曾於市で出る可能性も十分あるというふうを考えるんですが、そこら辺は中身がどうか具体的には分かりませんが、そういうお互いの肉の活用ができていないんじゃないかなというふうには思っているところです。

○2番（南 利尋君） 今、市長に答弁していただきましたナンチクハムが請け負われている、その牛肉に対しての担当課の詳しい御説明をいただきますと、本当にサーロインステーキとか、そういうものの需要がすごく増えているという現状であると。

志布志市産だけでは、これからは足りなくなってしまうだろうということでもあります。これから質問をさせていただきますが、私は畜産農家の方々に、志布志市だけでも請け負えるような体制をとっていきべきではないかということを経験をさせていただく場面がありましたが、それも生産者が協力し合えば、方向性は見えてくるのではないかという意見もありました。

今まで午前中から農産物の販路、返礼品の牛肉流通の現状を述べてきました。今、市長も答弁でおっしゃいましたが、そういう志布志市の物が曾於市で使われている。また、足りないときは、もしかしたら、曾於市の物が志布志市で使われているという状況もあるかもしれません。

私が提案したいのは、志布志市産の統一した商標を作るべきではないかと思います。例えば、熊本県の「くまモン」は、世界中に名をとどろかせております。計り知れない経済効果をもたらしております。何年も前に宮崎県の東国原前知事が、タイトルで「どげんかせんないかん」という言葉と似顔絵を商標にしたら、宮崎県に大きな経済効果をもたらしました。

二つとも県レベルの事例ではありますが、考えてみると、本市単独でもできる可能性のある事業ではないか思います。例えば、下平市長の似顔絵などもよいのではないのでしょうか、市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 商標の取り組みということではありますが、これはおっしゃるとおり商標を作成することで、全国まではいきませんが、そういうPRができることは確かであるというふうに思います。ただ、私の顔がよいかということは別としまして、はい、よか質問だと思います。ありがとうございます。

○2番（南 利尋君） 提案であります。

志布志市産で全てを統一していけば、今の販路と新たな販路開拓が現実化してくるのではないのでしょうか。志布志和牛のブランド化も必要ですが、まだまだ時間が必要だと思われます。

志布志市で生まれた牛、志布志市で育った牛、全て志布志市産で販売できます。志布志市で採れた農産物は全て志布志市産、ナンチクハムに委託している肉関係についても、志布志市産で統

一することを行えば、曾於市とは違う志布志市産オリジナルの返礼品ができると考えます。

本市には、改築すれば委託できる施設を持った企業もあります。例えば、10月から4月まで期間限定志布志市産鍋セット、肉、魚、野菜、牛乳などオール志布志市で全国にアピールできます。一石五鳥にも六鳥にもなります。

今回は、値段の設定まではしておりませんが、市長、新たに志布志市産販路開拓協議会などを立ち上げたらどうでしょうか。見解を伺います。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃることはよく分かります。ただ、そういう一緒にセットにするということが可能かどうかという、これは保存方法とか、そういうものもありますので、そこら辺がどこまでできるのか。これは生産者あるいは企業、事業者、そういった関係団体も関連がありますので、そういう団体にも声掛けをしていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 今、答弁いただきましたが、できるかどうかは、まだ考えてみないと分からないということです。であれば、できるかどうかではなくて、とりあえずそういう関係機関の協議会みたいなもので何度か検討していただいて、できなければ、また違うパターンを考えればいいわけですし、できることであれば、そういう、例えば関西志布志会とか、関東でもいろいろあります。東京出張所も今年から頑張っておられます。そういう所にも鍋セットという形で志布志市産をアピールするようなことも一つの方法だと私は考えます。ぜひすばらしい志布志市産を世界にアピールできるように取り組んでいただきたいと思います。

観光振興についてお伺いします。

近隣自治体では、観光振興計画が着実に進められているように見受けられます。

本市の状況について伺います。

○市長（下平晴行君） 本市の観光振興計画につきましては、平成20年3月に策定をしております。その内容につきましては、基本目標を「志民による歓交まちづくり～おもてなし日本一を目指して～」として、数値目標の一つ目に、観光入り込み客数。二つ目に、宿泊観光客数。三つ目に、着地型旅行商品。四つ目に、志ツーリズム受け入れ実績。五つ目に、スポーツ合宿実績の五つを掲げております。そのうち、二つ目の宿泊観光客数と五つ目のスポーツ合宿実績につきましては、平成33年度の最終目標と設定しておりました数値を、中間年度であります平成28年度に既に上回ることができております。なかでもスポーツ合宿については、鹿児島県で第2位の実績となっているところでございます。スポーツ合宿につきましては、その経済波及効果が二次波及効果まで合わせると、2億4,000万円弱の効果があると試算されております。観光振興に大きく貢献すると考えられることから、スポーツ合宿を柱としながら、その他の数値目標も達成できるように努力してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 例を挙げますと、近隣の市・町では、東九州道中心市街地対策課を役所内に置き、22億円の予算を計上し、道の駅を平成33年3月に完成予定で工事を行っています。自主財源は14億円だそうです。

大崎町では、ビーチバレーの町で全国大会や有名選手を呼んで大きな大会を行っています。

私が担当課の方に詳しい御説明をいただいたところ、今、市長の答弁どおり、サッカーフェスティバルやスポーツ合宿で、柱はそういうものであるということお伺いしました。

私の考えていることは、このサッカー大会やスポーツ合宿は、本市にとってはとても大切な事業です。

では、このサッカー大会や合宿に来られた方が、志布志市のどこで観光をされて、志布志市のイメージを観光地として意識していただいて、また来たいという感覚、例えばスポーツをやめてからも志布志市の観光地に行きたいという感覚が必要ではないかということなんです。スポーツ合宿、スポーツ大会で来られて、結局大会を終えて近隣自治体へ、最近、はやっています、テレビでもよくあります雄川の滝や、そういう所、いろんな有名な所に行かれて帰られるというのが現実ではないでしょうか。

現在では、サッカー大会や合宿に来られた方の宿泊施設も本市では足りていない状況があり、宿泊を近隣自治体で行っている方々も多くいらっしゃるそうです。もっと宿泊施設も、市長が今、答弁されました宿泊施設も踏まえた観光振興のグランドビジョンを考えていくべきではないでしょうか。レジャー、観光、同じジャンルですけど、レジャー感覚で志布志市に来られるというイメージを持っていただければ、もっと入り込み客数も増えると思います。

市長の見解をお伺います。

○市長（下平晴行君） スポーツ合宿が、なぜ柱なのかというようなことでございますが、これは特にサッカーが65校、そして、サッカーの一番利点というのは、他の県との対外試合をするために1週間から10日滞在していただくという大きなメリットがあるということでございます。

今おっしゃいました観光振興のための対策はどうなのかということでございます。これはスポーツ合宿に来て、志布志市に滞在していただく、あるいは高校生、大学生という年齢なんです、その時点でも志布志市を知ってもらおうという、そして、何年か後には、志布志市は良かところ、みたいところでまた来ていただく。これも観光振興の一つの柱になっているんじゃないかなというふうに思っております。

今、おっしゃいましたように、観光振興の中でございますが、食を生かしたおいしいまちづくりを基本政策の一つにも定めているところです。

これまでも、「商店街グルメNo.1決定戦」や「全国ご当地どんぶり選手権」でのグランプリ獲得など、県内にとどまらず全国にグルメのまち志布志市をPRしているところでございます。

おいしい物は人を引き寄せる力があり、遠方からでも食べに来られる方もいらっしゃるようですので、引き続き「グルメのまち志布志」をPRし、観光振興につなげていきたい。

あわせて、今、歴史のまちづくり事業にも取り組んでおります。さんふらわあから降りて、志布志はどこに行く所があるのかというような、こういうことも含めて、今ある文化財の活用、これは保護活用ですから、活用していただいて保護していく。それとあわせて、志布志城の活用、これも2月に全国城サミットがございます。そういうこともあわせて、人と人の交流、これは歴史のまちづくり事業の基本的な考え方は、国土交通省、文部科学省、農林水産省が、その文化財

を観光として使えないか、いわゆる保護活用ということを含めて、人の交流を図る。いわゆる移住・定住と申しますが、定住にいく前に移住、これは交流人口を増やしていくことで、それが移住・定住につながるような取り組みをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 今、答弁をいただきましたことでも、その流れがあって、そういう移住・定住につなげるという場面で行っているということでしたが、例えば、もちろん志布志市の歴史のまちづくりというのは、すばらしい事業だと思っております。志布志城跡の整備も、すごく魅力ある事業だと思っております。そこをそういう感覚で見ても、例えば、入り込み客数の可能性として、東京、福岡、北海道にお住まいの方が歴史を感じたいという場面では、京都、奈良というイメージがどうしても出てくるような気がするんです、現状ではですね。そのイメージを打破するということは、相当なビジョンを作り出していかないと、もちろん地元の方に愛される志布志市のいろいろな歴史の文化財があります。志布志城跡もあります。そういう歴史のまちが、志布志市のまちだけに存在するのであれば、そこをメインに来るということも考えられますが、全国には規模が全く違う展開で、そういう取り組みをやっている自治体も結構多くあると思います。それを踏まえた上で、もっと多くの入込客数を増やしていかなければいけないんじゃないかということ考えたほうがよろしいのではないかと私は思っております。

そこで、旧志布志町が取得した夏井陣岳地区の利活用をどのように考えていらっしゃるか、お伺いします。

○市長（下平晴行君） 質問の市有地につきましては、昭和61年頃から夏井地区でゴルフ場開発を進めていた県外企業が、バブル経済崩壊の影響により倒産し、平成15年にゴルフ場開発の事業撤退となったところでございます。

その後、当該地域の乱開発の不安や地元住民からの要望を受け、平成16年8月に志布志町ふれあいの森整備用地及びダグリ公園駐車場等用地として旧志布志町土地開発基金で購入しているところでございます。

平成18年の合併により、志布志市土地開発基金へ編入となり、平成26年3月の土地開発基金条例の廃止に伴い、平成27年3月に所管替えを行い、現在では志布志支所地域振興課で普通財産として管理をしているところでございます。

当該地域は陣岳の森に位置する部分でありまして、市有地として取得した部分は、計243筆で約30haであります。いわゆる虫食い状態の形で所有となっている状況であります。

今後の活用につきましては、現在のところ具体的な検討はしていないところであります。

ダグリ岬公園周辺整備基本計画におきましても、ダグリ岬海水浴場周辺の整備を優先しているところでございます。

○2番（南 利尋君） 今、市長の答弁にありました流れを、旧志布志町時代のOBの方でその事業に携わっていらっしゃる方に、いろいろ勉強させていただきました。

平成元年に旧志布志町で、夏井陣岳地区においてゴルフ場建設計画がありました。志布志町振

興計画で、134haの土地に18ホールのコースを造り、周りにフィールドスポーツゾーンを造る計画でした。答弁がありましたように、時代の流れと用地買収がうまくいかず、不動産会社が撤退したという流れです。この流れには、県も許可を出しております。おっしゃったように、そういう地元住民の声や乱開発の阻止を目的として、仮称でふれあいの森整備用地、ダグリ公園駐車場等便益施設整備用地として2,050万円で購入しております。

旧志布志町が取得した土地が、約30haです。そして、夏井地区の共有地が42haあります。合わせますと72haです。市長、72haです。すごいことができる可能性があると思われませんか。お伺いします。

○市長（下平晴行君） 面積を見ればすごいことだというふうに思うんですが、これは夏井集落の土地、個人の土地、そして先ほどありましたように、志布志市の所有が30ha、これは虫食い状態ですので、市が、これから何かしようという取り組みはできないというふうに考えております。

もう一つは、企業が何かここで、この70haの土地をその一部でも20haでも30haでも、何か活用して取り組みをしたいというのであれば、市は全面的に支援してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） その土地ですね、夏井地区の共有地、これを旧志布志町に買収してこないかという夏井地域の住民の方が、そういう御相談をされて、共有地は旧志布志町で、何かの計画があれば、いつでも貸しますということ、そういう利用計画があれば使用してもいいとの合意が買収した時にあったそうです。ということは、もし仮にそういう計画を立てれば、何かの利用価値があると。

今、市長がおっしゃったように、どういう状態であるかということも、まだ把握されていない状況だと思いますし、俗に言うバブルですね、バブルの時代に、そういう買収が行われたということで虫食いということですが、何でも例えば、虫食いであっても、虫にかまれても治療すれば治るんです。例えば、そういう虫食いも埋めていけば、虫の食った跡は何も残らないということです。その検討も必要ではないかと思います。虫食いだから何も使えないということでは、その72haの土地は全く意味の無い土地になってしまうと私は考えます。

私は、時代の流れで断念された事業が、時代の流れにより求められる事業になっているのではないかと考えています。

当時は、東九州自動車道夏井インター計画はありませんでした。現在は、夏井インターができるという計画があります。全国にある高速を降りてすぐの観光地というのは、数多くにぎわっております。例えば、高速のインターがあり近くに駅がある。まさに日本を代表する東京ディズニーリゾートとか、富士急ハイランドと同じ条件なんです。

本市には、さんふらわあもあります。鬼に金棒です。現状を比べてみれば全く比べ物にならないと思います。しかし、二つの施設の開発前は、富士急ハイランドは全くの山林地帯でありました。二十五、六年前の東京ディズニーリゾートは、海辺の空き地だったんです。今そういう状況でありますから、比較はできないと思いますが、20年、30年前は今の夏井陣岳地区の感覚と一緒に

でありました。今こそ夏井陣岳地区のグランドビジョンを作り上げる必要があるのではないかと私は考えます。

市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 私は、市が買収している虫食い状態と、夏井集落の土地、それから個人の土地、これは図面を見ているところです。

これは、相続の関係等々もいろいろあるようでございますので、先ほど言いましたように、行政がそこまで入り込んでできるものなのかどうか、これは大変厳しいというふうに思って、先ほどの答弁をしたところでありますが、民間の方が、この土地を使って何か開発をしたいというようなことであれば、先ほど言いましたように、市としましては全面的なバックアップをしていきたい。ただ、市が先手を打って何か事業を着手していきたいということは、今のところ考えておりません。

○2番（南 利尋君） 私も全くそのとおりであります。

市が何かをやるということでは、そういうことを提案しているわけではありません。

30年前の旧志布志町では、夏井地区ゴルフ場建設推進プロジェクトチームを立ち上げておりました。立ち上げて側面からの協力体制、協力でプロジェクトチームは進んでおりました。ということは、行政がいろんな企業に対してアプローチしていくことが行政の役割ではないかと考えているわけであります。例えば、いろんな、時間の関係上ちょっと省略させていただきますが、例えば、担当課の方々と、いろいろ打ち合わせをした時には、ゴルフ場をとか、ZOZOTOWNが今度PGAツアーを国内で開催するようなことを発表したりとか、いろんな所で星野リゾートが景観を生かした、そういうすごい観光地づくりとか、宿泊地づくりとか、いろいろな一流企業が国内にはいっぱいあるわけです。そういう企業にアプローチをするような志布志市の体制を作っていくべきではないかということなんです。

市長が今、答弁されたことと一緒にことなんです。市で何かを事業を起こせということは絶対、絶対とは言っちゃいけないんですけど、なかなか難しいと思います。だから、そういう土地がありますよと、もし虫食いを、多少虫食いを直して、また夏井地区の42haを使ってもいいですよ、どここの何とかの企業さんということで、そういう企業に対してのアプローチが全くなされてないようなことなんです。現状はですね。

だから、その辺をもっと、せつかく72haの土地があるわけですから、私の感覚は志布志市の中で一番のメインになる、国際的な観光地になる可能性を秘めた場所だと思うので、最初の一般質問から夏井陣岳地区の観光リゾートに対しての質問をさせていただいております。

大分省きましたが、とりあえず前向きな、そういう検討をですね、72haの前向きな活用検討をですね、企業誘致を含めて、そこで何ができるかというビジョンを志布志市で一応提案をした上で、そういう企業に投げかけるような方向で取り組んでいただきたいと思います。

市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私は待ち行政じゃ駄目だと、待つ行政じゃ駄目だと、

やっぱり出ていく行政でないといけないことを言うておりますので、これはおっしゃるように、そういう企業があるか無いかというより、こういうことを目指す企業はないのかどうかということも内部でも十分検討して、そのような志布志市に入ってきて、今の土地を有効活用、利活用できる事業者がいらないかどうかということも含めて取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひそういう取り組みをしていただいて、私が考えているのは、例えば、串間市があります。国土交通省とタイアップして、今の事業をやっているわけです。そういう国土交通省からの予算も組み入れて道の駅という計画を立てております。

私は、東九州自動車道の計画があり、夏井インターが開通するまでには、もう既に出来上がっている、そういう観光地、皆さんを迎えるような状態が出来上がることをイメージしていただかなければ、時代の流れに乗っていけないんじゃないかなということも提案させていただきました。

簡単にいいますと、志布志国際の森カントリークラブを作っていただけないかという質問で、いろいろやらせていただきたいと思ったんですが、ちょっと時間の関係上、前向きな検討をよろしくお願いします。

次に、中心市街地の活性化について伺います。

中心市街地には、多くの空き店舗が見受けられます。行政としても空き店舗解消に向け、様々な情報発信をしていくべきだと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市における空き店舗対策については、志布志市創業支援事業補助金により、商店街モデル地区における創業を支援しており、平成29年度におきましては、市内に2件の新たな創業があったところでございます。

また、平成30年度におきまして、2件の事業決定があり、うち1件につきましては、インド料理を提供するお店で、申請者の出身は外国籍の方であります。

以上の状況であります。現在のところ、空き店舗への入居者募集に特化した形での情報の集約や発信は行ってないところでございますが、入居を決めた方にとりましては、創業支援事業の一部成果もあつたところでございます。

以上でございます。

○2番（南 利尋君） 今、市長が答弁していただいたとおりに、なかなか空き店舗は埋まらないというのが現状であります。また、市内で経営されている方とか、これから地元で店舗経営をされる方とか、そういう方々に対しては、いろいろ情報発信はされております。

しかし、それだけではですね、市街地中心部のあの空き店舗数は絶対解消できないと私は思います。

そこで、ちょっと視点を変えてグローバル発信をしたらどうでしょうか。例えば、今、国内で、いろんな事業を個人的に経営されている方、例えばラーメン屋さんでも何でもそうです。海外で店舗展開をされている経営者もいっぱいいらっしゃるね。

また、海外から日本で、例えば表参道でスイーツ屋さんを始める企業が進出したとか結構いら

っしゃいます。今は、やっぱりグローバルにそういう発信をしていかないと、グローバル社会の中では結果を残せないのではないかと私は思います。例えば、今は、そういう空き店舗が数多くあることを解消するには、例えば、Y o u T u b eなどを利用して、情報発信していくべきではないかと思えます。いろんな国にアプローチできると思うんですね。

例えば、韓国に対しては、志布志市で韓国料理店募集とか、中国に対しては、志布志市で四川料理店募集、北京料理店募集とか、フランスにはフランス料理、インドにはインド料理というような情報発信をしていく、Y o u T u b eとか、そういうので情報発信をしていった場合に、もし仮に志布志市のそういうすばらしさとか、魅力を感じた方が海外からいらっしゃる場合であれば、そこで例えば店を経営されたとしますね、本場に行かなくても本場の味が味わえる志布志市ということになるわけです。それも一つの志布志市をアピールする材料にもなると思えます。

市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、今、外国の方がカレー店を2店、今、店づくりを含めて2店舗営業されるということでございます。

おっしゃいますとおり、多国籍な食事ができる通りとして、町並みの形成につきましては、まず、まちづくりという視点での商店街の在り方検討。多言語に対応できる体制の構築など、一部課題もあると思えますが、人口減少社会の中で海外に目を向けた施策の展開は、今後必要になってくるというふうに考えております。

今後、新たなまちづくりにおける施策の一案として、商工会などの関係機関とも連携をしながら、そのようなことがどこまでできるのか検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 私は、これからは他の自治体の事例を参考にしながら、他には無い、他に事例の無いことを考えるべきだと思っております。

本市は、ごみ処理の分野においても、志布志モデルを作り上げました。アジアの数か国では、志布志モデルで、ごみ処理を行っている国もあります。使用済み紙おむつの再利用も志布志モデルになると思えます。

これからは、様々な分野において志布志モデルを作り上げていくことが、本市のスピードある活性化につながっていくのではないかと私は考えます。

市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、ごみの問題にしてもですが、やはり先取りした取り組みの体制を構築してきたということでございます。

そういうことで、これから、そういう重点的に、そのモデル地区を創設して、発信していくということも大きなまちづくりになっていくのではないかとというふうに思います。

今後は、そのような効果検証を行いながら、事業の見直しをしていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、オール志布志市で一つでも多くの志布志モデルができるように取り組んでいただきたいと思います。

最後に、公用車の広告について伺います。

昨日の青山議員の提案と趣旨は一緒だと思います。

私は、公用車を市内企業の広告に利用すれば、志布志市のアピールとともに、安全に心掛けた運転と、コンプライアンスにもつながると考えますが、取り組む考えはないか、伺います。

○市長（下平晴行君） 本市の公用車への広告掲載につきましては、志布志市広告掲載要綱に基づいて、平成21年4月1日に公用車広告掲載取扱要領により取り扱いが定められております。

広告の大きさは、普通車及び軽車両については、縦40cm、横60cm、マイクロバスについては、縦50cm、横1mの要領で定めております。

なお、要領の制定に合わせて募集を行ったところではありますが、今のところ応募が無く、現在まで問い合わせも無かったということでございます。

○2番（南 利尋君） 今、答弁していただいたように応募が無かった。私は、そういつも思うんですけど、昨日、青山議員もおっしゃっておいりました。応募者が無かったので、全てのいろいろな事業が、なかなか前に進まないという現状があると思います。応募が無いんだったら、やっぱりアプローチしていくことが一番必要だと思います。観光でも何でもそうだと思うんですね。やっぱりアプローチすることが足りないということは、つかみ取れないということになりますので、私が提案したいのは、規格が決まっているということでありましたが、規格が決まったものに対しての広告では、なかなかそれは応募が無いような気がします。

ある程度緩和した、そういうパターンで皆さんに情報発信していけばよいのではないかと思います。私が考えておりましたのは、企業に、ある程度の範囲内で自由にイメージしていただいて、1台月額5,000円掛ける12か月で6万円。2年間で車検代も賄えるという、維持管理ができるというような、そういうシステムが設けられれば、すばらしい一つの事業ではないかと思っております。

また、今おっしゃったマイクロバスについては、もう全体的に一番分かりやすい例でいいますと、さんふらわあがありますね、両サイドに海とさんふらわあのロゴをバッチリ大きく書いて「志布志」と書けば、誰が見ても志布志から出航するさんふらわあというイメージがあると思います。さっきの1台5,000円とは桁が違いますので、それは下平市長の剛腕で企業と交渉していただければ、それなりの広告料は得られるのではないかと私は考えます。

そういう、もっと緩和した募集に変えるべきではないかと思いますが、その辺の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 広告する以上は、やはり市民の目に留まらないと効果というのは無いというふうに思います。

しかし、この要綱で決めているものでありますから、この要綱を変えれば、できることでありますので、乗用車については、この程度でいいのかなと思いますが、マイクロバスについては、おっしゃるとおり、そこら辺の、いわゆる広告を出す側の立場に立った取り組みも必要じゃないかなというふうには考えております。

○2番(南 利尋君) 車両広告に対して、もっと検討を重ねていただいて、そういう企業が、ぜひ使わせてくれというような案をぜひ企業の方に提案していただきたいと思います。

次に、コンプライアンスの点から考えてみますと、例えば、今、議会中継をしていただいているBTVの車両があります。皆さん、BTVの車両が100kmで走っているのを見たことありますか。あれは、私は思いますが目立つんですね。BTVの車は、そういう自分のBTVという社名を描いて走っていますから、そういう法令遵守にもつながります。

そして、いつもきれいに、あのBTVの車は、きれいに維持されているようなふうに、私には見えております。きたない汚れたBTVの車はなかなか走っていませんね。それはやっぱり、そういう広告を打って走っている、そういう自社愛といいますか、そういうものがやっぱり乗っている方にあるということで、きれいに保たれたりとか、コンプライアンスもしっかり守られているような気がしております。

もう一つのメリットといたしましては、例えば、なかなか市役所に来れないという方がいらっしゃると思いますね。行きたくても行けないという方もいらっしゃると思います。そういう方々が、そういう広告の付いた「志布志」という目立つような車があれば、ああ役所の車だということで、いろいろな相談をされたり、いろいろ語り合ったりできるような機会が増えるのではないかと思います。

いつも市長が言われている「市民の声を聞く」ということにも、市役所の車だということに気付いて声を掛けるという可能性も出てくるのではないかと私は考えております。そういう「市民の声を聞く」ということにもつながると思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これは今おっしゃられた市民に分かりやすい公用車と併せて、一つは、広告を表示されていると、業務上適当でない場合もございます。これは業務上ですから、これはどこといえることは言えませんけれども、志布志市とは公用車にみんな書いてあるわけですね。

それと、広告をして目立つのはいいんですけども、一方では、やはり市民に対して好ましくないようなことも出てくるわけでございますので、そこら辺は、この公用車広告掲載取扱要領に定めてある、そのものを遵守しながら対応できることは、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) もうちょっとなので、よろしく申し上げます。

ぜひ、例えば、今おっしゃったことも含めて、もちろん課によっては、そういうことはできないという課もありますし、例えば具体的な例を、港湾商工課でいいますと、こういう観光、いろいろありますね。そういうのは、やっぱりそれなりのことをやっていただいたりとかですね。そういうできるものとできないものの区別は分かるわけですから、その辺を前向きな検討をしていただければと思います。

関連なんですけど、この前担当課の方にいろいろお話をお聞かせいただいたことがあったんですが、市長の公用車、私はいつも思っているんですけど、他の自治体のレベルと同じような公用車であるべきではないかと思うんですね。

例えば、担当課の方に教えていただいたのは、同じ車種で今検討していますということでお答

えをいただいたんですが、志布志市長の安全確保ということであれば、やっぱりワンボックス的な、普通の自治体の首長さんが乗られているような車で、どこの会議に行っても、いい意味でも悪い意味でも、ああ市長の車というのは県に行っても分かるんですね。

それをやっぱり、何でもそうなんですけど、自治体と、そういう整合性のあるような、整合性といえますかね、そういうふうに考えていただければと思います。それには、確実にそれはラッピングできる車なんです。例えば、小学生、中学生に対して、夏休みの思い出図画コンクールを行ったとします。子供たちは一生懸命書きますね。金賞は市長の公用車にラッピングするんですよ。これは志布志市の元気な子供たちが描いた志布志市長の公用車になるわけです。とても私は志布志市をそういう企業のアピールではなくて、志布志市のほんわかした志のあるまちというイメージの公用車ができるのではないかと考えます。

大手の航空会社は毎年やっています。皆さんよく見られたことあると思うんですけど、いろんな絵とか、ピカチュウとか、本当に子供らしい感覚のものを市長の車にぜひですね、金賞受賞で貼っていただければ、すごく子供たちも一生懸命、そういう夏休みの思い出を図画にまとめるのではないかと考えます。

私が今回一般質問で提案したかったことは、いろいろな事例を参考にしながら、志布志モデルをつくり出すということが、今の時代には一番必要ではないかなということです。他のところのまねをしても、なかなか結果を出せるチャンスというものは確率的に少ないのではないかと思います。いろんないい事例をいっぱい調査・研究していただいて、そのいろんな好材料の中から志布志モデルというものをぜひつくっていただけるように期待して、あと市長の見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、私は、今、行政経営指針というのを四つあげております。その中に、「オンリーワン」と、いわゆる他の自治体に無いもの、そういうのを追求せよというようなことを入れておりますので、そういうことも含めて、志布志市独自の取り組みの体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

○議長（西江園 明君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

○
午後2時00分 休憩

午後2時09分 再開
○

○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、4番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○4番（市ヶ谷 孝君） 皆さん、こんにちは。

お昼過ぎの一番眠い時間を過ぎまして、一日の中で一番はっきりと熱く議論ができる時間をい

ただいたものと思っております。同僚議員の御配慮に感謝を申し上げます。

申し遅れました、私、会派、真政志の会に所属しております市ヶ谷孝でございます。

本日、通告書のとおり防災行政について一般質問をしております。

本日の一般質問の主原稿は、A4用紙で13枚ほどでございます。見やすく文字の大きさを大きくして、メモ用のスペースもございますので、実質A4用紙5枚ぐらいですかね、執行部の答弁が端的に返ってくれば、すぐに終わりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、防災行政について、まず、この防災行政の一般質問を先にさせていただきかけといいますのが、先月、志布志市議会に設置されております三つの常任委員会が、それぞれのテーマに基づいて先進地の視察に行っていました。私が所属する総務常任委員会は、主に東北地方の方に行かせていただきまして、東日本大震災の被災地を視察させていただきました。

その報告書につきましては、本定例会の最終本会議、12月19日に委員長から議長宛てに提出されますので、詳細は御覧いただきたいと思っております。

そして、その研修の中で得た気付きというものを少しでも、本市の防災行政に生かしていただくと思ひまして、本日この場に立たせていただきました。

できるだけ、端的に申し上げますので、順次御回答をお願いいたします。

まず、防災行政に係る1番項、今年の11月1日に実施されました本市の地震・津波防災訓練についてであります。この件につきましては、昨日同僚の尖議員が一般質問をされ、その市長の御回答によって概要は把握したところでございますが、改めて、下平市長が市長という立場で初めて臨まれたこの訓練、実際に参加をされて得られた所感をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

本年2月に市長に就任して以来、私にとっては初めての地震・津波防災訓練となりました。

当日は、志布志支所でのシェイクアウト訓練参加後、教育長と共に避難訓練の状況について視察をしたところでございます。途中、稚子松跨道橋で車を降り、旧志布志線跡の市道を住民の方や志布志高校の生徒、志布志カトリック幼稚園の園児などが避難されている状況を見せていただきました。皆さん方が真剣に取り組まれている状況を拝見し、改めて、この訓練の重要性を認識したところでございます。

本市は、南海トラフ巨大地震に伴う津波の発生が懸念されております。今後も引き続き訓練を継続してまいりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今、所感の方をいただきました。最後に市長が申していただきましたとおり、今後引き続き、この訓練、毎年ございますし、また趣旨も様々な取り組みによって、この防災に対する取り組みというのは進められていくと思ひます。ぜひとも今おっしゃられた思いを忘れずに、今後この防災については取り組んでいただければと思っております。

また、昨日の尖議員の一般質問の中の答弁の中で、この訓練終了後の関係機関との意見交換会、もしくは参加された市民へのアンケート調査によって、様々な課題であったり、評価、そして市民のニーズ、そういったものが出てきたと思ひますので、そちらについてもしっかりと受け止め

ていただき、今後に活かしていただければと思っております。1番項については、これで終了いたします。

続きまして、通告書の2番項に入らせていただきます。

こちらにつきましては、まずもって私が通告書を提出する際、質問の相手方の項目に教育長というものを記載させていただきましたが、こちらは誤りでございました。謹んでお詫び申し上げますとともに削除をお願いいたします。

ただしかし、本日のこの質問の中で、例えば学校であったり、子供たちであったりに触れる機会もございますので、もしも教育委員会の方から何か補足等ございましたら、その発言を妨げるものではございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは改めまして、通告書の2番項、端的に申し上げましたら災害発生に備えた平時の準備をどのように取り組むかということについて質問をしてみたいです。

この点につきましては、防災もしくは減災というテーマで、これまでこの志布志市議会の一般質問の場でも、ほぼといたしますか、毎回ですね、発言、質問する議員は変わりますけれども、常に取り上げられてきたテーマでございます。下平市長が市長に就任されてからこれまで、今回を含めて4回定例会がございましたけれども、4回とも、この防災減災についての質問はなされてきたところでございます。それだけ重要なテーマでございますし、また毎年、本当に毎年様々な大災害が各地で頻発をしております。そのことについて、我々議会といたしましても、危機感を相当強く持って、当然執行部も危機管理室の設置をすることによって、その危機意識を表に出して、しっかりと取り組まれていることと思います。

また、本年7月には、市長も広報紙のコラムの中で、この防災について触れて、この重要性、そして冒頭申し上げたとおり、平時の準備の大切さについても触れていらっしゃいます。市長御自身も、この重要性については認識をされていることと思います。

その中で、通告書に従いまして、まず①避難タワーの設置箇所を含めた避難場所の在り方について質問いたします。

まず、この質問をさせていただくにあたり、これまで過去の一般質問の中でも津波避難タワーの基本構想であったり、また、それと同時に今年度委託をして策定を進めていらっしゃいます津波避難対策緊急事業計画、また津波防災地域づくり推進計画、そして、同様に南海トラフ地震防災対策推進計画、それぞれの防災減災についての計画が策定もしくは、これから策定を進められていくことと思います。このそれぞれの計画の策定状況、または策定のめどについてお伺いいたします。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

本市の方で、今年作成を計画しております四つの計画について、お問い合わせいただいたところでございますけれども、まず、津波防災地域づくり推進計画、これにつきましては、現在計画作成中ということでございまして、目標としましては、本年度中、来年の3月31日までの作成を予定しております。この作成に伴いまして、10月初旬に地域づくり推進協議会というものを開催

いたしまして、基本的な方向性等を協議いただいたところでございます。

次に、津波避難対策緊急事業計画でございますけれども、これは、今年の6月22日に事前協議書ということで、内閣府の方に提出をさせていただいております。その後、事前審査の終了を受けまして、9月14日に内閣総理大臣宛てに、正式に協議ということで送付をさせていただいております。

通常ですと、毎年9月、それから3月の2回、内閣総理大臣同意というのが得られるんですけども、国の方のスケジュールの関係で10月にずれ込みました。10月18日に内閣総理大臣同意を得ているところでございます。

それから、南海トラフ地震防災対策推進計画ですけれども、これにつきましては、この緊急事業計画と連動する計画でございます。南海トラフ法の中でも地域防災計画の中で定めるということがございまして、今年の6月に防災会議の中で提案をいたしまして、承認をいただき作成になったところでございます。

最後に、避難タワーの基本構想、基本計画でございますけれども、これもあわせて今年度中に作成をするということで、現在作業を進めているところではございますけれども、地元住民の方々のニーズ調査といいますか、意見を聞く必要があるということで、本日、夕方に地元のワークショップを開催するというところでございます。

以上です。

○4番（市ヶ谷 孝君） 4点につきまして、御回答をいただきました。

津波防災地域づくり推進計画につきましては、今おっしゃったとおりで進めていただければと思います。

また、津波避難対策緊急事業計画、こちらは10月18日に総理の同意をいただけたということでありましたけれども、この総理の同意をもって策定なんですか。それとも同意を得た上で更にそこから素案をもんで正式な計画の策定という形になるのでしょうか。まず、お願いします。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

この10月18日付けの内閣総理大臣同意をもって、緊急事業計画策定ということになります。

以上です。

○4番（市ヶ谷 孝君） 理解をいたしました。

南海トラフ地震防災対策推進計画につきましては、6月25日の防災会議で策定ということで、それこそ7月の市長コラムでも、そのことは触れられていましたので、そちらもしっかりと作成したものを生かしていただければと思います。

最後になりました、津波避難タワーの基本構想につきましては、それこそ本日、ワークショップがあるということで、こちらもしっかりと、そういったニーズを受け止めながら、地域の実情にあったものを作っていただければと思います。そちらにつきましては、本日そういった流れもございまして、具体的などは突っ込んで聞きませんが、1点だけ、市長御自身のお考えといたしまして、避難困難区域、これまでの基礎的調査で、そのあたりの調査が済んだわ

けですけれども、こちらを受けて、市長御自身が、この避難困難区域に対する避難の在り方、そういったものをどう考えていらっしゃるのか、こういった避難タワーであったり、もしくは別事業で県の方が計画をしている高台、そういったものの必要性をどういうふうに認識していらっしゃるのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 津波の際の避難につきましては、基本的には高台に避難をしていただくというお願いをしているところでございます。

しかしながら、予想されている津波到達時間内で避難することができない避難困難区域にお住まいの方々もおられますので、命を守るために必要な施設であると考えているところであります。

避難方法につきましては、現在作成中であります。津波防災地域づくり推進計画の中で津波避難計画の見直し作業を行っているところでございます。これは、やはり避難経路をしっかりと決めていくことは本当に大事なのかどうかというより、通常の形でいつでも市民の皆さんが、こういう経路だと避難がしやすいということ等の、そういう市民の皆さんに情報提供をしていく必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおりだと思います。

ですので、本日のワークショップであったり、様々な形で市民の声も聞きますので、みんなが使いやすいといいますか、利用しやすい、避難がしやすい、避難の形、在り方を模索していただければと思います。

さて、今の話の中でもう1点、私の先ほどの言葉の中で、港に高台をとという話がありましたけれども、港湾商工課の事業になるんですけれども、津波避難対策事業、こちらが今年の6月の一般質問の中でしたか、その時に別の同僚議員が質問した時は、「まだ県から概要が下りてきていないので、ちょっと見通しが分からない」という答弁がございました。こちらについて、現時点での進捗というのは、どうなっているんでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

ただいまのは、緊急事業計画に関わることだと思いますので、私の方で御説明をさせていただきます。

現在、県の方で避難高台の整備を計画されているというのは、お聞きをしております。そのことに伴いまして、本市の緊急事業計画の中にも事業として盛り込んであるところではございますけれども、ただ具体的に、どこの場所でどのようなものを造っていくとか、そういったものにつきましては、まだこちらの方に情報としては流れてきてはいないところでございます。

ただ、今後そういったものが進んでいきまして、具体的にどのようなものになるというようなことが、はっきりとした場合には、こちらの方にも当然本市の緊急事業計画の中に載せておりますので、情報は入ってくるというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。先ほどの避難タワーの件であったり、避難困難区域への聞き取り調査もそうですけれども、しっかりと市全体が整合性を持った形で、その高台も県の事業ではございますけれども、しっかりと、そちらについても市民が使いやすい形というのが当

然望ましいですので、そこはしっかりと市としても声を挙げながら取りまとめていただけるものと思います。

それでは、この避難場所につきまして、もう1点お伺いします。

例えば、東日本大震災の際、津波が押し寄せて避難所に避難をされました。津波の被害でございますので、例えば、波が引いたから、じゃあすぐ家に帰れるかといったらそうでもありませんし、例えば、高台に避難をされた方は、その高台で短くない時間を過ごすことを強いられた方も大勢いらっしゃるというふうにお聞きしました。

この避難場所への経路も、これはもちろん最重要でございます。しかし、その避難場所に避難をされてからの過ごし方、そこに対する準備というのも同様に重要であろうと、実際私が今回常任委員会の視察で行かせていただいた時、ガイドをしてくださった、実際に被災された方、その方も強くそこをおっしゃっていただきました。以前の一般質問の中で、「この避難所、高台等への滞在時間の想定というのをどのようにしているか」という質問に対して、市側といたしましては、「そこはなかなか一概に言えないから、大体何日とか何時間とか想定はできない」という答弁がございました。しかし、ここもある一定の想定を引いて、そこに線を引けば必要な物資量というのが見えてきて、じゃあどのぐらいをふだんから準備しなければいけないかという数値も出てくるかと思えます。この想定というのは、実際にここという形で線引きはできないものでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

確かに、この場合、以前答弁をさせていただいたように、一概にいつまでというような線引きは、現実厳しいというふうには考えております。

災害時の備蓄ということであったり、避難所の指定であったりということは進めてはいるところでございますけれども、災害の規模に応じまして、津波にしましても、最大で7mと言われておりますけれども、7mを越すような可能性もあるし、それ以下の可能性もある。それによって被災の状況というのは変わってまいら思います。

津波の際の被災者数につきましては、鹿児島県の災害被害予測調査で、最大8,000人と言われております。その8,000人の方が避難をされて、それでは被災されたその場所が、いつまでにある程度元に戻れるような状況に復旧できるのかということも、今のところは見通せないというのが現状だと考えておりますので、今のところは、しっかりとした線引きというのは、非常に厳しいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） こういった形で質問をさせていただいておきながらでございますけれども、実際のところ、おっしゃるとおりだと思います。正確にそこを分かるのだったら、そもそも地震が来るのも分かるであろうと、津波が来るのも分かるであろうというところでございます。

ただ、実際に避難をされて、そこで例えばですけども、避難された方が食べ物が無くなってしまったりとか、そういったことがもちろんあってはいけませんし、また、この津波というのは、もちろんいつ来るかは分かりません。例えば冬場に来た場合、防寒の対策も、取るものも取らずと

りあえず、命を大事に逃げてこられた方は、そういった物の準備も不十分であろうかと思えます。そういった方に対する配慮等も含めて、この避難物資の考え方というのは、慎重にかつ繊細でなければならぬと思えます。

今、避難、備蓄の話がございました。例えば、第2次志布志市総合振興計画の中で、この防災のところの項目の中に、救援物資の備蓄率というものがございます。まず、この救援物資というのは、こういったものを指すのか、まず、その説明から伺います。

○危機管理監（河野穂積君） 本市が備蓄をしております備蓄品の種類としましては、おおむね4項目ほど、まず食料品、それから飲料水、それと寝具等の生活必需品、その他、例えば、避難所におきます簡易ベッドでありますとか、そういった物を基本的には整備をしていくということで、備蓄計画に基づいて整備をしているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） その救援物資の備蓄率というのが、基本計画の中に出てくるわけですが、この策定期間によって、最初、平成27年のときが13%、そして、平成29年度が、これは一般質問の中で答弁いただいたものですが、19%。そして、この基本計画でそもそも目標としている平成33年度の目標数値が20%というふうに記載があるかと思えます。昨年度が19%、目標数値が、3年後ですが、20%、ほぼほぼ目標値まで迫ってきているのかなという認識ではありますけれども、この救援物資備蓄率20%、これを達成した場合、これは十分な数字になるのでしょうか。そのあたりの補足説明を伺います。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

本市の備蓄計画での救援物資の備蓄といいますのは、基本的に津波浸水被害の対象である8,000人を基本として当時計画を作成されているようで、その8,000人分に対しての備蓄の計画ということになってございます。ただし、本市は津波のことだけを特に大きく取り上げられることがございますけれども、当然地震でありますとか、今年の西日本豪雨でありますとか、そういったところもございまして、そういったところも含めれば、まだまだ備蓄計画を見直しをしながら進めていかないといけないとは考えておりますけれども、現在のところでは、この津波浸水区域の8,000人の方々に対する避難物資ということで計画を進めているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 再度確認ですが、津波で予想される避難者8,000人に対するものとしては、この20%という目標を達成すれば十分対応は可能という認識でよろしいですか。

○危機管理監（河野穂積君） はい、大変申し訳ございません。説明が少々足りなかったと思えますけれども、この20%といいますのは、その8,000人に対する、基本的には備蓄計画の中では、その8,000人に対するということでございますので、まだまだだとは思っております。

ただ、この備蓄品の備蓄率100%というのは、なかなか厳しいのではないかと考えております。といいますのが、食料品でありますとか、飲料水につきましては、保存年限というのがございますので、本市が今、整備をしておりますのは、最大の保存年限で5年ということになっております。5年を経過する前に当然更新をしていかないといけないということになりますので、なかなかこの食料品等につきましては、100%までもっていくことは、たちごとことという表現は非常に

申し訳ないんですけども、そういった感じで進めていくことはなかなか厳しい状況にはあるのかなというふうには考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） すみません、別に20%しかないから、何だそれと責めているわけではなくて、しっかりと備蓄計画が策定されておりますので、それに従って粛々と進めていただければと思っております。

もう1点です。避難所の運営の方ですね、避難場所についての。こちら志布志市は、避難所運営マニュアルというものが、しっかりと策定をされて、それに基づいて災害時は避難所の運営を執り行っていくということでございますけれども、この避難所運営マニュアルにつきまして、中身を拝見していきますと、初動は、どうしても市役所職員であったり消防団員が、その立ち上げを担って、おおむねその発足から3日程度経過する頃には、避難者の方々が自主的に避難所を運営していただくと、そういう形に移行をしていくという文言でうたっておられます。そこで、この避難所運営マニュアルなんですけれども、これがそもそも配布されて、もしくはしっかりと中身を分かっていらっしゃる範囲というのは、どこまでになっているんでしょうか。どなたに対して、これは提示をされているものなんですか。

○危機管理監（河野穂積君） 今、御指摘がございましたように、昨年策定をしたところではございますけれども、実際のところ、まだ配布はしていないところでございます。

配布の対象として考えられますのは、公民館でありますとか、また自主防災組織、そういった所に配布していかなければならないとは考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） ぜひとも、これはですね、本当に繰り返し申し上げますけれども、災害というのはいつ発生するか分かりませんので、できるだけ早い段階で、まずは文書で配布をしていただければと思います。それから習熟していくのも当然必要ですので、それはそれでまた別に取り組みが必要だと思いますけれども、まずはこれを知らないことには、例えば私も今年度公民館役員をさせてもらっていますけれども、実際このマニュアルを読んでみて、自分が緊急時には担当するんだなと思ったんですけども、初めてそこで読んで、ああそういうものだと思ったものですから、できれば、緊急時にはしっかりとリーダーシップをとらなければならない立場の方には、早めの周知であったり配布をしていただければと思います。

そして、このマニュアルの中でも、やはり被災時の一番難しく一番重要な課題として、トイレの問題を挙げていらっしゃいます。このトイレ問題について、実際、市、危機管理室では、どのような対応になると想定、または考えを持っていらっしゃいますでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） トイレにつきましては、やはり、どの災害、どの避難所でも非常に問題になっているところではあると認識をしております。

現在、本市には簡易トイレというものがいくつかは整備をされているところではございますけれども、この件につきましては、もう少し力を入れて整備をしていく必要があるということもありまして、今年度整備を予定しているところでございます。ただ、どうしても、この簡易トイレだけでは間に合わないというような所もありますし、場所によってはマンホールトイレというよ

うなものも整備をされているような所もございます。ただ、こういったものの整備につきましては、いろいろな施設管理者との協議というのも当然必要になってくると思いますし、また、便器といえますか、メーカーによっては、いつも使う水よりも少量の水で排水ができるというような機器の開発もされているというようなことも聞き及んでおります。そういったものも視野に入れながらとは考えておりますけれども、当面は簡易トイレの整備ということで考えているところでございます。

○4番(市ヶ谷 孝君) それではもう1点、この避難所運営マニュアルの中でも触れられております。例えば、乳幼児であったり、高齢者、要援護者の方に配慮した、避難所における区画割りですね。そういったものについても、しっかりと記載がございました。この中でパーティション等で仕切りをしたり、そういった形で配慮をしていくというふうに書かれております。

先ほど備蓄、救援物資の中身にベッド等であったりのお話がございました。このパーティションというのは、例えば、市内に設定されている避難所1次、2次でございますけれども、その避難所には、ある程度パーティションというものはあるんでしょうか。

○危機管理監(河野穂積君) お答えいたします。

パーティションにつきましては、全部の避難所をカバーできるという数は、現在持ち合わせていないところでございます。

○4番(市ヶ谷 孝君) 先ほどの繰り返しになりますけれども、実際に被災された方のお話を伺ったとき、この部分も非常にやはり重点的に配慮すべき項目としてあげられておりました。もちろん区画割りもそうですし、例えば、ストレスで母乳が出なくなるお母様方がいらっしゃる。その方に対して当然粉ミルクの用意が必要であったり、その粉ミルクを作るためにはお湯が必要であったり、そういった様々な配慮を避難所で、しっかりと想定をして、それに対応できる組織づくり、体制づくりをすることが本当に大事なんだよという形でお話をいただいたところでございます。ここはなかなか難しいところではありますけれども、私なんかは、つい最近そういった形で現地に行かせてもらったからかもしれないけれども、まだまだ、表現は申し訳ございませんけれども、執行部側の危機意識も足りないんじゃないかなと、正直感じるころは多いです。本当に、いつ来るか分からない災害に対して、常に危機意識を高めておくというのは、非常にモチベーションの維持、難しいところもあるかと思えます。それがまた、市民の皆様にとってだったらなおさらだと思います。でも、ここをしっかりと維持して、この防災計画というものを練り上げていかないことには、実際にそういった状況が起こった場合、マニュアルどおりの対応というのはできないだろうと思っております。ここをしっかりと、改めて認識をしていただいて、今後の計画推進をしていただければと思います。

では、すみません。少し先走りしましたけれども、②番に行く前に、すみません、もう1点だけ①番でお願いいたします。

当然大規模災害、これは津波に限ったことではございませんけれども、発生した場合、ライフラインの切断というものは当然想定をされる事態でございます。水であったり電気、ガスもです

けれども、そういったものが遮断をされると、当然生活が不便になるわけでありまして、例えば水は備蓄ができます。電気も装置によっては多少備蓄はできるかもしれませんが、例えば、今回視察に行った東松島市であったら、実際に被災をして、このエネルギーが不足する状況を実際体験されて、じゃあ今後こういった災害に強いまちづくりをどうしていこうかと考えた先に、このエネルギー自給率、地域全体のエネルギー自給率を高めるまちづくりをしていこうという取り組みをされておられました。最近ですと、国でも例えば自家発電機を導入する中小企業や個人事業主に対して、しっかりとそういった防災対策を目指しているということから税負担の軽減をするという制度の創設ですね、これはまだ動き始めたばかりですけれども、そういった動きもございいます。

また、避難所として、本市もそうですけれども、多く設定されている公立の小・中学校におきましても、全国的にこのエネルギー自給率向上の取り組みが進んでいる状況もございいます。本日が6日ですので、一昨日でしたか、文部科学省が発表した太陽光発電設備を備えた公立小・中学校の数が、今年度、半年以上前ですけれども、5月1日時点の調査で、全体の約31%、9,022校あるという発表がなされております。

また、風力発電等を含めた再生可能エネルギー、この設備を持つのは、もう少し増えて10,063校であると。更に、その中で電気が切断されて停電した時も校内に電気を供給できる割合は、その中の58.6%であるという発表がなされました。もちろん避難所は学校だけではございませんで、学校の話に限ったことではございませぬけれども、本市における災害時のエネルギー問題の対応、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回、今、国が定めております空調関係の事業についても太陽光の事業はできないかどうかということで、教育委員会の方にも、そういう額の試算を出すように、お願いをしているところでございいます。

おっしゃいますように、いわゆる自家発電、それと併せて蓄電装置、これも大分開発されて価格も安くなっておりますので、そういう災害時、あるいは学校の運営上の経費等が軽減されないかどうかということも含めて、そういう環境に係る自然エネルギーへの取り組みができないかどうかということでは、検討しているところでございいます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今まさに言おうとしたところでございいますけれども、本当そういった形で、防災に限らず様々な形でメリットが見込める、もちろんメリットに対して係る費用もございいますので、そのあたりのバランスはしっかりと見据えながら、当然教育委員会とも協議を重ねながら、ここについては前向きに取り組んでいただければと思います。

それでは、改めまして②番項の方に移らさせていただきます。

非常食の備蓄状況につきまして、先程来備蓄物資の備蓄状況等については、お伺いをいたしましたので割愛させていただきますが、再三繰り返しになります。冒頭にありましたとおり、今回、私の一般質問は、この度の総務常任委員会の視察に基づいて質問しておりますので、こちらを実際に被災された方が避難所生活を送られたりした際に感じられた、ここも相当強くおっしゃって

いましたが、非常食の準備の在り方について、近年、食物に限りませんけれども、国民の3人に1人は何らかのアレルギーを持っているというふうに言われております。その中で、当然食物アレルギー、小麦粉であったり大豆であったり、そういったもののアレルギーを持つ人の割合も当然無視できない状況にあると思われまます。

実際、近年の非常食というものは、このアレルギーに対応したものが少なくない種類、開発をされて実際に販売等をされております。このアレルギーを持った方への対応、配慮というのも実際に被災された経験から、ここは大事だろうということで、強く御提言を我々もいただきました。

そこでお伺いいたしますが、本市の今、備蓄している非常食の中で、アレルギー対応、アレルギーフリーの非常食というものは、どの程度ありますでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

基本的に食料品につきましては、アレルギー対応ということで整備をしております。

基本的に食物アレルギーの特定原材料等27品目というのがございますけれども、それに対応している食料品を整備しているところでございます。ただし、白御飯というのがございますけれども、これはアレルギー有り、無しというのはございませので、それにつきましては、通常の白御飯ということになっておりますけれども、その他、五目御飯でありますとか、いろいろな材料が混ざった御飯というものにつきましては、アレルギー対応ということで整備をしておりますし、これからもそういった整備をしていこうというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） しっかりとした対応をされている御答弁をいただきまして、非常に安心をしたところでございます。

今ほどありましたとおり、今後もそういった形で進めていただければと思います。

それでは、備蓄に関しまして、もう2点ほどお伺いいたします。

まずは、この食料を含めた備蓄物資の備蓄場所、ここにつきましては、例えば、本庁であったり、支所にあるかと思えます。それ以外の備蓄倉庫と呼ばれるものが、どの程度市内にはありますでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

備蓄品につきましては、本庁、各支所分散をして配備をしているというところではございます。ただ基本的に、庁舎の空いているスペースという所に置いておりますけれども、志布志支所につきましては、文化会館の反対側、駐車場のトラック車庫というのがございますが、その中に水防倉庫というのがございますので、その中に通常使われるブルーシートでありますとか、土のう、そういったものを分散して配備をしているところではございます。

今、議員がおっしゃられた備蓄倉庫というような形での施設というのは、現在のところ無いところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 理解いたしました。

どうしても、過去の防災会議の概要等を拝見していると、そこについて、例えば、有明小学校の体育倉庫ですね、昔だと思うんですけれども、備蓄倉庫という表記があつて、今は使われてい

ないと、この活用をどうしようかという議事録があったりしたものですから、このあたりをどういうふうに把握といいますか、管理をされているんだろうと思って質問させていただきました。

では、もう1点、この備蓄についてなんですけれども、例えば、志布志市防災計画の中で、これは志布志市に限ったことではございませんけれども、家庭における食料等の備蓄量、例えば3日分、改正されて、3日以上1週間以内という表記もあつたりしますけれども、こちら、市民にはどの程度周知がなされているといいますか、市民は、どの程度これを分かっていらっしゃると思いますか。

○危機管理監（河野穂積君） どの程度認識をされているのかということにつきましては、ちょっと把握はできていないところではございます。まだまだ我々の方も、そういった意味ではお知らせの方法が足りないのかなと思っております。

備蓄計画の中でも、避難所の運営マニュアルの中でも、そして今ありました防災計画の中でも、基本3日分、推奨1週間分というのがございます。そういったところで、御家庭におかれましても、準備をしていただくようなお知らせをしたいと。

本市も備蓄品というのは持っておりますけれども、発災直後はなかなかお届けするということが不可能に近いような状況ではないかと考えておりますので、最低3日分という、そういった家庭における備蓄品の整備というのもお願いをしていきたいというふうに考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） ぜひともその方向でお願いをいたします。

少し③番の方に入っていきわけですけれども、そういった家庭での危機意識、防災意識の向上ですね。その食糧の備蓄もそうですし、最初の方で市長が申された避難経路の確認、確保。その点につきましても、もちろん市の訓練であつたり、地域ごとの自主防災組織の訓練等でもあるかと思えますけれども、まず一番核になるのは、本当、家庭の中での防災意識の向上、これをどう市として危機管理室として図っていくかだと思います。

通告書の文章としては、「異なる住環境にある各家庭の避難経路の確保につながる周知の在り方について」と、少し文章的に分かりづらいかもしれませんが、根底にあるのは、再三申し上げてます今回の研修、委員会の視察の先でガイドの方がおっしゃっていました。この避難経路については、当然この東松島市でも、しっかりと訓練であつたり、周知等がなされていて、みんな分かっているはずだったんですよ。でも実際に災害が起こって、じゃあ逃げまじようとなった時に、当然目の前に危機的な状況が迫ってきて、その中で正常に判断をして、ふだんどおり避難ができた方というのは、実は、それほどいなかったという話がありました。ここは、でもやはり、これをどうやって解決するかという話になったときに、ふだんからの意識の向上、そして繰り返し繰り返し、この避難経路であつたり、また避難の仕方について再確認をする機会を増やしていくしかないだろうということもおっしゃってございました。

そこで、市民への避難経路の確認、この周知について、まずは現在、市で取り組まれていることをお伺いします。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

特に、先程来出ておりますけれども、津波の心配をされるところではございますので、本市におきましては、沿岸マップということで、沿岸マップを大崎町、東串良町と同じデザインで作りました、各家庭に配布をさせていただいているところでございます。

その中では、特に避難路という表現はしておりませんが、避難をする方向ということで、大きな矢印で示してはいるところでございます。

○4番(市ヶ谷 孝君) もちろんそれは必要な取り組みであると思います。ただ、被災地の方々も、そういったハザードマップであったり、そういった物は当然配布をされていて認知はされていたはずなんです。でも実際にその状況におかれた時に、うまく機能しなかったと。そのために尊い人命が相当数失われてしまったという結果がございます。このことについては、本当に繰り返し繰り返し意識向上を図っていくしかないのかなということでございます。当然今おっしゃった取り組みも今後どんどん進めていただければと思います。

また、この意識向上の取り組みとして、それこそ先月、市のホームページの防災の部分のホームページ上で、先般の一般質問の中で、同僚議員が御提案・御紹介をした「わが家の防災ナビ」であったり、「わが家の防災チェックシート」、こういったものが市民の方へも紹介をされる記事が掲げられていたかと思えます。それぞれ11月16日に「わが家の防災ナビ」が、そして、11月22日付けで「わが家の防災チェックシート」、そして、「家族会議をしましょう」という御提言が市民の方に向けてなされていたかと思えます。この取り組み自体は、私、非常にいいものだと思っております。できましたら、この紹介は一旦されました。チェックシートもホームページからダウンロードできます。次は、当然これを市民の方に意識付ける、定着をさせる。この取り組みが大事だと思いますけれども、この普及、各家庭へ浸透させる、この方法について今現在考えていらっしゃることも、もしくは、もう既に組み込まれていることがございましたら御提示をお願いします。

○市長(下平晴行君) これは先ほど、やはり行政がまず危機意識を持つことが一番大事じゃないかということでの指摘がございました。

私も、これはやはり備蓄の問題、あるいは避難経路の問題、あるいは幼児、女性の方、高齢者等々に対する避難場所での問題。これを含めると、やはり行政が危機感を持つことが一番大事じゃないかなというふうに思っておりますので、これは全課を含めて、このことについては取り組みをしまいたいというふうに考えております。

○危機管理監(河野穂積君) 補足をさせていただきます。ただいま議員の方から御紹介がございました。「防災ナビ」でありますとか、「防災チェックシート」、最近ホームページに載せたところではございます。

実際のところ、インターネットの環境に無い方も当然いらっしゃいますので、そういった意味では、一旦ホームページには載せましたけれども、広報紙でありますとか、個別のこういった散らしを作成して、各家庭に配布をするとか、そういった形で紹介をしまいたいと考えております。

ただ「わが家の防災チェックシート」につきましては、他の自治体のものを見てみますと、月に1回なのか年に1回なのか、そこはまたいろいろやり方があると思うんですけれども、「わが家の防災会議の日」というのを設定をして、その中でやりましょうというような御紹介もあるところは確認しているところでございます。

いろんな方法を使って市民の皆様に御紹介をしていきたいというふうに考えております。

○4番(市ヶ谷 孝君) まさにそこです。この危機意識、防災意識というものは、やはり普段、こうして何事も無く生活をさせてもらっている中ですと、どうしてもどんどん薄れていく状況がございます。私個人といたしましては、今、話がありましたとおり、毎月どこか曜日を定めるなり日付を決めるなりして、最初はある程度、こちらが主導的に、こうしてくださいとお願いしてやってもらおうと。それがいつしか習慣付いて、ある程度自発的に、それぞれ各家庭で、こういった防災家族会議がもたれるようになっていけばいいなと思うところでございます。

東松島市でも同じような取り組みをされていて、ここは実際毎月11日、こちらも「市民の防災の日」というふうに制定をされて、こういった会議が、それぞれ執り行われているというふうに伺っております。

こういった形で日々の意識啓発の取り組みをしていかないことには、この防災に対する意識、危機意識というものは、どんどん目減りをしていくのかなと。そこに対してどうやって取り組むか、その一つの解決法として、せっかくこの「わが家のチェックシート」を紹介されましたので有効に使っていただければと思います。

また、この家族会議というものは、子供と親、もちろんおじいちゃんおばあちゃん、みんなが集まって話をするわけですが、今の時代、それこそ我々一般的な大人よりも、学校で避難訓練をしたり、いろんなボランティア活動をされている方の話を聞いたり、もしくは、自分たちが実際にじゃあそういった状況に置かれたとき、何ができるんだろうという役割の確認だったり、学校の子供たちの方が我々一般的な大人よりも、そういった防災知識というのは、部分によっては持っているところが大きくあると思います。それも含めて、こういった家族会議を推奨することによって、その知識がしっかりと親にも伝わり、また、親は親でしっかりと考えて、子供と共に考えることで、この雰囲気づくりというものがどんどん広がっていくのかなというふうに思いますので、ぜひとも、この家族会議ですね、こちらについては取り組みを進めていただければと思います。

意識啓発という観点からもう一つ、冒頭で取り上げました11月1日の地震・津波防災訓練、昨日の一般質問の答弁の中で、意見交換会の中で出た意見として、「市民の参画が少ないように感じた」という御意見があったというふうにお聞きをいたしました。この津波避難訓練に関しましては、今年度は1,800名ほどであったというふうにお聞きをしました。あくまでも参加者が少ないように感じたという御意見でしたので、実際に、じゃあこれをどうしようというわけではないのかもしれませんが、第2次志布志市総合振興計画の中では、例えば、平成33年度の目標数値として2,000人という具体的な目標が上げられていたかと思っております。市長として、今年度初めて参

加をされて、この市民の参加者ですね、これをどこまで高めていくのか、考えがございましたらお示しをお願いします。

○市長（下平晴行君） 今回、約1,800人の参加があったと、全体で3万人いる人口の中で1,800人というのは、本当に少ないというふうに感じたところでございます。

しかし、仕事の関係等々いろいろあろうかというふうには思いますが、先ほど言いましたように、やはり危機意識、これが浸透していないのも一つの理由ではないのかなというふうには感じているところでございます。

先ほど言いましたように、行政の危機意識の充実とあわせて、引き続きこの訓練を継続して、より参加者が増えるような取り組みをしまいたいというふうを考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおり、本当一人でも多くの方が、この訓練に参加していただけるように、訓練に参加するということは、もしかしたら全員が全員危機意識がなくて、ある程度義務的なものを感じて参加される方もいるかもしれませんが、でも入り口がどうであれ訓練に参加すれば、その経験は残りますし、またそれを他の人に伝えるなり、もしくは御自身が繰り返し参加することで知識を深めていって、様々な形で市全体に波及していくものと思っております。

本当に繰り返しになりますけれども、この訓練については、引き続き多くの市民が参加できるように取り計らっていただければと思います。

最後です。たびたび出てきます東松島市の方で実際にガイドをしてくださった被災者の方が強くおっしゃっておりました。そもそもこの被災時における避難というものを考えたときに、何よりも根底になければならないものというのは、「生きてさえいれば何とかなる」という精神、ここであるというふうにおっしゃっておりました。例えば、実際に被災された時に、1回避難所に行かれて御自宅にペットを残して来られて大丈夫そうだから戻ったら津波に巻き込まれて亡くなってしまわれたという実例等も御紹介いただきまして、まずは自分の命を第一に考えて動こうと。そして、こういった表現をするのは適切か分かりませんが、甘く考えずに常に厳しく見て、ちょっとでも大丈夫だと思うことがないように気を引き締めて避難をすることが大事であるというふうにおっしゃっておりました。この意識付けという点、再三、本日出てきますけれども、この意識付けというのは本当に平時、何も無いときに植え付けるのは非常に難しいと私自身も感じております。実際に今回、私も現地に行かせていただいて、被災当時の生々しい映像を見させてもらって、遅まきながら初めて、この意識というものが芽生えて、本日この場に立たせていただいております。同じような危機意識を市民一人ひとりの方に持っていただくのは、並大抵のことではないかと思っております。だからこそ繰り返し、時には本当にしつこいぐらい、この啓発を続けていかなければならないと思っておりますけれども、最後に改めてこの危機意識の、市民の防災意識の向上、これを包括的にどう今後図っていくのか、市長のお考えを伺いまして、私の一般質問を終了いたします。

○市長（下平晴行君） これは、兼ねてからやっぱりそういう危機意識というのは、例えば、そ

ういう被災地に行って現状を見るとか、あるいは、それができない人は何らかの形で映像等を地域で見させていただくとかという、やはり行政側の対応も必要じゃないかなというふう感じたところでございます。これは、やはり津波で亡くなられた方の親族の方々が、おっしゃいますように「命さえあったら」と、高台に逃げていくことが一番大事だということでもありますので、そういう意識を持つためには何らかの形で、そういう状況が頭の中にあることで避難ができるんじゃないかというふうに考えておりますので、そういう地域での映像等の配信もできればというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど、もし機会があったらというふうな話をされましたので、実は私、5月に全国都市教育長会があって岩手県の方であった時に陸前高田市に行ったんですね。せっかくですので、あそこがどんな状況なのかというのがあって、あそこは御存じのように「奇跡の一本松」といって、3万本の松の中から1本だけ奇跡的に残ったということで、今、震災遺構で残っていました。

私は、行く前は、もう7年経っているんで、本当に復興はかなり進んでいるんだろうなという思いで行ったら全く違いました。まだ土地のかさ上げをしている状況でした。ちょうど志布志湾と同じように、あそこは広田湾というのがあって、ちょうど志布志市と似ている状況があったので、そういう意味でも非常に参考になる所がたくさんあったんですが、私が一番感じたのは、津波の高さですね。残っている建物を見ると14m、津波が14mまで押し寄せて、そしてアパートの5階だけが波がさらってなくて、4階以下が全部さらわれている状況を見たり、道の駅が16mまでさらわれていたり、そういうことがあって、ちょうど陸前高田市の教育長が話をされたのが非常に印象に残っています。それは何かというと、3月10日までは、みんな家族で生活していた。3月11日を境に、ある子供は両親を亡くしている。ある子供は友達を亡くした。親戚を亡くしたという子供たちが学校に出てくるというような状況を見たときに、今、陸前高田市は教育は何をしなければいけないのかというと、一つは、もちろん災害が起こったときにどうするのかという、その対応と、もう一つ。この子供たち、つまり突然両親を亡くした子供たちの教育をどうしていくのかという二つの視点でやっているという話をされて、非常に心を打たれました。

子供が日記に、「こんなに早くお母さんが亡くなるんだったら、私は生まれてこなければよかった」という日記を子供たちが書いてきたと。そういうのも目にして、本当に、そういう子供たちの心境を考えたときに、本当に私は胸が張り裂ける思いがいたしました。

今日、いろいろ質問されましたけれども、最終的には、やっぱり子供たちが被害に遭わないように何をしなければいけないのかということで、本市においては、通山小学校、香月小学校、志布志小学校が、確実に津波が来た時には波がくる状況がありますので、今、行っている訓練は、「津波てんでんこ」という訓練です。「てんでんこ」というのは、バラバラに逃げるということで、香月小学校も通山小学校も、それから志布志小学校も逃げ場所を決めて、とにかく何かあった時にはバラバラに逃げると、その訓練もするようにしています。それは何かというと、先ほどからあったように自分が助かると、また人の命を助けることができるというのがあるので、そういう

「津波てんでんこ」の訓練というの、本市は取り入れて、子供たちが自分の命は自分で守るための訓練をしているということです。まだまだ課題はたくさんありますけれども、本当に被害に遭ったあの状況を見たときに、本当にここ志布志市も、まさに南海トラフ地震が起きた時には、最大7mぐらいの津波が来るということは予想されていますので、そういう危機意識を、子供たちも、そしてまた市民も持つ必要があるのかなということを実感しました。

先ほど市長が言ったみたいに、本当に行って実際体験して、そこを見てみないとなかなか分からないことがたくさんあるなということを経験してもらいましたので、議員の皆様方は、よくこの危機管理のことをお話される、そのことはやっぱり、そういう市民をどう守っていくのかという、そういう視点で質問されているんだなということに改めて感じるころでした。ちょっと余計なことでしたけれども、私の感想です。

○4番（市ヶ谷 孝君） 最後の最後でございます。

本当に実際に見てみなければ分からない、この凄惨さというものは確実にあります。

先ほど市長がおっしゃいましたとおり、もちろん一番は現地に行って現地の様子を肌で感じて、その爪痕を拝見することで危機意識が一番高まりますし、それがかなわないのであれば、映像等ですね。もしかしたら、いたずらに不安をあおる形になるかもしれませんが、でも、それ以上に実際に、そういった状況が起こった場合、この危機意識が、もしも届いていなければ、代償に失うのは命でございます。それを考えた場合、そこはしっかりとした信念を持って、そういった映像等を使った危機意識の啓発というものは絶対に必要であろうと、現地に行った私は感じました。

ぜひともそういった思いを持って、今後、進めていただきたいと思っておりますし、また、今しがた教育長から御説明ありましたとおり、映像、そして実際に現地を肌で感じた方の言葉、またこれは、全然重みが違ってくると思っております。そういった重みを持たれましたので、それをどんどん子供たちに広く伝えていって、市全体が、この防災に対して、意識を高く持てるまちになるように御祈念申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（西江園 明君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

3時25分まで休憩いたします。



午後3時16分 休憩

午後3時24分 再開



○議長（西江園 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん改めまして、こんにちは。公明志民クラブの鶴迫京子です。

質問も4人目ということで、睡魔の襲う時間帯が一番ピークになっているのではないかなと思

いますが、先ほどの教育長の答弁を聞いておまして、睡魔も吹っ飛んでしまいました。とても心の琴線に触れるような、研修の感想を述べられました。私たちも常任委員会で陸前高田市に視察に行きました。やはり現場、テレビで見るのと現場をちゃんと体験するのとは違うということで、研修というのは大変大事なことだなど、いつも議長も、そのようにおっしゃっていますが、本当につくづくそう思う研修をしたことを思い出しました。

それで睡魔も吹っ飛んでしまいました。質問する人が睡魔があったらいけません、頑張っていきたいと思います。

今回も市民の代弁者として、声を大にして皆様の市民の方々の声をしっかりと届けてまいりますので、執行部の誠意ある明確な答弁を求めます。

それでは、通告書に従い一問一答方式で質問してまいります。

先月11月ですが、私たち文教厚生常任委員会は、長崎県島原市と佐賀県みやき町を所管事務調査で訪れました。研修内容は、島原市は子育て支援について、佐賀県みやき町では、学校給食費の無償化についてでありました。

そこでまず先進地の事例等を研修し、学習し持ち帰ったことが無駄にならないためにも、今回質問することにいたしました。

まず、1点目ですが、子育て支援についてであります。

長崎県島原市では、出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を支援するため、出産前2か月から子供が1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対し、育児及び家事などの援助を行う産前産後ママサポーターを派遣する事業を実施していました。

この経過としては、この事業は県単独事業として始まり、ママサポート事業は、平成21年から始まっております。そして、ママサポーターを島原市で84人養成しております。そして、平成22年からは、島原市母子寡婦福祉会を委託先として委託事業として実施にしております。

この産前産後ママサポート事業について、島原市に倣い、本市でも導入する考えはないか伺います。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

島原市で実施されている産前産後ママサポート事業につきましては、産前産後の母親の体調不良による産後うつや児童虐待への対策として、平成21年度から長崎県の単独補助事業、産後のママサポート事業として開始され、平成28年度に県の補助は廃止されましたが、島原市におかれましては、引き続き市の単独事業として実施されていると認識をしております。

また、具体的な援助の内容といたしましては、授乳やおむつ交換、調理や居室掃除など、多岐にわたると認識をしております。産前産後の体調不良等の中での育児や家事は、母親にとって大きな負担となることは認識をしております。

本市におきましては、市で実施してはおりませんが、シルバー人材センターや社会福祉協議会が同様のサービス提供をしておりますので、その事業の周知を徹底し、産前産後の母親の支援につなげていきたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 社協、シルバー人材センターなど同様の事業を行っているので、そういう所の周知をしたいという答弁でありましたが、まず伺います。社協、シルバー人材センターの、その同様な、この産前産後ママサポート事業に似通った事業ということで、内容的にはどういう内容でしょうか。その支援事業の、どういうところを支援しているのか、お示してください。担当課でもよろしいですが。

○市長（下平晴行君） シルバー人材センターでございますが、事業名は、福祉・家事援助サービスでございます。

内容については、部屋、水回りの清掃、衣替え、食事作り、窓洗い、墓掃除、ごみの分別等々でございます。

社会福祉協議会でございます。

おやっとサービス活動でございます。

内容でございますが、買い物、墓掃除、家内清掃、洗濯物たたみ、草刈り、ごみの分別、話し相手というような事業を取り組んでおります。

○14番（鶴迫京子さん） 今、内容をお聞きしましたが、この島原市で行われている産前産後ママサポート事業ということで経過といたしまして、今、本市でやられている、そういう事業の内容、支援としましては、そういうこともあろうかと思いますが、一番最大の目的は、なぜ産前産後ママサポートなのか。ただのサポート事業ではないんですね。なぜというか、出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、今で家事・育児の負担は軽減されますね、本市のもの。

しかし、子育て家庭を直接支援するため、出産前2か月の日から子供が1歳を経過する日までの期間にある妊産婦に対して、育児、家事及び援助ということで、出産後の母親の体調不良、出産前のうつとか、産前うつとかあります。そういうマタニティーブルーという言葉までありますが、そういうのプラス、今度は今、虐待、ネグレクト、いろんな問題が今、起きております。多種多様な問題が起きております。そういうことに対する対応が困難であったり、また発見できなかったり、家庭内で発見できなかったりということも、そのサポートする中で、そういう方々が発見される、気付くというようなことにも対応しなければいけないという、県のそういう目的があったわけでありまして。このことをどのように踏まえて、ただサポート事業をやってくださいと言っているのではありません。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、いわゆる産前産後の育児等々も含めて、生活の中身にまで入り込んだ対応であるようでございます。そこが若干違うのかなという気はしておりますが、そういうことも含めて先ほど言いましたように、母親の支援、その後の周知、こういうことを周知して産前産後の母親の支援につなげていくということを申し上げたところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 働く手段、そして、支援する手段として、主にあるような気がしますが、このママサポート事業というのは、しっかりとした、その子供のこと、幼児のこと、乳児のこと、赤ちゃんのこと、そういう妊産婦のことなど、養成講座というのがありまして、その中で

学習するわけですね、一番何が大事かということ、そういうこともひっくるめて、今どういう状況にあるというのを踏まえた上での産前産後ママサポート事業なんですね。

本市にもファミリー・サポート・センター事業というのがありますが、まずファミリー・サポート・センター事業の内容を御存じですか。

○市長（下平晴行君） ファミリー・サポート・センター事業の内容でございますが、現在シルバー人材センターや社会福祉協議会が同様のサービスを提供しております。

ファミリー・サポート・センター事業の具体的なサービス内容につきましては、志布志市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第13条で、1点目に認定こども園等の保育開始時間まで子供を預かること。2点目に認定こども園や学童保育終了後、学校の放課後、子供を預かること。3点目に認定こども園等までの送迎を行うこと。4点目に子供が軽度の病気の場合において、子供を預かること。5点目に冠婚葬祭または他の子供の学校行事の際に子供を預かること。6点目に買い物等、外出の際に子供を預かること。7点目に、これ以外、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助、と規定をされております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、内容をみる答弁していただきましたが、市長、その内容によって、今、本市の子育て支援ということで、妊産婦、産前産後のママたちも乳幼児も赤ちゃんも、全部支援が行き届いていると思われませんか。

○市長（下平晴行君） これは産後の2か月までの助産婦、保健師による訪問と、産後2、3か月までに母子保健推進員による訪問を実施しております。母子の体調管理や相談支援を行って、より支援が必要な方については、子育て世代包括支援センターにつないでおります。

また、助産師の専門的な助言や相談、妊産婦の仲間づくりの場として、ママのほっとカフェや、両親学級を月に1回開催をしております。

そして、子育て世代の住みやすい環境づくりということで、公約にもあげておりますが、そういうことも含めて、どういう形で子育ての支援ができるのかどうかということは、後でも出てくるわけでございますが、本当に、そのことが志布志市に移住・定住してくださることにつながると思いますので、充実をしてみたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 通告いたしまして、産前産後のママサポート事業ということで、島原市のこういう、調べられたと思うんですね、内容とか、いろんなことは。それと、その調べられて、通告して調べられて、その答弁が本市では社協も類似な事業をやっているよ、シルバー人材センターもやっています。それは、本当に心底から命を大事にする首長としても、しっかり真剣に、そのことを捉えて考えられたのかという思いが、すごくいたします。

もう一遍お伺いしますが、本市のサポート事業は、私も、なぜこのようなことを言いますかという、私もファミリー・サポート・センターを立ち上げてくださいという質問をして、立ち上がりました。そして、そこの1回目のサポーター養成講座の一人であります。そして、サポーターをよく頼まれて提供会員として子守りを時々ですがしておりますので、中身を十分把握しております。その中で、このママサポート事業というのは、家事援助ができるということで、ここに

も書いてありますが、調理、居室掃除、洗濯、その他家庭内の家事援助、育児・家事に関する相談、助言と、そこまであるんですね。やはり、この内容という、この支援の重みというのが、すごくこれはあると思うんですね。だから、そのことをすごく大事に捉えられて、島原市では実施されている。単独、そして委託事業までしてされているんです。

もう一遍、市長お聞きします。

○市長（下平晴行君） 私は、総体的には、志布志市もしっかりとサポートをしているというふうに思っておりますが、おっしゃるように、これはサポートを受ける側と行政の役割には、しっかりと線引きをしていかなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、その対応の仕方が、行政としての対応を、どこまでしたら、いわゆる受ける側の立場が満足できるのかというのがあるというふうに思います。

ただ私は、やはり先ほど言いましたように、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んで良かったまち」というのを目指しておりますので、議員がおっしゃるように、私がいい加減な考え方で取り組みをしているわけではございません。そこは理解してください。

○14番（鶴迫京子さん） 産前産後のママサポート事業ということで、本市の子育て支援は、研修に行った報告にも同僚議員の内容で感想としてありました。子育て支援は、本市の方が少し進んでいるのかなというような感想を持った議員もおりました。

それは、ファミリー・サポート・センターが、島原市は、先々月の10月から立ち上がって、まだ利用者はゼロということで、本市を見倣って設置しましたということでありました。そういう意味では、こちらの方が先進事例かなと思いますが、この産前産後につきましては、平成20年度から始まりまして、平成22年度は委託事業でやっていらっしゃいます。それは、どういうことかと、平成20年から県の事業で補助していただいて始めています。10年違うんですね、本市と。人口は1万人強しか変わりませんが、そういう子育て支援に関して、一番大事なきめ細やかな、一番大事なところに手が差し伸べられております。最初は、県の事業ということもありますが、でも、補助金が廃止されても行っているのです。それは、どういうことかということ、裏を返せば、もう待たなしの、そういう状況があるということです。多種多様な困難を抱えている、そういう家族があるということで、今はファミリー・サポート・センターに依頼会員ということで依頼されて、私たちが提供会員として行きますが、そういう所は結構単身赴任とか、おじいちゃんおばあちゃんが市内にいるとか、そういう方ではなくて、全然身内がないとか、そういう方々で。そして、共稼ぎというよりも主婦業をしていたりとか、割りと、そういう方々が多いんですね。本当に、そういう方にも、もちろんそういうファミリー・サポート・センターというのが周知が行き届いているんですね、きっと。そういうことで頼まれますが、そういう方以外、知らない方、知っていても利用できない、利用したくても利用できないとか、そういういろんなことがあると思うんですね。

そして、それは1時間当たりが500円です。これは委託事業で、全体的には750円ですが、自己負担は250円で1時間利用できるんです。割安といたしますか、その単価の安い、安いといたしますか、

それを自己負担250円で利用できるわけですので、とても使い勝手がいいのではないかなと思います。

そして、この事業をきめ細やかに周知して、そういう支援しなければいけないというところまで、周知したりいろいろしたら、大変喜ばれる事業ではないかなと思います。

もう一遍お伺いしますが、検討の余地もないでしょうか。先ほどから言いますが、シルバー人材センターとか社協で行っています、そういうのもですね。また所管が違いますけれども、それを利用されている方が、どれくらいいるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 母子手帳交付時のアンケートで「産後協力してくれる人がいない」と答えた方が、平成27年度、9人、全体で268人中で3.3%。平成28年度が7人で245人ですので、2.8%。平成29年度が4人、240人中で1.6%となっております。

○14番（鶴迫京子さん） いつも思うんですが、議場で、皆さん、いろいろ質問をされます、私もしますが。

その時に、アンケートなり、その結果ということで、今みたいに何%、何人中何%ですということで、今の数字も低い数字でありますね。それは、その時のアンケートであります。それから刻々と変わります。状況も変わりますし、そして、その必要でないかと答えた方も、今ずっと必要でないかと申しますと、結局、祖父母がいても、家族がいても生老病死は、いつ何時やってくるか分かりません。明日までは、ちゃんと支援できても、家族の方が支援できても、できないという事情は刻々と変わります。そして、それは、そのアンケートができた方、アンケートですので、心からアンケートに書かなかった人もいるかもしれませんし、本当に数字は大事ですが、そういうアンケートの数字とか、そういうので受け取れない声というのが、いっぱいあると思うんですね。そして、現状があると思います。そういう所まで把握して、そういう質問をすると、今度は包括とか、いろんなのがあります。今度できましたね、そういう所がありますと。それは窓口です。相談窓口だから、窓口はありますが、その手立ては無いわけですよ、本市はね、この産前産後に。

そしたら、お伺いします。行政で答えられるか分かりませんが、社協の類似の支援事業というのは、そういう養成講座とか、そういう妊産婦の状況とか、そういうこともしっかりと踏まえて勉強して、そして、そういうのではないんですか。どういう方々が、そういうのをされているのでしょうか。

○福祉課長（折田孝幸君） 今、議員から御質問があった件につきましては、先ほど市長も答弁しましたように、子育て世帯を中心としたところで、そういった事業を展開しているわけではなく、全世帯向けに、そういった事業を展開しているということでございます。

ですので、産前産後の様々ないわゆる相談業務、こういったことにつきましては、先ほど市長が説明しましたように、子育て支援センター、それから子育て世代包括支援センター、あるいは保健師が訪問をしながら対応をしているということでございます。その中で家事、そういった調理であったり、そういったものが必要であれば、今現在事業を行っていますシルバーであ

ったり、社協を利用していただければ負担軽減につながるのではないかとということで、市長の方も答弁をしているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 実働はできないんですね、ファミリー・サポート・センターは、全然目的、内容が違いますので、この家事援助、調理とか、そういうことをいろいろできないわけがあります。

先ほども何遍も言いますが、本当にこの産前産後のママサポート事業というのは、今、答弁によりますと、そういう所があるから、もう本市では検討も研究も何もしないという、何と申しますかね、質問して、それで、はい今回で終わりというように聞こえるんですが、そういうことですか。

○市長（下平晴行君） ちょっと鶴迫議員の質問は、ちょっとおかしいと思います。これは、そんなことは言っていないです。

先ほども、アンケートの調査を言われましたけれども、数字は何らかの形で出さないと、ということなのかという質問をされるわけですよ。なぜ、それなら調査をしないのかということになってくるわけじゃないですか。そんないい加減なことではできないわけですよ、当局としては、しっかりとした数字を出すためには、しっかりアンケートを取って出すわけでありまして、そのアンケートについては、数字は、そういうことでもあります。

それから、取り組まないということを行っているわけじゃございません。これは総合的に相対的に志布志市がどういう形で取り組めるのか、そこを内部でも十分、今、課長も答弁したとおり、前向きに、私も取り組もうという考え方を持っておりますので、その取り組まないという考え方ではございませんので、そこは理解してください。

○14番（鶴迫京子さん） アンケートの取り方ということで、それは少しうがった見方をしたのではないかなと反省をします。

そして、「取り組まないということではありません」という答えをいただきましたので、希望が持てるような方向になりましたので、ぜひこのことは、また折を見て追求していきたいと思えます。

そして、やはり子育て支援というか、いろんな内容を含んでいますので、ただ子育て支援だけに、この産前産後のそういう方だけに手厚くするんだよということなわけですが、でも、これはいろいろな意味で、家庭に波及していきますので、ぜひこのことは真剣に、また取り組んでいただきたいなと思えます。

それでは、次に移ります。

次に、子育て支援策として、同じく島原市では平成25年から「すこやか赤ちゃん支援事業」を実施していました。この事業は少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てることのできる環境を目指し、紙おむつや粉ミルクなど、赤ちゃんの育児用品購入費用の一部を助成する事業で、多子世帯では経済的負担が大きいので、第2子以降が支給対象で第2子は月額2,000円分の購入券、第3子は月額3,000円です。本市では、少子化対策の

一環として、子供の健やかな成長を願い第1子、第2子を出産した親に5万円、第3子以降を出産した親に10万円の出産祝金を支給しています。平成30年度予算で1,750万円です。この出産祝金事業を実施しているからということもありますが、導入しませんよ、あまり検討する余地はありませんではなく、市内の購入券の取り扱い協力店を巻き込んで、子育て支援だけではなく、地域経済の活性化にもなると思います。

そういう意味でも、この導入に向けての市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 島原市で実施されている「すこやか赤ちゃん支援事業」につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる環境と次世代を担う子供の健やかな成長に資することを目的として、島原市内に住所を有する満2歳未満で、第2子以降の乳幼児を対象に、その保護者等に市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給していると認識をしております。

その事業を本市でも導入する考えはないかとの御質問でございますが、本市におきましては、議員御承知のとおり、子ども医療費の対象を高校生卒業世代までに行っていることや、保育料を国の基準額の4割を軽減していること。そして出産祝金を第1子から支給していることなど、子育て世代の経済的負担の軽減につきましても、他市町村と比較しますと、充実していると考えております。

そのようなことから、議員が提案されているすこやか赤ちゃん支援事業にきましても、子育て世代の経済的負担の軽減につながり、かつ、そのことにより市内商工業の活性化につながる効果的な事業であると考えますが、現在ところ本事業の導入は考えていないところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 現在のところ子育て支援は充実してやっているところなので、このことは考えていないという答弁でありました。

そこで、後で給食費の無償化ということで佐賀県みやき町も所管事務調査に行ったわけですが、ここもまた子育て支援というのが、先ほど本市は出産祝金で5万円、10万円ということですが、ここはすごいんですよ、佐賀県みやき町では、子育て応援プログラムということで、定住総合対策事業実施計画の中の一つの子育て応援プログラムの中です。佐賀県みやき町は保育料無料ですね。出産祝金を第3子にですね、1子、2子はないんですね、第3子に300万円。第4子には500万円に引き上げてということは、その前も高額だったのかなと思いますが、それを引き上げて目玉となる支援事業、インパクトのある目玉となる支援事業と銘を打って、そういう事業をやっています。

そしてまた、ある時から保健課、福祉課と分かれています、その中で子育て支援をこっちでやったり、あっちでやったりしていますね、保健事業でウェルカム赤ちゃん事業とか、今度は福祉の方でとかやっていますが、ここはあるところから、健康増進子ども未来課というのをつくって、その中で子育て支援というのに特化して、子育て応援をしております。その中で、こういういろんなことをやっているわけですが、まず、このことをお聞きになってどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 私、びっくりしたところです。こういう第3子300万円、第4子に500万というお金が、どういう形で支出されるのかということでございます。そういう「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んで良かったまち」ということになると、こういう額があれば、「行ってみたいまち・住んでみたいまち」に確かになります。ただ、その財源が、そこにそれだけの投入をして投資をしていいのかどうかですね、これはすごいと思います。その一言でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 佐賀県みやき町ということは、後で出てきますが、ふるさと納税が70億円を超したという、そういうふるさと納税の財源確保と、そういうのもあるかもしれませんが、定住促進ということで、そこから始まった子育て支援、移住・定住ということで、いろいろ市長も力を入れていらっしゃるんですが、子育て支援となると、あまりにも、自分たちが子育てした頃は、こんな子育てに対してお金とか、そういう助成は無かったよねという思いもありますね。そういうことを言われる方もいらっしゃいますが、今は子育て支援ということで、そういうことだけではなくて総合的な中の子育て支援ということで、他自治体でもろもろやっっていると思います。ですので、このみやき町というのは、定住総合対策事業としてやられています。

一例として挙げましたが、ですので、本当に子育て支援日本一ではないですが、本市が日本一というか、そういう子育て支援は先を行っているよという、そんなに胸を張っては、なかなか言えない状況に今なってきているのではないかと思いますので、今一度、このすこやか赤ちゃん支援事業ということを、島原市もやっていましたが、また折があったら、そういうこともいろんな施策として、また考え直してください。一応、要請をしておきます。

それでは、この子育て支援のすこやか赤ちゃん支援事業は、実施する考えは、今のところ無いという答弁をいただきましたので、次に入りたいと思います。

それでは、次に移ります。

学校給食費の無償化についてであります。

佐賀県みやき町では、学校給食費の無償化について調査いたしました。調査によりますと、2005年に合併したみやき町は、人口減少が続き、人口増対策として、みやき町定住総合対策事業を策定し、重点プロジェクトを掲げ、平成24年から取り組みを開始。その年の平成24年にまちづくり課を設置し、民間連携であるPFIの手法で定住対策として農地転用をし、宅地化を進め集合住宅化した経緯の中で、議会においても定住対策特別委員会を設置し、施策を町に提案し、町は、それに沿ったプロジェクトを総合的に展開する、包括的対策事業として策定されております。

議会と、このようにして十分に協議を行い実施されておりました、重点プロジェクトの一つ、子育て応援プログラム事業で、子育て世帯の支援策である学校給食費支援事業を実施していて、その経過といたしまして、平成27年度は第3子以降の小・中学校の児童生徒の給食費相当額の全額を支援。平成28年度は第1子と第2子も半額助成。平成29年度は第3子のカウントの方法を小・中学校同時在学から18歳未満、高校生の子供に変更し、高校生扶養世帯の負担軽減策として支援を拡充しております。

そして、本年度の平成30年度は、全児童生徒が全額補助ということで、完全無償化を実施され

ておりました。このように、みやき町では段階的に3年かけ、4年目で完全無償化を実施とされております。事業の時期や実施など、円滑な事業実施ができるように、行政と議会が目標に向かって事前協議を行いながら取り組む、この手法に大変感心いたしました。

そしてまた、本市でも見習えないものかと思いました。同僚議員の感想にも、そういうことを書いていらっしゃる方もおりました。

そして、それに加えて18歳未満の医療費無料化など、もろもろの政策で、平成25年には人口動態がプラスに転じました。

また、地理的に近隣に久留米市、鳥栖市などがあり通勤・通学など利便性が良く、地の利が良く、みやき町がベッドタウン化して、仕事先の確保ができることも定住促進に有利であったと述べられました。

以上が、調査内容の一部であります。ここで、このことを踏まえましてお伺いいたします。

市長は、公約で学校給食費の無償化を明言されております。現在の進捗状況は、どのようになっているのでしょうか。

また、今後の取り組みについて、お伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 安心して子育てができるまちづくりの観点から、今年の3月議会の所信表明で市内全児童生徒の給食費の完全無料化を目指すこと。6月議会の施政方針で給食費の完全無料化の実施に向けて検討することを述べさせていただきました。

現在の進捗状況と今後の取り組みについての質問でございますが、持続可能な制度とするため、現在、財源確保等について検討している状況でございますので、財政状況等を見極めながら、今後このことに取り組みをしてまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） 給食費の無償化について、お答えいたします。

本市におきましては、平成27年度から就学援助費の給食費について、85%援助を100%援助に拡充し、平成29年度からは、市内小・中学校に在学する児童生徒を3人以上養育している多子世帯の第3子以降の給食費の無料化を実施しております。

教育委員会といたしましては、給食費の完全無料化につきまして、既に取り組んでいる自治体の情報を収集しながら、制度設計等について、現在検討しているところでございます。

実施につきましては、財源確保が大きな課題と認識しておりますので、今後、市長部局とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 市長も教育長も、財源確保が課題であるという認識だろうと思います。この佐賀県みやき町も財源確保ということで、段階的に3年かけて、4年目に完全無償化ということで、4年目は、ふるさと納税が先ほども言いましたが、70億円を超したということで、そこを充当しております。ふるさと納税の寄附金を充てております。

そして、そのことでいろいろ質問したのですが、やっぱり財源が、国の制度でありますのでどうなるか不安定な要素がいっぱいありますので、どうするんですかとか、そういうこともお聞きしましたが、PFI方式で、いろんな事業をやっている、それで五、六年先までは、債務負担行為

をしているので安心だが、その後は、やっぱり正直いって心配になる、不安になるというような言葉もいただきました。本当に財源という問題が出てくるとは思いますが、やっぱり市長も公約に明言されるほどですので、腹案ではないですが、方向性としまして、先ほどは少しも述べられませんでしたので、ただ財源確保が問題だということを述べられました、もう少しそこを教えてくださいませんか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたのは、やはり安心して子育てできるまちづくりということで、私も公約に上げております。

これは、もちろん事業をするためには財源が必要なんですけれども、私が財源だけを強調しているわけではございません。

これは、全体的な平成31年度の予算、総体でどういう投資が、どこに投資が必要なのかどうか。これは、もちろんおっしゃるように、私も「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んで良かったまち」づくりをする観点から、やはりこれは公約を申しましたので、これは完全に無料化にしていきます。それは、いつの時点かと申しますと、先ほど言いましたように、はい今年すぐやりますということではなくて、やれるかもしれませんが、内部でもうちょっと財政的なことを考えて取り組みをしていきたいという考え方を申し上げたところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 研修した内容によりますが、ここの佐賀県のみやき町、こういうやり方と手法といたしまして、段階的にやっていく、そういうことに対して、どのような感想をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） これは一つの方法ではないかなというふうには思っておりますが、できれば一緒にできないのかなということでの考え方はあります。

○14番（鶴迫京子さん） 多子世帯の給食費無償化ということで、多子世帯で、平成29年度は575万9,277円という実績報告がありました。平成30年度は、815万円を予算化されております。そして、それを完全にとりました場合、本市では1億1,650何万円になるわけですかね、確認ですが。

○教育総務課長（徳田弘美君） 給食費の総額が児童生徒約1億1,700万円ということでございます。

そしてまた、現在負担しているのが、先ほど議員御発言のとおり、多子世帯の給食費、そしてまた、就学援助費等の給食費も援助しているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 先ほどの市長答弁で、段階的にということも参考になるかもしれないけど、自分としては、市長としては一緒にすぐできたらいいなというような思いが伝わってきたんですが、そうでしたか、伝わったとおりでしたでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、できれば、これは財政と言いましたけれども、私自身は来年度と申しますか、一括で取り組みができればというふうに思っているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 市長も今、市長に就任されて、まだ1年足らずですが、やはり熱い思いを持って、熱い男だというように選挙前おっしゃっていらしたので、そういう思いが冷めないように、今の言葉で冷めてないと思いましたので、やはり「集中」とおっしゃっていらしたね、

議員の頃もおっしゃっていましたが、やっぱりこのことに対しては、集中的にやること。そして、これはやらないことというのをメリハリをはっきりした市政をやっていきたいと思われていると思いますし、言われます。

そして、「市民目線で」とおっしゃいますので、ぜひ、その「市民目線」というのが、ただの個々の言葉じゃなくて、本当に心から「市民目線」というのを思わないと、市民目線の施策は出てこないんじゃないかと思います。やはり、議員であった頃、そして、市長が町役場に公務員として勤務されていた立場、そしてまた、フリーであった時の市長、そういう、いろんな立場を経験されておりますので、そのことを全部総合的に鑑みて、やはり、その時その時の思いというのをしっかり忘れずに、こういうせっかく本市のナンバーワンになったわけですので、ぜひ取り組むべきことは率先してやっていただきたいなと思います。みんなの思いは、そこにあるだろうと思いますので、ぜひこのことをしっかりいろいろ協議して完全無償化ということで、ここのみやき町でも、いろんな課題がありました。財源の方を心配はされていましたが、やはり、その学校給食費無償化のメリットとしては、子育て世帯の経済負担の軽減と給食費未納問題が解決する。そうですよね、未納問題は解決する。そして、学校長が集金というか、そういうことを管理していたわけですし、教材費が給食費が入らないと、月末に事業者に払わないといけないお金が集まらないので、心配しながら払わないといけないとか、いろいろなもろもろのやはり課題があったみたいですが、やっぱりメリットの方が大きい中にも、本当の少数意見だけど、例えば、給食費がただになって当たり前だという保護者、子供もですが保護者でしょうね。そういうことが当たり前という意識が芽生えて、感謝する心、給食ですので、食べ物ですので、いただきますという心、そういう心が薄れていくのではという、食育の観点から、私もそのようなことは思ったりしましたが、懸念するという声も少数意見としてあったということで、そして、給食費は保護者負担が原則だから、そういう完全無償化というのは、ちょっとそぐわないんじゃないかという意見もあったとか、いろんな意見があったと聞きました。

ですが、やはり完全無償化ということで、結局皆さんの思いは、大変喜ばれているという施策ですので、ぜひそこに向かってやって欲しいと思います。そういう前向きで、少し見えた回答を答弁いただきましたので、このことは本当に、そこまで来ているなという思いがいたしました。

このことで最後に一言、市長お願いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、安心して子育てができるまちづくりを進めるためにも、これは必要じゃないかなというふうに思います。

今、議員の方から、メリット・デメリットがありました。これはまさにそのとおりだというふうに思います。

私は一つは、やはり滞納されている方がいらっしゃる。これは実際生活が困難で滞納されているというのであれば、まだいいんでしょうけれども、余裕がありながら滞納されている。しかし、この滞納されているために、子供たちに何らかの対応ができるというわけではございません。できないからこそ、私は逆に無償化にして、その対応をしていけたらというふうにも思っていると

ころでございます。

これは、いわゆるメリット・デメリットはいろいろありますが、そういう観点からの給食費の完全無料化ということも考えておりますので、安心して生活できる、子育てできるまちづくりを目指して取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） ここにも所管事務調査のまとめで、ここに書いてありますが、やはり学校給食費については、基本的には受益者負担という考え方もあり、住民感情としての課題も見られたということで、今後も本市としても議論を進めていかなければならないが、市長の提案を含め、真に必要な施策なのか市民に受け入れられる事業なのか、財源を含めて精査する必要があるということでもとめてあります。

また、今後の国の動向や近隣市町の動向も踏まえた上で拙速な判断にならないように議論を進めるべきであるというような、まとめとしての意見としてあります。

これはまた本会議終了後、首長の方にも届くと思いますので、報告書としてですね。読んでいただきたいなと思います。

それでは、次に移ります。

3点目、高齢者福祉についてであります。

有明会場で11月19日でしたが、開催されました議会主催の「市民と語る会」において意見・要望のあった、ひとり金婚式の在り方について質問いたします。

その質問に入る前に少しですが、すぐ終わります。広場の欄にあったんですね。ちょっと読んでみますね。「いい夫婦、支えてくれた亡き夫、私がいくらブツブツ言っても聞き流してくれました。仲が良かったのは、私のわがママを夫が受け入れ聞き流していたからと今頃気付いています。どちらかが、そうだそうだ、そうねそうねとうなずくと夫婦げんかにならないのでしょうか。亡くなる2日前、今度生まれてくる時もまた一緒になる約束をしました。その時は私が聞き役になれたらと思います」と書いてあります。

そして、この広場の投稿のいちばん最初に書いてあります。「金婚式を待たずに逝った夫は何でもよしよしと許す人でした」と最初に書いてあります。

私は、この広場の欄のこれを読んで、本当に涙が出ました。今も読めば涙が出てきますが、これはちょっと年のせいで涙腺が弱っているのかも分かりませんが、でも、すごいなと思いました。ここにある夫婦愛というのがですね。本当は、この方たちは、金婚式というのが本当に二人で、それまでは元気だったんでしょうね、50年というのを、結婚してから、ああ今何年だね、何十年だねと言いながら二人で金婚式を迎えようねということで、指折り数えながら金婚式を待っていらっしまったんだと思います。そうじゃないと、1行目に「金婚式を待たずに逝った」というのがこないんですね。私もエッセイを書けてますが、いちばん最初が大事なんです。だから、ここに思いがあります。そして、先ほど内容を言いましたが、とても仲の良い夫婦が、垣間見られますね。そして、けどどうぞこれは悲しい何か気がいたしました。金婚式を二人で迎えると思っても生老病死は分かりません。明日、死がやってくるかも分かりません、そういうことです。

ね。ですので、本当にこういう方がいっぱいいらっしゃると思うんですね。金婚式を二人で迎えようと思っても、急に一人で金婚式を迎えなければならなくなる。それがひとり金婚式であります。

それでは、質問に入ります。

二人そろっての金婚式のお祝い行事が毎年企画されているが、以前はあったひとり金婚式が今はなくなっている。お祝いの形ではなくて構わないので、何かしてあげられないかと語られました。後日、質問するので再度その方に思いを詳しく聞きました。結婚して二人で迎えようが、一人で迎えようが、50年は50年である。その50年間生きてきた人生の長さは二人だろうが一人だろうが変わらない、どうしてひとり金婚式が無いのか、どうして差があるのか、不公平であると思うが、何か方法を工夫するべきではないかと、そういう意見がありました。

そしてまた、その方の意見ではないんですが、こんなに言っている人がいたと、そういうのをするんだったら、その金婚式も二人も一人もしないほうがいいんじゃないかと言う人もいますよという意見もいただきました。

そして、私も、このひとり金婚式については、平成25年9月定例会にて一般質問をしております。会議録から参考にですが、次のように述べております。「金婚式というのは、その方たちが最初の経緯とか、いろいろあるけれど、やっぱり労をねぎらって長い間連れ添ってとか、一人亡くされて独り身でというのはありますが、そこをまろもろ考えたら一応お祝いなわけですので、そこに差があってはいけないんじゃないですか」と、私も訴えております。その時の当時の市長の答弁として、「果たして金婚式を行政の方でお祝いするというのもふさわしいのかどうかということについても考えさせられたところである。そういったものを含めて改めてアンケートをとらせていただければと考えています」との答弁でした。

その当時の担当課長も平成21年に、これ今、質問しているのが平成25年です。4年前です。「平成21年に取ったアンケートで、期間が空いているので、改めてアンケートを取りたい」と答弁しておられます。

それを受けて、私も「アンケートの結果次第で当局が見直して、いろいろな声を吸い上げ、バランス的におかしいなと思われない行政のやり方で解決していただきたい」と要請しております。アンケートを取ってからは、既に9年も経過しております。私が質問してからは、5年経過しています。その答弁どおり、その時アンケートは、その後取られたのでしょうか。まず、そのことも含めまして、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） ひとり金婚式につきましては、結婚後50年経過した中で、その間に不幸にして配偶者を亡くされ、お一人で子供の養育や社会への貢献に尽くしてきた方に節目として、その労をねぎらう意味で開催していただいたものでありまして、私としましても、これらの方々に対しまして敬意を表する次第でございます。

御質問のひとり金婚式につきましては、社会福祉協議会の事業として地区公民館において、地域行事の実施に合わせて家族や公民館等で祝っている地域もあり、参加者に大変喜ばれていると

聞いておりますので、このような取り組みが更に市内に広がっていけばというふうに思っているところでございます。

アンケートでございますが、実施しております。「以前のように市で式典を開催した方がよい」という方は12%程度でありました。

そして、「記念品のみで式は実施しない」「何も実施しない」と回答された方が合計で約70%でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今のアンケートは、何年に取られたんですかね。

○市長（下平晴行君） 平成25年度にアンケートを取っております。

○福祉課長（折田孝幸君） 最初市長が答弁されました「市で式典を開催した方がよい」と答えられた方が12%というのが、平成25年度でございます。

それから、2番目に申されました「記念品のみで式は実施しない」、それと「何も実施しない」と回答した人が70%いたというのは、以前、平成22年度のアンケートで実施した分でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 前に戻りますが、市長の答弁で、そういう金婚式は、すごく理解をされていて、それが広がっていけばいいなという答弁をいただいたんですが、その前をちょっと聞き漏らしておりましたので、結局、この金婚式ですか。ひとり金婚式のことについては、答弁されましたですかね。

○市長（下平晴行君） これは、この事業につきましては、いわゆる社会福祉協議会の事業としているということで答弁したところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 平成25年に質問したときに1回あったんですね、合併してから、このひとり金婚式が1回行われたんです。その時の実績報告をいただいたら、ひとり金婚式の方で28万円ぐらいでしたかね、何かあったんですね。金額ではありませんが、そういうことでした。そして、今、報告があったように式典は参加しないけど、記念品のみとか、そういうものの回答がありましたね。それも含めまして、先ほどは、ここから出ているアンケートの話になるんですが、特に、こういうような場合のアンケートというの、そこにいらした方の大半がそのように思っている方に「アンケートを取ってください」と言ったら、そのようになったかもしれませんし、賛成というか、そういう方々が集まっている、人数が。そこに「ぜひお願いします」となったら、今度は、そのパーセントがちょっと変わっていくのかなって、この該当する人たち、もうすぐするであろう人たち、そういう人たちを対象者としてアンケートを行ったならばどうなったかという、それがまた、アンケートの取り方ということの問題点というのが浮き出てくるのではないかなという思いで、アンケート、数字だけではないですよということで、言いたかったんですね。

それが先ほどの質問にもなったわけですが、そういう意味で、先ほども「市民と語る会」のところで意見があったように、何かしてあげられないか、何か方法を変えられないかとか、そういうもろもろのことが9年とか5年とか10年経っていますので、やっぱり人間は変わっていきます。

社会環境、情勢が変わってきますと、やっぱり考え方、そして長寿社会になって100歳が普通の世の中になってこようとしています。だから、そういう中で、この金婚式とか、そういうのはど

う考えるのかと申しますと、アンケートの結果というのも左右されるのではないかと思いますし、その方法を変えると、そういう所は協議されなかったですか。

○市長（下平晴行君） 方法については協議はしておりません。

しかし、今、議員がおっしゃるように、このアンケートの取り方も、いわゆる対象者だけ、対象者に恐らく取っていると思うんですね。それも範囲が限られておりますので、そこら辺が、これを100%取っているのかということは、おっしゃるとおりだというふうに思います。

これは一つは、やはりひとり金婚式の対象者が、やはり全体的に通常の金婚式と同等にやってみよう、と、した方がいいというような、受け入れじゃなくて行政の方も、そういう取り方があれば、私はした方がいいのかなというふうには感じております。

○14番（鶴迫京子さん） 社協に委託して助成金、補助ですかね少し出されてされている事業であります。そして、有明でしたかね、公民館事業としてとか、いろんなそういう自治会ですかね。そういう所でやられているひとり金婚式もあるかと、その時に聞きました。

ですので、いろいろまた、市長も変わりましたので、考え方もいろいろだと思いますが、行政がやることにふさわしいのかどうかということも考えさせられたという前の答弁がありましたので、また、そこらあたりは、市長も変わったわけありますので、ぜひこのことをもう一遍担当課なり、また市民の声をお聞きになって、いい方法で工夫をして、今のままで今ある金婚式の状況で、それはそれとして置いてやって、そして、このひとり金婚式は、どうしようかという、そこまでは段階的になっていっていいのでしょうか、市長として。

○市長（下平晴行君） そこまでは、今日の今の時点での答弁しかできませんけれども、それは先ほども言いましたように、そういう社会的全体が、そういうことで必要と認めているのであれば、それは取り組みをしていかなければいけない。

ただ、これは社会福祉協議会の事業としておりますので、そこら辺も含めて協議していかなければならないというふうに思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 市民と語る会では、代弁者として、そして本人の意見としてもおっしゃいましたので、まだいろんな方々の意見がいろいろあるかと思っておりますので、市長もやはり「市民の目線」とおっしゃいますので、たくさんの市民の声を聞いて、そして研究・検討していただきたいと思います。即答で、ひとり金婚式をじゃあやりますよということには、この場ではならないということですので、それはよく理解いたしましたので、ぜひ検討課題としていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

交通行政についてあります。

11月19日の有明での市民と語る会でも意見がありました。「免許を返納した高齢者は、交通手段がなくて、買物や病院に行くのも不便である。子育て支援も必要と思うが高齢者にも気を使って欲しい」と要望されました。

100歳まで元気な高齢化社会は、もうそこまで来ております。高齢化などにより、免許返納後な

どの交通弱者に対する公共交通問題は、喫緊の最重要課題だと考えます。

そこでお伺いいたします。平成24年12月、平成25年6月、平成28年12月、今年の6月と過去4回にわたり定例会で、公共交通行政について一般質問してまいりました。6月の答弁書によりますと、「4月に公共交通事業者、公安委員会、公共交通利用者等を構成委員とした志布志市地域公共交通活性化会議を設置した。今年度は、この活性化会議を基盤に協議を進め、志布志市地域公共交通網形成計画を策定し、地域の実情に即した地域公共交通サービスの実現に向けた取り組みを行ってまいります」という市長の答弁でありました。まだ半年しか経過していませんが、本市の福祉タクシーや通学バスなども含めた総合公共交通システムの構築に向けた現在までの取り組みの進捗状況と、今後の方向性をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 志布志市地域公共交通網形成計画につきましては、公共交通に関する5年計画のマスタープランとして、平成31年3月の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組みとしましては、本市の特性や地域公共交通の現状や問題点を把握するため、市内の高校を対象とした高校生アンケート調査、市民3,000人を対象とした住民意識調査をはじめ、事業者ヒアリング、住民座談会などを実施し、現在、課題の整理の取りまとめを行っているところでございます。

また、庁内の担当者会議や、先月21日には交通関連の行政機関や事業者等で構成される志布志市地域公共交通活性化会議を開催し、志布志市の公共交通の現状や各種調査結果を報告し、委員の方々から意見等をいただいたところであります。

今後は、本市の目指す将来像や地域公共交通の在り方の検討、その実現に向けた施策の具体的検討などを行い、地域公共交通活性化会議との連携を図りながら骨子案をまとめ、地域の実情に即した地域公共交通サービスの実現に向けた計画の策定をしてまいります。

○教育長（和田幸一郎君） 通学バスに関わることについてお答えいたします。

志布志中学校の通学バス運行事業は、志布志地区の中学校統合に伴い、遠距離通学となる旧田之浦中学校区及び旧出水中学校区に居住する生徒を対象として、平成26年度から行っております。この事業に対する国庫補助金は、開始から5年を経過する平成30年度、本年度ですね。本年度で終了する予定であり、財源の確保が課題であります。生徒の通学手段の確保と保護者の負担軽減のため、継続していかねばならない事業だと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 通学バスが今年度で終了するというので、大変心配していましたが、今、教育長の答弁によりまして、単独でやって、継続して大事な事業ですので、やっていくという答弁をいただきましたので、ほっといたしました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

市長の答弁で、地域の特性に応じた将来像という、公共交通の構築をしていくということですが、市長の描く総合公共交通の体制ですね、このことに関する市長の描く将来像というのはどういう形ですか。

○市長（下平晴行君） これは、今現在、高齢者の方々が免許の返納等もあるわけでありましての

で、中・高生、学生の通学等々を併せて、高齢者の買物、医療、総合的に、そういう利便性が図れるような交通体系ができないかどうかということで、先ほども申しましたとおり、アンケート等の調査をして、その方向性を決めていきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 通学バスとか福祉タクシーとか、同僚議員も質問をされていました。福祉タクシーの接遇というか、そういう態度についてとか、そういう思いやりの心とか、そういうので質問されていましたが、これは待たなしの施策ではないかなと思いますが、公共交通再構築ということで、それが将来像に向かって形成計画という、計画がないとそこに向かえないわけですが、大変時間がかかるような気がいたしますし、そしてその間は、やっぱり待たなしで、いろいろ現場でいろんなことが起きております。そういう意味合いでも、その間、国の補助金ですかね、助成金とかいろんなことが国土交通省とか、いろんな省は違っても、このことを補完するような、最後の将来像に持っていく間に、何か手立てをするための事業というのがないか、多分、担当課でもいろいろ知恵を絞っていらっしゃるのかも分かりませんが、その間をどうするかということで、やっぱり市民は大変困っている現状があります。

そういう中で、近江八幡市に行きましたが、あそこは「あかこんバス」、循環バスですね。高齢者も学生も、そして全市民が利用できる「あかこんバス」というのがありました。そして、隣の串間市、これも一般質問で言ったこともあります、串間市も循環バスで、「よかバス」ですかね、何かありますよね。

本市では福祉タクシーと、それから松山、有明はドアツードアで、そういうのがありますが、志布志市内には交通空白地帯があって一部の所しか利用ができていない。そういう恩恵にあずかっていないという格差があるような気がいたします。そういうことも併せ持って、その間をどうするかということに対しては、今の大きな目標に向かっては、順次されていますが、どういう考えでいらっしゃるんですかね。そのために質問を何回も何回もしているような気がいたしますが、他の同僚議員も同じことに対して、いっぱい質問が出ます。いかがでしょうか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 担当課の方から現在の取り組み状況等について少し説明させていただきます。

今、市長からありましたように、アンケート調査をしたり、ヒアリング調査をして、いろんな課題が出てきているところでございます。公共交通を利用している方は高齢者だけではなくて、一般の方、買物をする方も利用されているということ等があります。

また、駅までのアクセスの関係、フェリーと路線バスとの接続の関係。それから事業者ヒアリング、交通事業者の方からのヒアリングもしながら、バスやタクシーの運転手の不足の関係とか、そういった課題等も挙げられているところでございます。

そして、アンケート調査や実態調査の中から見えてきたたくさんの意見ということでございますけれども、座談会の中では、先ほどありましたように、高齢者の方から、現在は何とか運転できるけれども、近い将来免許返納をした場合に家族とか、近所の方をお願いするのもなかなか難しいので、有料でもいいので、公共交通制度を作りたいということ。また、買物に行った場

合にもバス停まで歩いて行くのが大変だということ。また、荷物がある場合は大変であるというようなこと。

それから、毎週のしっかりとした巡回バスができたり、時刻表ができれば利用したいというような声。バス助成金のようなものが欲しいとか、現在の福祉タクシーを、さっきありました制度を充実して市内同一のサービスにして欲しいというような御意見。そのような意見がたくさん出ているところでございます。それを現在集約しまして、私どもとしましては、この検討委員会の中で、例えば、大きな通学バスのルートも生かしたような、大きな幹線の利用と、個別の家庭との送迎というのは、そういった両方との仕組みができないかとか、そういったことを今、考えているところでございます。

このようなたくさんの意見をまとめまして、先ほどある志布志方式といいますか、志布志モデルを作り上げていきたいなと思っているところでございます。

これからの予定でございますけれども、来年度も、この国庫補助事業を導入しまして、今年度マスタープランが出来上がりますので、毎年は実施計画ということで作り上げまして、来年度中にはワークショップなどを開きながら、実際の運行の計画とか運行のダイヤとか、具体的な計画を示す中で、交通事業者との協議を行いながら、許認可があるとか、そういったことも整理しながら、できれば来年度、一部実証試験とか、そういったところまでできればなと思っているところでございます。来年度まで、その国庫補助事業を展開しまして、さらに、その次の年度から本格的な運行を目指してるところでございます。また随時、報告をさせてもらいたいと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） ただいま企画政策課長の方から、詳細に報告があったわけですが、思ったより大変進んでいるのかなというふうな思いがいたしました。これまでの進み具合といたしまして、そこまでやっとなかと思いましたが、やっぱりこのことは、皆さんに活性化会議ということで、いろんな課題を出していただいたら、福祉課とか保健課とか企画政策課とか、いろんな課が関わってきて、教育委員会とか、一つのところで解決することができないような課題ではないかなと思っておりました。だからこそ、こんなに長いことかかって、そしてまた、行政の方でもみんな担当があって、その担当で仕事があるわけですね。担当のお仕事をこなしながら、また集まって企画調整、いろいろ調整したり、これはそちらの課が主だよなとか、そういう調整会議もしないといけない。それをすり合わせて統一したものにならないといけないという、すごい最初から何か無理があるような気がして、思っていました。ですので、特別にそういう公共交通の推進、再構築に向けた推進室みたいなものを、そこに特化して、そこだけでそのことを前向きに検討していく、そのことだけを一生懸命考えている部署を設置した方がいいんじゃないかなという思いがあって質問をしたわけですが、今、「マスタープラン」とか、「平成31年度に向けて」とかいう報告をいただきましたので、またいい報告を待ちたいなと思いました。

本当に、いろいろな課題があって、この公共交通が少しでも、一歩でも進もうとしているなという思いをいたしましたので、あと6分ありますので、最後に市長に、このことに関して、皆さ

人も免許返納後とか、いろんな心配していらっしゃると思いますので、しっかりした答弁を市民の皆様に向けてお願いしたいと思います。

公共交通の再構築に向けた取り組みに対する市長の思いをしっかりと市民にお願いしたいと思えます。

○市長（下平晴行君） これは、議員も御指摘がございましたとおり、企画政策課の本来の業務、これを今、課長の方で説明がございました。

いわゆる全体の企画調整、それから政策の推進、そういうことを大きな目的として企画政策課が、今後動いていった方がいいんじゃないかというような考え方でございます。

事業については、それぞれの課で事業をしていくということでは、今、課長の方で答弁したとおり、大変ないろんな事業も持っているし、大変な忙しい課であるということから含めて、そういう本当に政策的な調整もしながらしていく課で取り組みをしていきたいというふうに考えております。

それとあわせて、今、御指摘がございましたとおり、いわゆる交通難民、そういう方々のために、どういうルートで公共交通体系を構築していけばいいのかということでございます。

これは、先ほどお話がありましたとおり、3,000人の住民のアンケート等も取っております。しかし、ある市では、あまりにも体系を細かにやったために、財政上大変な状況であって、やり直しもしているというようなこともございます。

私も、これは、それが100%ではないというふうに思っていますけれども、できるだけ市民の皆さん方が買物、病院、通学、そういうものが安易にできる、生活できる体制づくりをしていきたいというふうに考えております。

〔鶴迫京子さん「終わります」と呼ぶ〕

○議長（西江園 明君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後4時47分 散会

平成30年第4回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成30年12月7日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

追加日程第1 久井仁貴君の議員辞職の件

日程第2 一般質問

小 園 義 行

日程第3 議案第84号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第85号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第86号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

日程第6 議案第87号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（1名）

1番 久 井 仁 貴

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|-------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 山 田 勝 大 |
| 財 務 課 長 仮 重 良 一 | 企画政策課長 樺 山 弘 昭 |
| 情報管理課長 小 野 幸 喜 | 港湾商工課長 柴 昭 一 郎 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市民環境課長 西 川 順 一 |
| 福 祉 課 長 折 田 孝 幸 | 保 健 課 長 西 山 裕 行 |
| 農政畜産課長 重 山 浩 | 耕地林務水産課長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 假 屋 眞 治 | 松山支所長 今 井 善 文 |
| 志布志支所長 竹 田 孝 志 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 立 木 清 美 | 農業委員会事務局長 福 岡 雅 人 |
| 教育総務課長 徳 田 弘 美 | 学校教育課長 谷 口 源 太 郎 |
| 生涯学習課長 若 松 利 広 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|-----------------|---------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次長兼議事係長 中 水 忍 |
| 調査管理係長 毛 野 仁 | 議 事 係 溝 口 茂 樹 |

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と平野栄作君を指名いたします。

○議長（西江園 明君） ただいま久井仁貴議員から、一身上の都合により、本日をもって議員の職を辞したいとの辞職願が提出されました。

お諮りします。

久井仁貴君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、久井仁貴君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程を配布します。

しばらく休憩します。

○
午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（西江園 明君） 会議を再開します。

○
追加日程第1 久井仁貴君の議員辞職の件

○議長（西江園 明君） 追加日程第1、久井仁貴君の議員辞職の件を議題とします。

お諮りします。

久井仁貴君の議員の辞職については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、久井仁貴君の議員の辞職については、これを許可することに決定しました。

○議長（西江園 明君） ここで、私の方から一言おわび申し上げます。

カメラの関係上、座ったままで発言申し上げます。

本市議会の久井仁貴議員が、本年4月9日、高速道路を走行中、制限速度を89km超過し、道路

交通法違反で在宅起訴されていたことを昨日の新聞報道で初めて知ったところであります。

市民の負託を受けた議会人として、あるまじき行為であり、早速、本人を呼んで、私から嚴重注意したところでございます。

市民の皆様、並びに執行部の皆様に大変御迷惑をおかけしたことに對しまして、議会を代表して深くおわび申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分から再開いたします。

○
午前10時04分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（西江園 明君） 会議を再開いたします。

日程第2 一般質問

○議長（西江園 明君） 日程第2、一般質問を行います。

19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。

今、国会が開かれてまして、最終盤を迎えて、いろいろと大変な攻防を、マスコミが報道しております。

そうした中で、やはり総理大臣が、いろんな所で発言されるわけですが、「ややこしい質問を受ける」という、こういった発言をされて、大変批判を受けています。なぜかという、国民から選ばれた代表が、正式な委員会でも質疑したり質問をしたりすることを「ややこしい質問」と、まさに上から目線で国会を愚弄していると、そういう思いがしております。やはり謙虚で、私たちは生活を、そして、議員としても活動としても、そういうことだというふうに思います。

私自身も時に相手の人から、ちょっと横柄かねって思われること、そういったこと、知らず知らずのうちにとっている場合があるかもしれませんが、いつも心に思っているのは、基本的に謙虚に生きていくという、そういうことが大事だろうというふうに思います。私を議員に当選させてくださいとお願いをして、ここに立ってます。総理大臣だって一緒ですよ。国民から選ばれた代表が質問するのに「ややこしい」と、そんな上から目線のね、今の政権はとんでもないというふうに私は思います。そういった立場からしますと、我がまちの議会というのは、とても真摯にいろんなやり取りをされて、また当局の方も精一杯の答弁だと思ってます。私たち議会で執行権を持っていない人間からすると、提案型でいろんな質問をし、当局から提案されたものに対しては、しっかりとより良いものにしていくために質疑をしたり質問をしたりして、住民の皆さんにお返しをすると、その一つの過程だというふうに私は思っていますので、今回通告しておきました点、結構多いですけども、真摯に当局と議論をして、より良いものにしていきたく、そ

ういう立場で質問をさせていただきたいと思います。

まず、嘱託職員等の働き方についてということで通告をしておきました。約4点ほどですけれども、2017年5月に地方公務員法の改正があって、2020年、再来年4月から地方自治体で働いておられる嘱託職員、パート職員、そして臨時職員の方の働き方が変わるという法律が再来年の4月から施行されるということに法律がなっております。そのための準備をしないといけないという期間ですね。おそらく来年3月か6月ぐらいまでには、条例改正をしないといけないということですので、そのことについての対応を質問したいと思います。

まず、今、約300名近くの嘱託職員、パート職員、そして臨時職員の方々が働いておられるわけですが、この方々に対して、市長としてどういう思いで日々見ておられるのかと、その思いをまず1点。

併せて、先ほど言いました会計年度任用職員制度というふうに変わるというふうになつております。そのことについて、それに向けての対応を併せて答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

現在の対応状況でございますが、昨年度、嘱託職員、臨時職員の調査を行い、今年度に入り例規整備について業務委託を行っております。

また、総務課、教育総務課、水道課、曾於南部厚生事務組合で検討委員会を立ち上げ、これまで3回検討委員会を開催しており、職員組合とも事前協議を1回行っております。

制度設計については、近隣自治体と権衡を図ることとされており、他自治体と情報交換を行っているところでございます。

今後の対応につきましては、検討委員会の開催、他自治体との情報交換を行いながら制度設計を行い、早ければ6月議会に提案をさせていただきたいと考えております。

考え方でございますが、先ほど臨時職員、嘱託職員の人数でございますけれども、嘱託職員232名、臨時職員92名となっております。

嘱託職員、臨時職員につきましては、様々な分野で任用されており、現状において、志布志市役所を支えていただいている重要な職であると認識をしております。

○19番（小園義行君） 今、市長の方から大変重要なお仕事をしていただいているという、そうした認識が答弁がありました。

それを受けて、この新しい会計年度任用職員制度に変わること、現在の嘱託職員、パート職員、臨時職員の皆さんの働き方がどういうふうに変わっていくというふうになっているんですか。

○市長（下平晴行君） 本年8月に業務委託先により弁護士が派遣され、嘱託職員、臨時職員を任用をしている部署の職員に対して説明会を開催したところでございます。嘱託職員、臨時職員に対しては、来年1月、2月に制度の概要について説明を行って、議会において議決をいただければ、すぐに詳細な内容について説明会を開催する予定でございます。

○19番（小園義行君） 議会等を含めて、いろいろそういう所から御理解いただいたら、きちんとやるということです。

実際ここに国が出しているマニュアル、大変たくさんあります。これをよく読みました。その中で、現在の嘱託職員、これ法律が捉えているのは、第3条第3項第3号の、いわゆる非常勤特別職という形の中に嘱託職員も実際含まれてはおりますね。そして、この第22条、そして第17条という、このことを問うことは、これまでいろいろたくさんしてきましたので、しませんけど。実際この会計年度任用職員になると、国が出しているマニュアルを見ますと、最長1年、そして、毎年会計年度任用職員ですので、1年ごとに更新をしていくというふうになっています。

そして、次2年目に仮に入ったとしますね、そうすると1か月間の試用期間というのが課されるということで、この会計年度任用職員というふうになるんですが、私が、これを読み解いたところでは、そういうことです。そういう理解でよろしいですか。

○総務課長（山田勝大君） 会計年度職員の任用の在り方については、議員御指摘のとおり、毎年任用するというので、毎年1か月間の試用期間が出てくるということでございます。

○19番（小園義行君） 毎年そういう形になるということで、しかも公募でやるというようなことになっていますね。

現在の特別職、ここは法律でいいますところの地方公務員法の第3条第3項第3号、これももちろん残りますよ、これは学識経験がある人に厳格化していきますということですね。現在の特別職、非常勤という、ここですよ。

そして、第17条ここに今回変えていかないと、次の、今回国が求めています、それぞれの手当だとか、一時金の支給ができないからということで、この第17条に変えていくんですね、そういう法律になっていますよ。

そこで、この特別職、非常勤、臨時的任用、これは当然そういうことでしょう。これまでがおかしかったわけで、本来はですよ。特別職の非常勤というのは、例えば何とかの委員とか、そういうことで学識経験ある人に厳格化ということで、臨時的任用というのは、常勤の欠員が生じた場合に限られますよということで、これまでみたいに臨時職員を採用するというふうには、いきおにならないというふうに法律が変わっていくというふうになっています。

そして、今回国が変えた一般職、非常勤の、この第17条ですね、一般職、非常勤ということに変わっていくんですけど、フルタイムで働ける場合と、時間で働ける場合というふうに分けているわけですが、各種手当が出ますよということと併せて、一時金も支給できるというふうになっているんですね。我がまちは、これについては、非常に先駆けて、県内の自治体でも、僕はトップクラスだというふうに思っています。当局の努力の甲斐あってですね。通勤手当に該当する、そうしたもの、夏休み、そして時給の引き上げ、これまで何回もされて当局の努力は大いに認めているところです。

そういった中で、今回この会計年度任用職員が今度やっていくということで、職員組合ともいろいろやるということでしたが、実際に非正規職員が配置されている職場の実態というのをきちんと把握されて、例えば何々課のその実態ですね。それを新しい会計年度任用職員制度にしたときに、職の確定というのをどういうふうに当局は把握していくのかということが大事になって

くるんじゃないかというふうに僕は思うんですけども、そこについての考え方を少しお願いします。

○総務課長（山田勝大君） 会計年度任用職員制度が始まる際につきましては、第22条の1号なり2号、2の1号、2号というようなことで、フルタイム、パートタイムの雇用が始まるところでございます。

現在、各課にいわゆる嘱託職員と臨時職員の方の主たる業務内容、それから勤務時間、勤務日数といったものを調査をしたところでございます。

これを基に、再度各課ヒアリングを行いまして、どういう職種が求められるのかということを協議して、いわゆる職の設定をしていくということになりますので、今後、議会上程までには、きっちりとした形で整理していくところでございます。終わります。

○19番（小園義行君） 今、そういう立場でいきますということでしたので、この会計年度任用職員制度が始まると、自治体の役割ですね、それが私は変わってくるのではないかと、ちょっと心配をするところです。

非常勤の職というのは、今いろいろ働いておられる方をきちんと調査し、そして、こういうことですよと、過去やるということでしたが、この新しい非常勤といわれる会計年度任用職員の職を作り出すために、正規職員の方々の職が切り分けられると、こうしたことが心配されるわけですね。そういうことは無いというふうにおっしゃれば、それでいいわけですけども、そこについては、今ある正規職員の人たちの職が切り分けられて、これは会計年度任用職員の職ですよという、そういうふうになると、少し心配をするなどというのが、なぜかということですよ、小泉政権下で三位一体改革、そして、集中改革プランという、そういうことから、正規職員減らしが大きな要因で、これは全国的に約3割少なくなったんですね。マスコミが出している統計ですよ。そういう状況の中でも付帯決議があって、公務、いわゆる公の仕事は任期の定めのない常勤による運営が中心ですよ。あの小泉改革の時でさえも、そのことを明確に付帯決議で国会で決議しています。そうした意味からしたときに今、言いましたように、会計年度任用職員の職をきちんと広げるということで、新しく作るということで、正規職員の人のが切り分けられて少なくなると、どっちが主になるかということがよく分からなくなるという、そこを心配してるものですから、そこについては、きちんとした対応があるということによろしいですか。

○総務課長（山田勝大君） 働き方、いわゆる正規職員、それから嘱託、臨時の方の働き方についてでございますけれども、基本的には現在の業務といいますか、そういったものを行っていくということで、大きく業務内容を変更するというようなことは現在のところ考えていないところでございます。

○19番（小園義行君） そういうことで、そこはよく理解をしました。

今、国がどんどん、今の安倍内閣は、いろんなことをやっています。民営化、そして外部委託、指定管理、そして、トップランナー方式、またクラウド化、ICTの活用などと、どんどんどんどんこういうことが進んでいくと公務としての、公の仕事としての質が確保がされなくなるので

はないかというふうに思います。

それはなぜかという、民間にしちゃえば、ここに公に残らないわけですね。そういったことで果たしていいんだろうかというふうに思います。

職場から、そういった専門性がなくなったりしていくと、職場はマニュアル化しちゃって、それでやればいいよというようなことになってくる。そうすると、いわゆる住民本位の仕事が難しくなっていくのではないかという思いがあるんですね。だから、職員の皆さんの働き方、きちんとそこを確保していないと、住民本位、住民が主人公ですよという、そういった仕事が難しくなってくるというような気持ちがあるところです。でも今、総務課長の方から答弁がありましたように、そういうことにはならないよということでありました。

であれば、新しい制度になっているところで、現在嘱託職員として働いている人、パートの人、臨時の人の待遇ですね、これは会計年度任用職員になっても、我が志布志市はきちんとした対応をして、雇い止め、そして、また賃金の引き下げとか、そういったことは無いというふうに努力をしていくという、そういった理解でよろしいですか。

○総務課長(山田勝大君) まず雇い止めの件でございますけれども、会計年度任用職員制度の導入にあたっては、そういったことはできないということになっておりますので、そこについてはしないということでございます。

それから、賃金面等でございますけれども、いわゆる保険上の水準を基本に、今後設計をしていくこととなりますので、現状から給与を下げるといような方向には向かわないというふうに思っております。

以上です。

○19番(小園義行君) よく分かりました。

そういう立場であるということを理解しまして、民間であると雇用契約が発生して、労働契約法の第18条によって、今年の4月から1年を通して契約があつて5年契約した次の日から、私は有期、いわゆる1年の契約じゃなくて、有期の定めのない契約に変わりたいといったら、この労働契約法第18条で無期雇用への転換を申し込むということができるようになっています。だけど、いわゆる役所、そこは、この労働契約法の対象になっていないんですね。でも実際は、あなた方は、この労働契約法第18条において、この地元の企業でですよ、そういう人がいたら、きちんと雇いなさいと。1年間とかじゃなくて、ずっと無期でですね、そういう契約に変えなさいという指導をしなけいけない立場なんですけれども、この会計年度任用職員というのは、なぜか1年契約でずっと役所は、それをしていくという意味で、非常に矛盾を感じながらの仕事をしなけいけないんだなと思って、大変な仕事をされるなというふうに思っていますので、そこについては労働契約法は、役所には適用されないわけで、そのために今回、会計年度任用職員制度の導入が、再来年の4月から始まるんですけれども、そこについても、今、課長の方から答弁がありましたように、雇い止め、そういったものを急にやるということではなくて、きちんとした対応をするということで、県内各自治体を見ても、本当志布志市は努力していただいて、働いている方々に

しては、それは本来不満があるかもしれませんよ。それにしても、よく頑張っている自治体だというふうに私も思います。

ぜひですね、私は本来は、この会計年度任用職員とか、こういうことじゃなくて、しっかりと正規職員として雇用して住民の皆さんのための仕事を一生懸命して欲しいという、そういう方向に変えていくという、本来はそういう努力が必要だと思うんですね。そういった意味で、この会計年度任用職員制度、今後も変わっていくでしょう。働く人から見たときに立場が悪くならないように、いいものに変えていくという、こういった声は市長会を通じたりいろんなことがあるでしょう。市長にこれはお聞きしますけれども、そういった立場で今後も会計年度任用職員制度の導入に向かっては、国の法律ですからそうしますけれども、きちんとした、そういう働く人の立場をしっかりと守って、国に変えてもらいたいところは変えてくれという声を上げるという、そういう立場というのを市長として、どういうふうにお考えかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 先ほど話がありましたとおり、この会計年度任用職員制度に変わったということ自体が、いわゆる先ほど言いましたように、地方行政の重要な担い手となっている、この臨時職、非常勤、あるいは臨時職員、こういう方々が適正な任用、勤務条件を確保することが求められて、こういう形で制度が採用されたということでございます。

そういう中で、今議員のおっしゃる、そういう何らかの不幸がもしあった場合、やはりそれはしっかりと国の方に提言をしてみたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長の決意もよく分かりましたので、次に、現在の嘱託職員という意味ですよ、会計年度になっていくかもしれませんけれども、1年半後はです。

障がい者雇用ということで、これも国は本来は一生懸命やらなきゃいけなかったことを、そういうふうになっていない部分があるんですが、我がまちとしても、この嘱託職員にも障がい者雇用というのを広げていくべきだというふうに思うんですが、そこについてはどういった議論が、9月議会でも国のそういったものに対してのやり方をやりましたけれども、我がまちで、会計年度任用職員、そこに対する障がいを抱えている人たちの雇用の在り方、どういうふうに考えておられるか、どういう議論がされているのかお願いします。

○市長（下平晴行君） 嘱託職員の雇用につきましては、現在即定の求人票に基づき、広く公募を行っているところでございます。

しかしながら、障がい者専用という形での求人には至っておりません。

今後につきましては、厚生労働省が発出しております合理的配慮事例集を研究するとともに、ハローワーク等の関係機関からの情報提供を基に、そのような形での公募を行ってまいりたいと考えております。

また、併せて業務内容やハード面など、障がいのある方が働きやすく活躍できる職場環境の整備が大変重要だと考えております。

○19番（小園義行君） そういう市長が今、答弁されたとおりで、努力をしていただきたいというふうに思います。そこについては、分かりました。

次、2番目の正規職員の働き方についてということで、1番と2番をちょっと逆に質問させていただきますね。1番目は後でしますので。

現在、本市の正規職員の方々について、障がい者雇用というのは身体障がいを抱えている方が主となっているわけですが、ここに知的障がい者や精神障がい者の雇用というのは、こういった議論がこの間されているんでしょうか。

○総務課長（山田勝大君） 障がい者の雇用につきまして、特に国等が身体障がい者の方に限って募集をしていたということでございました。

また、県内でもそういった募集の実態があったということで、志布志市としましては、そういった限定せずに雇用するための準備といたしますか、そういったものを現在検討をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 今、課長の方からそういう答弁がありました。そういう準備ということで検討をしているということでもあります。

障がい者雇用促進法、これが国とか自治体についてしているわけです。

全国で都道府県別の、これは県ですよ、正職員の障がい者雇用枠というのを設けています、それぞれ。身体障がいは障がい者の方については、どこの県もそうです。精神障がいと知的障がいの採用枠を設けているのが、埼玉県が精神障がい、東京は全てです。神奈川県も新潟県も全てそうです。愛知県が知的障がい者枠、精神障がい者についてはありませんね。京都府が知的障がい者枠を設けています。鳥取県、島根県は全て3障がい認めています。福岡県は精神障がいだけです、身体障がいと精神障がい。鹿児島県は身体障がい者だけで、他の知的障がい、精神障がいについては、枠を設けていないんですね。この知的障がい者の雇用義務化というのは、もう20年以上前なんですよね、ちゃんとしなさいよといって、これは法律ですから、それがなされていないと。

そして、精神障がい者についても、今年の4月の施行までに周知期間が5年間あったにもかかわらず、こういったことです。

先ほど、市長の方から「合理的配慮をしなさい」ということが2013年の法律の改正、障害者雇用促進法の改正で、合理的配慮の提供義務が盛り込まれたわけですね。これについて愛知県が10年以上前から知的障がいの方を雇って、農業総合試験場というところで19歳の時に採用になって、今、男性は29歳、10年前ですね。約1,000羽の世話を1人で対応していると。困ったら、そのジョブコーチといいますか、支援員の人がちゃんとやるということで進んでいる。そういった意味で、我がまちも、きちんとした、そういう障がい者雇用、今、検討をしていると、会計年度任用職員を含めて、正規職員についても、知的障がい者枠、精神障がい者枠というのを考える時期に来ているのではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 御指摘のとおりだと考えております。

そのために、職員の啓発のための研修を実施する必要があると考えております。

また、市役所内に限らず、社会全体として障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮等についての

理解が深まるよう周知を行ってまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 今、市長の方からそういう答弁であります。

実は、志布志町時代に私も時の首長に、この知的障がい者、その頃は精神障がい、障がいじゃなくて精神病という、そういう区別で、障害者基本法の中に入っていないませんでしたのでね。「知的障がいの人を役所の職員として雇う考えはないか」という質問をしました。時の吉村公平町長は、答弁がすぐには出ませんでしたけれども、考えられて、「外郭団体を含めて検討してみたい」という答弁を時の吉村公平町長がされたんですね。そういう質問も初めて受けられたと思うんですけども、今、市長の方からもちょっとありましたように、障がいを抱えている人をどういうふうに見るのかと、平成13年の改正で合理的配慮、これが求められるようになったんですね。

私も含めてですけども、潜在的に障がいというものに対する、それだけじゃないかもしれないけれども、人間として差別意識を持っているというような気がするんですよ。潜在的にですよ。その差別意識が10だとしたときに、それをいかにゼロに近づけるかということが大事だと。だから、そのことが、この法律の改正の中で合理的配慮ということにうたわれたのではないかと。

私自身は、息子と40年近く向き合っていて、いろんな仕事もさせていただいて、限りなくゼロに近いところに近づいているというふうに、私自身は思っています。

役所でも、そういった合理的配慮というのをどう構築していくのかというとき、実は昨日、南議員も取り上げておられましたけれども、平成30年度の「志の福祉・ボランティア大会」というところで、私も一緒に参加させていただきまして、そこで3人の方が作文を低学年、そして高学年、そして中学校の部、香月小学校の岡本大虎君が、ひいおばあちゃんの認知症の作文ですね。そして、伊崎田小学校5年の西萌々葉さんが、「大好きだよ、お姉ちゃん」知的障がいを持っている家族のお姉ちゃんの話。そして、有明中学校の菅田芽生さんが、じいちゃんのことを書かれたんです。ここにですね、私は、その時も会場で聞きましたけれども、改めて、西萌々葉さんが障がいを抱えてる人をどういうふうに見ているかといったら、こんなふうに見てます。「私が、お姉ちゃんの好きなどころは、周りの人を楽しくさせてくれるところだ、大きな声で歌を歌ったり、誰にでも元気に笑顔で声をかけたりする。お姉ちゃんのそばにいとみんな笑顔になる。私は、いつもそんな様子を見て、お姉ちゃんはすごい力を持っているなと思う」というふうに障がいを抱えている人をこういうふうに見ておられるんですね。家族だからという意味じゃないですよ、この西萌々葉さんて5年生ですよ。限りなくゼロに近いなど。私は正直、先ほど言いました潜在的に持っている差別意識というのが限りなくゼロに近いと、とてもすばらしいですよ。これは学校教育を含めて、こういう子供たちを育てていただいているわけですけども、私たち役所も働く人を迎えるとき、こういったいいところをきちんと見られて、その人が来られたら仕事ができるというふうに、そういう合理的配慮、環境をつくるというのが大事だなというふうに私は思います。

民間では、先ほど言いました。私の息子も11月9日で大隅衛生志布志に就職をさせていただいて9年目に入って「お父さん僕は9年目だよ」と言って、とても喜んで毎日仕事に行っています。

こうした西萌々葉さんと同じような、そういったものに僕たち自身も変わっていかんといかんのじゃないかと。だから、いや知的障がいの方は来ても仕事はできんよねという、そういうことじゃなくて、合理的配慮というのは、こういうことだと思うんです。

市長ぜひですね、こういう障がいを抱えている人たち、精神障がいの方も含めてですよ、そういう見方を持って、本市の障がい者枠というか、そういったことも考えて、法律に基づいてやるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） この前の福祉大会、私も参加しました。おっしゃるとおり、西さんは姉ちゃんのことを書いていました。

その立場立場で作文を誠実に明確に書いているということ自体が、これは、このことは自分のこととして、やはり受け止めて対応していかなければいけないというふうに思った次第でございます。

それから、じいちゃんのこと中学生の女の子が書いておりました。やはり、あの心の優しさ、思いやり、これはどこから出てくるかという、先ほどおっしゃいましたように、その人間性、素直に知的障がいであると、そのことが素直に言える。それを見た、例えば、西さんの場合では、お姉ちゃんを他の姉妹、他の友達と違うところは何だということも含めて、そういう自分で無いものが姉ちゃんにもある。そして、その場を和ませてくれるという、やはりそういう、私もこの市役所においても、おっしゃいますように、やはり市民の皆さんの立場に立った物言が言えるか、そして、そういう障がいの方が勤めてくださることで、また、その人の思いやり、それぞれの職員が、その思いやりを持っていくことで、市民の皆さんに伝わっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ偏見の目で見るというんじゃないかと、やはりその立場になったらどうなるのかということも含めて、その対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今後ぜひですね、知的障がい者の方、それは、いろいろありますよ、精神障がいの方を含めて、今、市長がおっしゃったような立場で、我がまちにも、そういう知的障がいの方も職員として存在していると、精神障がいの方も含めてという、そういうことに取り組むという、そういうふうに理解をしましたので、よく分かりました。ぜひ努力をしていただきたいというふうに思います。それでは、このことについては、よく理解をしました。

では、次に正規職員の方々に、病気は仕方ないですよ、それぞれ病気はされるわけで、そうした病休が出た時の後の対応として、早急に私は、いろんな観点から考えて、後の手当てというのをしてあげないと、それぞれの働き方が大変になるんじゃないかと思うんですが、そこについての考え方を少し、どういうふうに対応されているのかというのをお願いします。

○市長（下平晴行君） 正規職員の病休等での欠員に対する対応につきましては、その期間などを勘案し、臨時職員を配置し対応を行っております。

また、そうした事態に早急に対応するための予算を総務課で確保しております。

○19番（小園義行君） 現に、どこというふうに私も言いませんけれども、それなりに病気が再発したりいろんなことで、心を病んだりしておられるところの後の対応ができていないと、ちょ

つと仕事が大変なんだなど。でも、働いている人たちはおっしゃいませんよ、私たちには。私もよく役所に行きますのでね、ああこデスクがずっとそのままだねという所があります。そこについては、今、市長の方で、きちんと対応するということでしたので、そのことについては、今後です、これは一過性のものではないですよ。ずっと起こり得るわけで、それに対しては、そういう対応をきちんとやっていきたいと、今後ずっとこれは続くことで、みんな鉄腕アトムじゃないんですからね、必ず病気をしたりするわけですので、ぜひお願いをします。

次に、福祉行政についてということをお願いをします。

国においては、保育所の保育指針というのが改定されて、4月から施行されています。私もそれがあつたときに、少しいろいろそういうふうになるのかねと思ひながら、国の審議、そういうのに参加された方が解説されたやつをちょっと読んだりさせていただきました。新たに、ここに10項目からなる「幼児期の終わりまでに育つてほしい姿」というのが新設されています。これの積み重ねの上に更にですよ。これは保育所、幼稚園、認定こども園、そこを終わって学校に行くまでに育つて欲しい10の姿ですよ。これは非常に私から見ても大変だなこれと、そういう思ひがあるんですが、それぞれこの10の姿、育つて欲しい姿というのを、これを正直どんなふうを受け止めておられるのか、市長と教育長にもお願いをします。

○市長（下平晴行君） 議員御質問の「幼児期の終わりまでに育つて欲しい姿」10項目につきましては、「第1章総則の4、幼児教育を行う施設として共有すべき事項」の中の一つで、第2章に示されている「ねらい及び内容」に基づく保育活動全体を通して資質、能力が育まれている子供の小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものとして、自立心や協同性、道徳性、規範意識の芽生えなど、幼児期の終わりまでに育つて欲しい姿が示されております。

また、同時に示された保育所保育指針の解説において、「幼児期の終わりまでに育つて欲しい姿が到達すべき目標ではないこと」、「個別に取り出されて指導されるものではないこと」、「子供の自発的活動としての遊びを通して一人ひとりの発達の特性に応じて、これらの姿が育つていくものであり、全ての子供に同じように見られるものではないこと」などの留意点も示されております。

本市といたしましては、県と連携しながら市内の保育園等において実施される保育が新たな保育施設の趣旨や狙い、留意点を十分踏まえた保育となるように努めなければならないと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであることから、国及び地方公共団体は幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備、その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないと示されています。このような中、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令が同時に改訂され、平成30年度から全面実施されています。この法的な位置付けにより、子供たちがどの幼児教育施設に通っていても、同じ幼

児教育、保育を受けられるようになります。先ほどの市長答弁にもありましたが、10項目からなる「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が新設されたわけですが、これは到達すべき「なるべき姿」ではなく、成長・発達の目安であると捉えています。子供一人ひとりに異なる個性があり、成長のペースは様々であることから、個々の発達の特性に応じた幼児教育、保育の実施が大切であると捉えています。

教育委員会としましては、平成27年度から幼保小連携協議会を年2回実施しており、改訂の趣旨や狙い、内容等を踏まえた幼児期の教育が推進できるよう、今後とも取り組んでまいります。

○19番（小園義行君） 今、市長、教育長の答弁を聞いて少し安心をしたところであります。ここに書いてあるこういうものに対して、国のそういうのに関わられた大学の先生です。また、一方で、そういうそれぞれの立場の人がおられますのでね、例えば、ここ10項目、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現、こういうふうに求めています。非常に、これはお利口さんですよ。大変申し訳ないけど、自分が幼児期の頃、学校に入る前ですよ、そんなお利口さんでしたかね、みんな。私は、そうでなかったと思うんです。

この保育という意味で、折田課長は自分の5歳までの姿として、こんなお利口さんでしたか。

○福祉課長（折田孝幸君） お答えします。

決して聞き分けのいい子ではなかったと思っています。

○19番（小園義行君） まさしく、それが私は基本だろうと思います。安心したのは、市長と教育長の答弁を聞いてですよ。でも、基本は社会生活との関わりの中で、これをよく読みますと、こんなふうに言ってます。家族を大切にしてください、地域の人を敬いなさい。まだ、大人に大切にされるべきの子供にですよ、大人を大切にしてくださいと、非常にこれは難しい。

今、折田課長がおっしゃったように「聞き分けのない子だった」と、私もそうでしたと思います。私は、お利口さんでしたという人はいますか。おられないですよ。でも、そこまで強制するというのは、何なんだろうと思って、僕は、これは小学校につながるということです。

やはり、国や経済発展のための人材として国が見ている。これは戦前の教育で僕たち学ばないといけないのは、右を向けと言われて、その教育がやってきた結果が、いろんなことを結果を引き起こしているという意味で、そういうことでは違うということでしたので、それぞれ市長も教育長もおっしゃる。

あの教訓から学んだら、ここに育って欲しい姿にがっちりはめていくと、それは保育園の先生は楽でしょう。こうなさい、ああしなさいと。そうではないというふうに思うから、ちょっとお聞きしたところでした。

実際に、そういう立場でいきますと、法人に対しても今、市長、教育長が述べられた立場で、それぞれの保育所、幼稚園、そういう運営協議会等々で示されているけれども、こうだからねという、今、答弁があったことについては、きちんと下まで下りているというふうに理解している

ですね。それぞれお願いします。

○市長（下平晴行君） 園内研修等で概要を学習したり、指針の内容については、園内で共有しておおむね理解をしているというふうに思っております。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほども答弁いたしましたけれども、平成27年度から幼保小連携協議会というのを行っておりまして、それまでは、そういう連携協議会というのは無かったので、小学校の先生たちが幼稚園、保育園の教育について、保育についてどの程度理解できているのか。逆に、保育園、幼稚園の先生方が小学校に上がったときの子供たちをどれだけイメージできるのかというのが十分じゃなかったもので、平成27年度から幼保小連携協議会というのを立ち上げました。この幼保小連携協議会は、幼稚園、保育園の先生たちが小学校の授業を見たり、逆に、小学校の先生方が幼稚園、保育園の保育の様子を見たりして、お互い共通理解を図っていくというような、そういう機会にしておりまして、それぞれやっぱり思いが違うわけです。

今回こうしてまた、新たな教育要領が今年度から開始されましたので、どういう内容が今回の教育要領に盛り込まれたのか、保育要領に盛り込まれたということについては、十分話をしてみました。そして、今言われたように、これはあくまでも到達目標ではないと目安だと、そういうこと等についても連携協議会できちんと説明をして理解を更に深めていきたいと、そういうふう考えております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、今回そういう指針が変わったから、うちもそのとおりにやるよということで、これまで、それぞれ法人、また幼稚園も含めて積み上げてこられたものがありますね。その上に立って今回求められているこういうものに、どうあったらいいのだろうかという、そういう今、教育長がおっしゃるような、そういうことになったらいいなと思います。

だから、これだからこれをしなさいということでないということ、それぞれ確認ができましたので、ぜひ教育総合会議等々も含めて開かれる、そういう中で、この立場だけは、しっかり守って欲しいものだというふうに思います。それが理解できましたので、次に移ります。

4番目に、水道事業についてということをお願いしました。

通告している段階では、まだ水道事業に関しても法律案だったんですけども、可決しております。

まさしく、これも含めて今の安倍内閣というのは、世界で一番企業が活躍しやすい国というのを掲げております。そして、所信表明でも水道改革、こういったこと等々あわせて今回、水までかねて思っちゃうんですけども、水道事業をこれまで民間でやってもいいよというのがありました。今回、新たに、所有権は自治体ですけども、運営権は民間でいいという、コンセッション方式という、こういうのをやって、本当に短い間で今の内閣、政権が可決したわけですけども、非常にこれは見れば見るほど、水の安心・安全、安定的供給という観点からした時に、非常に心配をするところです。もう通りましたよ。

ここについて市長、どんなふうにかこれを受け止めておられますか。

○市長（下平晴行君） この改正は、水道事業の関係者の責務の明確化、広域連携の推進、官民

連携の推進等を図るものでございます。

官民連携の推進は、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持しながら、水道事業の運営権を民間事業者に設定できるコンセッション方式を創設するものであります。

水道事業は、全国的に高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化、人口減少社会の到来による給水人口、給水量の減少と、それに伴う料金収入の減少など、課題となっております。

本市においても、給水人口の減少に伴う料金収入の減少が見込まれ、老朽化した水道施設の更新が課題となっております。このような現状の中、市民生活に欠かすことのできない最も重要なライフラインとして、低廉で安心・安全な水を安定供給することが使命と考えておりますので、法が改正されても安易に民営化することなく、地方公共団体が責任を持って運営していかなければならないと考えております。

○19番（小園義行君） 今、市長のそういう考え方で、この法律そのままにやるかどうかというのは自治体に任されていますので、今、市長がおっしゃったような立場でやってもらいたい。

そこで、人口減少社会の中で安心して飲める、志布志市の水道水というのは本当においしいというふうに私は思います。川の水ということでなくて、湧水、そういったものであって。そこで、今後人口減少社会になっていくと心配をしているのは、決算委員会の中で少し議論させていただきましたけれども、人の確保というのが非常にこれは難しいと、民間水道事業をされている方もそうですが、行政は特に専門の人はいないからですね。そこで、民間の業者さんの状況というのを水道事業をされている方が何社かあるわけですが、ちょっとそこについて、人の確保と、有資格者、年代も含めてどれぐらいの状況ですかというのをちょっと分かっていたらお示しをいただきますと思います。

○水道課長（新崎昭彦君） 志布志市には15社ありまして、志布志地区は5社、有明地区は4社、松山地区は6社でございます。

そして、技術者数につきましては、約43名いらっしゃいます、全体で。そのうち年代別に10代・20代が1人もいらっしゃいません。30代は3名、40代が10名、50代が13名、60代以上が17名となっております。

○19番（小園義行君） 今、課長から答弁がありましたように、こういう状況ですね。当然、人が足りないというのは、ここに歴然としていますね。高齢化していきます。僕たちも、あと10年もしたら80歳ですよ。この人たちも同じように年をとらないかといったらとるわけですし、ぜひですね、ここの安定的に、この地域の水道会計を維持していくという意味で、水道は黒字決算をし、そして、安い水だというふうに理解をしていますけれども、決して高い水じゃないと私は思います。

そういった意味でしたとき、安定的にそうするために、本来だと役所の中にも以前は技能労務職という立場で水道事業の技能労務に従事されている方が技術屋さんがおられたんですね。それをほとんど一般行政職の方に移って、今はゼロということですけども、先々のことを考えると、市長もおっしゃったコンセッション方式。そして、民間に安易にやらないということで答弁があ

りましたので、この水道事業を維持していくためには、そういう資格を持った人も採用をして、技術職として抱えてやっていくべきじゃないのかなというふうに思います。これ外国の例を見ても、一旦民営化しましたけれども、元に戻っているというのがすごい数あるんですね。この前たまたま朝のワイドショーでも、この水道法の改正をやっていましたけれども、新聞でも私もよく見えています。

我がまちの水道事業をきちんと維持していくという意味で、そういう有資格者を雇って、採用して安定的にきちんとしていくと。だって水道課の人でも3年、4年で異動しちゃうんですよ、全部、今の状況だったら。そこには、きちんと分かった人がいないと、難しいのじゃないかという気がしてまして、そういうお考えは、市長いかがですかということです。

○市長（下平晴行君） 現在、水道課では水道施設の軽微な補修は職員で行っております。

道路の掘削など、重機を必要とするような修繕については、業者に依頼をしているところでございます。

おっしゃるように水道業者のみならず、建設業全般において人手不足も承知しているところでございます。

将来的には、御指摘のとおり技術者の採用も検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、人の確保というのがとても大事で、ローテーションじゃないですけども、人事異動で動かれる、そこに誰もそういう分からないというか、分かっている人がおられればいいんですけども、技術職の人だと、そこで、言葉は悪いんですけども、行ってそこで仕事をされますので、今、市長の答弁があったような立場で必要になってくるということでありましたので、ここについては理解をします。ぜひ、そういった方向も考えていただいて取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。次は、漁業振興ということで、この漁業法の改正案、これも案と、私が通告した時点でありましたが、終盤国会の中でどんどん短い審議の中で可決されております。

これも実際、これまでは地元の漁協にいろんなものを優先権とかいろんなことをやりました。そして、漁民の皆さんの意見ができるように海区の委員の選挙、それもなくしていく、漁業権の見直しをするということで、県が企業にやれるというような法に変えていくということですね。そういったことで、次から次に民間に売り渡していくという、言葉は悪いんですけども、そういうような法律です、これもですね。

私は、そういうことではなくて、競争力強化とか企業参入じゃなくて、漁業を担っている方々、その方々の多くの人々の暮らしと漁村地域の発展に力を置くことが必要だと、全くそれと真逆のトン数制限を外したり、大型化を認めるとか、こういう法律になっているんですけども、市長、これ当然読まれていると思いますが、どんなふうに見受け止めておられますか。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるとおり、漁業権を持っている漁業者のために実際の改正がされているのかどうかということでは、大変危惧をしているところでございます。

この特に、漁業者の意見聴取、議論をするにあたり、あまりにも短い期間で、このような改正がされたということでは、大変危惧をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 今回この法律で漁業権と、これには一定の水面で定置網などの漁具を設置して、漁業を営む定置漁業権、そして一定の水面を多数の漁業者が共同して利用する共同漁業権。そして、一定の区域で養殖を営む区画漁業権の三つがあるんですね。こういったものも、取っ払ってしまいますよということで、これまでは漁協に優先権があって、そういうことがあったのを県ができるというふうになっているんですね。こういうことでは、漁民の皆さん方の生活は守れないというふうに私も思って、いろいろお話もさせていただいていますけれども、ここのこの関係でいくと漁協への説明など、どういうふうに県とかそれがしているかというのは分かっていますか。

○市長（下平晴行君） 本年10月19日に県水産会館で、水産庁の説明会が開かれ、本市の漁協役員2名が出席をしております。

県知事の海区漁場計画案で、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聞いて検討し、既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用していれば、漁業権の許可を県が出すとの説明を受けているところでございます。

○19番（小園義行君） 10月19日、初めて県が説明をしたんですね。法律はもう通っているですよ、ここ1か月余りでね。

でも、こんな乱暴なことはないでしょう、正直言って。さっき私が言いましたように、自主的な資源管理を行っている漁業管理組織数という、以前漁協を県内単一にしようという動きがあったんですけども、頓挫していますね。それはそうですよ、漁協を一つにするなんて、とても僕はできないと思っていました。

消防だってそうですよ。広域でやろうとしたけど、それも頓挫して、それはなぜかという、そこで生活している人たちがいるからですよ。この自主的な資源管理を行っている漁業管理組織、全国で1,738あります。約自治体と同じぐらいですよ、全国で。それぐらい海というのは、個別に、その漁協漁協で管理をしているからうまくいっているわけですよ。それをね、こんな形でやっているというのは、非常に僕は問題だと思います。

ぜひですね、市長このことに関しては、漁民の人たちはほとんど分からないままになっていっていますので、親切にこういうことだと説明して、そんなのおかしいよとなったらですね、当然なと思いますけれども、国にやっぱり声は上げて、そこで生活をされている漁村地域で漁業をされている人々の暮らしを守るという意味からも、これは声を上げていただきたいと、そういうふうに思います。

それは、先ほどの水道とかいろんなことがありましたね、それと同じで。当然きちんとした説明がされる。それに対して意見があったら国に声を上げるという、その考え方は当然持っておられますよね。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

漁業者を守るという点では、やはり市としての取り組みだというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういった意味で、漁業に従事されている方々も後継者の問題とか、非常に魚が捕れなくなって厳しい状況の中で、それを漁船は大きなトン数でいいよとか、そういうことになったらね、生活がとんでもないことになってしまうという心配がありますので、ぜひ今、市長が答弁された立場でやっていただきたいというふうに思います。理解をしました。

次に、農林業振興ということで、有害鳥獣被害の状況と今後の対応策をどのように考えていますか。昨日、八代議員の方もありましたので、具体的な細かいことは、細かいと言ったら変ですけども、八代議員への答弁、私も全部書き取ってここにあります。

少し議論をさせてください。私たちが若い頃、この有害鳥獣というか、これはあんまり言葉もなかったですね。市長も同じく農村出身ですが、私たちの頃は誘蛾灯といって、田んぼに虫を集めるという、ああいうのがあって、何か風情がありましたよね。ああいうぐらいのものだったと思うんですよ。

私は、この有害鳥獣としたときに、非常に難しい、それを駆除するというのは、我がまのやり方は被害が出ました、そしたら調査し、猟友会にお願いをして報奨金が出てということで大体終わりですよ。

その中で、そのやり方もそれで一つの方法でしょう。でも実際、認定農業者の方とか、農業をされている生産者の方々に聞くと、本当に深刻だというのは八代議員の一般質問でも分かりましたね。私もそうだと思います。

ただ、今うちのやり方だと被害が出ました、猟友会お願いしました。行って捕獲できる保証はないですよ。そのイノシシだったのかということも分からないじゃないですか。だから、ぜひここについては、やり方はそういうこともあっていいと思いますよ。それと併せて、行きました、捕れませんでした。すると報償金は出ないですね。ただですよ、ただ働きと言う言葉は悪いですけれども、そういうことになりますね。だから、そこらについてね、少し考えていただいて、猟友会の人たちが安心してやれるよというようなシステムを作ってあげる、そういうことも必要だと思います。だって捕れるという保証はないからですよ、朝から行って捕れませんでしたということもありますのでね。そこをきちんと性善説ですよ、変なことをされないと。猟友会の人たちも一生懸命に頑張って駆除したいと思ってやられるわけです。そのやり方をどういうふうに補償するのか。

それと併せて、わなの講習、そういうのもいろいろされていますね。そういうことをお聞きして昨日のやり取りも聞いて私が思ったのは、本当に農家、生産者が行政に求めておられるというのは、生産者の所に行き、生の声をしっかりと聞くという。役所が本当に真剣に聞いてくれたと、それでどうしたらいいかと、お互いの意見を出し合う、その中で一つの方法として、こういう方法はどうかということが、役所が頑張ってくれちゃったんだなという、向こうに思いが届かないですよ、「それは、おまんさのところは捕つきちよらんがな」で、「銭な払わならんど」で、これじゃあね、私はちょっと違うと思います。

本当に生産者の所に行って、いろんなことを聞き、知恵をお互い出し合いながら、いろんな情報を持ったら、それを向こうに下ろしてあげる。そういうやり方がないと、生産者の方は「行政は何もしてくれん」ということに勢いになってしまうのではないかというのを、この間の話をさせてもらったりしていく中で感じています。具体的に、じゃあ小園お前どうやるんだよと言われたときに、明確な回答は私も持ち得ていません、正直言って。でも、行政ができることというのは何かと言ったら、生産者の思いに寄り添うということだと思うんですよ。

ぜひですね、具体的に調査をする、一緒に行って声を聞く、声を聞きながら対応する。あとは情報としては、こういうのもありますよというのをやってあげるといのが大事だと思うんですけども、そういう意味で、これが確定的な方法ですよというのは、どこの自治体もこれは出し得ないんじゃないかと思うんですよ。だって大自然相手ですからね。それはいかがですか。今、私が言ったことに対しての考え方ですよ。

○19番(小園義行君) これは、おっしゃるとおり、私も「現場主義」というのを言っております。やはり、農家の皆さんであり、商業者の方であり、そこに行って本当の実態はどうなっているのかという寄り添った対応の仕方。今もしているんじゃないかなというふうに思うんですけども、それがいいような感じでございますので、そこも含めて、やはり補償の問題、おっしゃいますように、これは100%捕獲できるものではないというふうに思っております。これをどのように補填を、補償をしてあげるのか、助成してあげられるのか、これは内部で本当におっしゃるようにしっかりと対応していかなきゃいけないなというふうに思っております。

それと併せて、先ほどの農家の皆さんが持っていらっしゃる知恵、これもやっぱり現場に入りますと、そこら辺の考え方等も伺えるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺は十分現場に入り込んで対応してまいりたいというふうに考えております。

○19番(小園義行君) それとあわせて、部位を持ってきて1頭捕獲しましたということですね。あとのイノシシは食べるということもあります。他のものについては、処分が大変だと思うんですけども、そこに対しての考え方もぜひ対応を考えていただきたいと、行政としてですよ。地中に埋めるか何かしかないじゃないですか。ぜひそこについても、検討を今後してください、その処分ですよ。

あと少し、僕も専門的に学んでいるわけじゃないから、スズメとモグラは、ここにある有害鳥獣というふうになるんですか。スズメとモグラです。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) お答えいたします。

スズメにつきましては、有害鳥獣の対象となりますが、モグラについては、対象とはなっておりません。

○19番(小園義行君) 非常にモグラも大変ですよ、私の庭もボコボコやられていますけれども、農家も、そのことで水があつて土手が崩壊するとかですね。そういったものに対しても知恵をお互い出し合って、私たちは、語る会の中でチューインガムがいいとか、いろいろな話をお聞きさせてもらって、なるほどなと僕も思ったところでしたけれども、ぜひそういう細かいこともさっ

き言いました。本当に生産者の所に行って声を聞いて対応をしていただきたい。市長が、今もさ
れていると思いますけれども、十分でない部分であったら、それをやっていただきたいと思いま
す。そういうことだというふうにおっしゃいましたので、最後です。あと3分しかありませんけ
れども。

教育振興で学校へのエアコン設置、これについては通告をして、その後に国の交付金とかいろ
んなことがあって、多分されるのではないかと思っていました。今日、追加議案で出てくるとい
うことですので、ここについては置きます。

ただ1点だけ、体育館、ここについては、いわゆる何かが起きた時の避難所としての体育館の
考え方、そして、学校教育においては全体行事と猛暑日の体育の授業の場として、体育館へのエ
アコンの設置というのはとても大事だと思うんですが、そこについては、今回補正予算は出てな
いんですけれども、どういうふうにそれぞれお考えなのか、お願いします。

○市長（下平晴行君） 体育館については、熱中症対策として学校施設を整備していく必要性は
感じております。

しかしながら、避難所として指定されていない学校とのバランスも考慮しなければならないと
いうことで、設置がどうなのかということでは、議論をしているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 体育館のエアコン設置の件につきましてですが、まず学校で優先す
べきは、やっぱり普通教室だろうと、そういうふうに考えております。

体育館が使われる場合というのは、小学校の場合は、どちらかというと運動は外が多い、中学
校は逆に体育館が多いという状況がございます。

基本的には、全て設置できればいいんでしょうけれども、体育の授業は、子供が汗を流す、そ
ういう貴重な場でもあるということを考えますと、全県的にも体育館に設置というのはほとんど
無い、1件だけあるような状況がございます。

ただ、避難所的な役割というようなことがあると、そこはやっぱり体育館にも必要なんだろう
と思いますけれども、学校教育の中では、とりあえず普通教室を優先ということで今後進めてい
きたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） そういう災害が起きた時の避難所として、市内に1か所、全部しよう
というふうに私も思いませんけれども、体育館のエアコンの設置について、時の総務大臣が、こ
ういうふうに答弁しています。「災害時の避難所に使用する体育館、ここにエアコン設置が必要だ」、
「どうですか」とやった時に、「7割が交付税措置される緊急防災減災事業債というのが活用でき
る」ということで、これはあまり知らしてなかったと。でもそれをきちんとできますよというこ
とを知らせるといふふうに答弁されております。

それと併せて、今回付けると電気代が上がりますね。それも交付税措置するということを明確
に国会の答弁としてしていますのでね。ぜひ、この体育館については、全学校をしなさいとい
うふうには私も思いません。避難所として1か所か2か所ぐらいは必要じゃないかと。できれば後々、
学校行事としては、今、教育長がおっしゃるように体育館にも、このエアコンの設置というのも、

今後こういう緊急防災減災事業債という、これも活用できるよということでもありますので、そこについても検討していただきたいなというふうに思います。いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、熱中症対策については、そういうことが考えられますので、これは内部で十分検討させて取り組みをしてまいりたいと思います。

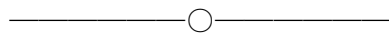
○19番（小園義行君） 今回7項目にわたって、いろいろやり取りをさせていただきましたけれども、僕たち議員も、ここに立つのは非常に責任を持って立っています。

当然、当局の方も責任を持って答弁されていますね。お互いに冒頭に言いましたように、いいものを作り出していくという、そういった意味でお互いこれで住民の皆さんにとって、いいまちづくりができると、そういうことを今日とても気持ちよく質問をさせていただきました。

今後も当局とこういう立場で、住民の立場に立って、ここでは議論をしているというふうに思っていますので、今日は折田課長には大変申し訳ありませんでしたけれども、小さい頃のそういうことをお聞きしたりしてですね。そういうことで、ぜひいいまちづくりのために努力をしたいと思います。

終わります。

○議長（西江園 明君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



日程第3 議案第84号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第3、議案第84号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第84号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改正を行うものであります。

詳細については、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第84号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明いたします。

本案は、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改正を行う必要があることから提案するものです。

今回の人事院勧告は、平成30年4月時点での民間給与が国家公務員を上回る結果になったこと

を受けて、月例給、期末勤勉手当等の引き上げが行われたものでございます。

勧告の主な内容としまして、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、一般職の月例給を0.2%引き上げ、期末勤勉手当を現行の4.40月分から4.45月分とし、年間0.05月分引き上げるものとなっています。

これを受けまして、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改正する法律も可決されております。

それでは、付議案件説明資料の1ページをお開きください。

特別職についても、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、期末手当を現行の3.30月から3.35月分として、年間0.05月分引き上げることが提案されたところでありま

す。本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、今回議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の改定を提案するものです。

それでは、条例改正について説明を申し上げます。付議案件説明資料の2ページをお開きください。

平成30年12月支給の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げ「100分の172.5」を「100分の177.5」に改めるものです。

なお、附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は、平成30年12月1日から適用することを定めております。

附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払い分として取り扱うことを定めております。

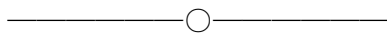
以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第84号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第4 議案第85号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第85号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、宿日直手当及び勤務手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（山田勝大君） 議案第85号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明いたします。

本案は、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行う必要があることから提案するものです。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

先ほども御説明いたしましたが、人事院勧告どおり、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも同様の内容で可決されております。

これを受け、本市におきましても、今回給料表、勤勉手当の額の改定等を提案するものです。

月例給の改定についてでございますが、民間給与水準を踏まえ、平均0.2%引き上げ改めるものです。初任給については1,500円、若年層を1,000円程度引き上げ、その他については400円引き上げとなっております。

次に、期末勤勉手当についてでございますが、現行の4.40月分から4.45月分とし、年間0.05月分引き上げるものとなっております。

それでは、条例改正について説明を申し上げます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。

第20条第1項で「宿日直勤務を」を「宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を」に、「4,200円」を「4,400円」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「宿日直勤務を」を「ものを」に、「2万1,000円」を「2万2,000円」に改めるものです。

第26条で、平成30年12月支給の勤勉手当の支給月額を0.05月分引き上げ、「100分の90」を「100分の95」に改めるものです。

なお、6月、12月の支給月数は、現在100分の90ですので、今回の改正では、6月分の支給規定と区分するため、6月支給についての条文を追加しております。

また、同項の規定に基づく規則で定める職員にある職員とは、管理職手当を支給されている職員で、その職員については「100分の110」から「100分の115」に引き上げるものです。

次に、再任用職員は、0.05月分引き上げることから、「100分の42.5」から「100分の47.5」に改めるものです。

5ページから9ページは、行政職給料表の新旧対照表となっております。

附則第1条第2項では、平成30年4月1日から遡及適用することを定めております。

附則第2条では、12月分の勤勉手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の勤勉手当について、今回改正後の勤勉手当の内払い分として取り扱うことを定めております。

附則第3条では、規則への委任を定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第85号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

日程第5 議案第86号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、各小中学校普通教室空調機整備事業、人事院の平成30年度の給与改定に関する勧告に伴う職員の人件費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） 議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、その概要を補足して御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に3億7,609万9,000円を追加し、予算の総額を266億9,426万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページを開きください。

第2表の地方債補正でございしますが、児童生徒が学校生活の大半を過ごす普通教室に空調機を設置し、より良い教育環境の整備を図るための冷房施設対応臨時特例交付金の採択に伴い、学校教育施設等整備事業債を2億7,700万円追加するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なもの御説明申し上げます。

まず歳入予算の主なものを御説明いたします。

7ページをお開きください。

10款、地方交付税、1項、地方交付税、1目、地方交付税は、交付額の決定により、1億19万7,000円を増額しております。

8ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金は、先ほど地方債で御説明い

たしました各小・中学校普通教室空調機整備事業に伴い、小学校費と中学校費合わせて7,148万8,000円計上しております。

9ページを御覧ください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の歳入歳出の調整により、8,729万8,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、各小・中学校普通教室空調機器整備事業に伴う財源として1,471万2,000円を増額しております。

10ページをお開きください。

21款、市債は、2億7,700万円を増額し、総額で25億1,772万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

歳出の款及び項の全般にわたって給与改定による職員の給料を平均で0.2%、職員手当のうち勤勉手当を「0.90月」から「0.95月」に引き上げたこと等に伴う補正予算を計上しております。

それでは、各款、項ごとに説明いたします。

予算書の13ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費、2項、徴税費、2目、賦課徴収費は、市税の還付について昨年実施並みの金額を想定しておりましたが、実績を上回る還付が生じたため、不足する経費を300万円増額しております。

予算書の28ページ、説明資料は1ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、児童が学校生活の大半を過ごす普通教室に空調機を設置することにより、より良い教育環境の整備を図る、平成30年度冷房設備対応臨時特例交付金の採択に伴い、必要な経費2億8,330万円計上しております。

予算書の29ページ、説明資料は2ページをお開きください。

10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費は、2項、小学校費と同様に普通教室に空調機の設置を行う、平成30年度冷房設備対応臨時特例交付金の採択に伴い、必要な経費7,990万円計上しております

以上が、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

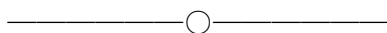
よろしく願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第86号は、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第6 議案第87号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第87号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正

予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成30年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、一般管理費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,430万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を6万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を6万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西江園 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第87号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（西江園 明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から12月18日までは休会とします。

19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時58分 散会

平成30年第4回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成30年12月19日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙
- 日程第4 議案第64号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第65号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第68号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第69号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第70号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第71号 通山青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第72号 原田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第73号 山重青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第74号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第75号 有明青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第76号 野神青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第77号 財産の取得について
- 日程第18 議案第78号 財産の処分について
- 日程第19 議案第79号 字の区域変更について
- 日程第20 議案第80号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第81号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第82号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第83号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 陳情第3号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書
- 日程第25 議案第84号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第26 議案第85号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第86号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第28 議案第87号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議員派遣の決定
- 日程第30 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 和 田 幸 一 郎 | 総 務 課 長 山 田 勝 大 |
| 財 務 課 長 仮 重 良 一 | 企画政策課長 樺 山 弘 昭 |
| 情報管理課長 小 野 幸 喜 | 港湾商工課長 柴 昭 一 郎 |
| 税 務 課 長 吉 田 秀 浩 | 市民環境課長 西 川 順 一 |
| 福 祉 課 長 折 田 孝 幸 | 保 健 課 長 西 山 裕 行 |
| 農政畜産課長 重 山 浩 | 耕地林務水産課長 立 山 憲 一 |
| 建 設 課 長 假 屋 眞 治 | 松山支所長 今 井 善 文 |
| 志布志支所長 竹 田 孝 志 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 立 木 清 美 | 農業委員会事務局長 福 岡 雅 人 |
| 教育総務課長 徳 田 弘 美 | 学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎 |
| 生涯学習課長 若 松 利 広 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|-----------------|---------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次長兼議事係長 中 水 忍 |
| 調査管理係長 毛 野 仁 | 議 事 係 溝 口 茂 樹 |

午前10時00分 開議

○議長（西江園 明君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西江園 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、持留忠義君と平野栄作君を指名いたします。



日程第2 報告

○議長（西江園 明君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、それぞれ報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。



○議長（西江園 明君） ここで、鶴迫京子さんから、12月6日の会議における発言について、訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 12月6日の一般質問で発言しました、調査先の出産祝い金の額を誤っておりましたので、「第3子、10万円」、「第4子、20万円」に訂正をお願いいたします。

○議長（西江園 明君） ただいま鶴迫京子さんから、12月6日の会議における発言について、訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになって

います。
鶴迫京子さんからの発言訂正申し出は、これを許可します。



日程第3 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（西江園 明君） 日程第3、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

曾於地区介護保険組合議会議員に、2番、南利尋君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において、指名しました南利尋君を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました南利尋君が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました南利尋君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで当選人の発言を求めます。

○2番（南 利尋君） ただいま曾於地区介護保険組合議会議員に当選させていただきました南利尋でございます。

曾於地区介護保険組合議会議員として、全力で職務を全うさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。



日程第4 議案第64号 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第4、議案第64号、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第64号、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、執行部から総務課長、福祉課長、水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明として、今回の法律改正については、高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図ることを目的に、大学制度の中に専門職業人を養成するための新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」を制度化するもので、改正法律は、平成29年5月31日に公布され、平成31年4月1日から施行される予定であるとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、専門職大学等を経て有資格者となり、対象者となるのは、いつからになるのかとただしたところ、平成31年度に新設された専門職大学4年課程を区分制とした場合、前期2年、後期2年となるため、早くも平成33年度から対象者が出てくるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第64号、学校教育

法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

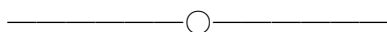
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第64号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第65号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第5、議案第65号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第65号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市民サービスの向上や他自治体との均衡を図ることを含め、今回の提案に至った経緯についてただしたところ、地籍関係手数料については、システム導入時である平成21年4月から改正されておらず、当初のシステム維持に係る費用等を考慮した手数料設定がされていた。今回、システム導入から10年以上が経過し、システム維持経費の低下、市民からの苦情、何より市長からの全面的な見直し指示があったことから、県内の状況を確認した上で、手数料の見直しについて提案したとの答弁でありました。

今回の改正により、平成29年度と比較した場合の手数料の減収額についてただしたところ、平成29年度決算額では、土地台帳写しの交付が4,044件、80万8,800円となっている。件数が3分の

1程度になると予測しており、この場合、年間で50万円程度の減収が見込まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第65号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、

全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

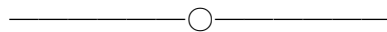
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第65号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第66号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第6、議案第66号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第66号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、進学準備給付金の支給要件についてただしたところ、進学準備給付金については、生活保護世帯の子が大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付するものであり、自宅からの通学の場合10万円、自宅以外からの通学の場合30万円がそれ

ぞれ支給されるものである。支給対象者については、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、いわゆる高等学校等を卒業し、大学等に進学する者のほか、留年や休学等の事由により18歳に到達した年度に受験できなかったが、1年を経過するまでの間である19歳に到達した年度において高等学校等を卒業し、大学等に入学する者としているとの答弁でありました。

進学準備給付金の支給対象となる進学先についてただしたところ、学校教育法第1条に規定する短大を含む大学、同法第124条に規定する専修学校いわゆる専門学校、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発総合大学の総合課程、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校の専門課程、国立研究開発法人水産研究・教育機構法に規定する水産大学校、独立行政法人海技教育機構法に規定する海上技術短期大学校及び海技大学校のほか、国立看護大学校等が支給対象となる進学先であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第66号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

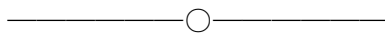
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第66号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第67号 志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第7、議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第67号、志布志市城山総

合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正に至った理由についてただしたところ、志布志運動公園人工芝サッカー場が整備され、サッカー中心の利用形態となったことで、ソフトボールや野球などについては、城山総合公園や有明市民グラウンドを利用されるようになってきたが、照明施設の使用料が統一されておらず、志布志運動公園と比較して割高感があつたため、利用団体からの要望等もあつたところである。市内体育施設の照明施設使用料金の平準化による利用者負担の軽減を図るため、今回の改正に至ったところであるとの答弁でありました。

改正前においては、照明施設の点灯基数により使用料が設定されていたが、今回の改正では、片面利用の使用料が設定されている。片面利用で点灯される照明施設の基数についてただしたところ、各体育施設に設置されている照明施設数が異なるため、片面利用の際に点灯される照明施設の基数は、施設ごとに異なることになるが、設置されている照明施設の半数が点灯されることになる。市民グラウンドについては、改正前と同様にソフトボール1面という利用区分も検討したが、特定の競技に限定されているとの誤解を招くおそれがあつたため、片面という区分に改めたところである。ソフトボール1面の利用は、市民グラウンド片面の利用になると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第67号、志布志市城山総合公園及び志布志運動公園の運動施設管理条例及び志布志市有明体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第67号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第8 議案第68号 志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

日程第9 議案第69号 有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について

○議長（西江園 明君） 日程第8、議案第68号及び日程第9、議案第69号の2件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

いずれも、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第68号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、及び、議案第69号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について、一括して報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志、有明いずれのシルバーワークプラザも、説明資料の指定管理者業務評価表の総括欄で、シルバー人材センター会員以外の高齢者の拠点施設としての機能も備えていると記載されている。会員以外の利用状況についてただしたところ、志布志シルバーワークプラザについては、基本的には会員のみとなっているが、平成27年度から同施設内に社会福祉協議会が実施している生活困窮者自立支援事業の窓口を設置していることから、高齢者を含む就労支援事業等に係る相談者の利用も見られるところである。有明シルバーワークプラザについては、会員の利用のほか、行政関係の各種会議で活用されている状況であるとの答弁でありました。

いずれのシルバーワークプラザも指定管理料、使用料収入は0円となっているが、運営に係る収支はどのような状況なのかとただしたところ、シルバー人材センターが実施している受託事業については13%、派遣事業については12%の事務費収入があることを前提に、指定管理料は0円となっている。シルバー人材センターの経営状況については、会員の増加や派遣事業の伸びによる事業収入も増加しており、福祉課としても悪い状況ではないと認識している。使用料については、地域の高齢者の利用を前提に整備された施設であるため、条例において0円と規定されているとの答弁でありました。

志布志、有明にはシルバー人材センターがあるが、松山地域の状況についてただしたところ、松山町時代には、シルバー人材センターが存在していたが、法人化されていない任意の団体であったため、合併と同時に志布志、有明と一体となったところであるとの答弁でありました。

松山地域でも作業の需要はあると思うが、会員への対応と会員数についてただしたところ、平成30年3月31日現在の会員数は、有明地区105名、志布志地区142名、松山地区66名の合計313名となっている。松山地区の会員については、基本的には、移動等に係る負担軽減や効率化を図るため、作業当日にシルバー人材センター職員が作業現場に出向いて、打ち合わせや作業終了時の日報確認等を行っている状況である。志布志地区においては、ほぼ毎日シルバー人材センター職員がシルバーワークプラザに出向き、会員への作業を指示し、作業終了後においては日報の確認等を行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第68号、志布志シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、及び議案第69号、有明シルバーワークプラザの指定管理者の指定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから議案第68号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号について採決します。

本案に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第69号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号について採決します。

本案に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第70号 伊崎田青少年館の指定管理者の指定について

- 日程第11 議案第71号 通山青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第72号 原田青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第73号 山重青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第74号 蓬原青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第75号 有明青少年館の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第76号 野神青少年館の指定管理者の指定について

○議長（西江園 明君） 日程第10、議案第70号から日程第16、議案第76号まで、以上7件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

いずれも文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第70号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定についてから、議案第76号、野神青少年館の指定管理者の指定について、までの以上7件について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について、一括して報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、青少年館ごとに異なっている指定管理料の積算根拠についてただしたところ、指定管理料については、公民館長への謝金を含む人件費、コピー用紙や清掃用具等の消耗品費のほか、管理費としての光熱水費、コピー機の賃借料、修繕料などを積み上げ算定しているが、利用状況等による光熱水費やトイレの排水処理の形態等により金額に差が出ている。光熱水費については、過去5年間の実績等を参考にしながら積算し、各公民館の提案額と比較して、指定管理料を決定しているとの答弁でありました。

青少年館での事故に対する責任の所在について、公民館との認識の共有化は図られているのかとただしたところ、指定管理施設で事故が発生した場合、総務課が所管している全国町村会総合賠償補償保険の対象となるが、公民館行事等で発生した事故については、公民館総合賠償保険の対象となる。責任については事前に修繕箇所等の報告があったものについては、設置者である市が負うことになるが、未報告の件など事故の形態によっては、一時的ではあるが、公民館長に窓口になってもらうなど責任が生ずると考えているとの答弁でありました。

青少年館の社会教育法上の位置付けについてただしたところ、社会教育法上の施設は、図書館や条例公民館、文化会館、博物館などであり、青少年館は、同様の利用形態ではあるが、その校区に限定しての施設であるため、社会教育法上の施設とは考えていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第70号、伊崎田青少年館の指定管理者の指定についてから、議案第76号、野神青少年館の指定管理者の指定について、までの以上7件については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから7件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第70号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第71号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

お諮りします。議案第71号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第72号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

お諮りします。議案第72号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第73号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号について採決します。

お諮りします。議案第73号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第74号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号について採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第75号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号について採決します。

お諮りします。議案第75号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第76号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号について採決します。

お諮りします。議案第76号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第77号 財産の取得について

○議長（西江園 明君） 日程第17、議案第77号、財産の取得についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第77号、財産の取得について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、付議案件説明資料中の図では、臨海工業団地4工区が2.3haと表記されているが、議案に記載されている土地の合計面積は19,245㎡となっており、面積が異なるが生じている差異は何かとただしたところ、市道香月線の工事に伴い、先行して取得している用地もあることから、今回提案する面積との差異が生じているとの答弁でありました。

災害等の影響による鋼材の価格高騰や資材不足等、計画どおりに事業を進めることができるか懸念するところであるが、工事の進捗状況はどうなっているのかとただしたところ、臨海工業団地1工区を購入した株式会社上組については、2年以内に工事の着手、3年後には供用開始していただく条件となっており、現在、既に工事に着手している。建築資材の高騰などの話も聞くが、臨海工業団地を購入した企業からは、特段、相談等は受けていないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第77号、財産の取得については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。

議案第77号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

○
日程第18 議案第78号 財産の処分について

○議長（西江園 明君） 日程第18、議案第78号、財産の処分についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第78号、財産の処分について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回売却する安楽大迫工業団地分譲地について、売却の相手方として、鹿児島堀口製茶有限会社のほか、ダンフーズ株式会社とあるが、どのような会社か。また、本市への進出へ至った経緯についてただしたところ、ダンフーズ株式会社は、愛知県名古屋市に本社があり、同市内に工場を2か所、北海道に工場を3か所、有している企業で、野菜確保のため、九州進出を考えていたところ、鹿児島県主催の工場用地視察に参加した際、立地・配送条件などを含め本市への興味を示していただき、これまで、県大阪事務所等を通じての誘致を重ね、約3年をかけて、今回の誘致に至っている。工場については、主に大隅半島から野菜を調達し、規格外品等も活用し、カット野菜、ペースト、ジュース等製造を行い、志布志港の国内定期船を利用し、食品加工メーカーへ納入するための加工事業所となるとの答弁でありました。

売却の相手方となる2社は、売却された土地の現在の水質状況を理解した上で、土地の購入に至っているのかとただしたところ、水質状況については、水質基準に適合していない部分もあることを含め、内容を示している。その上で、ダンフーズについては、野菜等の洗浄では、現在の水質でも利用は可能であり、適合しないものについては、上水道で対応するとの回答をいただいている。また、鹿児島堀口製茶については、現在の水質で対応可能であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第78号、財産の処分については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

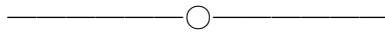
これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。

議案第78号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第79号 字の区域変更について

○議長（西江園 明君） 日程第19、議案第79号、字の区域変更についてを議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第79号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、県営中山間地域総合整備事業（志布志地区）小川内換地区の現地調査を実施し、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の字の区域変更については、整備されたほ場内の道路形状が変わっているが、道路の付け替えによって変更が発生しているのかとただしたところ、ほ場整備により、新しく道路を設置し、ほ場の区画も整理している。工事前の区画に沿って入っていた当初の字界を、工事後の筆界に合わせて字界を設定するものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第79号、字の区域変更については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。お諮りします。

議案第79号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第80号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（西江園 明君） 日程第20、議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、八代誠総務常任委員長。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、審査に資するため、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、観光施設改修事業において、緊急修繕を行っているが、詳細についてただしたところ、ダグリ岬遊園地プールへ海水をくみ上げるためのポンプが台風により故障したことから、ポンプの改修を行ったとの答弁でありました。

店舗リフォーム助成事業について、今年度、何件の申請が見込まれているのかとただしたところ、現在6件の申し込みと1件の相談があり、合計7件の申請が予定されているとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財産収入において、458㎡の畑を売却したことによるものとのことだが、購入者は宅地としての購入となっているのはなぜかとただしたところ、当該土地の地目は畑であったが、購入者が農業委員会に対し、宅地としての申請、許可後に購入することとなったた

め、宅地として売買契約が成立したとの答弁でありました。

また、当該土地の場所等の詳細についてただしたところ、当該土地は、潤ヶ野校区内佐野原地区にあり、普通財産として市が管理していた4筆のうちの1筆で、全てが県道に隣接した土地となっているとの答弁でありました。

最後に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、改定された鹿児島県の最低賃金は、いつから適用されるのか。また、今回、本市の非常勤職員の時間単価を785円に見直しを行っているが、どのような検討がなされたのかとただしたところ、改定された最低賃金は平成30年10月1日からの適用となる。前回、県の最低賃金が737円に改定になった際、これまでの最低賃金の上げ幅を考慮し、次回の上げ幅を3%程度と見込んで760円に設定したが、平成30年10月の改定では761円となった。平成31年度途中に、県の最低賃金の改定があっても本市においては改定せずに済むよう、上げ幅3%を超える785円に設定したとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、19番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、体育施設費で計上されている修繕料80万8,000円の内容についてただしたところ、台風24号により破損した志布志運動公園体育館の防水シートの修繕と体育館通用口の割れたガラスを修繕したため、今後の修繕費用に不足が生じることから増額するものであるとの答弁でありました。

図書館の空調機取り替えに係る修繕料が計上されているが、設置後、何年が経過しているのかとただしたところ、平成9年の開館時に設置したもので、21年経過しているとの答弁でありました。

空調機の故障による図書館業務等への影響はなかったのかとただしたところ、夏場に故障した

ため、空調機と扇風機数台を併用して、影響を最小限にとどめたところであったとの答弁でありました。

空調機についても耐用年数が設定されていると思うが、更新の時期をどのように捉えているのかとただしたところ、年間の保守契約により、壊れた部品等はその都度交換しており、設定されている耐用年数の経過を更新時期とは考えていない。点検等に努めながら、故障した時点での更新になると考えているとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小学校費で修繕料90万円が計上されているが、支出が見込まれる修繕内容についてただしたところ、学校施設については老朽化も進んでおり、各学校の要望等を踏まえ計画を立てているが、特別支援教室増設に伴う教室確保のための間仕切りの設置など、想定していなかった突発的な修繕の発生が、増額の主な理由である。今後は、蓬原小学校体育館のトイレ洋式化、森山小学校屋外スピーカー取り替え修繕と鳩駆除のための防鳥網設置、香月小学校理科室の換気扇取り替え修繕、尾野見小学校プール止水栓修繕を予定しているとの答弁でありました。

平成27年度及び28年度の志布志中学校通学バス運行業務委託事業に係る、へき地児童生徒援助費等補助金について、返還金が発生した理由についてただしたところ、へき地児童生徒援助費等補助金については、学校統合前に統合対象となる学校区域内に居住していた生徒が対象であったが、対象とならない学校統合後における当該区域内への転入、転居した子供も補助対象と捉えていたため、返還が必要になったとの答弁でありました。

いつの時点で判明したのかとただしたところ、平成29年11月に会計実地検査が実施された際に、対象となる生徒について精査されたが、その時点では、会計検査院への持ち帰りとされたところであった。今回、県を通じて、学校統合後の児童生徒については、補助対象外であるとの国からの正式な回答を受けたため、改めて精査し、返納すべき額について今回計上したものであるとの答弁でありました。

平成27年度及び28年度の返還額が説明資料で示されているが、当該年度の志布志中学校通学バス運行業務委託料と利用者数についてただしたところ、委託料については、平成27年度が1,171万2,000円、28年度が1,166万4,000円となっている。利用者については、平成27年度が28名、28年度が27名であったとの答弁でありました。

利用者のうち、今回返還となった補助対象外の児童生徒数についてただしたところ、平成27年度分については、28名中、準要保護生徒の6名を対象外としていたが、今回精査した結果、新たに2名が対象外となったところであるとの答弁でありました。

事務局費の共済費が11万円計上された要因についてただしたところ、小学校の司書補が病気休暇を取得されたため、その代替として臨時職員をお願いしたところである。通常、臨時職員については、15日勤務であるが、嘱託職員の代替ということで、20日勤務をお願いした関係で社会保

険に加入する必要が生じたため、今回お願いするものであるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、台風24号で破損した国民年金の看板修繕料8万1,000円が計上されているが、建て替えではないのかとただしたところ、看板の土台もしっかりしており、厚生局とも協議した結果、破損前と同じ文言での修繕となるとの答弁でありました。

文言を変えることについての検討はされなかったのかとただしたところ、厚生局との協議の中で、修繕により文言を含め破損前の状態に戻すことで、引き続き交付金の対象になることや、文言の変更については、厚生労働省との協議等が必要となることが示されたが、基本的には同じ文言での修繕を指導されたところであるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、衛生費の需用費について、健康づくり費では、燃料費、印刷製本費が減額され、同額を修繕料として増額し、介護予防支援事業費については、燃料費が増額されている。このような処理となった理由についてただしたところ、5目、健康づくり費については、修繕料の不足が見込まれるため、目内で調整したものである。目が異なる6目、介護予防支援事業費の燃料費については、使用する係、車両も異なるため、それぞれ処理したところであるとの答弁でありました。

最後に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成29年度の保育所運営事業の国庫負担金について、実績確定による精算返還金が計上されているが、返還に至るまでの流れについてただしたところ、平成29年度に概算で受け入れた保育所運営事業の国庫負担金については、各園の実績に応じて支出してきた。平成30年度において、29年度分の実績が確定したところであり、一般財源化している概算額と実績額の差額分を平成30年度予算において、精算返還金として一般財源から支出する流れになっているとの答弁でありました。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が1万8,000円計上されているが、その要因についてただしたところ、生活保護受給者と相談しながら、ジェネリック医薬品の使用率を上げていく努力をしているが、本市の使用率が80%を超えたため、通常4分の3である補助率が、8分の7に引き上げられたことによるものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、12番、丸山一産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となっています議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました、所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、審査に資するため、農地耕作条件改善事業下段地区農道改良舗装工事及び、荒廃農地等利活用促進事業の現地調査を実施し、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、現年公共土木施設災害復旧事業（補助）として、山角川災害復旧工事が計画されているが、山角川については災害が出たら対処するという対処療法の繰り返しになっている。抜本的な改修には膨大な費用が係ると思われるが、他の工法は無いのかとただしたところ、今回は、以前の災害のときに設置したと思われる間知ブロックと間知ブロックの間の石積み部分が被災しているもので、今回の対応で連続した間知ブロックになる。今回の被災場所の上流は以前コンクリート3面張りを行っている。全面的に改修するとなると、相当な費用がかかってしまうとの答弁でありました。

建設課が所管する道路等について、台風24号による被害は、市内全域でどのぐらいになるのか。また、その復旧の進捗状況についてただしたところ、台風24号による被災として、今回の補正予算では3件を公共土木施設災害として計上しているが、それ以外は緊急に対応するため、専決処分により、建設課所管分で合わせて77路線を軽微な委託等で実施している。そのうち現在施工中の路線は7か所であるとの答弁でありました。

今回の補正予算の公共土木施設災害復旧事業について、入札時期はいつ頃を予定しているのか。東九州自動車道については3年後の完成を目指し、市内各地で突貫工事のように行われており、市内の建設業者が多くの工事を請け負われている。当初予算で計上した工事や、今回の災害分の執行に問題はないかとただしたところ、当初予算で計上した建設課分の工事は、目標であった上半期の発注80%を達成している。今回の災害分については、補正予算の議決後、速やかに執行し1月末ごろの入札になると思われる。しかし、1月発注では標準工期が取れないため、応札は厳しいと考えている。国からは働き手が不足しており、工事を平準化するために債務負担行為や繰越事業に県や市町村も積極的に取り組むよう通達がきている。市は単年度会計で年度内施工が基本ではあるが、今回の工事発注については、工期の確保に御理解いただきたいとの答弁でありました。

災害発生時は、道路作業班や市内建設業者で作るNPO法人「志布志市ふるさと協議会」により素早く対応されているが、市内建設業者のふるさと協議会への加入状況についてただしたところ、合併当初からすると廃業などで減っているが、今年の4月に有明地区で2社が新たに加入さ

れている。ふるさと協議会に入っていない建設業者も含め、5月に意見交換を行っている。各社、働き手の確保は難しくなっていると聞いているとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新規に独立する自営就農者に国から年間150万円交付される農業次世代人材投資資金について返還金が予算計上されており、その理由として、農業公社での2年の研修後に独立された方のうち2名が離農され、該当にならない月分を、月割りでそれぞれ国へ返還するとの説明があったが、農業公社での研修後の就農などの条件はどのようになっているのかとただしたところ、研修生については、就農することと、地元で定住することが条件になっているとの答弁でありました。

今回のケースについては、農業次世代人材投資資金は返還していただくが、農業公社での研修手当については返還しなくてもよいのかとただしたところ、研修中に転出された場合、研修手当は返還になるが、今回のケースは研修終了後に1年以上就農されており、返還の条件からは外れている。現在の規定では、研修終了後に何年以上就農しなければならないといった期間が設定されていないため、今回のケースを参考に、農業公社ともしっかり協議していきたいとの答弁でありました。

荒廃農地で作物生産を再開するため、再生作業の費用を助成する荒廃農地等利活用促進事業が新規事業として予算計上されているが、この事業は以前から実施していたのか。また、農用地内に限定された事業なのかとただしたところ、以前は別の事業名で、基金を造成して県が実施していた。昨年度から市の予算を通した補助事業となり、予算として出てくるようになったものである。この事業は農用地内に限定されるが、それ以外の土地で実施する場合は、農業委員会の「よみがえる農地復元対策事業」で対応しているとの答弁でありました。

畜産共進会などの出品頭数が減少したことから、報償費を53万8,000円減額するとの説明だった。出品1頭当たりの報償費の金額と、昨年度の出品頭数との比較について、また、平成34年に鹿児島県で開催される全国和牛能力共進会を見据えた対応策についてただしたところ、市内3地区・曾於地区・県のそれぞれ共進会等がある。1頭当たり4,000円の報償費であり、市の品評会について、300頭の出品と積算していたが、実際は208頭だったことが減額の大きな理由である。秋の品評会への出品頭数の推移は、平成27年度が148頭、平成28年度が137頭、平成29年度は実施が無く、平成30年度が121頭である。現在もJAと市で出品への声掛けを行っているが、肉用牛振興会の中で打ち合わせし、平成31年度からはモデル的に、志布志地域の20歳から30歳代のヘルパー組合員約10名に、出品の声掛けに対して協力をもらい、それに対する謝礼金の予算化を計画している。まずは農家の意欲を高めることが1番と考え、全国和牛登録協会鹿児島県支部による研修会や交流会も計画しているとの答弁でありました。

最後に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森林病虫害等防除事業については増額補正されているが、若浜周辺から押切地区までの広い範囲で多くの松の木が枯れている。被害の状況についてただしたところ、マツノザイ線虫による被害が広い範囲で発生しており、当初予算と補正予算を合わせて、本数で1,300本程度、800m³分の松を伐採し、チップ化により処理する予定であるとの答弁でありました。

伐採後の植栽については、抵抗性松を植えたり、松にこだわらず広葉樹などを植えたりしてもよいのではないか。飛砂防備保安林としては大きな意味があり、県と善後策を検討すべきではないかとただしたところ、伐採後の植栽については、県と協議し、有効な樹木の種類を検討していく。緑ヶ浜団地の前については、来年、試験的にマテバシイを植える予定にしているとの答弁でありました。

農地耕作条件改善事業下段地区については、基盤整備後の残地を含め4mの幅員で道路改良を計画されている。基盤整備された他の地域では、機械の大型化などにより「5mにした方が良かった」という声をよく聞く。現地調査では残地が多く残っており、5mの幅員でも取れるようであるが、4mで計画された理由は何か。地元の意向を聞いて検討すべきではないかとただしたところ、4mの幅員で側溝に蓋を付ける方法と、5mの幅員でオープン側溝にする方法があるが、地元と協議し使いやすい方で進めていくとの答弁でありました。

農業用施設災害復旧事業（単独）については、災害分担金として歳入が70万円増額されているが、災害復旧に係る地元分担金なのかとただしたところ、農地及び農業用施設の災害復旧に係る地元分担金である。台風24号に関連する災害復旧事業については、12月5日に国から激甚災害として指定されているが、今回の補正予算を計上する段階では、市の単独事業として計上している。激甚災害の対象になれば有利な起債の対象にもなるため、次の補正予算で分担金は減額する予定であるとの答弁でありました。

市有林管理事業について、台風24号の影響により立木の売り払い代金が690万円減額されている。この対象面積と木の種類について、また、当該市有林の現状についてただしたところ、場所は帖南ヶ迫で、面積が10.9ha、樹木の種類はスギと一部ヒノキである。立木の搬出路を林道陣岳線としていたが、そこが被災して搬出できないため減額となったものである。現状として倒木はないが、一部崩落している。今後、間伐や皆伐など、事業の実施については森林組合とも協議し、災害が起きないように計画していくとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第80号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第7号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第80号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第81号 平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第21、議案第81号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第81号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、一般被保険者高額療養費が増額補正となっているが、どのような疾病が想定されるのかとただしたところ、疾病の分類について大分類で見ると、関節症、腎不全の伸び率が高くなっていると分析しているとの答弁でありました。

一般会計からの財政安定化支援事業繰入金について、233万3,000円が減額されているが、制度の概要と減額に至った要因についてただしたところ、財政安定化支援事業繰入金については、被保険者に低所得者や高齢者が多く、病床数が過剰であるなど、保険者の責めに帰すべきことのできない事情による保険税の減収、医療費の増加に対し、一般会計からの繰り入れについて定められている制度であり、財源としては、80%が交付税措置される制度である。30年度当初予算の繰入金については、前年度と同額を計上していたが、繰り入れ可能な法定繰入額について、国からの決定通知があったことから今回の減額に至ったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第81号、平成30年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

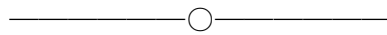
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。お諮りします。
議案第81号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第22 議案第82号 平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第22、議案第82号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第82号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、包括支援センターに派遣されている社会福祉協議会の職員については、年度途中での異動が見られるが、派遣された職員の給料が異なる場合への対応についてただしたところ、給料については、社会福祉協議会の給料表に従い、負担金として社会福祉協議会に支払っており、派遣された職員の単価の変動については、3月補正で対応することになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第82号、平成30年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

議案第82号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第23 議案第83号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（西江園 明君） 日程第23、議案第83号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第83号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、一般管理費で増額された嘱託職員報酬、光熱水費に下水道使用料の現年度分、過年度分が充当されているが、収納は担保されているのかとただしたところ、収納実績等を踏まえ計上したところである。過年度分については、当初の見込みを上回る50万円程度を既に収納しており、その分を補正するものである。現年度分については、上半期の調定実績と収納実績を踏まえ、その差額分を今回補正したものであり、収納については、担保されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第83号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

議案第83号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第24 陳情第3号 「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

○議長（西江園 明君） 日程第24、陳情第3号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました陳情第3号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書」について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長、保健課長、市民環境課長、学校教育課長、教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に関する現状や所管課の取り組み状況等について説明を受けました。

福祉課長から、障がい者やその家族に対する理解を深めるための施策については、平成27年に策定した「障害者計画」に基づき、「障害者週間」等の周知をはじめとする広報活動や、障がいのある方や関係者の相互交流を図る障がい者文化活動発表会・スポーツ大会等を開催している。県下福祉事務所長会議において「県下統一のヘルプマーク及びヘルプカードの導入に向けた要望書」を平成28年度から継続して提出し続けた結果、県においては、平成31年度から県下統一のヘルプカード導入に至ったところであり、今後も障がい者福祉の増進については、市民の関心と理解が深まるための取り組みを行っていきたいと考えている。研修については、そお地区自立支援協議会こども部会を中心に療育の質の向上及び療育従事者の専門性向上を目的とした協議、情報交換、研修会等を実施している。保育の充実については、子ども・子育て支援事業計画で、障がい児施策の充実を掲げており、今後も継続した障がい児保育を推進するとともに、保育環境の充実に努めている。保育所の入所の際の「就労の条件」については、国が定めた基準で判断することになるが、可能な限り柔軟な対応に努めているところであり、今後も継続していきたいと考えている。陳情で指摘のあった窓口対応の違いの詳細については、把握していないが、対応の違いにより迷

惑をかけたのであれば、申し訳なく思う。対応の統一については、日常的に協議しているところであるが、引き続き、窓口対応等の平準化に努めていく。巡回支援専門員整備事業については、幼保小連絡協議会や教育委員会を通じて、各施設との連携を深め、障がいの早期発見・早期対応につながるよう取り組んでいる。放課後等デイサービス事業の運営については、有資格者の配置による体制整備が必要であるが、事業所からの聞き取りによると有資格者不足が課題となっているため、平成29年11月に施設業務に従事可能な人材確保を目的とした「志布志市子育て人材バンク」を設立したが、登録に至っていない状況であるため、引き続き登録の案内に努めていく。

保健課長から、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援を目的とした子育て世代包括支援センターについては、本年4月に有明本庁に開設したところであり、妊産婦及び乳幼児の母子保健並びに子育てに関する支援に必要な実情の把握や保育園などの関係機関との連携体制の整備に取り組んでいる。周知については、市報への掲載や散らしの配布、出生手続や母子手帳発行時、乳幼児健診会場等で説明を行っており、今後も引き続き周知に努めていく。

学校教育課長から、教育支援相談員の配置、特別支援学級の充実に努めており、来年度については、特別支援学級10学級を新設する予定としている。また、特別支援学校との交流も行っており、巡回相談等を定期的実施し、必要な支援の在り方について検討している。就学時健診の際には、保護者を対象とした子育てに対する不安解消や相談体制等を周知する講演会を実施している。また、幼保小連携事業として、年2回の研修会を開始し、スタートカリキュラムを含めた検討等に努めている。

市民環境課長から、市民環境課では人権教育啓発基本計画を定めており、障がい者の人権、子供の人権擁護に資する施策に従い、保護司や人権擁護委員、民生委員のほか関係課等の担当者が参加する人権教育啓発推進連絡協議会においても、人権教育や人権啓発等について情報を交換しながら人権擁護に努めていきたいと考えているとの説明でありました。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、陳情書の中に「子育て世代包括支援センターに関し、気軽に相談に行くことができるような体制づくりを行ってください」とある。子育て世代包括支援センターが有明にあることを背景とした陳情と捉えているのかとただしたところ、保健課長から、子育て世代包括支援センターについては、平成30年4月に現在の場所で開設され、関係機関等との連携や情報共有等の体制整備に重点的に取り組んでいるところである。今後については、窓口体制の拡充も求められることから、場所の問題も含め検討が必要になってくると考えているが、保健師や助産師、保育士等の配置が子育て世代包括支援センターの円滑な運営には不可欠であるため、全体的な組織の在り方も含め、関係課との協議を進めているところであるとの答弁でありました。

特別支援学級については、平成31年度において10学級が新設されるとの説明であったが、専門的な知識を有した教職員の配置についてどのように考えているのかとただしたところ、学校教育課長から、専門的な免許を有した教職員が担当することが原則ではあるが、免許を有していない教員についても、これまでの現場経験や特別支援教育の研修等での学びを通して、指導力を高め

担当してもらうことになる。教職員についても人手不足であるため、それぞれの学校で工夫をしながら支援環境の充実に努め、対応していくとの答弁でありました。

本市から牧之原養護学校に通っている子供の負担が大きいことも陳情から伺えるところである。県において、養護学校の分校設置の動きがあるとの情報も把握されているようだが、より早い実現につなげるためには、どのような活動が必要なのかとただしたところ、学校教育課長から、教育委員会からの要望や議会等からの要望を県の教育委員会にあげていくことが大切だと思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

意見として、アンケート調査の結果からも、保護者の方々が抱えている深刻な状況が認識できた。併せて、根深いそれぞれの課題の解決については、引き続き取り組んでいかなければならない。「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を実現していくためにも、本陳情については採択すべきという意見がありました。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第3号、「育ちにくさを持つ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

陳情第3号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

日程第25 議案第84号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（西江園 明君） 日程第25、議案第84号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について

て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第84号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ここ数年、報酬等について微増が続いているが、本市の景気動向などを捉えた上で、今回の提案となっているのかとただしたところ、今回の報酬等の引き上げについては、本市の市民税の所得割納税義務者数及び一人当たりの所得額が、年々、増加・回復傾向にあること。また、大隅公共職業安定所管内の有効求人倍率についても、平成25年10月が0.95倍であったのに対し、平成30年10月は1.31倍と増加していること。更には、同じく管内の月給制下限・上限平均、共に昨年度よりも上昇している状況であること等を踏まえ、今回の引き上げについて提案に至ったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第84号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

議案第84号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第85号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

○議長（西江園 明君） 日程第26、議案第85号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第85号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正中、宿日直勤務についての表記があるが、宿日直勤務とはどのようなものか。また、本市において該当する勤務や実績はあるのかとただしたところ、宿日直勤務とは、医師又は歯科医が病院等で宿日直を行った場合の規定であり、本市では病院等を運営していないため対象者はおらず、これまでの実績も無いが、国の改正に準じて今回改正を行うものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第85号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

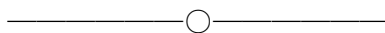
○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。

議案第85号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第27 議案第86号 平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（西江園 明君） 日程第27、議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、八代誠総務常任委員長。

○総務常任委員長（八代 誠君） ただいま議題となりました議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員6人出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書により一般会計補正予算（第8号）に伴う歳入予算についての補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、法人市民税が還付となった主な要因は何かとただしたところ、法人市民税は、予定納付が義務付けられているが、国の施策で、企業等への優遇措置となる償却資産等の減免措置が打ち出されたこと等により、企業の設備投資が増えたことで、平成29年度と比較すると企業利益が減少となったことが、予定納付していた法人市民税の還付が生じている主な要因と考えているとの答弁でありました。

最後に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明として、一般会計補正予算（第8号）については、人事院勧告に準じた一般職の給料及び職員手当の引き上げに伴う補正予算である。人件費については、総務課で一括管理しているため、人事院勧告及び法改正に準じた給与改定分を費目別に人件費を算定している。なお、今回の改正では、市長、副市長、教育長及び議員分についても、それぞれ増額となるため、増額補正のお願いをすところだが、本年2月に市長・市議会議員選挙が執行され、今回改選された結果、市長及び初当選された議員の6月分期末手当の在職期間の期間率が100分の60となり、その差額で対応可能だったため、補正予算は計上していない。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） 次に、19番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市内小・中学校の普通教室への空調機設置について、P F I方式は検討されたのかとただしたところ、今回の空調機整備については、P F I方式も検討したが、事例等も少なく、P F I方式で機器を導入する場合、事業完了までに2、3年程度の期間を要すること、地元企業の参入が厳しくなることが想定されたため、従来どおりの方法により整備するものであるとの答弁でありました。

空調機器の導入スタイルと導入後のランニングコストへの国の支援の在り方についてただしたところ、今回の機器導入については、リースではなく一括で購入し、設置するものである。導入後の電気料等については、交付税措置という情報を得ているが、詳細な内容については、把握していないとの答弁でありました。

平成31年度での国庫補助金申請を今回の臨時特例交付金に申請替えし、早期の事業着手に努めるものであるとの説明であったが、交付金の算出基礎についてただしたところ、国庫支出金の算定については、概算の工事請負額と、国が示す標準単価に設置面積を掛けて算出した額を比較し、どちらか少ない事業費の3分の1が内定された交付金額となっている。今回計上した事業費については、これまでの県内の工事实績等から算定した単価から算出した概算事業費となっているが、実施設計の状況によっては、事業費の変動があることを理解いただきたいとの答弁でありました。

今回の空調機整備事業については、国庫支出金のほか学校教育施設等整備事業債を財源としているが、交付税措置の在り方についてただしたところ、これまでの大規模改造に伴う空調機設置等については、国庫補助の対象外の地方負担分の75%について、学校教育施設等整備事業債が充当され、そのうち、30%が交付税措置される制度となっていた。今回の臨時特例交付金については、財政措置が拡充され、国庫補助以外の地方負担分については、学校教育施設等整備事業債を100%充当することが可能となり、元利償還金の60%が交付税措置されることになっているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明として、一般会計補正予算（第8号）については、人事院勧告及び法改正に準じた給与改定分に伴う下水道管理特別会計への繰出金を計上したものである。概略以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論は無く、採決の結果、議案第86号、平成30年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

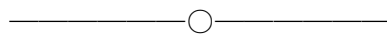
○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。お諮りします。

議案第86号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第28 議案第87号 平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（西江園 明君） 日程第28、議案第87号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第87号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、12月10日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般管理費で給料が1万5,000円増額されているが、何名分かとただしたところ、職員2名分であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論は無く、採決の結果、議案第87号、平成30年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

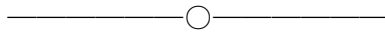
以上で報告を終わります。

○議長（西江園 明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 討論なしと認めます。
これから採決します。
議案第87号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

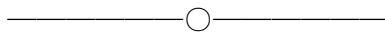
○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第29 議員派遣の決定

○議長（西江園 明君） 日程第29、議員派遣の決定を行います。
お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。
これに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

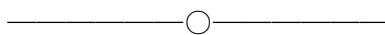
○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。



日程第30 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西江園 明君） 日程第30、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。
配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西江園 明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（西江園 明君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成30年第4回志布志市議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午前11時57分 閉会